

東日本大震災無料法律相談 情報分析結果 (第2次分析)

日本弁護士連合会
東日本大震災・原子力発電所事故等対策本部
平成23年8月

1 相談事例の分類（震災関連以外を除く 23 類型）

（1）不動産所有権（滅失問題含む）

- ・主として土地及び建物の毀損に伴う所有権問題、滅失登記や権利証の紛失等を分類。
- ・滅失等した住宅のローンについては（9）に分類。
- ・毀損した不動産による近隣土地所有者等との損害賠償、妨害排除請求権等の問題については（6）に分類。
- ・毀損した住宅等に対する行政給付の問題については（12）に分類。
- ・新築建物完成後引き渡し前、不動産売買契約後引き渡し前の目的物滅失による危険負担に関する問題については（20）に分類。

（2）車・船等の所有権（滅失問題含む）

- ・主として車・船舶等の毀損に伴う所有権問題、保管中の車の損壊をめぐる損害賠償問題等を分類。
- ・滅失した車・船舶等のローン、リースについては（9）に分類。
- ・車等の損害保険については（11）に分類。

（3）預金・株等の流動資産

- ・預金通帳、有価証券等の滅失等の問題を分類。

（4）不動産賃貸借（借地）

- ・土地の賃貸借契約に伴う問題を分類。

（5）不動産賃貸借（借家）

- ・建物の賃貸借契約に伴う問題を分類。

（6）工作物責任・相隣関係（妨害排除・予防・損害賠償）

- ・土地建物の損壊による工作物責任（損害賠償）問題、集合住宅の水漏れ等に関する損害賠償問題、その他相隣関係等の問題を分類。

（7）境界

- ・境界の損壊に伴う費用負担、境界の確定等の問題を分類。

（8）債権回収（貸金、売掛、請負等）

- ・債権回収に伴う問題を分類。

(9) 住宅・車・船のローン、リース

- ・住宅・車・船舶のローン、リース等に関する問題を分類。

(10) その他の借入金返済

- ・(9) 以外の借入金に関する問題を分類。

(11) 保険

- ・損害保険（火災保険、地震保険、自動車保険）、生命保険、共済等に関する問題を分類

(12) 震災関連法令（公益支援・行政認定等に関する法解釈等）

- ・被災者生活債権支援法、生活保護の受給、災害救助法等の震災関連法令の適用・法解釈、義援金の受領、仮設住宅や行政認定等に関する法解釈等に関する問題等を分類。

(13) 税金

- ・税金に関する問題を分類。

(14) 新たな融資

- ・新たな融資制度、融資に関する震災関連法令の適用、解釈等に関する問題を分類。

(15) 離婚・親族

- ・震災に関連する親族間の問題、後見制度等に関する問題等を分類。

(16) 遺言・相続

- ・遺言、相続、失踪宣告、認定死亡制度等に関する問題を分類。

(17) 消費者被害

- ・震災に関連する消費者被害に関する問題について分類。

(18) 労働問題

- ・雇用契約に伴う労使の問題、雇用保険等の問題について分類。

(19) 外国人

- ・外国人特有の問題について分類。

(20) 商事・会社関係・取引問題

- ・会社及び事業者等に特有の問題、売買契約における目的物の滅失等に際しての危険負担の問題等について分類。

(21) 刑事

- ・刑事事件に関する問題について分類。

(22) 原子力発電所事故

- ・原子力発電所事故等に伴う問題について分類。

(23) その他

- ・(1)～(22)に直ちに該当しない相談内容について分類。
- ・たとえば、住宅に付随する給湯器の損壊等に関する問題等を分類。

2 相談件数と相談分類の関係

1件につき、複数(最大3)の相談類型に分類する場合がある。

3 分析対象

日本司法支援センター、日本弁護士連合会、各弁護士会・連合会、弁護士有志(ボランティア等)等が実施し、且つ、日本弁護士連合会に報告があった相談事例を分析対象としている。実際には、岩手弁護士会(電話、面談)仙台弁護士会(電話、面談)福島県弁護士会(電話、面談)茨城県弁護士会(電話)日本弁護士連合会(電話、各地への派遣面談相談)が担当した相談事例がほとんどを占めている。

また、集約の進捗状況(分析対象期間)については、作業の都合により多少のばらつきがあるが、次回分析結果の発表時においては、相当程度が解消される見込みである。

なお、実際の相談件数(母数)については、掲載されている図表を直接参照されたい。

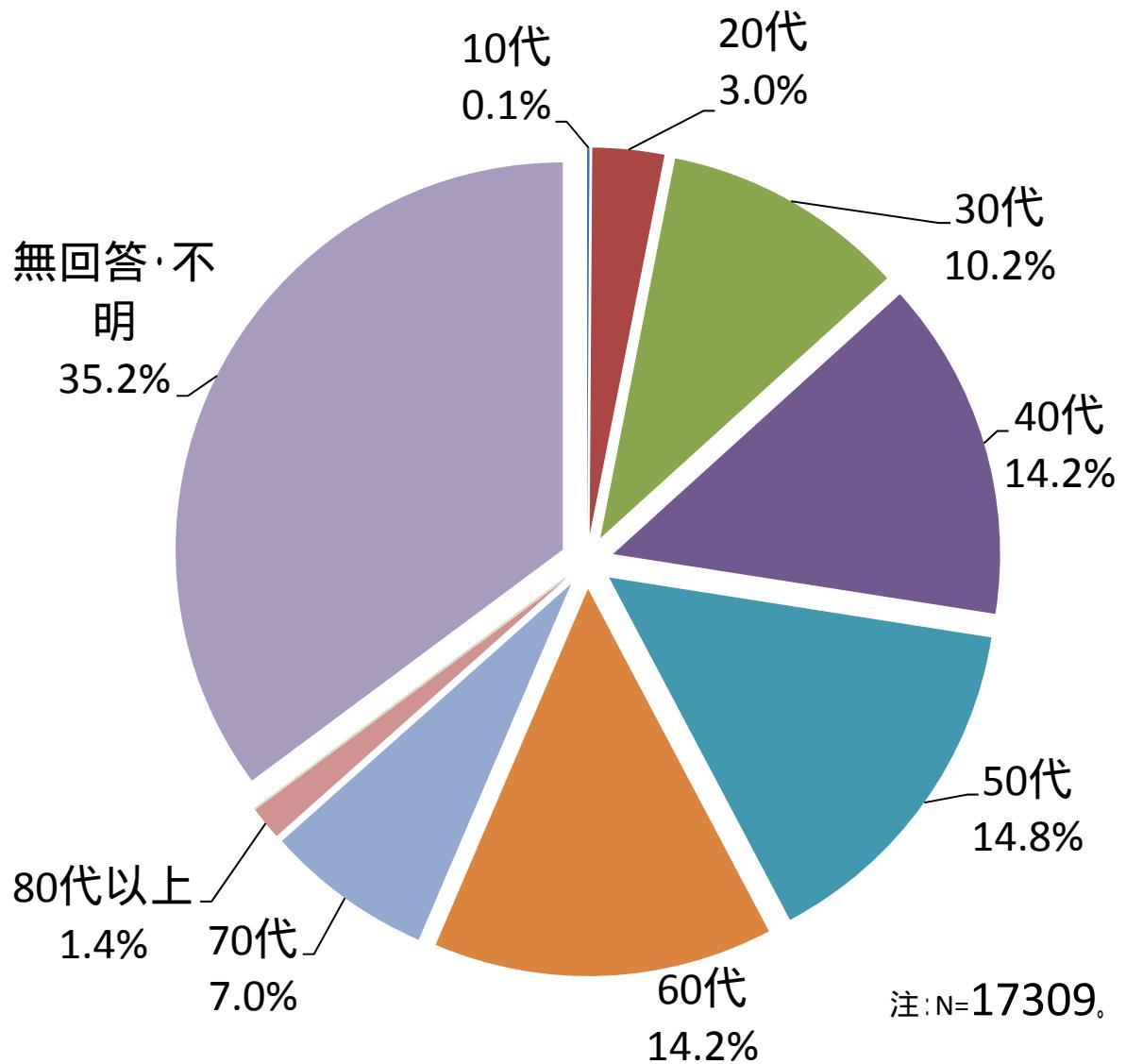
平成23年8月

日本弁護士連合会嘱託
弁護士 岡本 正

全相談の概要

(日本弁護士連合会にて集約・データベース化した全事例)

(図全1 - 1)
全相談事例
(相談者年齢構成)



日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)を母数としたもの。

相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図全1 - 2)
全相談事例
(全相談類型別の年代分布表)

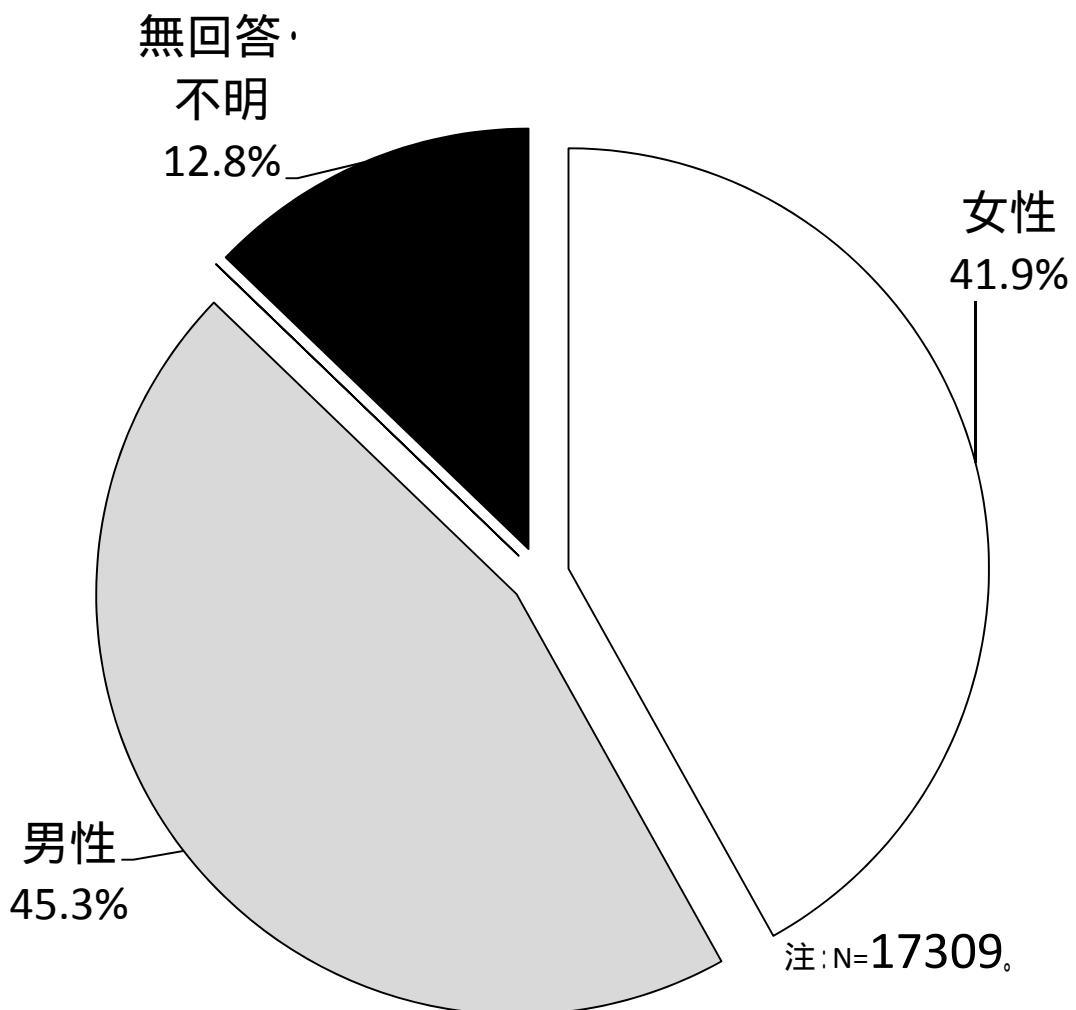
	20代以下 (N=522)	30代 (N=1754)	40代 (N=2445)	50代 (N=2551)	60代 (N=2444)	70代 (N=1209)	80代以上 (N=251)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	3.4	3.6	5.2	5.5	8.1	9.7	12.0
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	3.8	3.1	2.3	2.8	2.0	2.2	0.4
3 預金・株等の流動資産	0.4	0.4	0.6	0.9	1.0	1.6	1.6
4 不動産賃貸借(借地)	0.6	0.6	1.5	1.7	2.3	2.3	2.4
5 不動産賃貸借(借家)	26.2	19.2	14.7	13.8	14.4	13.7	14.7
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	6.3	7.8	10.1	11.6	15.2	18.9	20.3
7 境界	0.2	0.4	0.2	0.5	0.9	0.9	0.4
8 債権回収(貸金、売掛、請負等)	0.2	0.6	0.6	0.6	1.1	0.6	1.2
9 住宅・車・船等のローン、リース	9.0	9.7	10.8	10.1	8.0	6.0	3.2
10 その他の借入金返済	3.3	4.6	6.1	5.7	4.2	2.5	2.8
11 保険	3.4	6.2	5.9	5.6	6.8	6.4	7.2
12 震災関連法令	14.8	16.5	19.9	21.5	21.0	24.3	21.5
13 税金	1.3	1.2	1.6	2.0	1.8	1.7	0.8
14 新たな融資	1.0	1.1	1.3	1.0	0.9	1.0	0.0
15 離婚・親族	3.6	3.8	2.2	2.1	1.9	2.5	2.4
16 遺言・相続	11.5	12.0	14.4	13.9	10.6	9.7	8.8
17 消費者被害	0.8	1.0	1.2	0.6	1.0	1.0	1.6
18 労働問題	10.7	8.2	6.5	6.0	4.0	1.6	0.8
19 外国人	0.8	0.1	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	2.1	3.8	3.3	3.1	3.0	1.5	1.6
21 刑事	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.4
22 原子力発電所事故等	3.6	3.7	4.6	5.3	3.6	2.2	3.6
23 その他	6.7	8.0	6.5	6.4	6.3	6.3	5.6
24 震災以外	4.6	2.2	2.9	1.6	1.9	3.5	4.8

日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)を母数としたもの。

相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図全1 - 3)
全相談事例
(相談者男女比)



日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)を母数としたもの。

相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図全1 - 4)
全相談事例
(相談者の被災当時の住所分布(47都道府県))

	%	N(相談者数)
北海道	0.2	42
青森県	0.3	47
岩手県	16.5	2858
宮城県	48.4	8377
秋田県	0.1	14
山形県	0.1	23
福島県	19.2	3317
茨城県	5.1	881
栃木県	0.2	35
群馬県	0.1	19
埼玉県	0.5	78
千葉県	0.6	112
東京都	1.4	245
神奈川県	0.6	107
新潟県	0.1	10
富山県	0.0	1
石川県	0.0	2
山梨県	0.0	7
長野県	0.0	6
岐阜県	0.0	3
静岡県	0.1	9
愛知県	0.1	10
三重県	0.0	4
滋賀県	0.0	4
京都府	0.0	2
大阪府	0.1	16
兵庫県	0.0	7
奈良県	0.0	2
岡山県	0.0	1
広島県	0.0	2
愛媛県	0.0	4
高知県	0.0	2
福岡県	0.0	8
長崎県	0.0	1
宮崎県	0.0	5
鹿児島県	0.0	3
その他	0.0	2
無回答・不明	6.0	1043
合計	100.0	17309

注:掲載されていない都道府県は、該当者がいないことを指す。

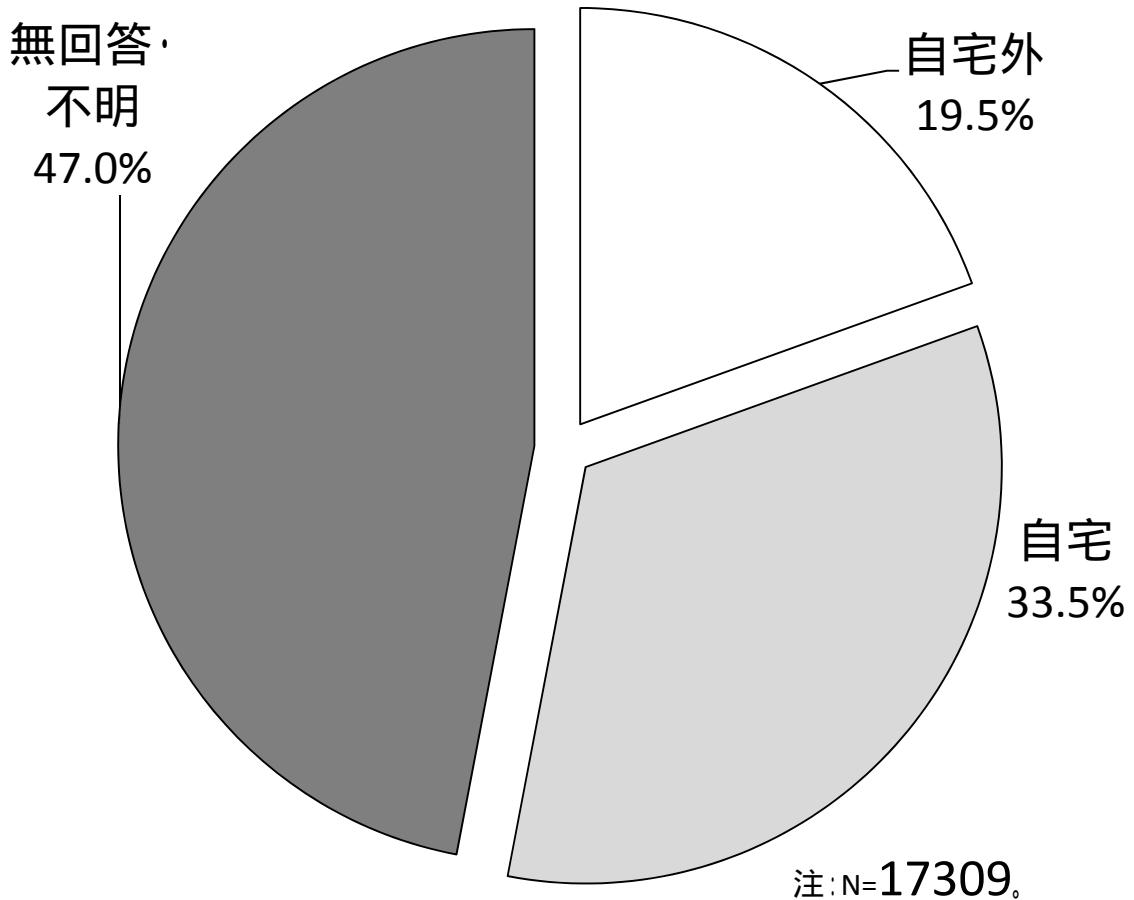
日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)を母数としたもの。

被災当時の相談者の住所地(47都道府県)にて分類している。

実施主体の法律相談体制(担当弁護士の人数等や設備状況(電話回線数等)によって相談者の絶対数が左右されることに留意されたい。

未集約の相談も多数存在する。上記に掲載されていない件だからといって、リーガルニーズが存在しないということではないことに留意されたい。

(図全1 - 5 - 1)
全相談事例
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)



日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)を母数としたもの。

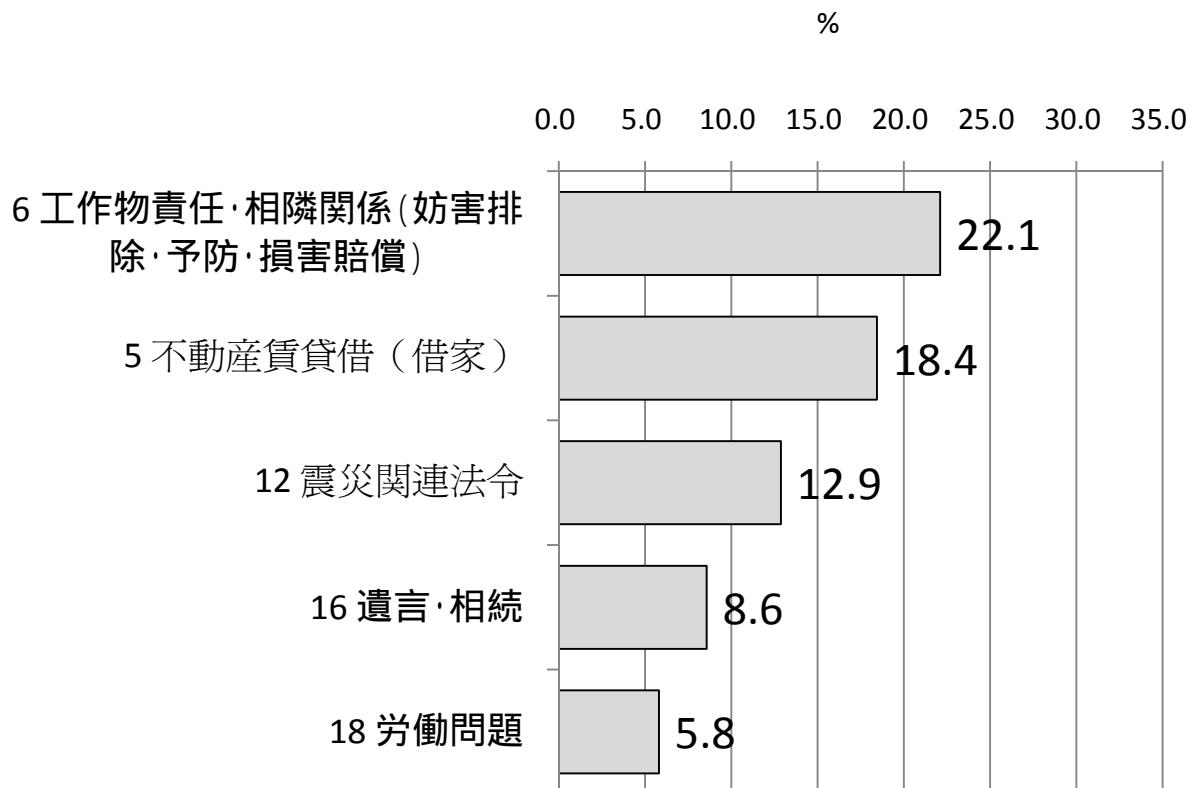
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談実施当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、そのほとんどは「避難所」である。なお、分析対象となっている相談実施日との関係で、仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

(図全1 - 5 - 2)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ5786人である。



日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)のうち相談者の「居所」が「自宅」であることが判明している相談事例の上位5類型を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

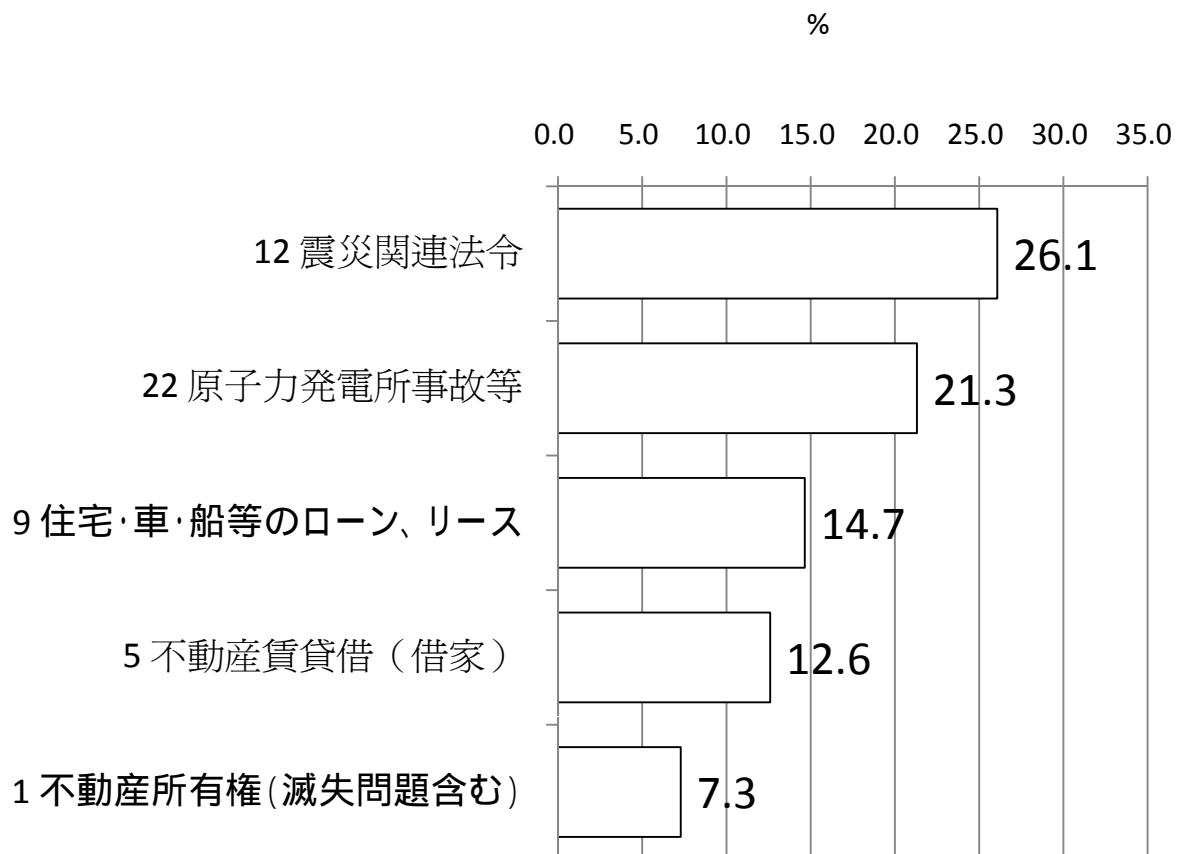
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅」の中には、震災後、従前の住居に居住が困難となり、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

自宅居住者であることから、多くは、自宅の倒壊や津波による大規模被害は免れている。一方、隣家との問題(「6工作物責任・相隣関係」)、賃貸借契約の問題(「5不動産賃貸借(借家)」)など、自宅に居住しながらの悩みが多くを占めているのが特徴である。

(図全1 - 5 - 3)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ3351人である。



日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)のうち相談者の「居所」が「自宅以外」であることが判明している相談事例の上位5類型を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

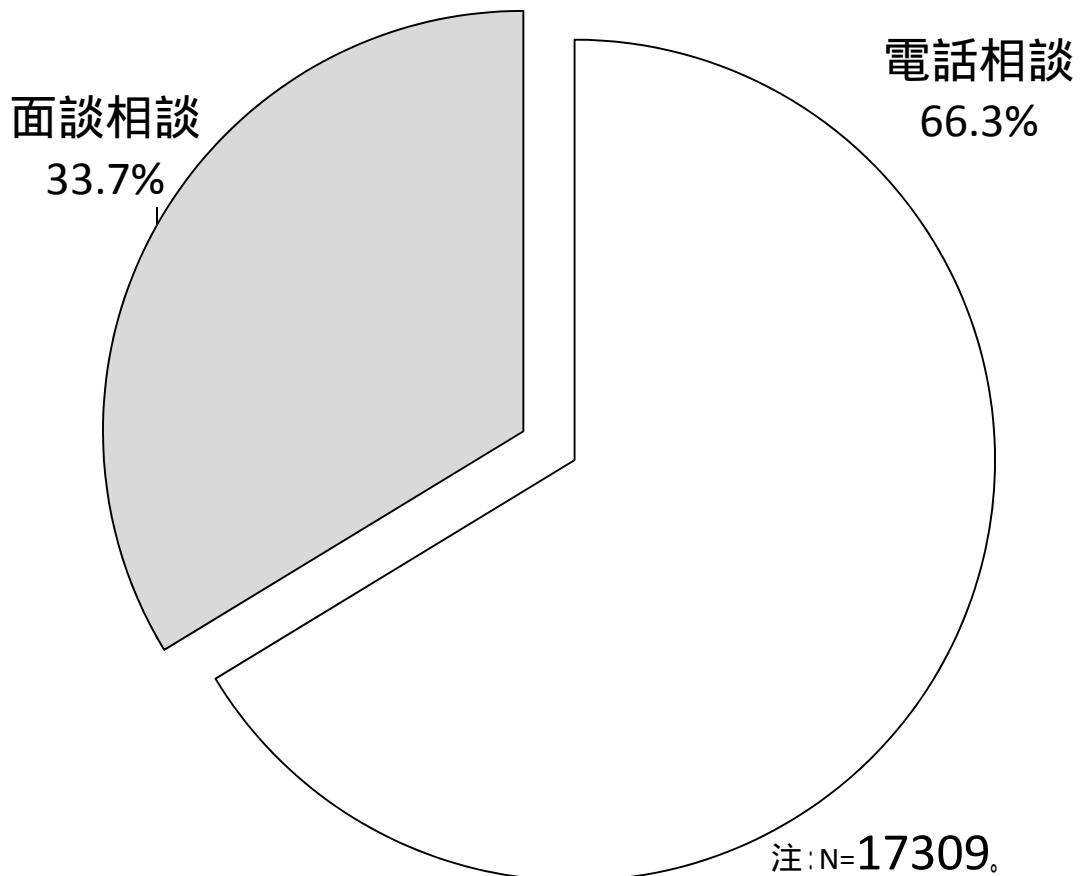
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、そのほとんどは「避難所」である。なお、分析時期との関係で、第二次分析では仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

多くは、自宅に居住できないほどの被害を受けた被災者の相談であることから、「9住宅ローン」の相談の割合が高い。また、甚大な被害に対する行政上の救済措置を求める「12震災関連法令」に関する相談が多いことが特徴である。

また、原子力発電所事故等で、日本全国へ避難している者の相談が高い割合を占めている。

(図全1 - 6)
全相談事例
(相談種別(電話相談 / 面談相談))



日本弁護士連合会にて集約・分析を実施した、約17300件の全分析データ(第二次分析の対象となった全事例のデータ)のうち「電話相談」と「面談相談」の実績を示したもの。

電話回線数や相談担当弁護士のマンパワーなどに左右されるため、単純な比較による検証は困難と思われる。

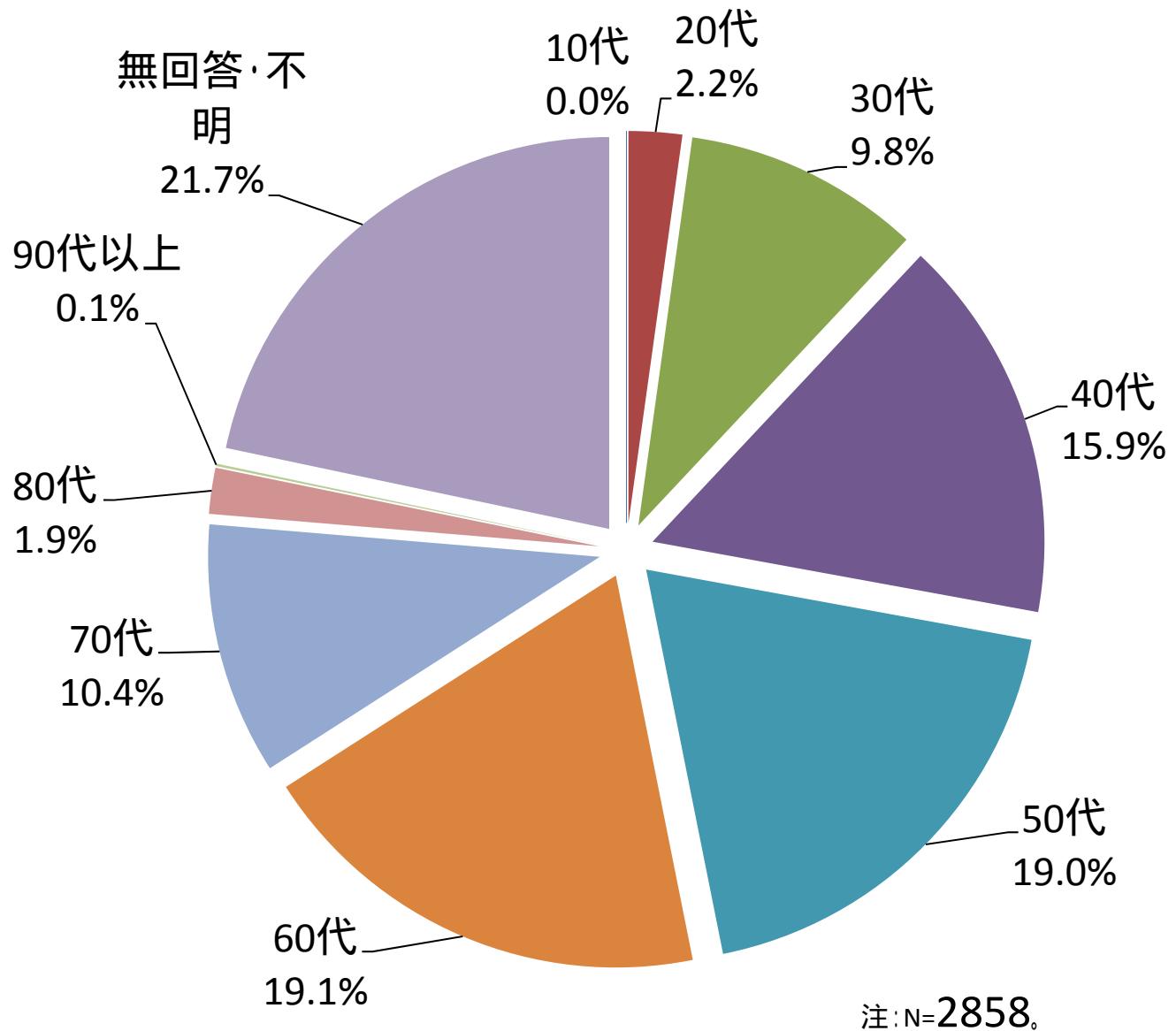
岩手県

(相談者の被災当時の住所が岩手県である相談事例)

(参考)岩手県全図

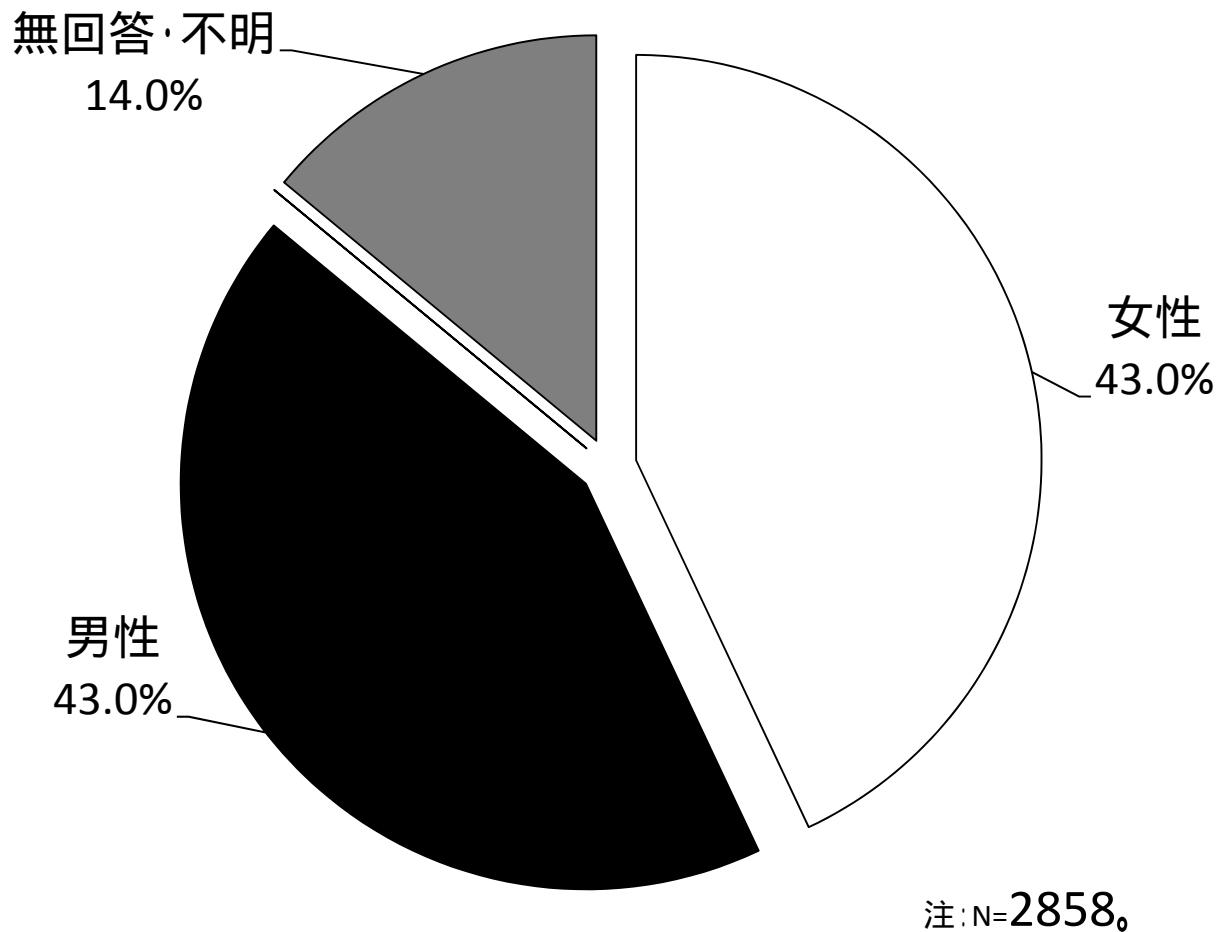


(図2-1-1)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(相談者年齢構成)



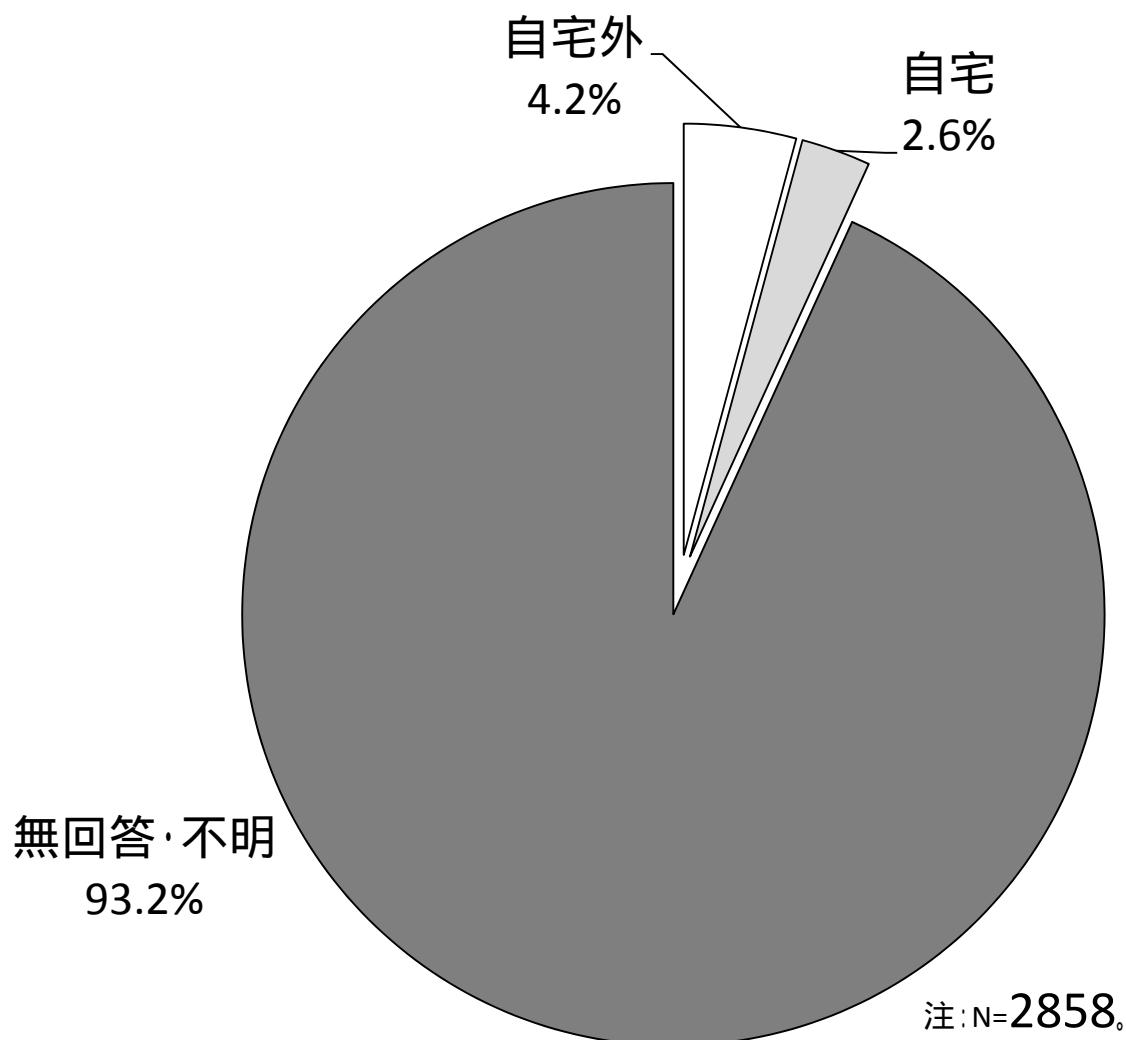
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も相当数存在することに留意されたい。

(図2-1-2)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(相談者男女比)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図2-1-3)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)



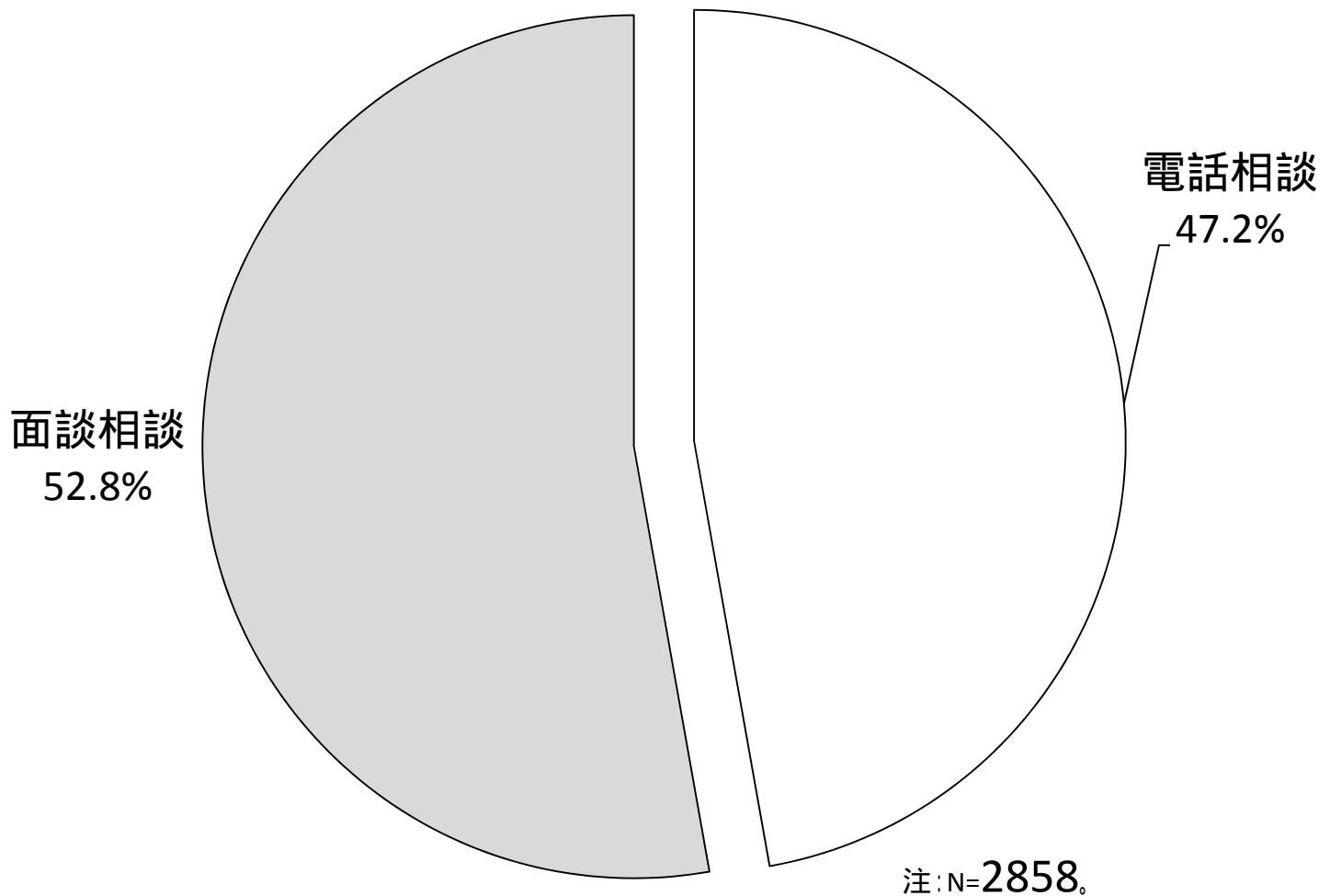
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例を母数としたもの。

相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例が、9割以上を占めていることから、あくまで参考値として活用されたい。データの集約方法についても今後の課題である。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。なお、分析時期の関係で、仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

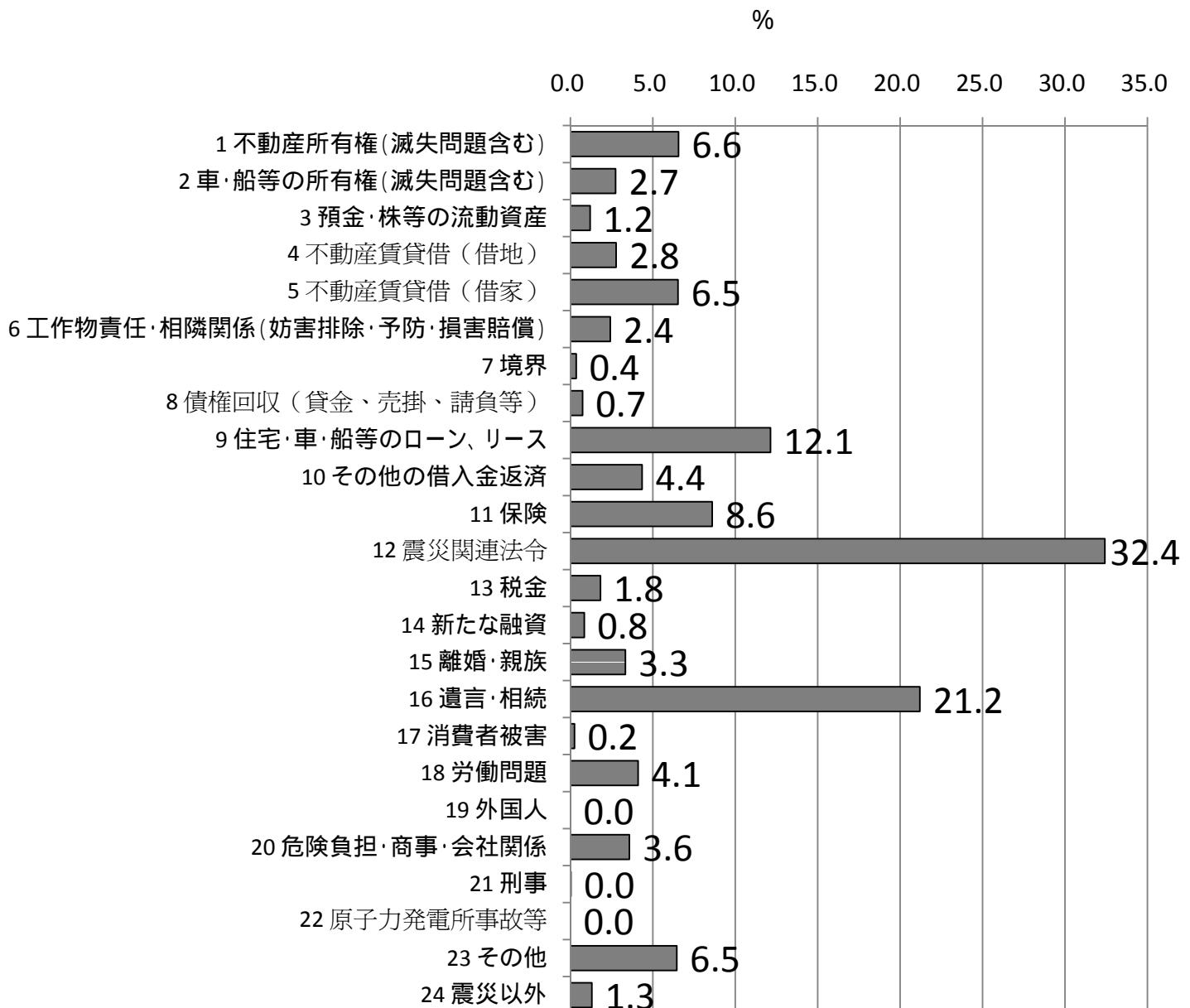
(図2-1-4)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(相談種別(電話相談 / 面談相談))



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県である事例を母数としたもの。
電話回線数や相談担当弁護士のマンパワーなどに左右されるため、単純な比較による検証
は困難と思われる。

(図2-2-1)
全相談事例
(分析時の累計数(全類型の分布))

注:各相談内容の分母はそれぞれ2850人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例を母数としたもの。

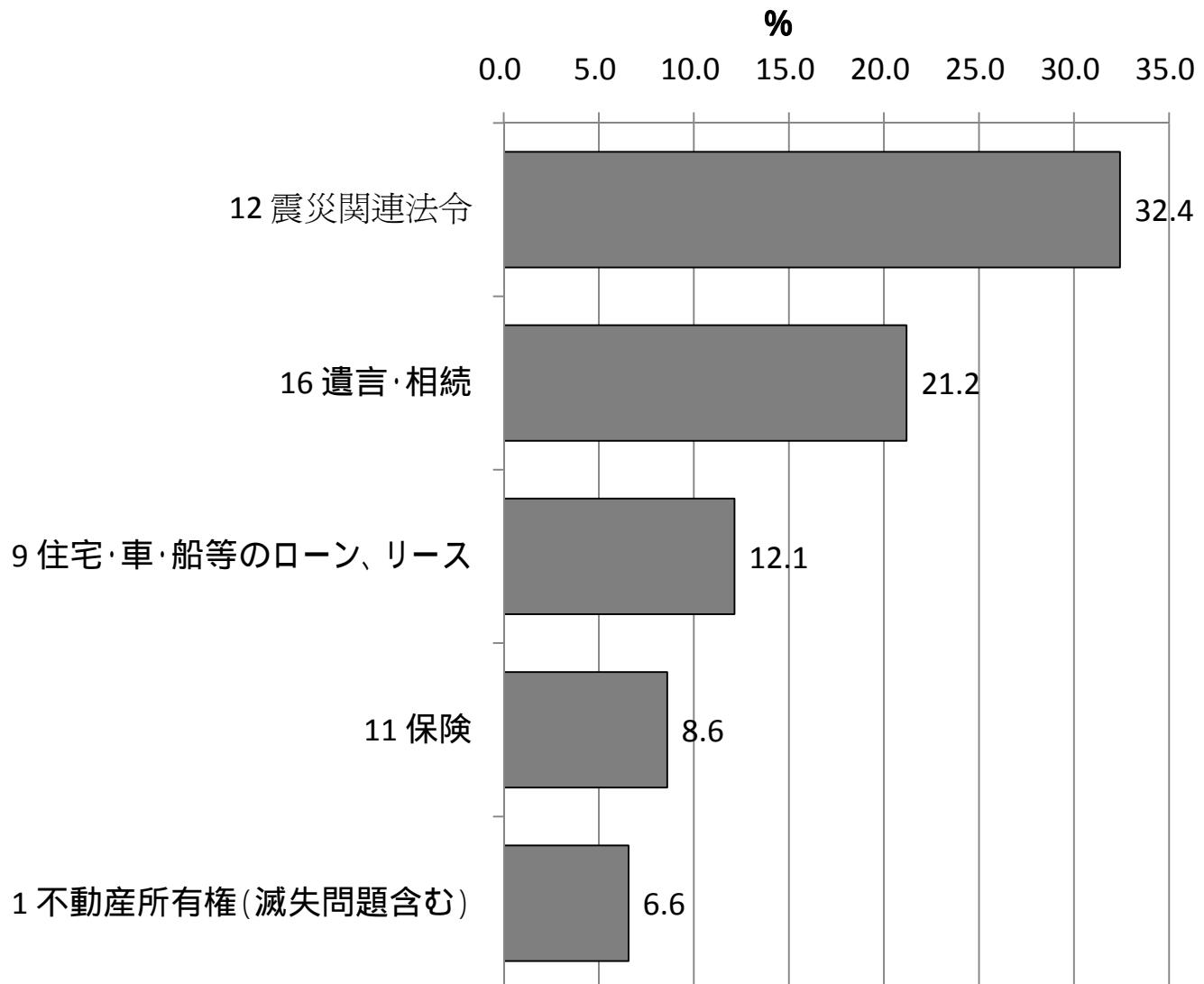
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における最新の相談傾向を反映しているとは限らないことに留意されたい。

「12震災関連法令」を除いては、「9住宅ローン等」や「16遺言・相続」が高い比重を占めていることが大きな特徴であり、岩手県沿岸部の津波による深刻な被災状況を克明に反映している。

「4借地」「5借家」「6工作物責任・相隣関係」の相談事例が少ないことも上記被災状況を反映したものである。

(図2-2-2)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(分析時累計数・上位5類型)

注:各相談内容の分母はそれぞれ2850人である。



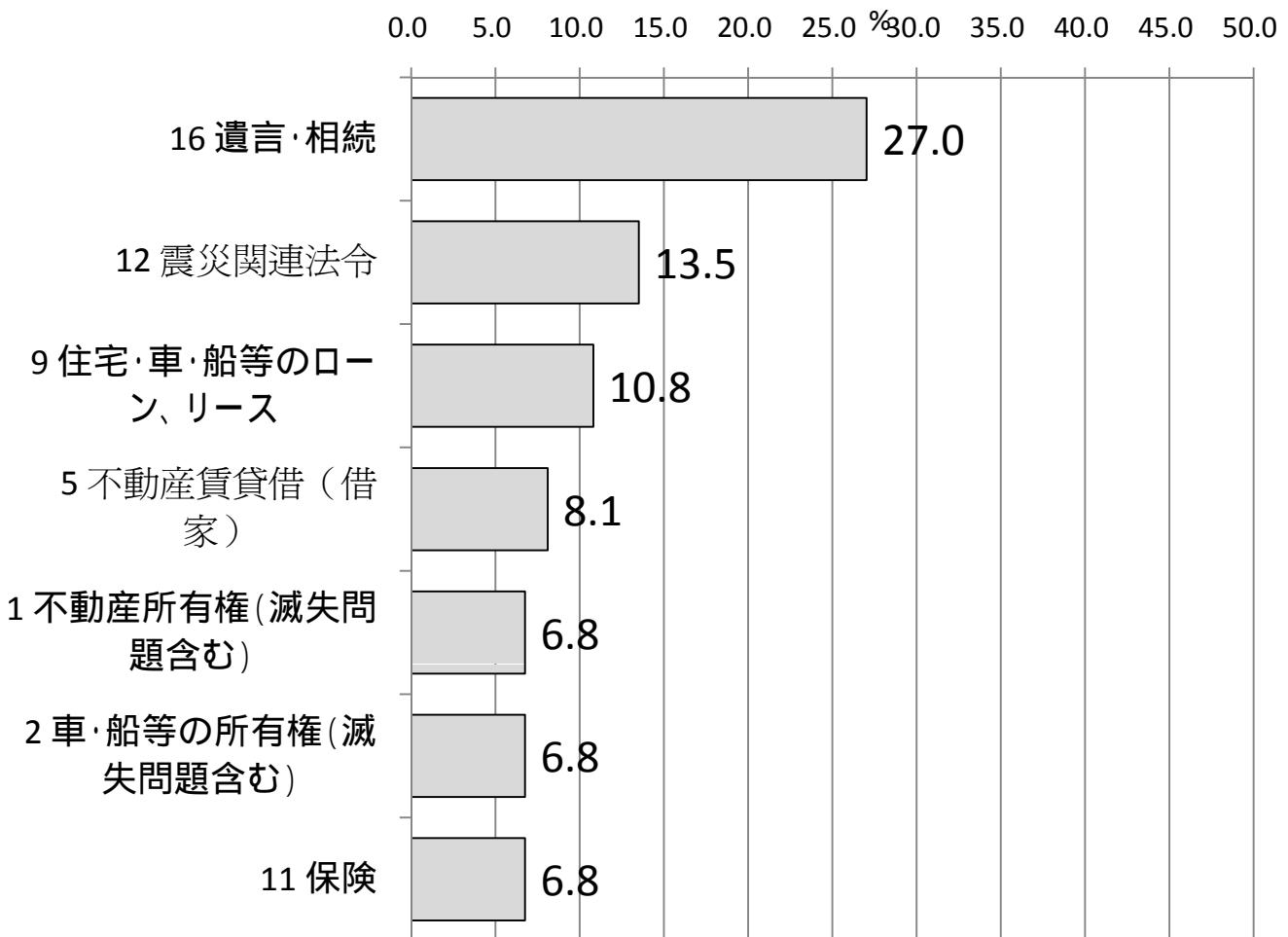
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例から相談事例の上位を抽出したもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

「震災関連法令」を除く「住宅ローン等」や「遺言・相続」が高い比重を占めていることが大きな特徴であり、岩手県沿岸部の深刻な被災状況を顕著に反映したものとなっている。

(図2-2-3)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ74人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

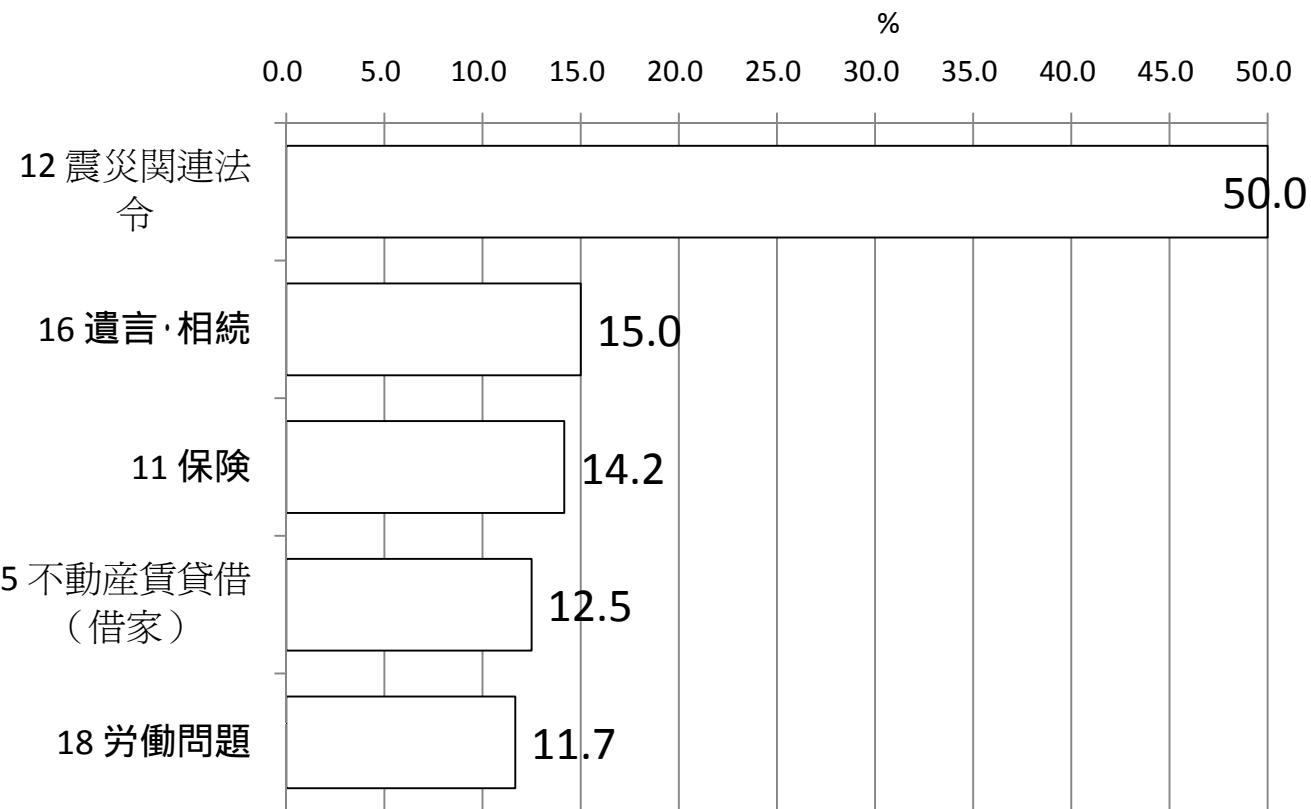
「自宅」の中には、震災後、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

有効回答数(母数)が少ないとから、あくまでも参考実績値とされたい。

全体傾向同様に、「16相続」「9住宅ローン」の相談事例が多いのが特徴である。

(図2-2-4)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ120人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「岩手県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅以外」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

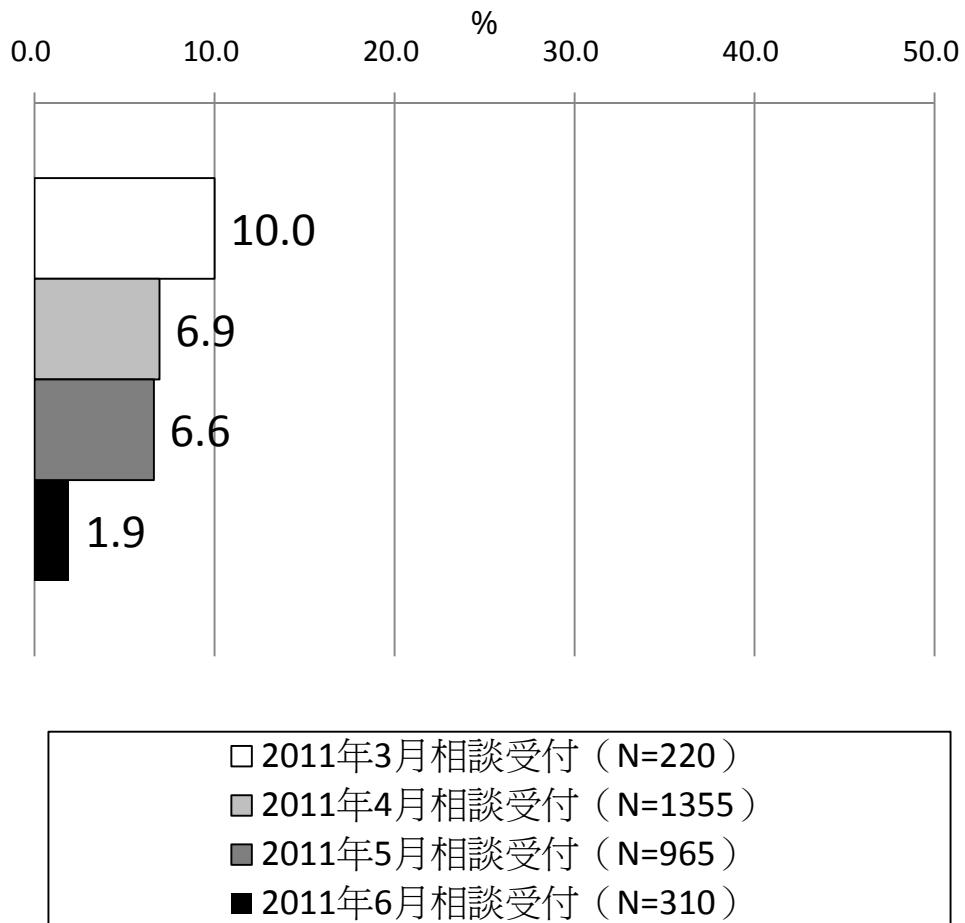
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。分析時期の関係で、第二次分析では仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

有効回答数(母数)が少ないとから、あくまでも参考実績値とされたい。

自宅以外の居住者であるため、多くは、自宅建物が相当の被害を受けている。そのため、行政救済措置を求める「12震災関連法令」の相談が突出して多くなっている。自宅居住者との違いとしては、地震保険や火災保険における損壊認定などを含む「11保険」に関する相談が多いのが特徴である。

(図2-3-1)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の推移)

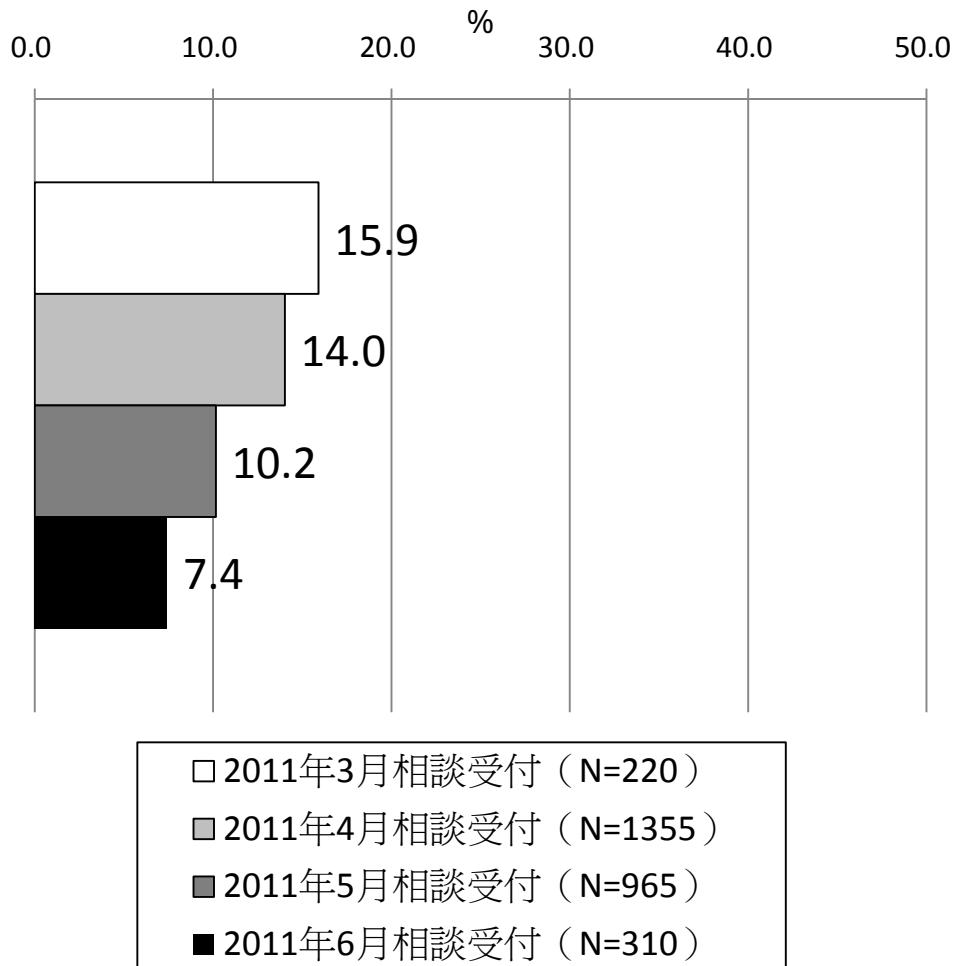


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県である事例から、全相談に占める「5不動産賃貸借(借家)」の相談割合の推移を示したもの。

「5不動産賃貸借(借家)」の相談事例とは、滅失、損壊等した建物の賃料支払義務の有無、賃貸人の修繕義務の負担問題、賃料減額問題、賃貸借契約終了の有無の問題、退去に際しての金銭的精算(立退料の是非、敷金返還)の問題等が代表的である。

当初は相談全体の1割を占めていたが、収束傾向にある。その理由としては、無料法律相談が解決指針を示したこと、紛争の自主的解決機能(紛争予防機能)が顕著に現れたこと、賃借権の存否に拘る事例がほとんど無く、ほぼ金銭的な負担関係の相談事例であったこと、退去や賃借権の存否といった、比較的複雑な紛争も、被災者生活再建支援制度の適用が賃借人にもあることから、賃借人の金銭的負担等が軽減され、問題が紛糾するに至らなかつたこと等が考えられる。

(図2-3-3)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン、リース」相談の推移)



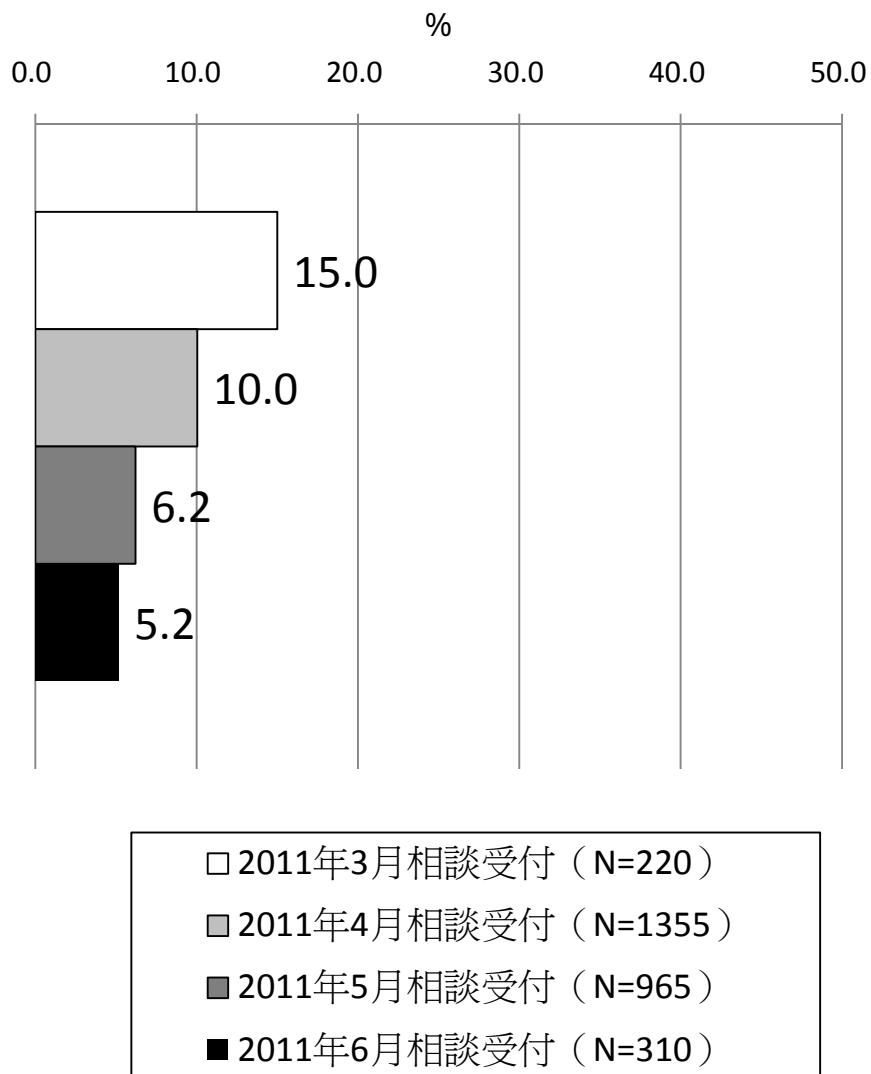
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県である事例から、全相談に占める「9住宅・車・船等のローン、リース」の相談割合の推移を示したもの。

「9住宅・車・船等のローン、リース」の相談事例とは、津波等の被害により住宅が滅失等し、生活基盤が失われた(あるいは、勤務先が被災したり、漁船を失い操業できないケース等)等により、住宅ローン等既存債務の返済ができないような事例である。

全体に占める相談割合が減少しているが、決して問題が収束傾向にあるわけではない。即ち、初期の相談では、既存の債務の負担についての立法あるいは政策的な救済措置がなされるかどうかが不透明であったことから、立法・政策措置の目途が付くまで解決指針を示せなかった。また、金融機関やリース会社等によって、支払い猶予措置が積極的に実施されていたこと等から、新規の相談需要が徐々に減少していったにすぎない。現実には、累積するほぼ全ての件数が未解決のままであると推測される。

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日)が公表され、弁護士等が中心的に関与して既存債務の免除等の措置が講じられることになったため、個別の相談事例が増加することが予想される。

(図2-3-2)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「11保険」相談の推移)



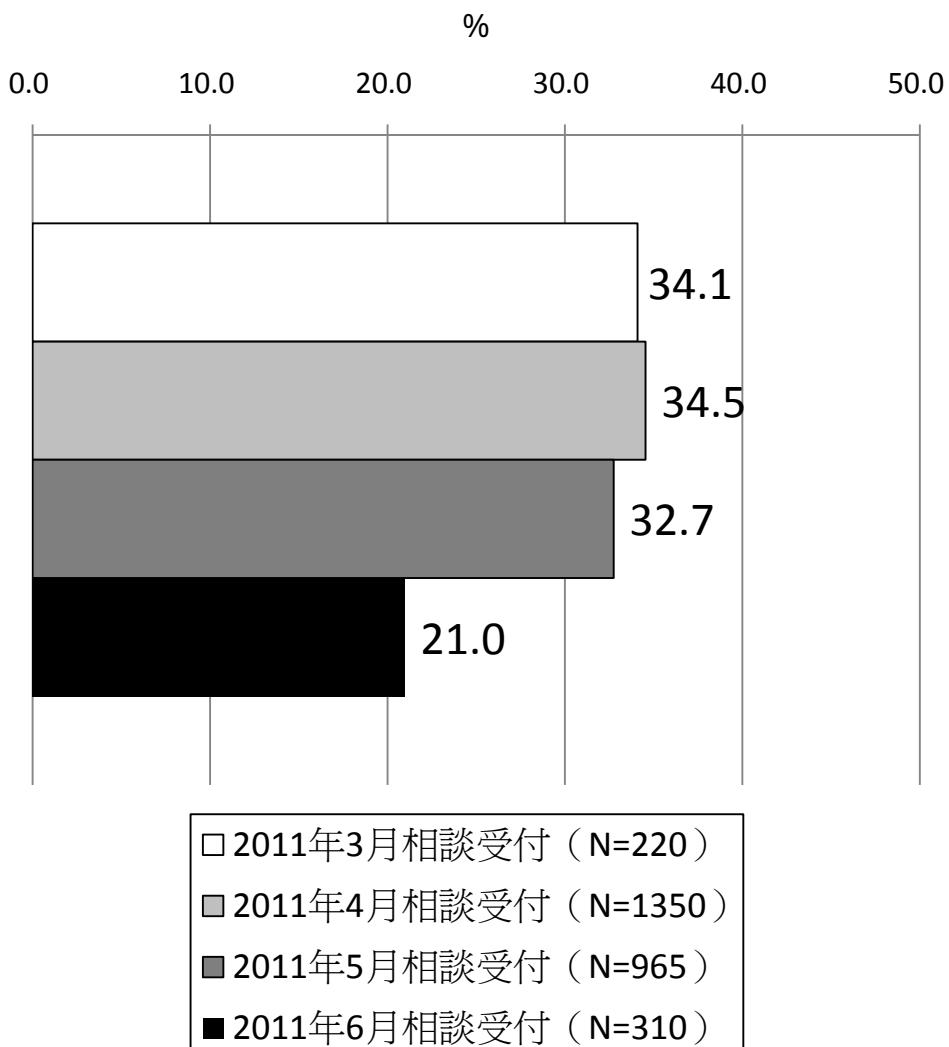
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県である事例から、全相談に占める「11保険」の相談割合の推移を示したもの。

「11保険」に関する相談は、契約自体の存否確認の方法、保険契約の内容・約款の読み方等に関する相談が中心となっている。特に、地震保険の仕組み、保険金額の説明等は初期に置いて相当の割合を占めている。

被保険者や保険金受取人が行方不明者の場合の取扱や、相続と併せて相談される事例が多くなっている。特に行方不明の場合に死亡届が提出可能な場合があることから、関連する相談事例も相当存在した。

初期の契約照会や約款解釈等を求めるニーズが収束したことから、全体に占める相談割合も減少傾向を示している。今後、相続問題の個別事例の中で保険の扱い等が問題となると推測される。

(図2-3-3)
 被災当時の住所地が岩手県の相談事例
 (「12震災関連法令」相談の推移)



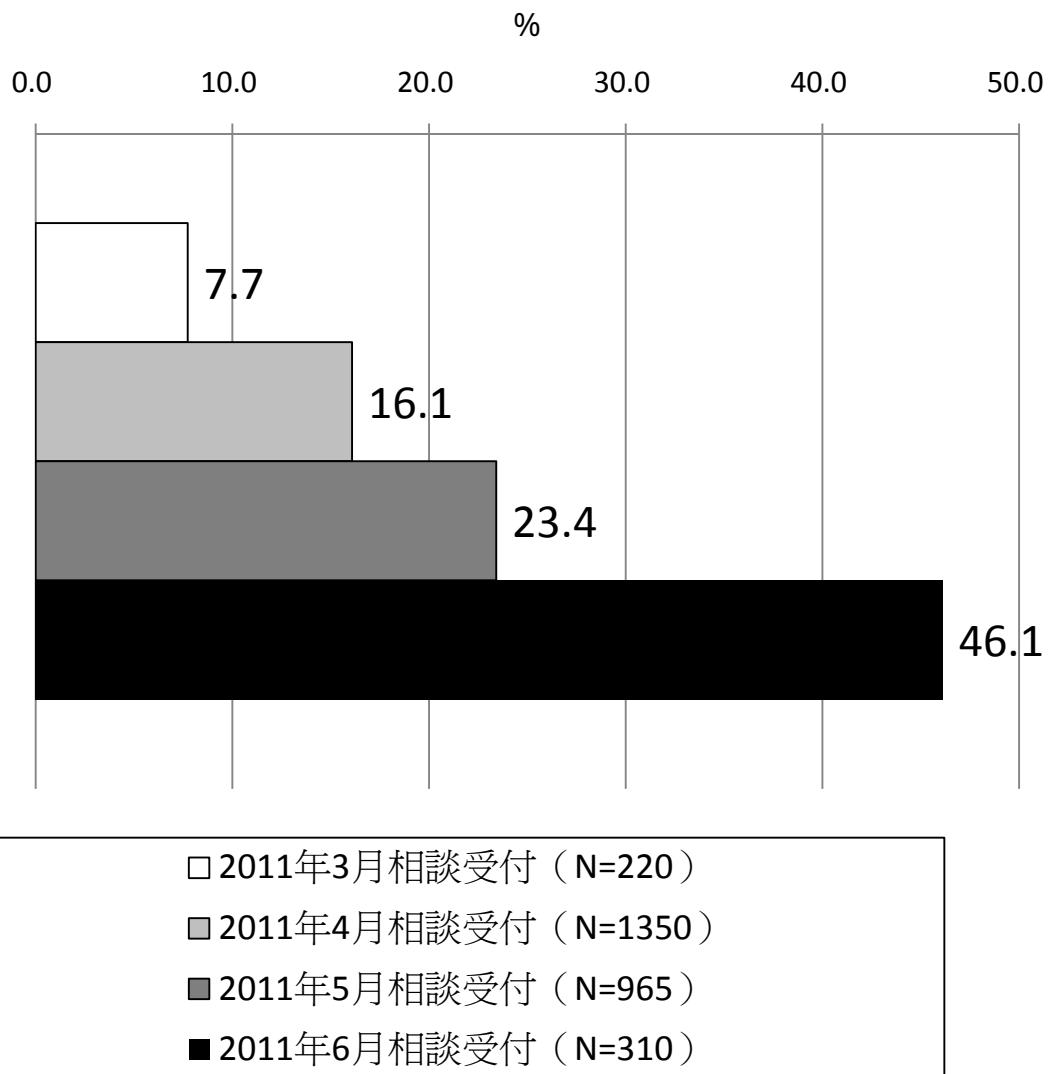
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県である事例から、全相談に占める「12震災関連法令」の相談割合の推移を示したもの。

「12震災関連法令」の相談事例とは、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、生活保護、災害救助法、仮設住宅等に関する各種法令の解釈、事実認定、運用方針、制度説明等多岐に亘る。

弁護士の法律相談機能のうち「情報整理・提供機能」が最大限発揮されていることが明白となつた。

相談割合は初期から高い割合を占め、且つ立法や行政の動きが進捗するにつれ、常に相談が尽きない分野でもあることが分かる。相談割合の傾向としては高止まり傾向にあると考えられる。

(図2-3-4)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の推移)



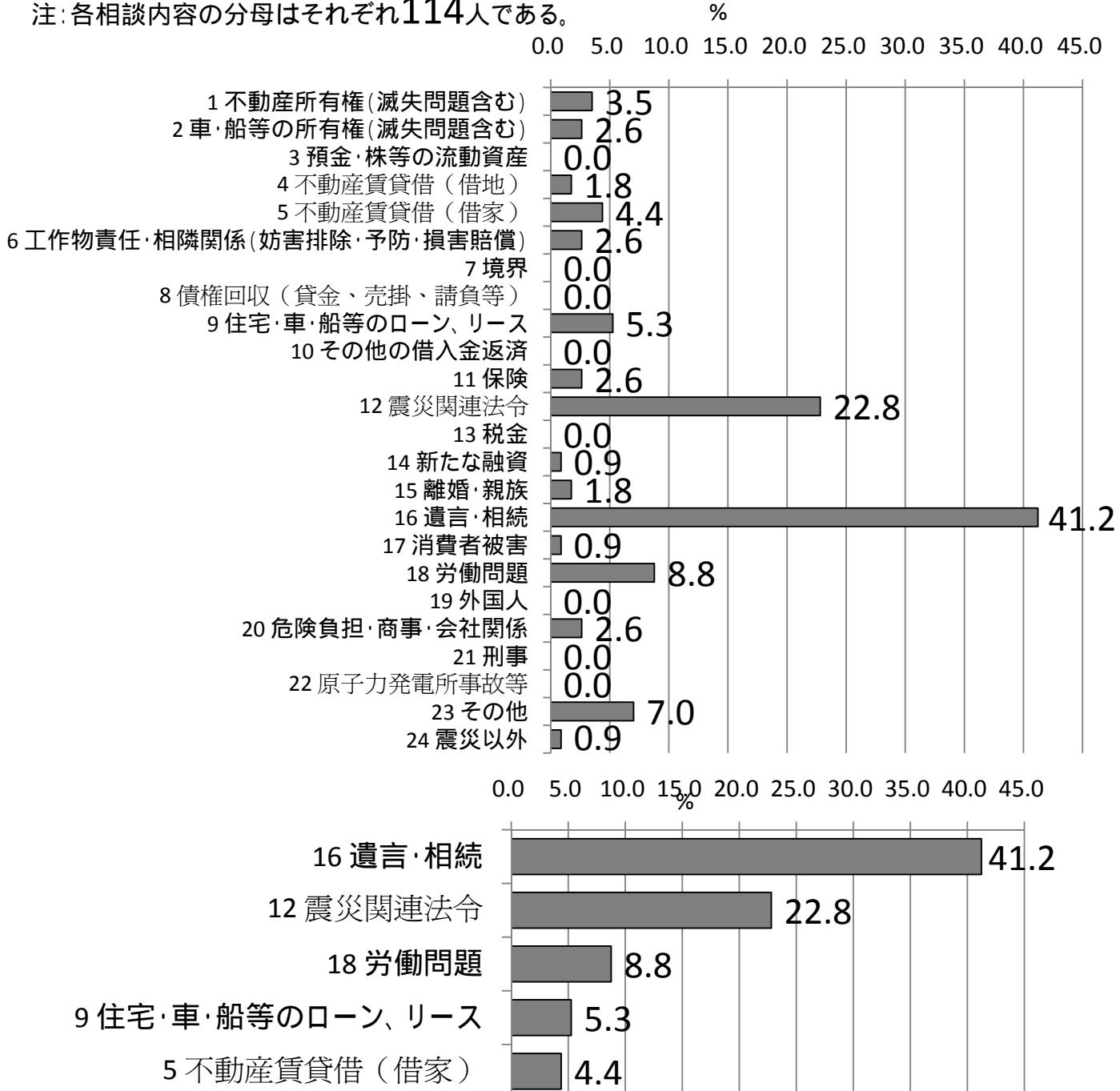
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県である事例から、全相談に占める「16遺言・相続」の相談割合の推移を示したもの。

「16遺言・相続」の相談事例とは、複雑な家族関係における相続人の確定、相続財産の調査、行方不明者の問題、死亡届の問題、遺産分割交渉の問題等、ひとつひとつが相当複雑な問題となっている。

死亡届に関する行政の取扱の通知、相続放棄に関する報道・弁護士等による啓発等により、ニーズが掘り起こされたこと、被災された方が、救助フェーズを終えて今後の生活再建等を検討し始めたこと等により、相続関連の相談が顕著に増加している。

(図2-4-1)
被災当時の住所地が岩手県盛岡市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ114人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「盛岡市」である事例を母数としたもの。

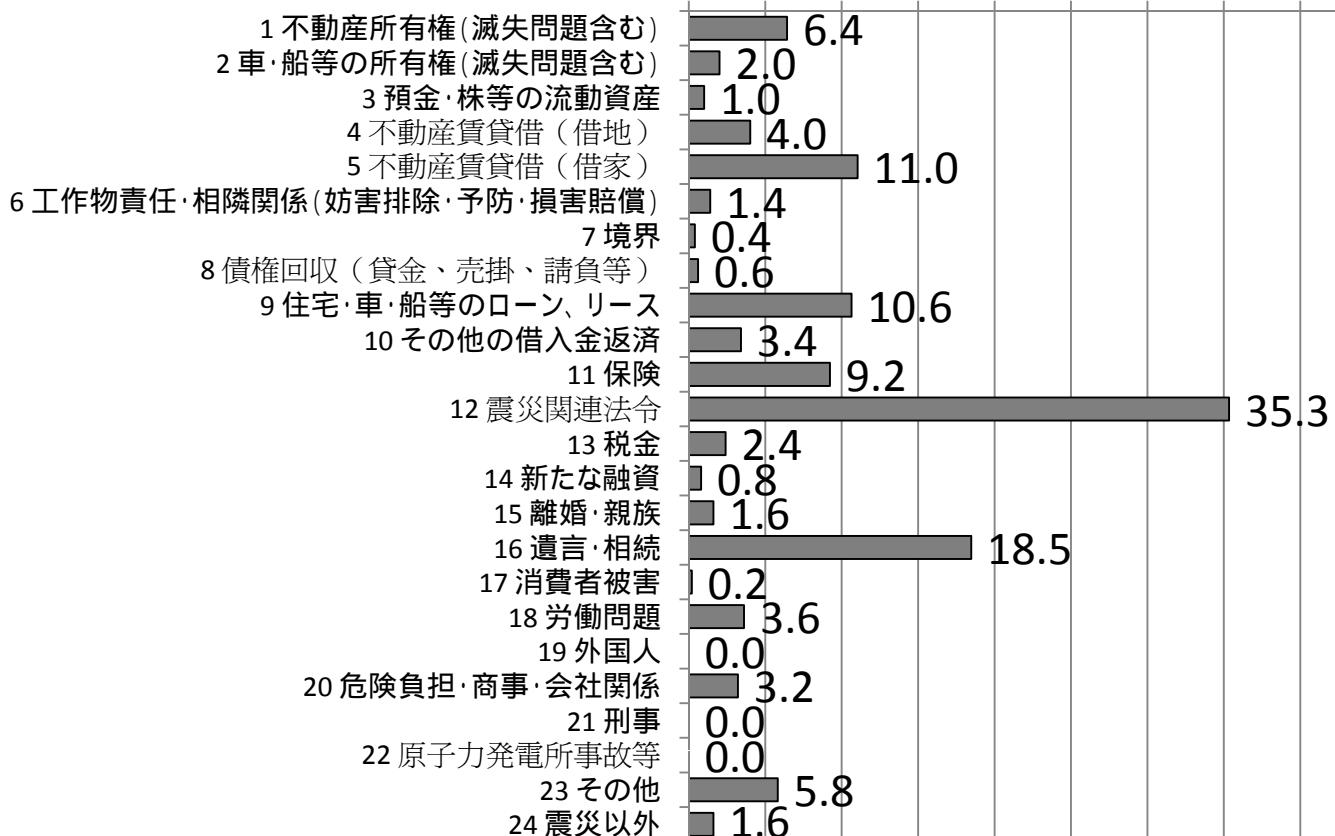
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図2-4-2)
被災当時の住所地が岩手県宮古市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ498人である。

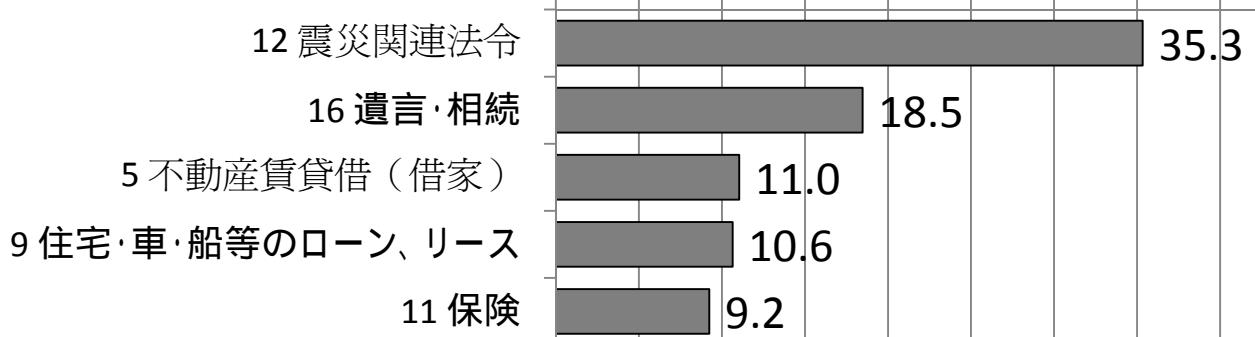
%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0 45.0



%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0 40.0 45.0

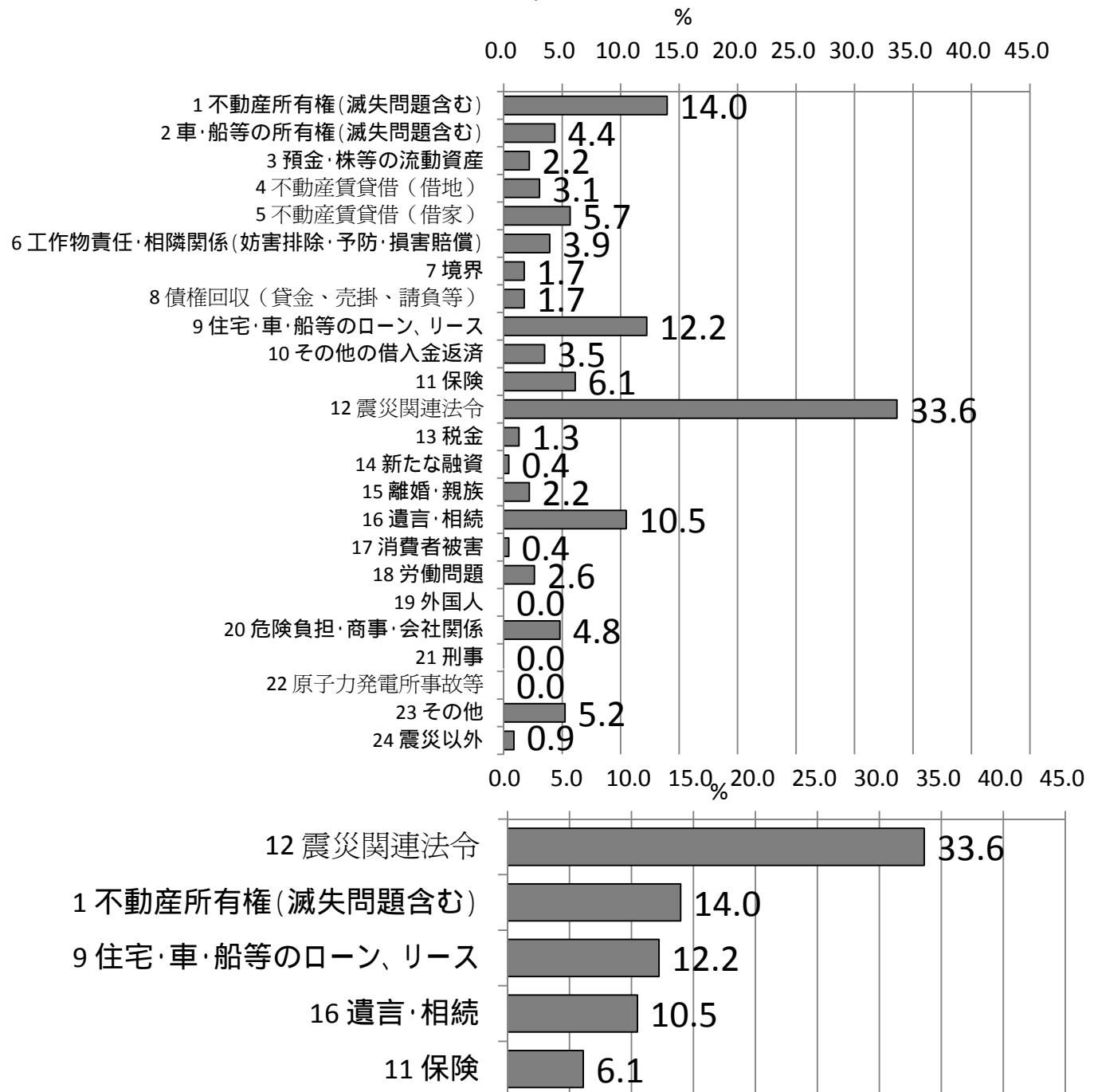


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「宮古市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図2-4-3)
被災当時の住所地が岩手県大船渡市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ229人である。



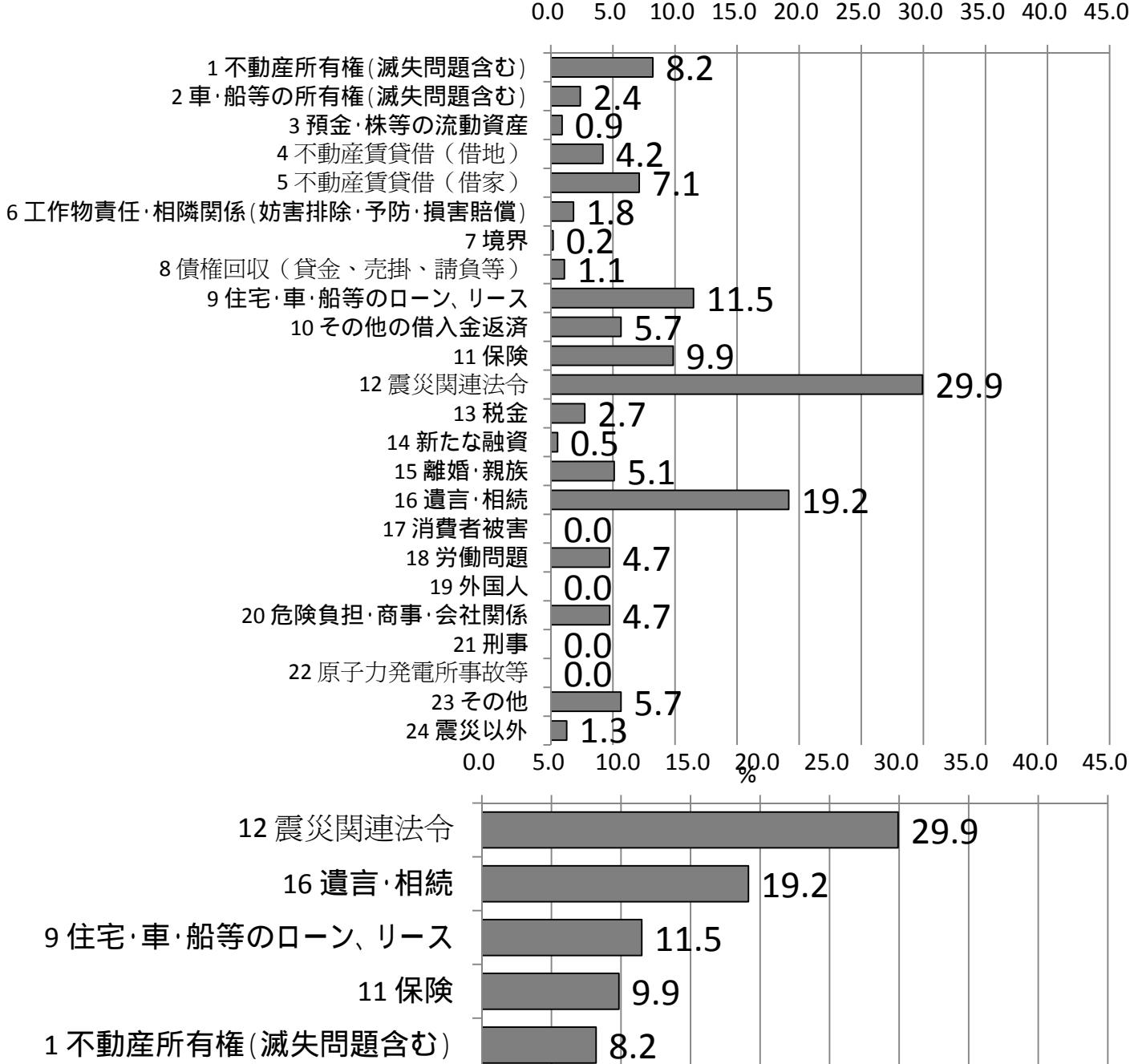
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「大船渡市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図2-4-4)
被災当時の住所地が釜石市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ548人である。

%

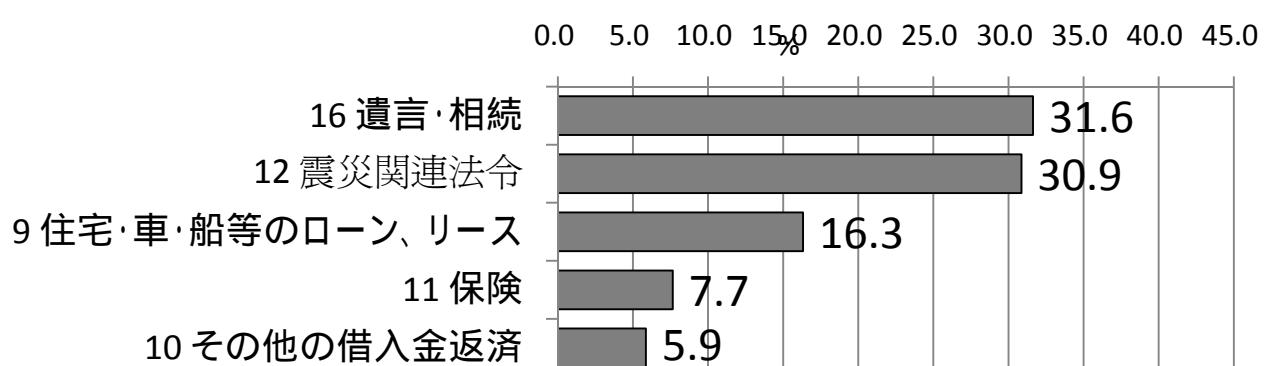
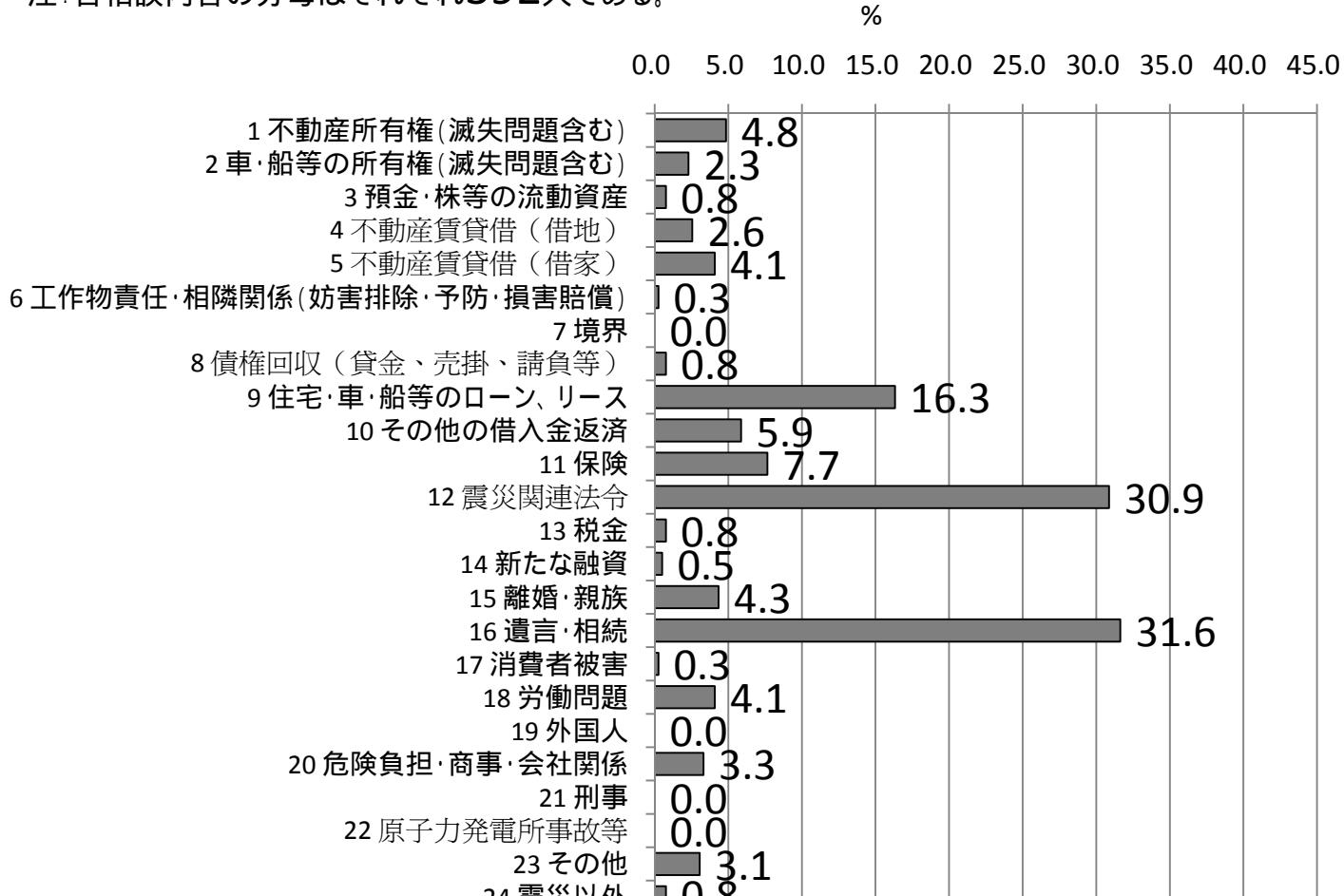


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「釜石市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図2-4-5)
被災当時の住所地が岩手県陸前高田市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ392人である。



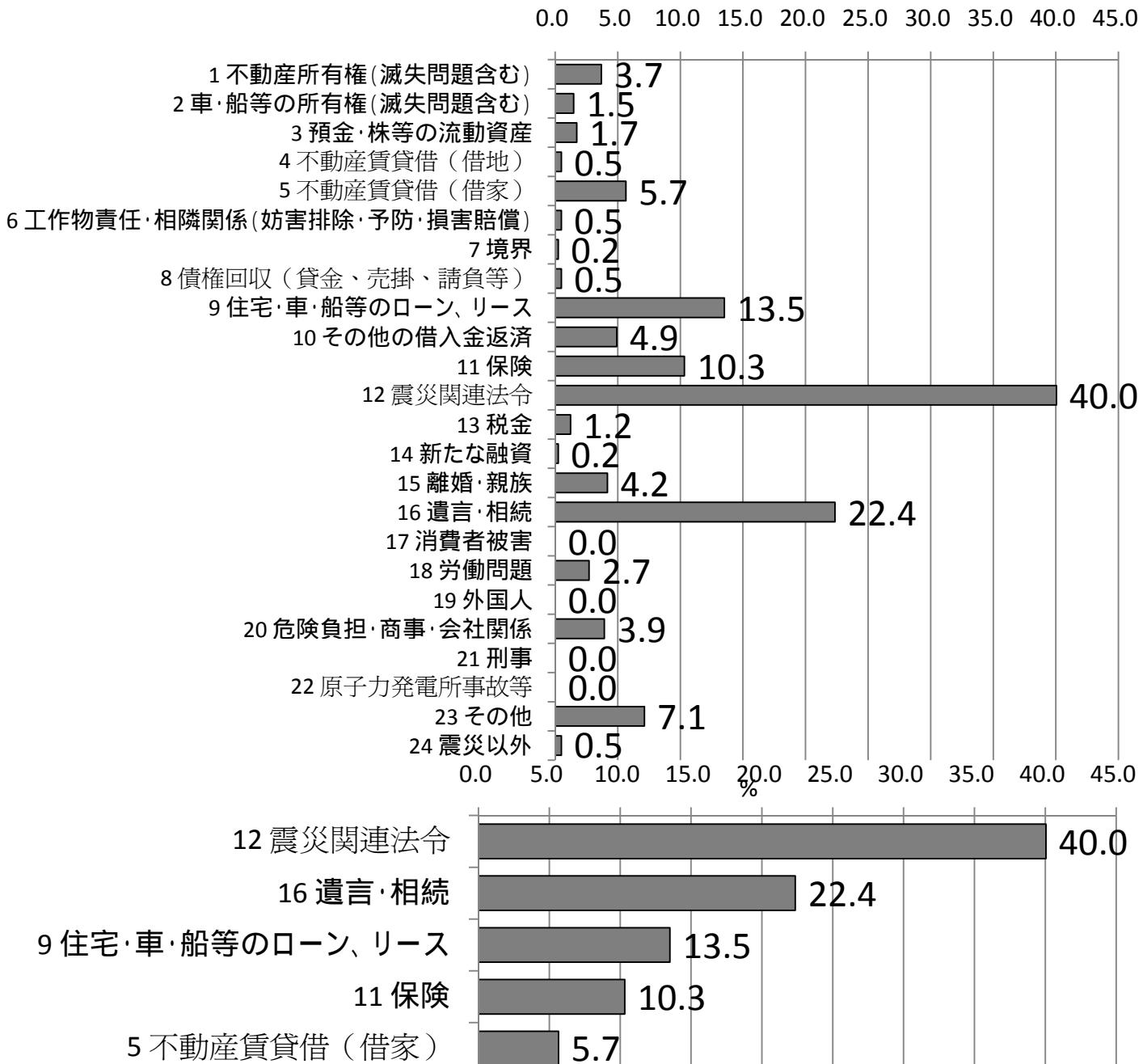
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「陸前高田市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図2-4-6)
被災当時の住所地が岩手県大槌町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ407人である。

%

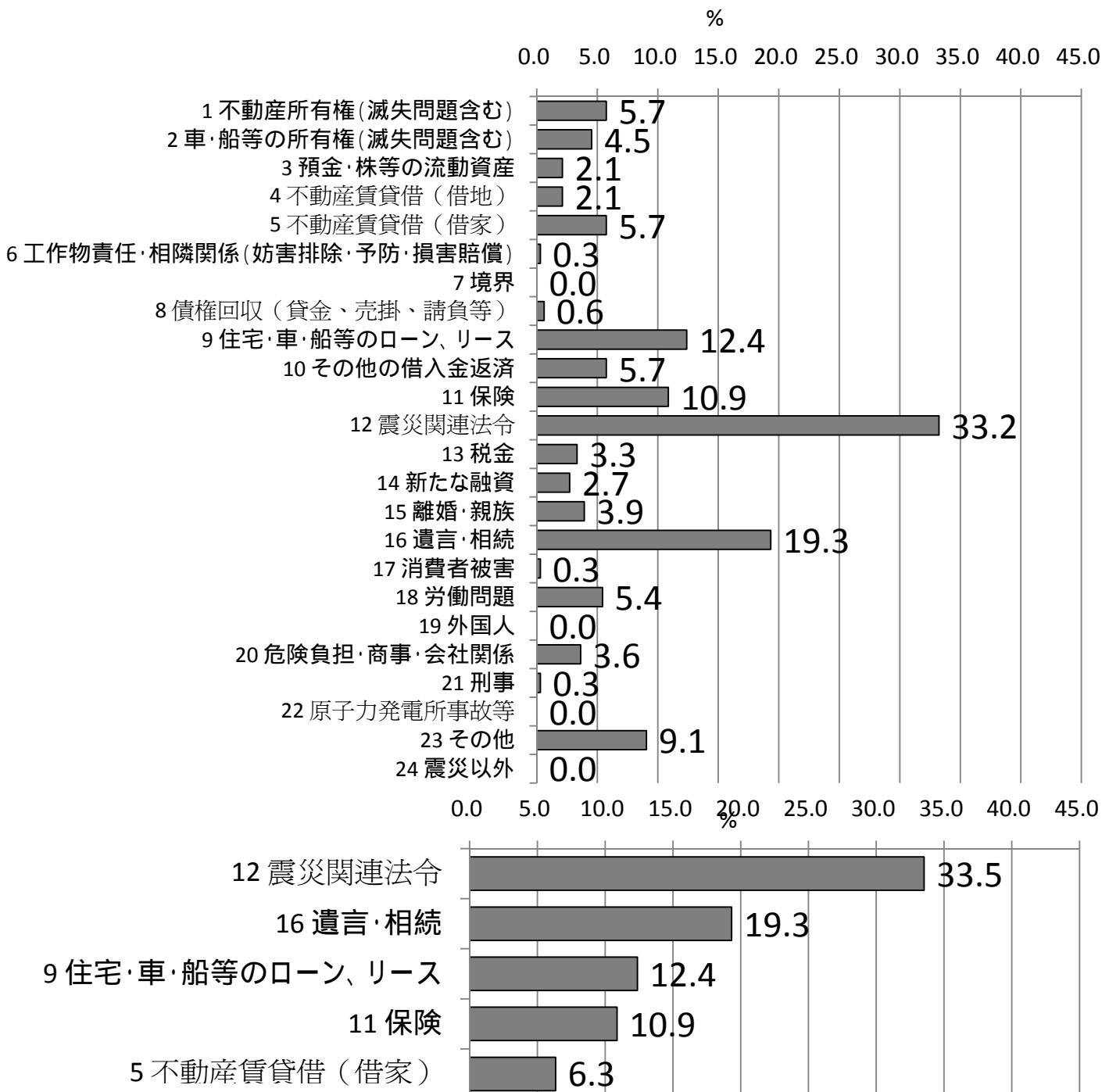


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「大槌町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図2-4-7)
被災当時の住所地が岩手県山田町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ331人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県「山田町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

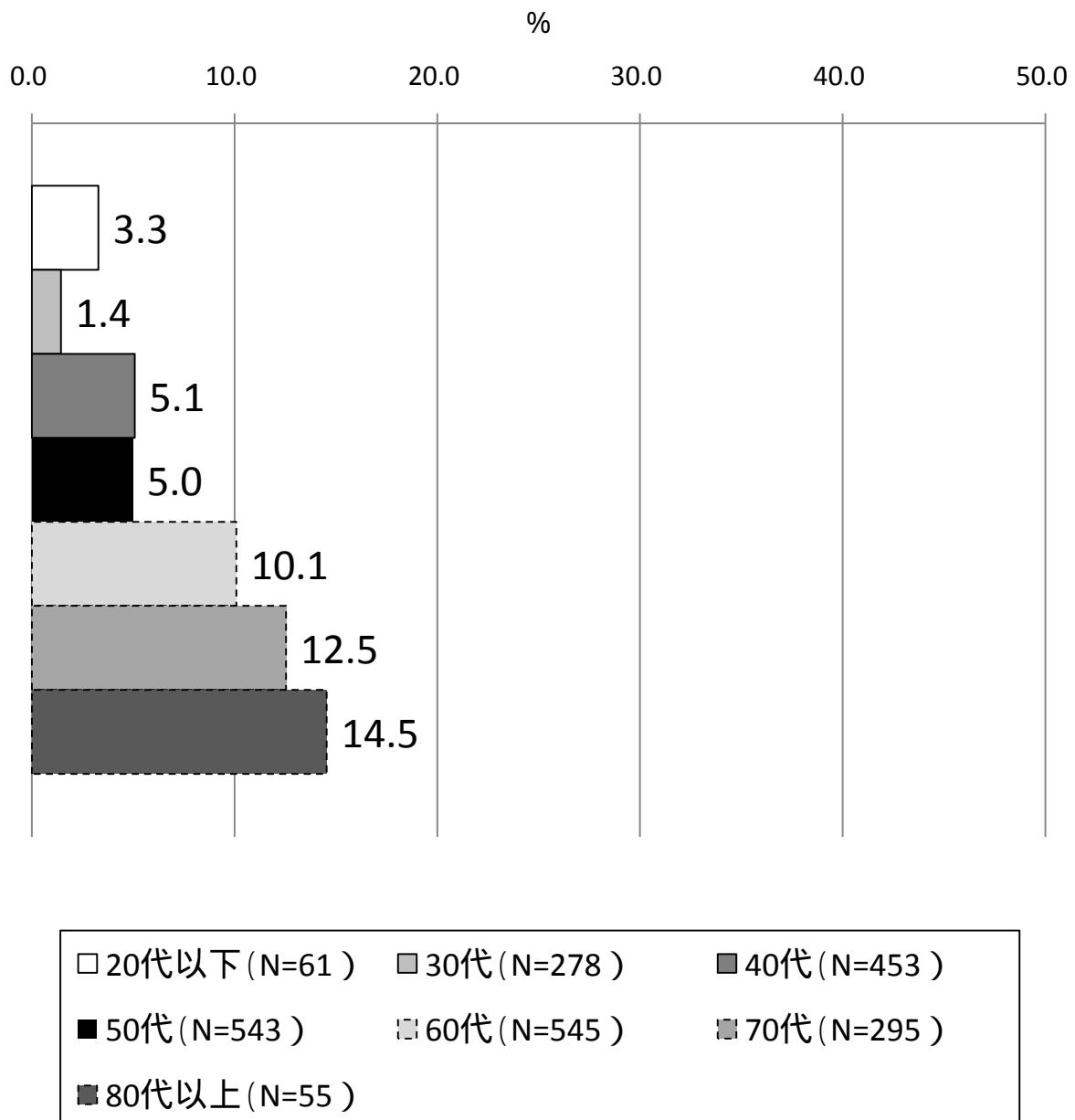
(図2-5)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(全相談類型別の年代分布表)

	20代以下 (N=61)	30代 (N=278)	40代 (N=453)	50代 (N=543)	60代 (N=545)	70代 (N=295)	80代以上 (N=55)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	3.3	1.4	5.1	5.0	10.1	12.5	14.5
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	3.3	2.9	2.4	3.7	1.8	1.0	1.8
3 預金・株等の流動資産	0.0	0.0	0.2	1.1	2.0	2.4	1.8
4 不動産賃貸借(借地)	0.0	0.7	2.6	1.7	4.6	3.1	5.5
5 不動産賃貸借(借家)	6.6	6.5	5.5	6.1	5.3	4.7	7.3
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	1.6	0.4	2.9	1.8	2.2	3.1	0.0
7 境界	0.0	0.0	0.2	0.2	0.7	1.0	0.0
8 債権回収(資金・売掛・請負等)	1.6	1.4	0.0	0.9	1.1	0.7	0.0
9 住宅・車・船等のローン、リース	18.0	11.9	15.2	11.4	10.6	10.5	3.6
10 その他の借入金返済	4.9	4.0	6.0	6.3	4.2	3.7	7.3
11 保険	3.3	9.4	6.2	8.5	10.6	8.8	9.1
12 震災関連法令	27.9	32.4	30.5	33.3	33.2	36.3	36.4
13 税金	4.9	1.1	2.0	2.6	2.2	1.7	0.0
14 新たな融資	0.0	0.4	0.9	0.7	0.7	0.7	0.0
15 離婚・親族	4.9	5.8	3.3	3.3	2.9	3.7	3.6
16 遺言・相続	31.1	25.9	28.5	23.0	19.1	15.9	16.4
17 消費者被害	1.6	0.4	0.4	0.0	0.2	0.0	1.8
18 労働問題	1.6	7.2	4.2	3.9	5.7	2.0	3.6
19 外国人	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	1.6	4.0	2.2	3.1	3.7	2.4	5.5
21 刑事	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0
22 原子力発電所事故等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
23 その他	8.2	7.2	4.2	7.2	5.0	6.1	1.8
24 震災以外	0.0	0.7	1.1	1.3	0.9	2.4	5.5

データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県の事例について、全類型における相談者の年齢(年代)の分布を示した表である。

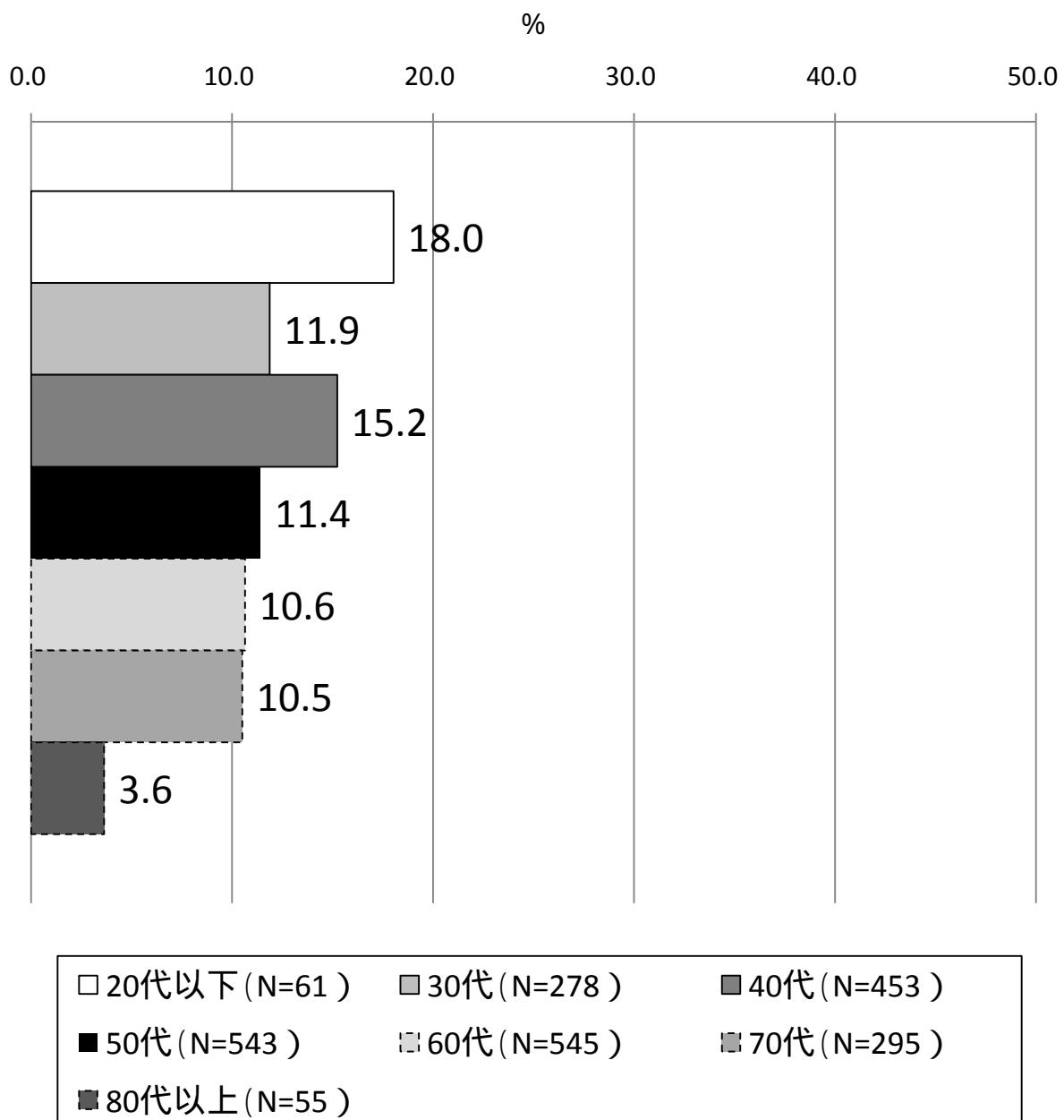
網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図2-6-1)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「1不動産所有権」相談の年代別分布表)



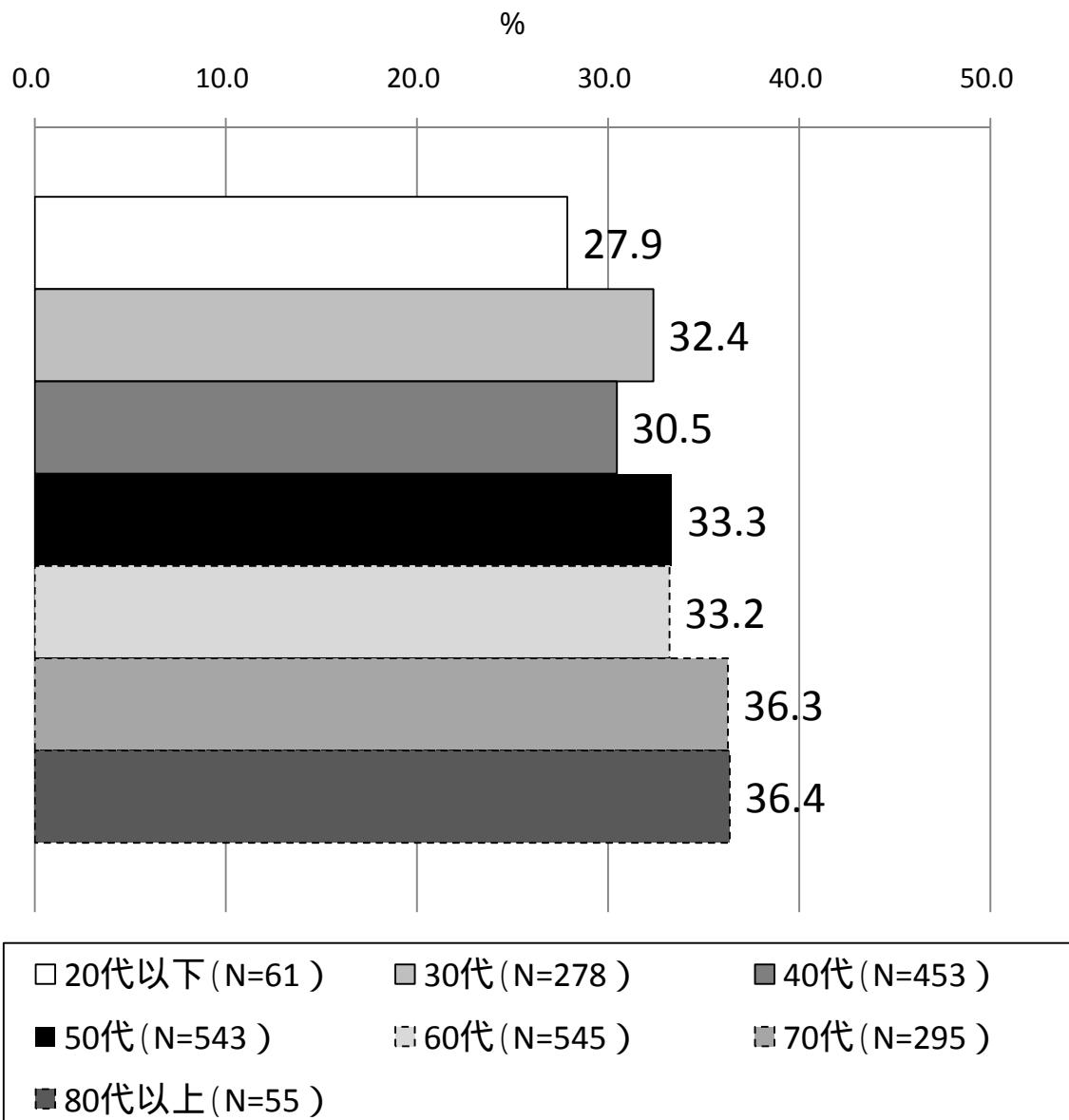
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県の事例について、「1不動産所有権」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図2-6-2)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン・リース」相談の年代別分布表)



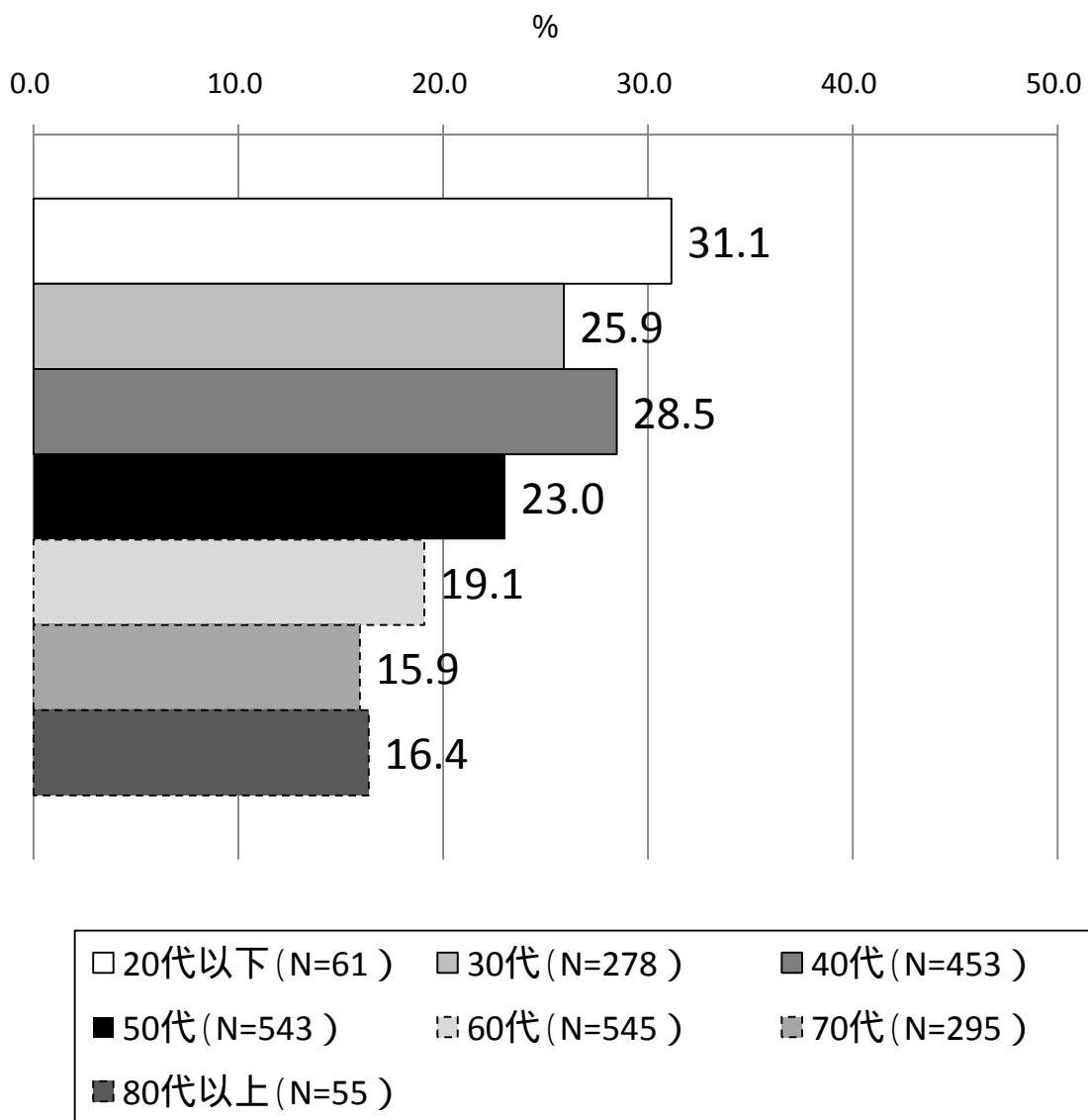
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県の事例について、「9住宅・車・船等のローン・リース」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図2-6-3)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県の事例について、「12震災関連法令」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図2-6-4)
被災当時の住所地が岩手県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が岩手県の事例について、「16遺言・相続」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

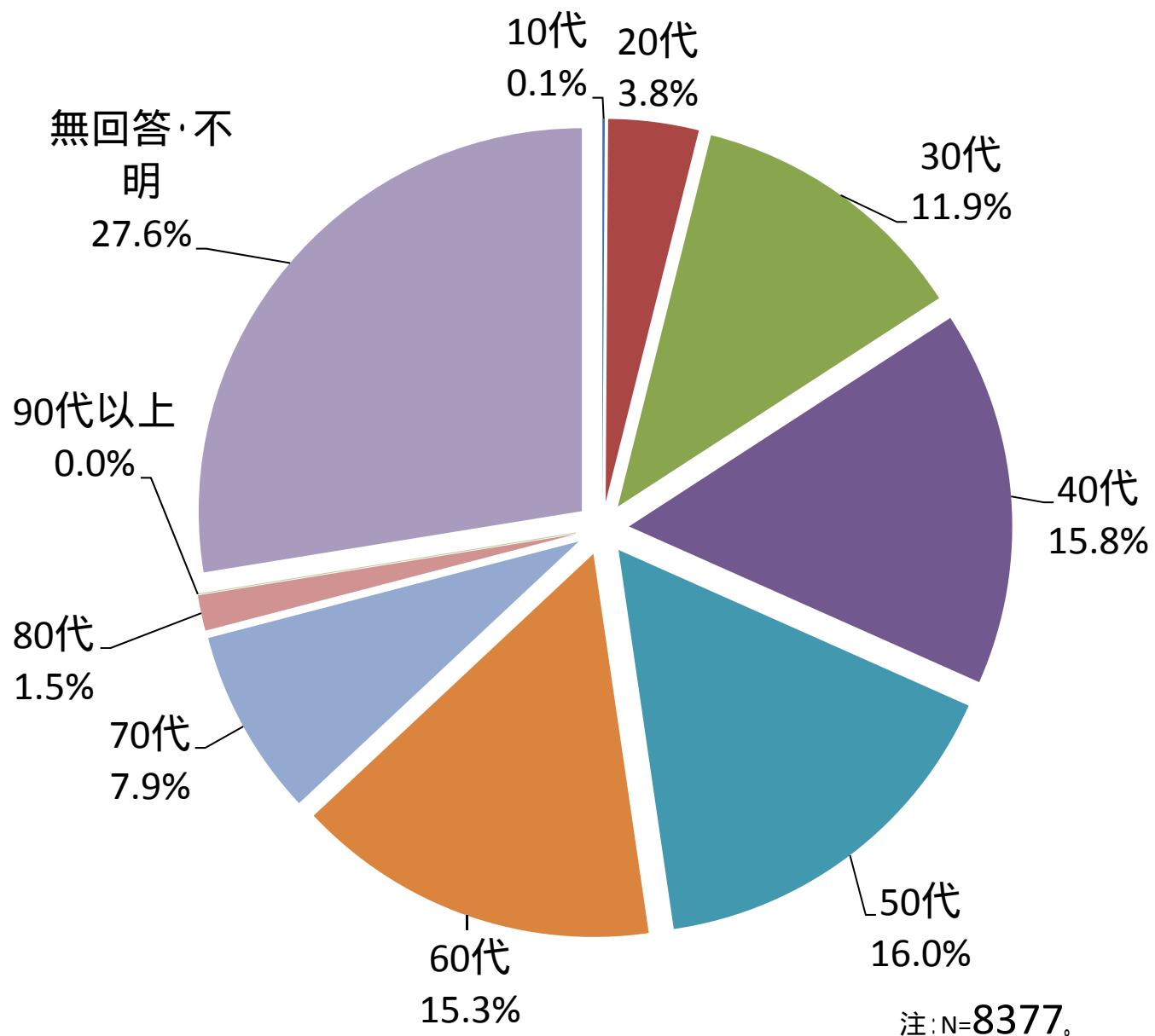
宮城県

(相談者の被災当時の住所が宮城県である相談事例)

(参考)宮城県全図

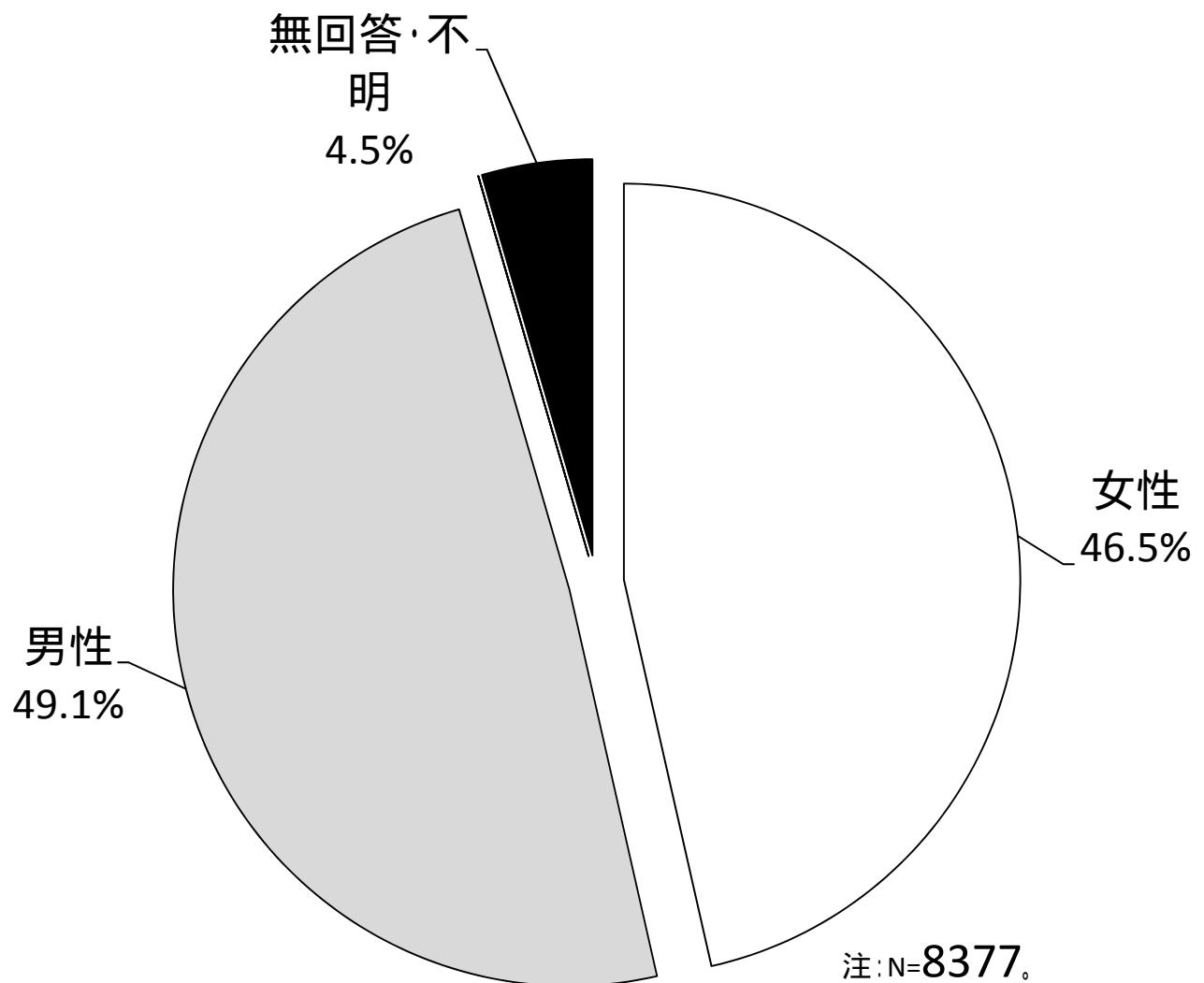


(図3-1-1)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談者年齢構成)



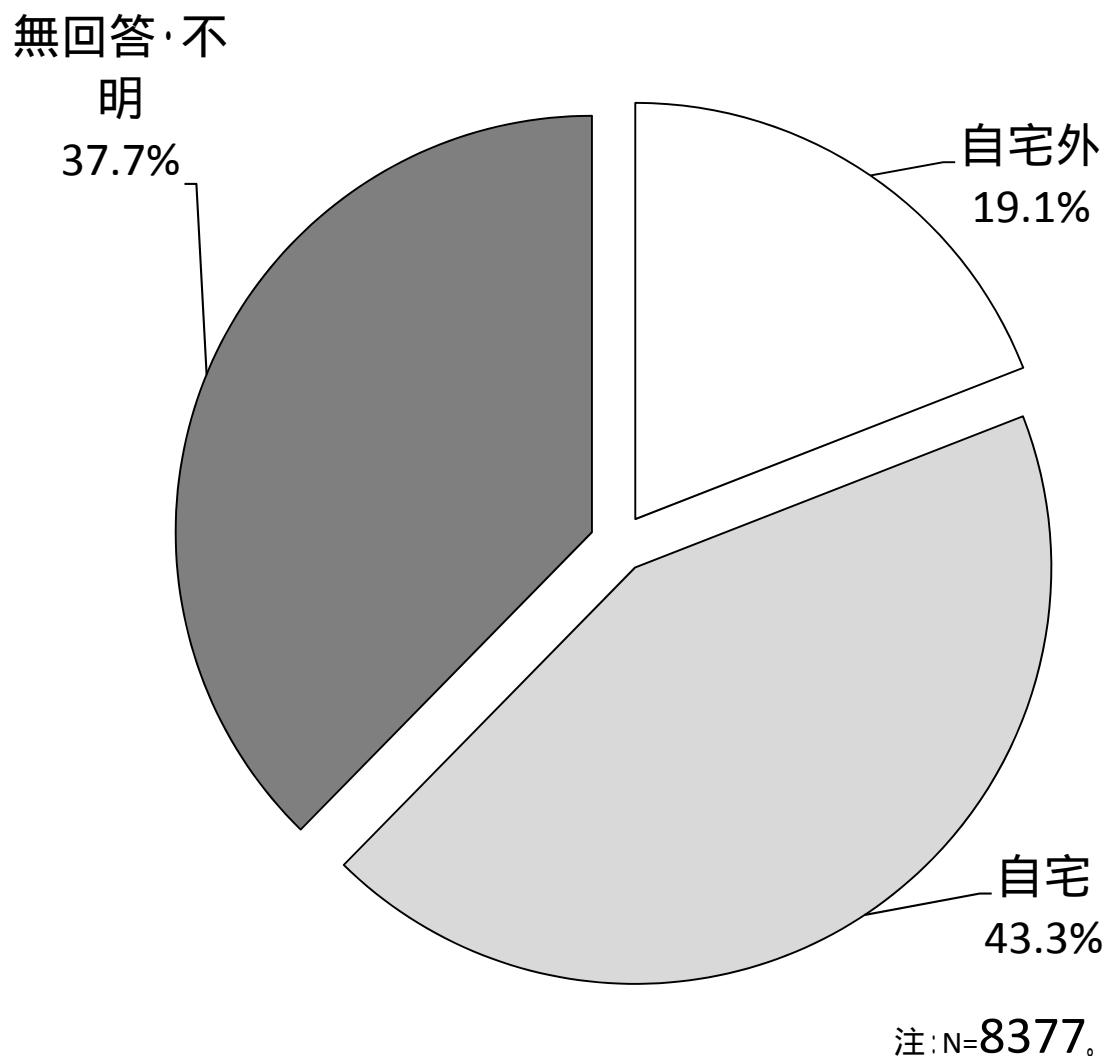
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図3-1-2)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談者男女比)



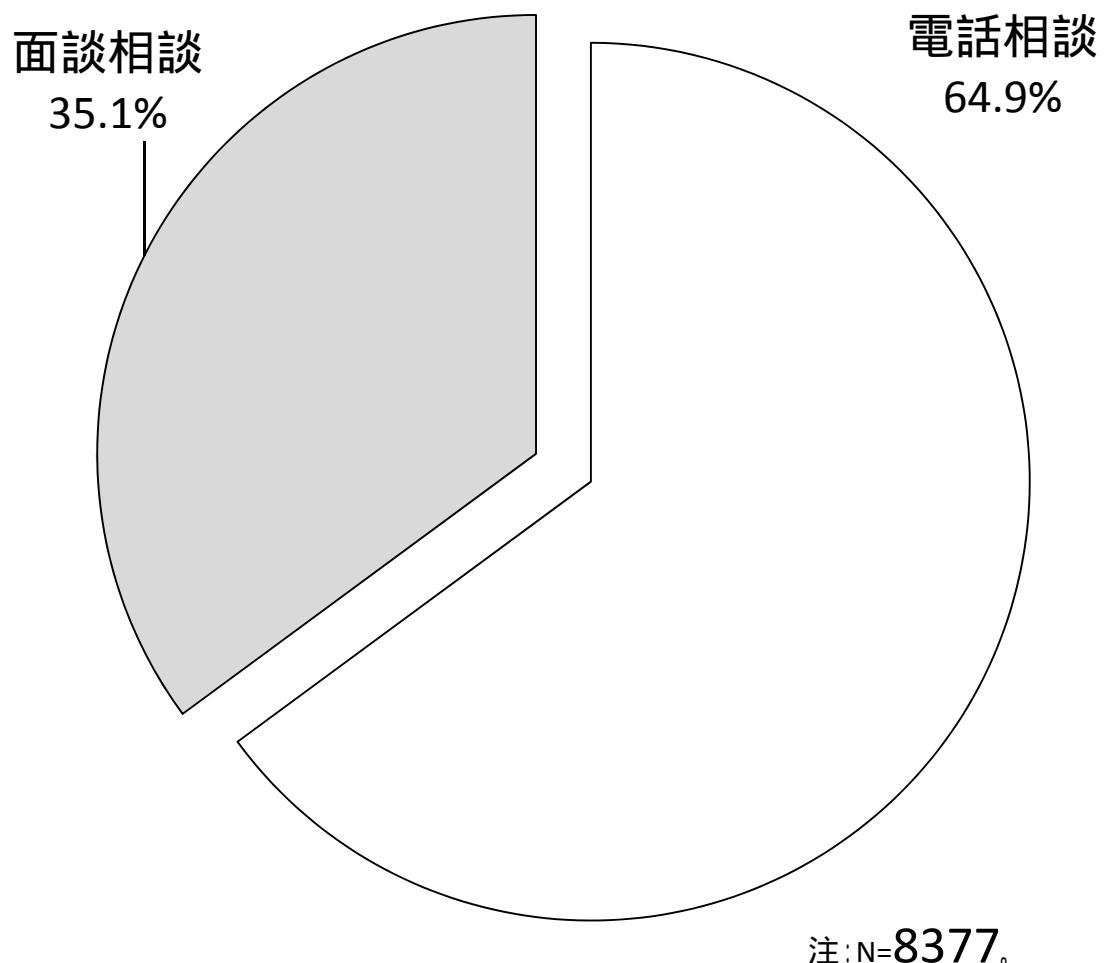
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図3-1-3)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。
「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。なお、分析時期の関係で、仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない

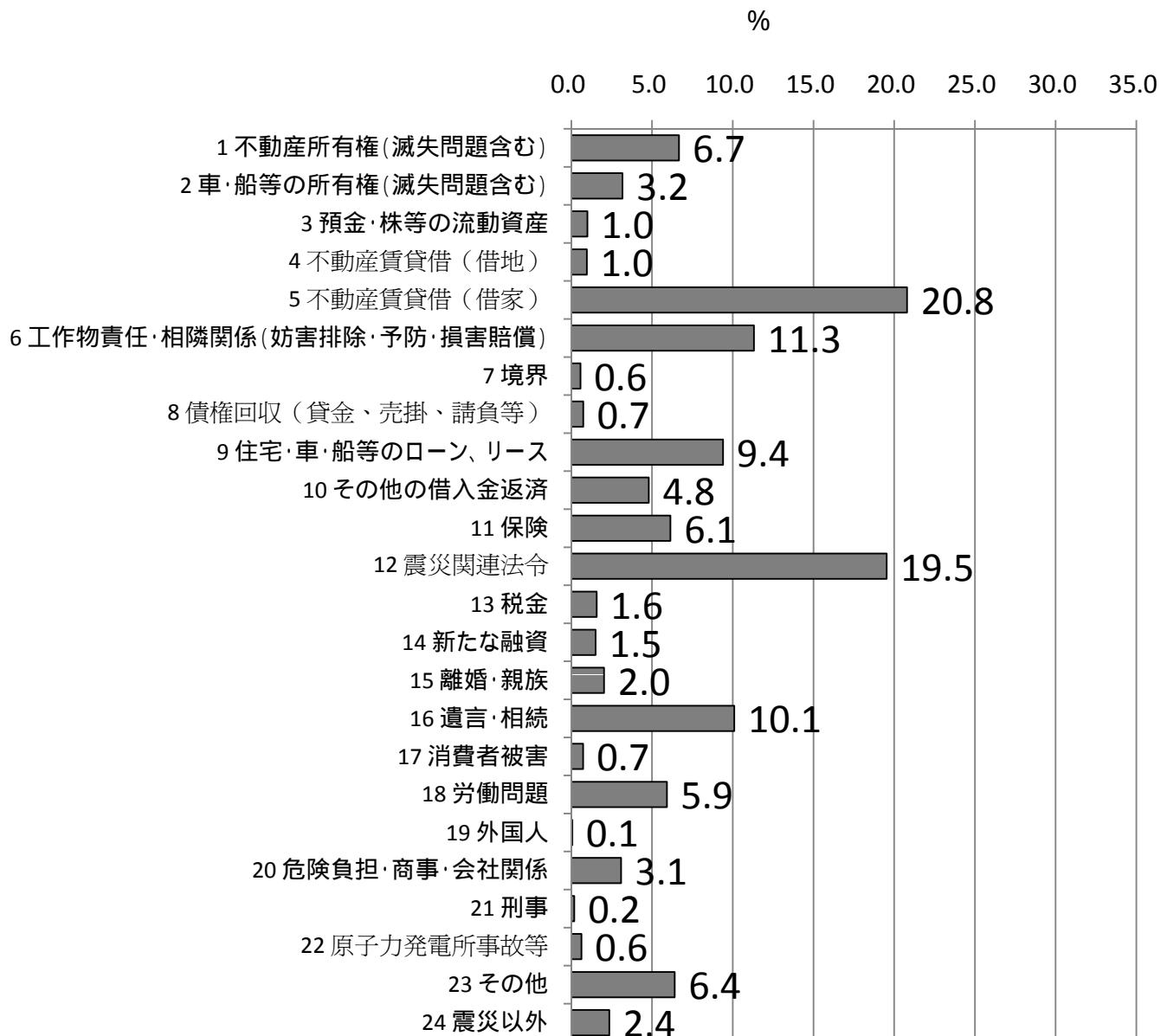
(図3-1-4)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(相談種別(電話相談 / 面談相談))



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。

(図3-2-1)
全相談事例
(分析時の累計数(全類型の分布))

注:各相談内容の分母はそれぞれ8339人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例を母数としたもの。

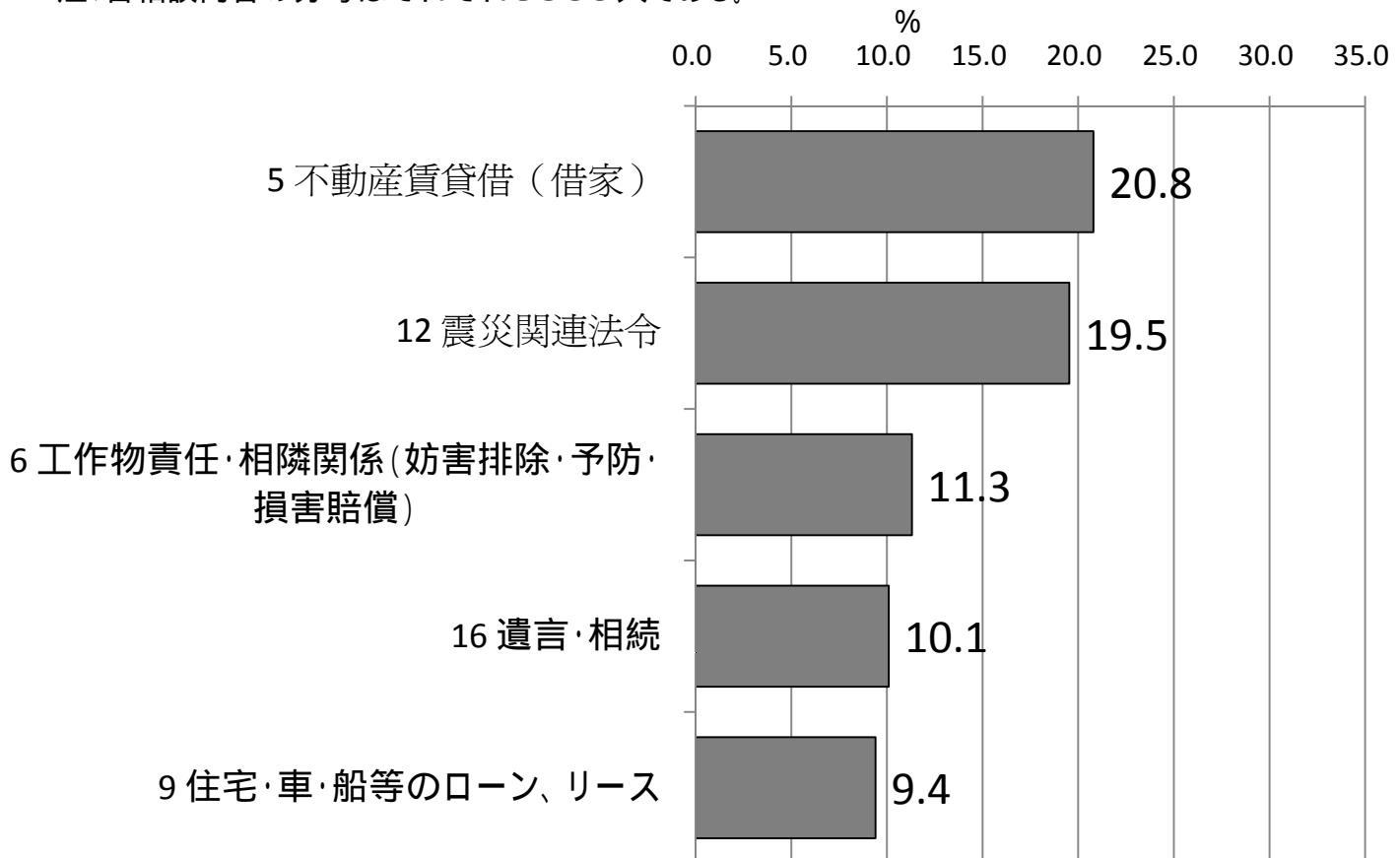
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

都市部が激震に襲われていることから、「5不動産賃貸借(借家)」「6工作物責任・相隣関係」の相談が多くを占めている。

一方で、上記のような全体傾向の中にあってすら、「9住宅ローン」の相談と「10その他の借入金返済」の相談を合わせて14%に達していることは、既存債務の問題が如何に深刻かを示すものである。

(図3-2-2)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(分析時累計数・上位5類型)

注:各相談内容の分母はそれぞれ8339人である。



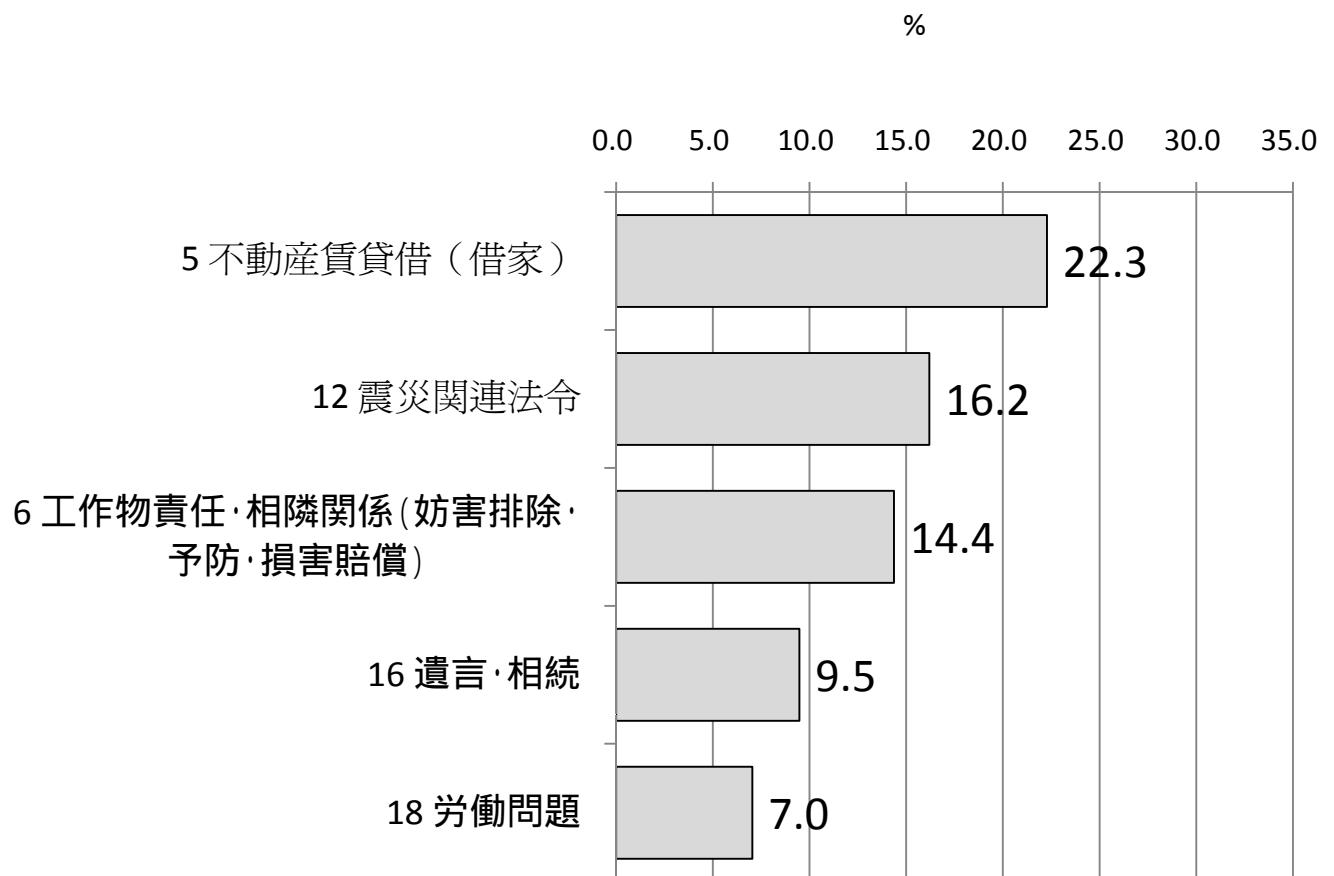
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例から相談事例の上位を抽出したもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

地震による被害の激しかった都市部を含む全体の実績を示したものであるが、別途宮城県下の避難所で実施した相談事例の傾向とは大きく傾向が異なる(図3-7-1参照)。

(図3-2-3)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ3618人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

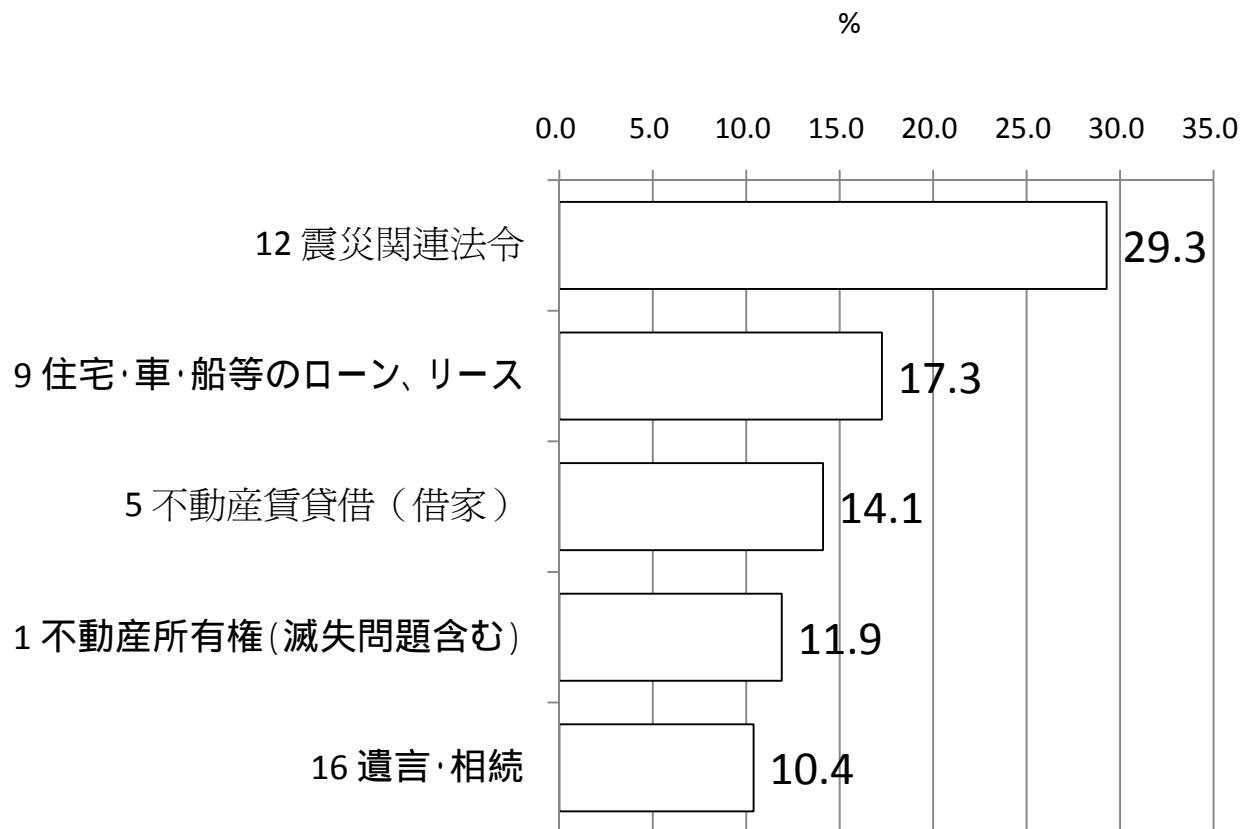
「自宅」の中には、震災後、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

自宅居住者の相談であることから、賃貸人と賃借人の問題(「5借家」)が多い。修繕義務の負担、賃料減額の可否、滅失の場合の賃料支払義務、滅失の認定の是非、退去時の金銭的解決の是非、敷金の取扱等が代表的である。

また、労働問題(労使不問)が多いのが特徴である。

(図3-2-4)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ1588人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「宮城県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅以外」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

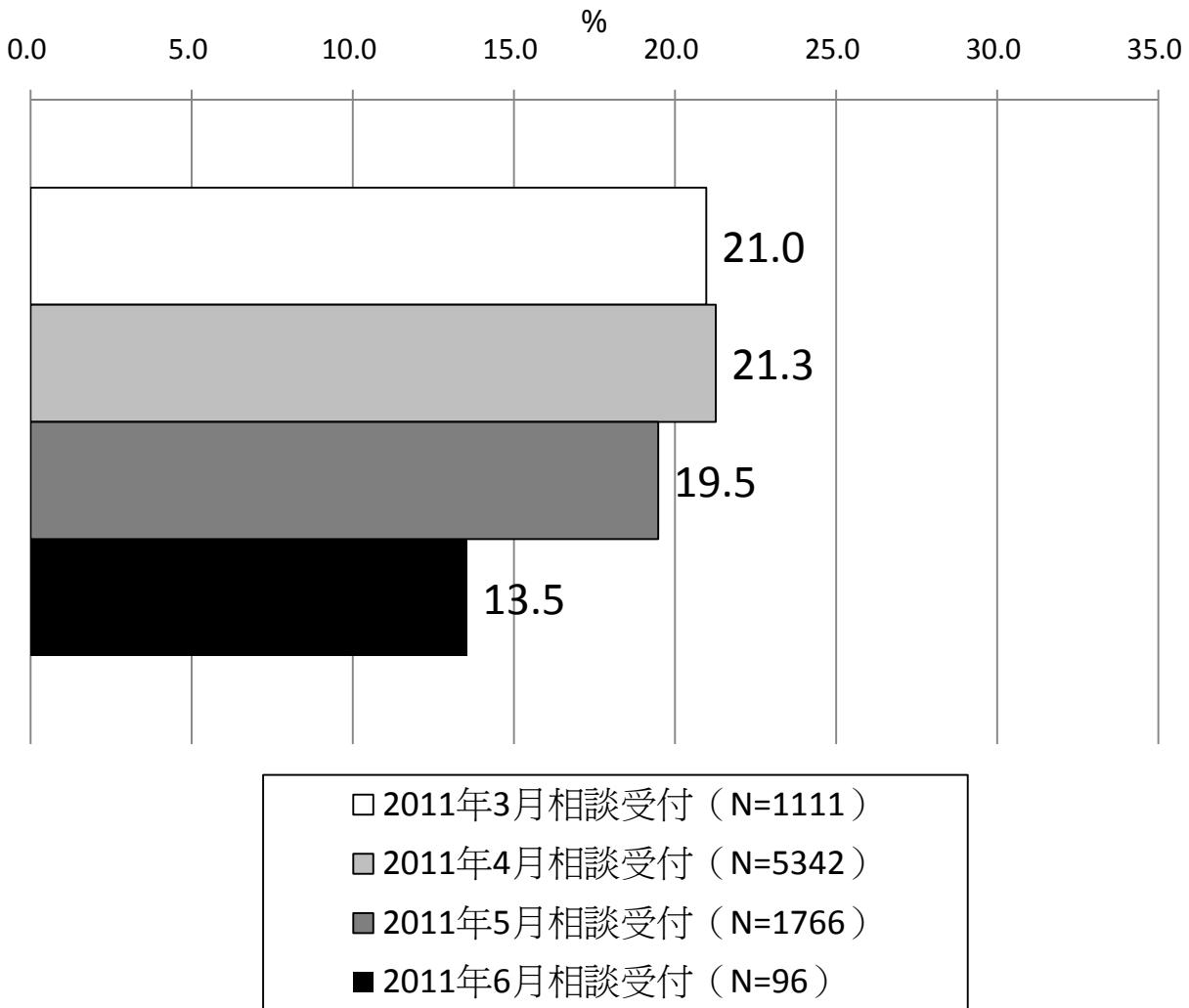
現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。分析時期の関係で、第二次分析では仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

津波被害を受けた避難所居住者が多いことから、行政救済を求める相談が多い。特に「9住宅ローン」の割合の多さは深刻である。

(図3-3-1)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の推移)



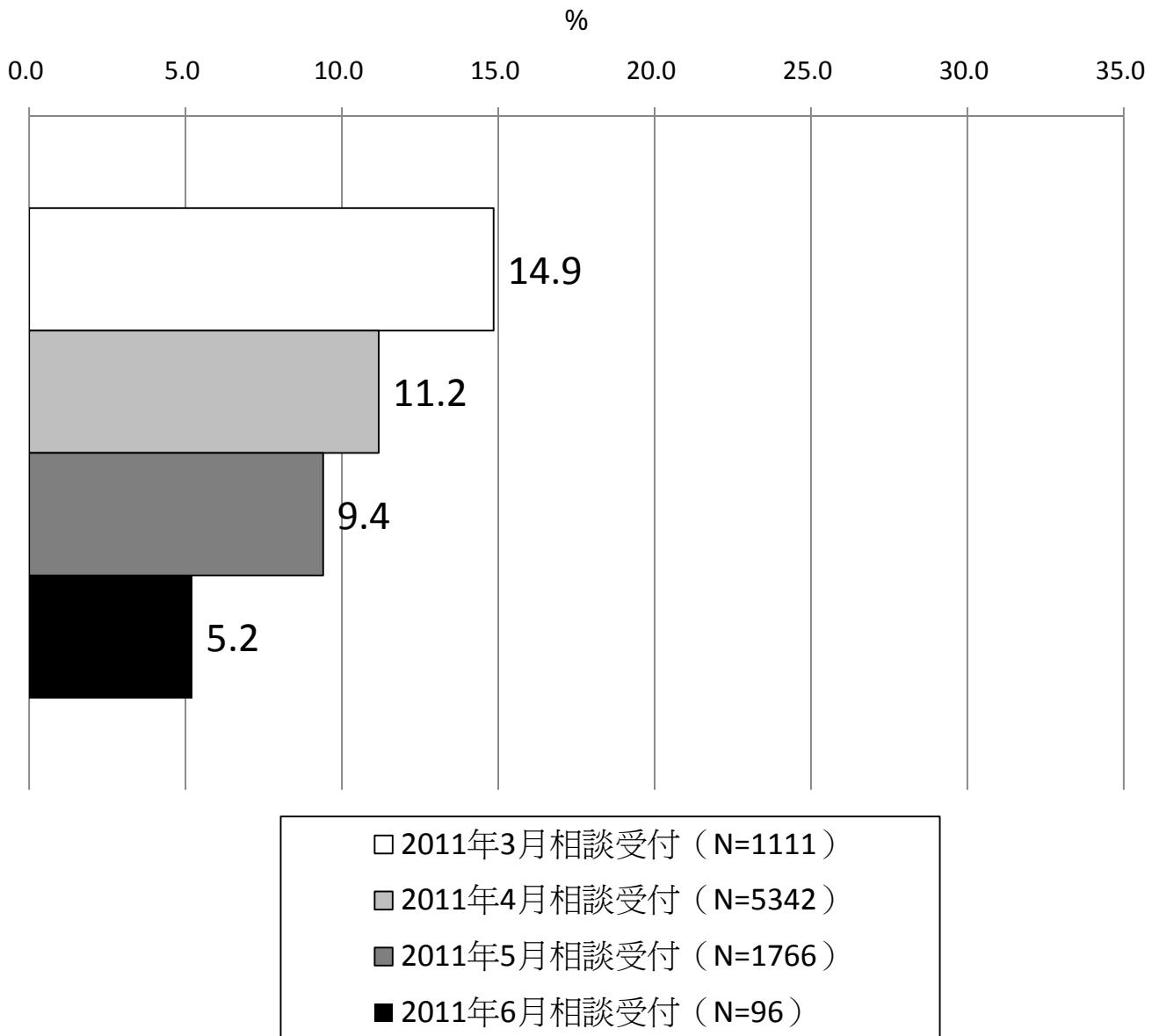
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「5不動産賃貸借(借家)」の相談割合の推移を示したもの。

「5不動産賃貸借(借家)」の相談事例とは、滅失、損壊等した建物の賃料支払義務の有無、賃貸人の修繕義務の負担問題、賃料減額問題、賃貸借契約終了の有無の問題、退去に際しての金銭的精算(立退料の是非、敷金返還)の問題等が代表的である。

当初は相談全体の1割を占めていたが、収束傾向にある。その理由としては、無料法律相談が解決指針を示したこと、紛争の自主的解決機能(紛争予防機能)が顕著に現れたこと、賃借権の存否に拘る事例がほとんど無く、ほぼ金銭的な負担関係の相談事例であったこと、退去や賃借権の存否といった、比較的複雑な紛争も、被災者生活再建支援制度の適用が賃借人にもあることから、賃借人の金銭的負担等が軽減され、問題が紛糾するに至らなかつたこと等が考えられる。

罹災都市借地借家法の適用がなされていないことも紛争を減少させている要因である。

(図3-3-2)
 被災当時の住所地が宮城県の相談事例
 (「6工作物責任・相隣関係」相談の推移)

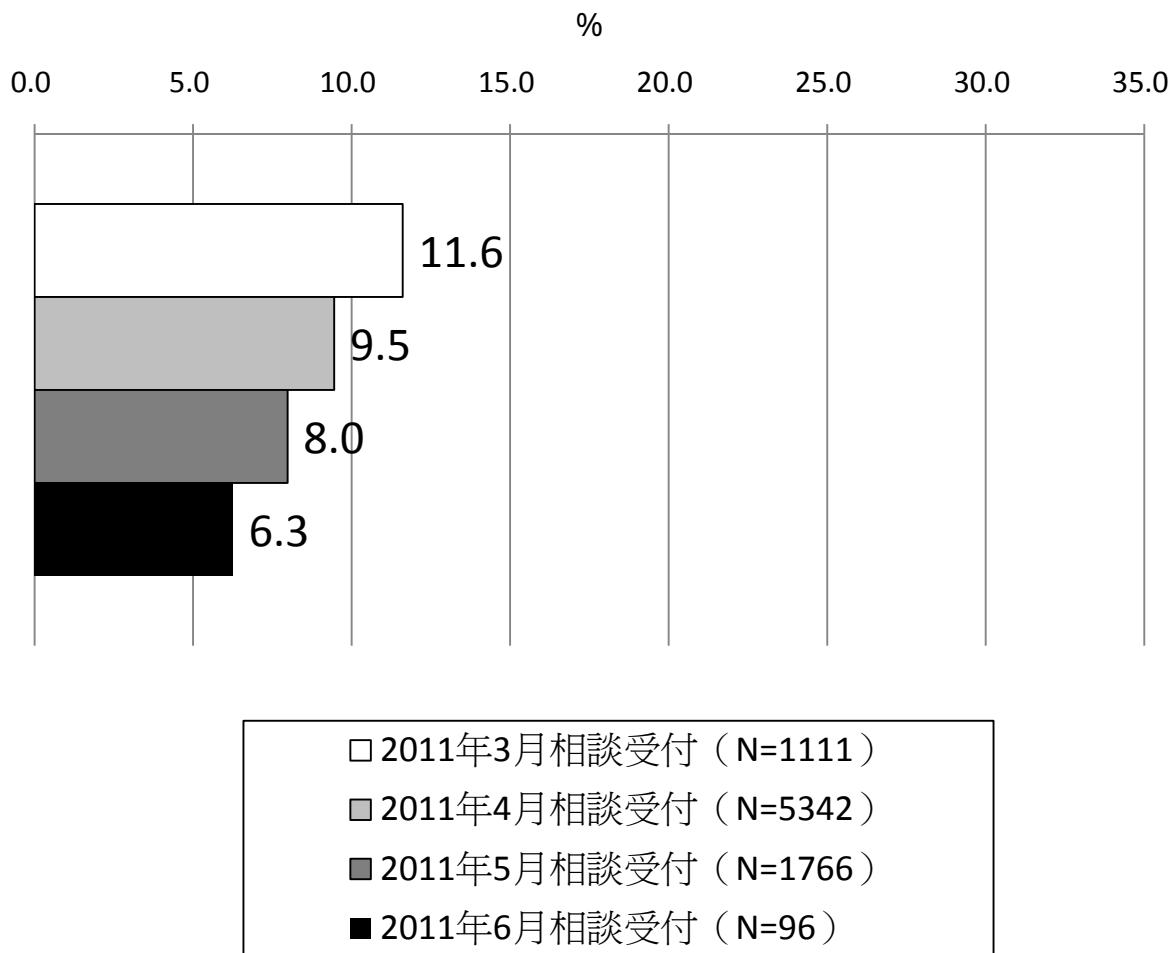


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談の相談割合の推移を示したもの。

「6工作物責任・相隣関係」の相談とは、「瓦が落ちて隣家に停車してある自動車を損壊した場合に責任を負うか」等が代表的な事例である。

初期においては、自宅に居住可能な被災者等からの電話相談が大量にあったが、法律相談による自主的紛争解決機能(紛争予防機能)の効果が顕著に現れたことで、相談件数が収束をみている。

(図3-3-3)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン、リース」相談の推移)



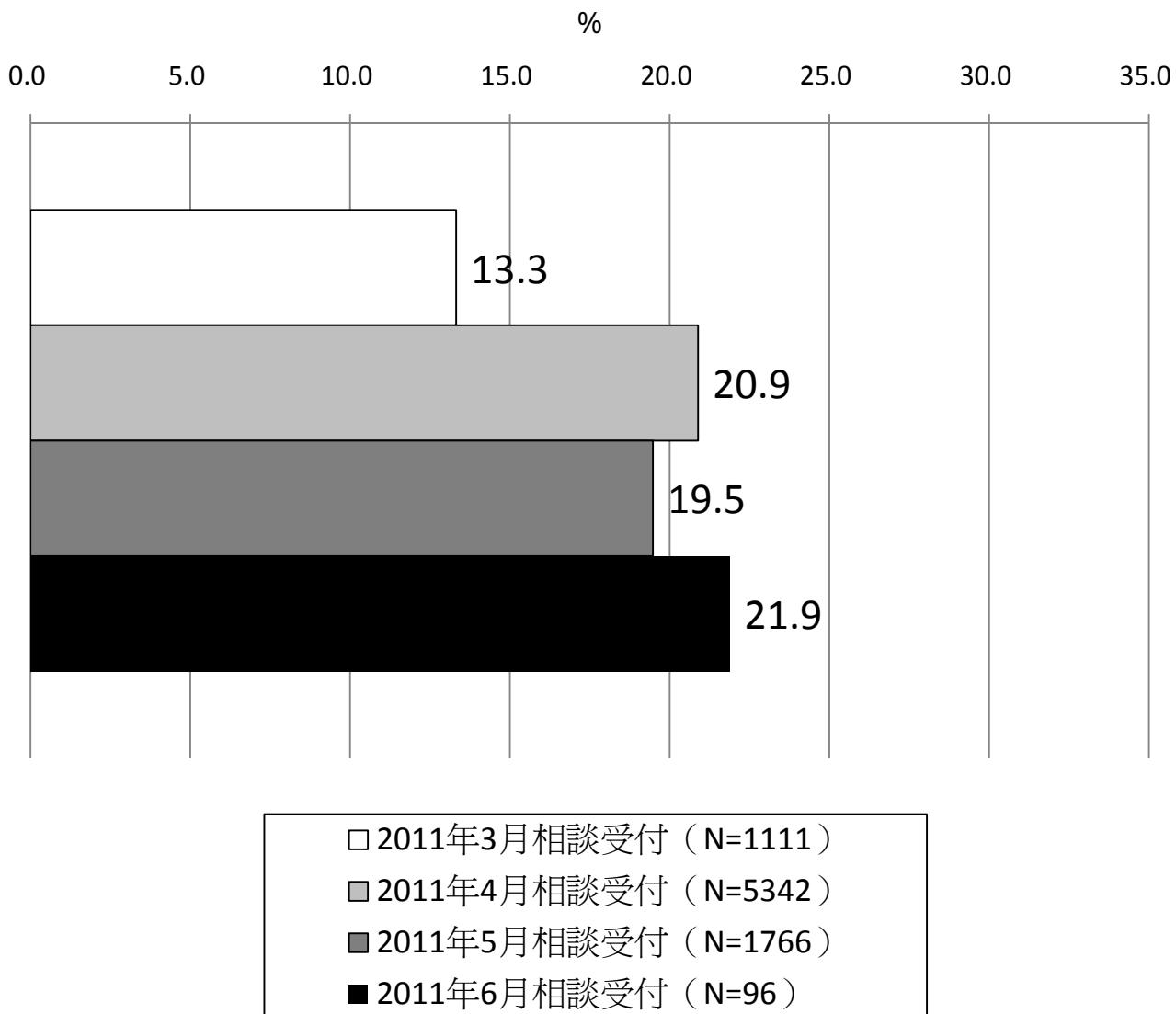
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「9住宅・車・船等のローン、リース」の相談割合の推移を示したもの。

「16住宅・車・船等のローン、リース」の相談事例とは、津波等の被害により住宅が滅失等し、生活基盤が失われた(あるいは、勤務先が被災したり、漁船を失い操業できないケース等)等により、住宅ローン等既存債務の返済ができないような事例である。

全体に占める相談割合が減少しているが、決して問題が収束傾向にあるわけではない。即ち、初期の相談では、既存の債務の負担についての立法あるいは政策的な救済措置がなされるかどうかが不透明であったことから、立法・政策措置の目途が付くまで解決指針を示せなかった。また、金融機関やリース会社等によって、支払い猶予措置が積極的に実施されていたこと等から、新規の相談需要が徐々に減少していったにすぎない。現実には、累積するほぼ全ての件数が未解決のままであると推測される。

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成23年7月15日)が公表され、弁護士が中心的に関与して既存債務の免除等の措置が講じられることになったため、個別の相談事例が増加することが予想される。

(図3-3-4)
**被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の推移)**



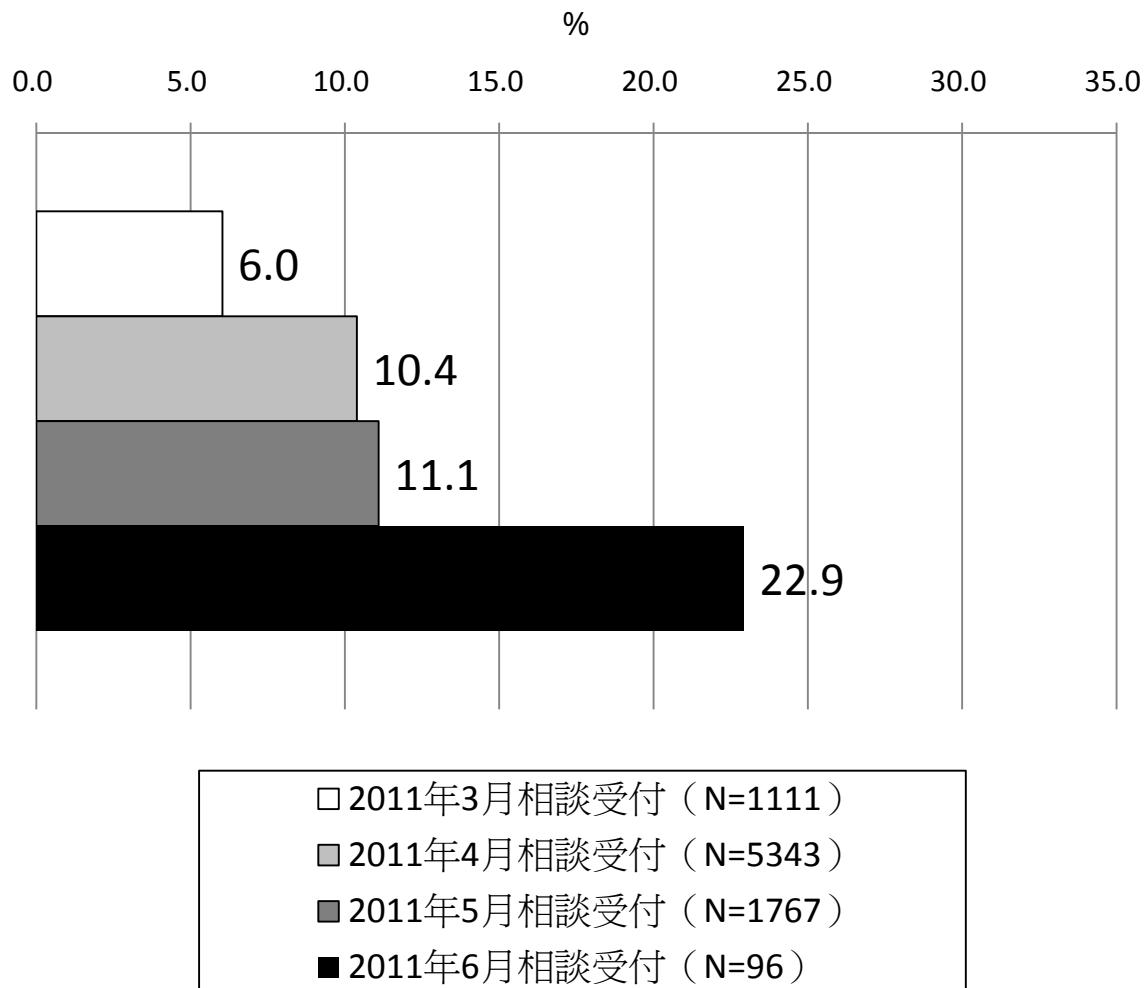
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「12震災関連法令」の相談割合の推移を示したもの。

「12震災関連法令」の相談事例とは、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、生活保護、災害救助法、仮設住宅等に関する各種法令の解釈、事実認定、運用方針、制度説明等多岐に亘る。

弁護士の法律相談機能のうち「情報整理・提供機能」が最大限発揮されていることが明白となつた。

相談割合は初期から高い割合を占め、且つ立法や行政の動きが進捗するにつれ、常に相談が尽きない分野でもあることが分かる。相談割合の傾向としては高止まり傾向にあると考えられる。

(図3-3-5)
**被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の推移)**



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「16遺言・相続」の相談割合の推移を示したもの。

「16遺言・相続」の相談事例とは、複雑な家族関係における相続人の確定、相続財産の調査、行方不明者の問題、死亡届の問題、遺産分割交渉の問題等、ひとつひとつが相当複雑な問題となっている。

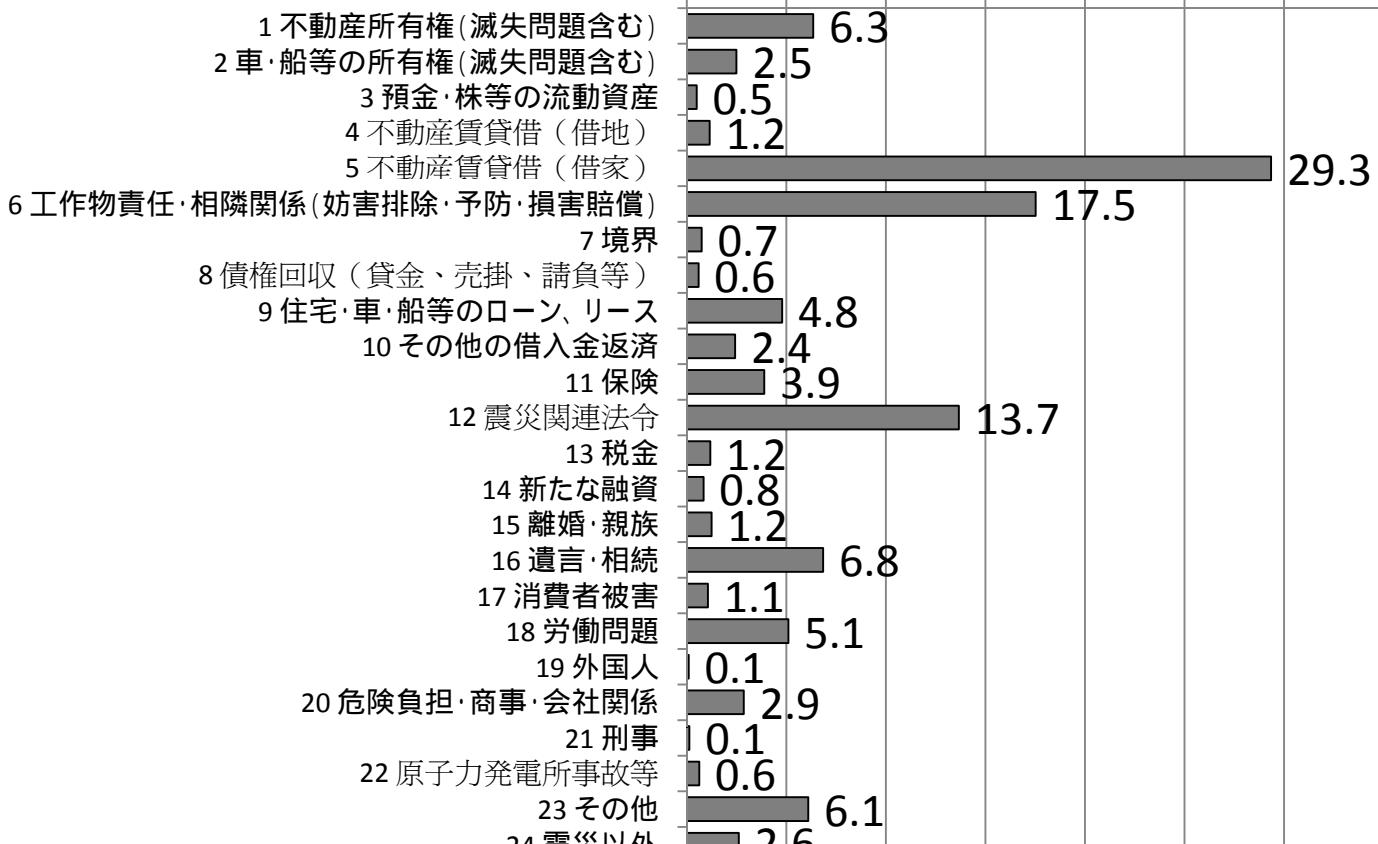
死亡届に関する行政の取扱の通知、相続放棄に関する報道・弁護士等による啓発等により、ニーズが掘り起こされたこと、被災された方が、救助フェーズを終えて今後の生活再建等を検討し始めたこと等により、相続関連の相談が顕著に増加している。

(図3-4-1)
被災当時の住所地が宮城県仙台市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ3213人である。

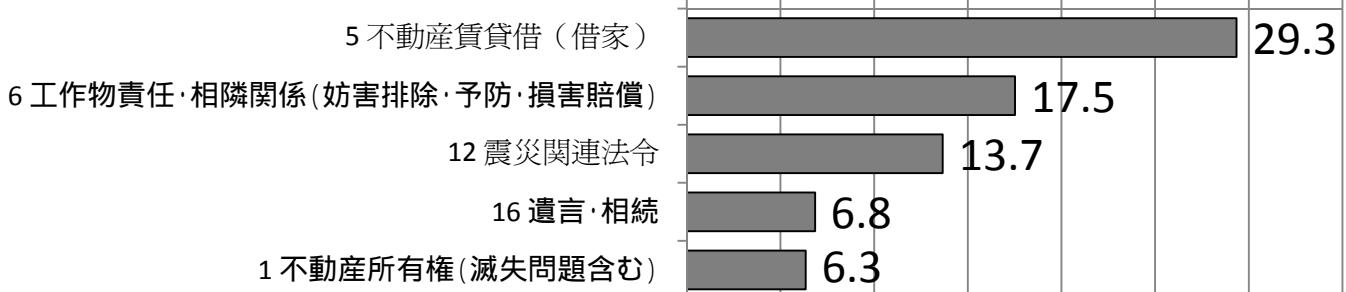
%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0



%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0



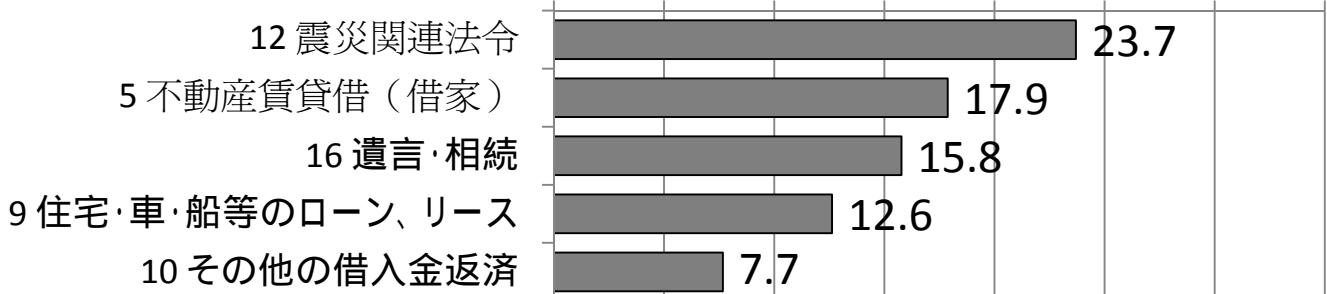
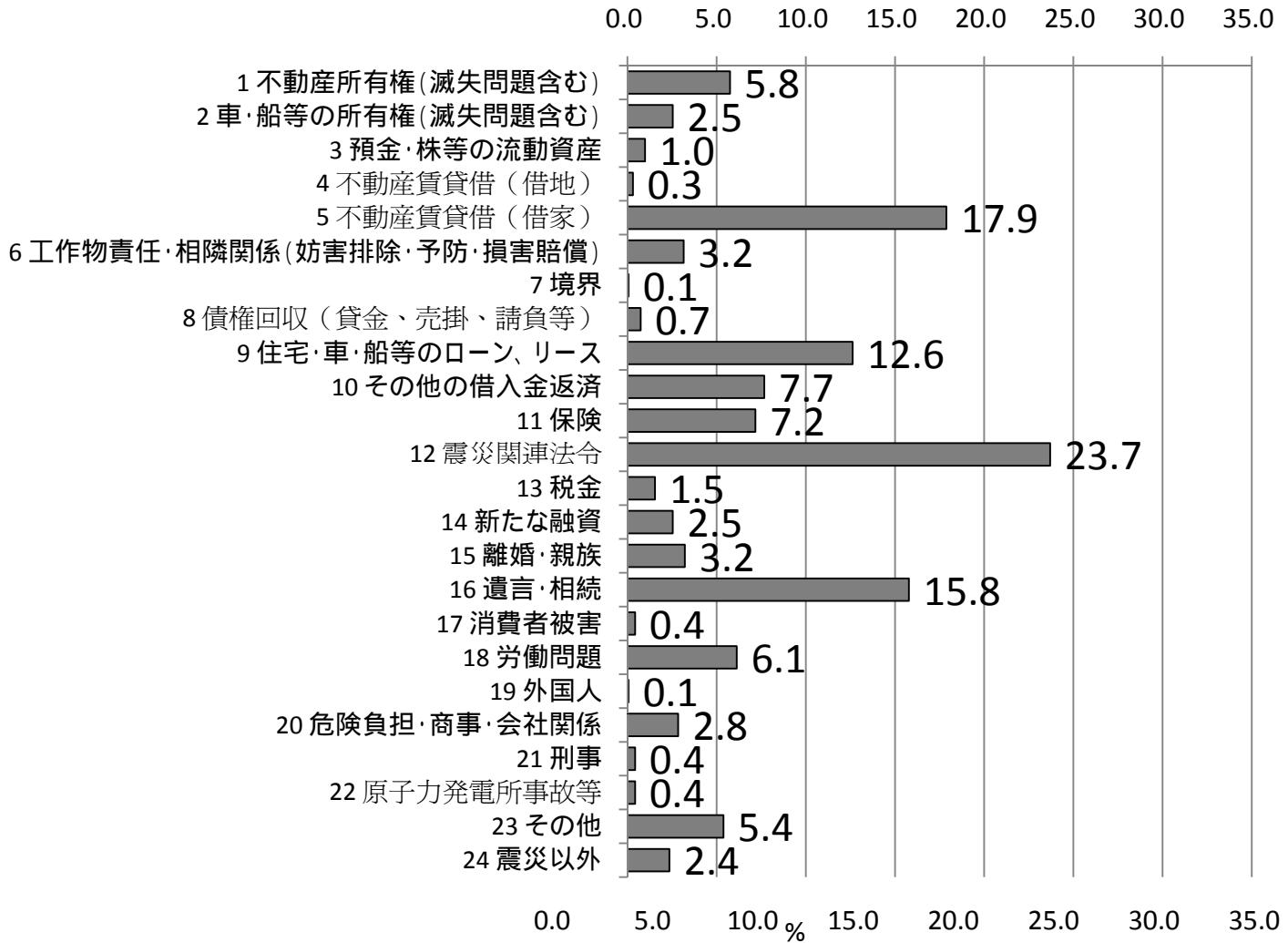
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「仙台市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-2)
被災当時の住所地が宮城県石巻市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ1616人である。

%

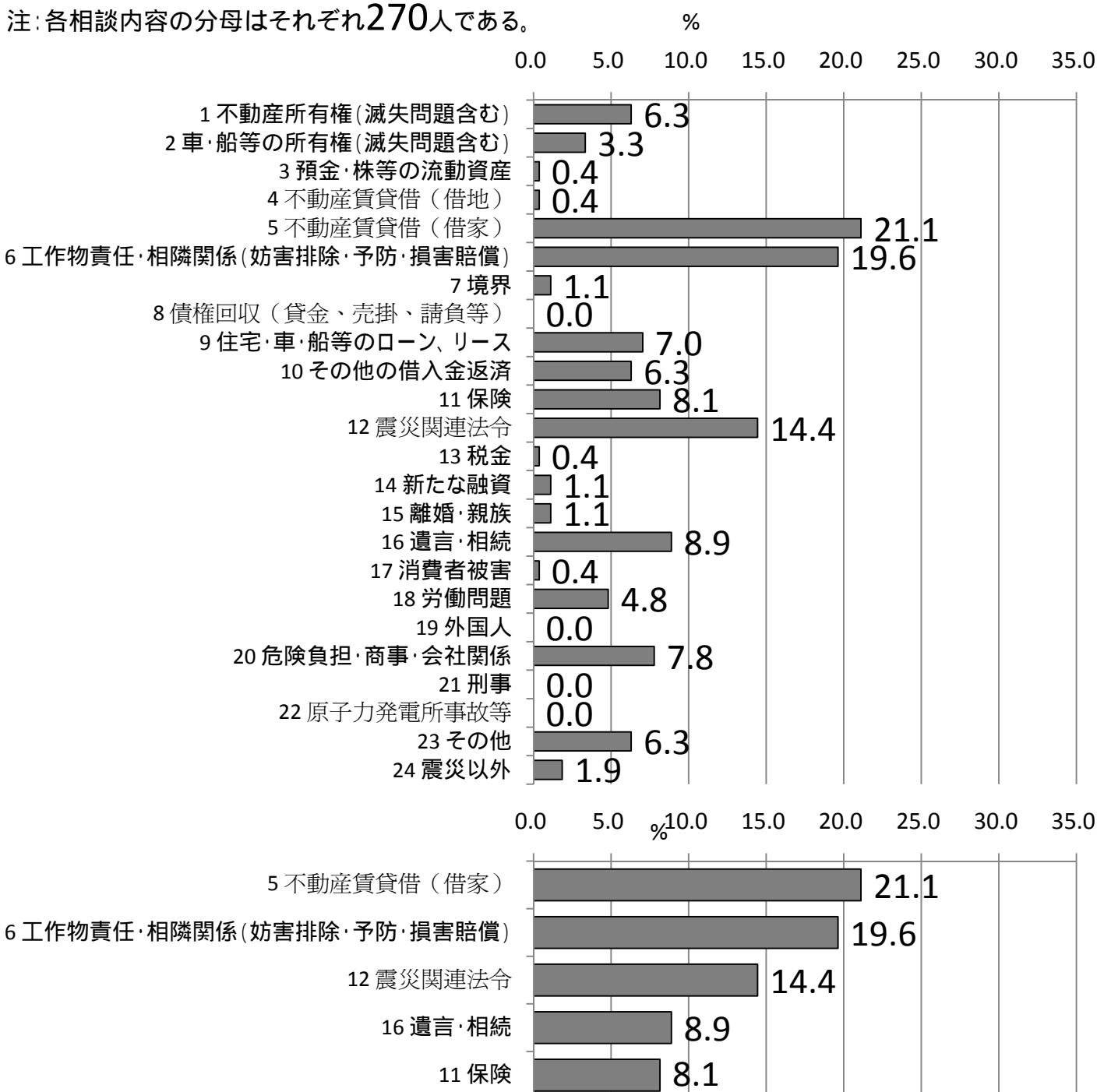


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「石巻市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-3)
被災当時の住所地が宮城県塩竈市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ270人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「亘理郡」()である事例を母数としたもの。

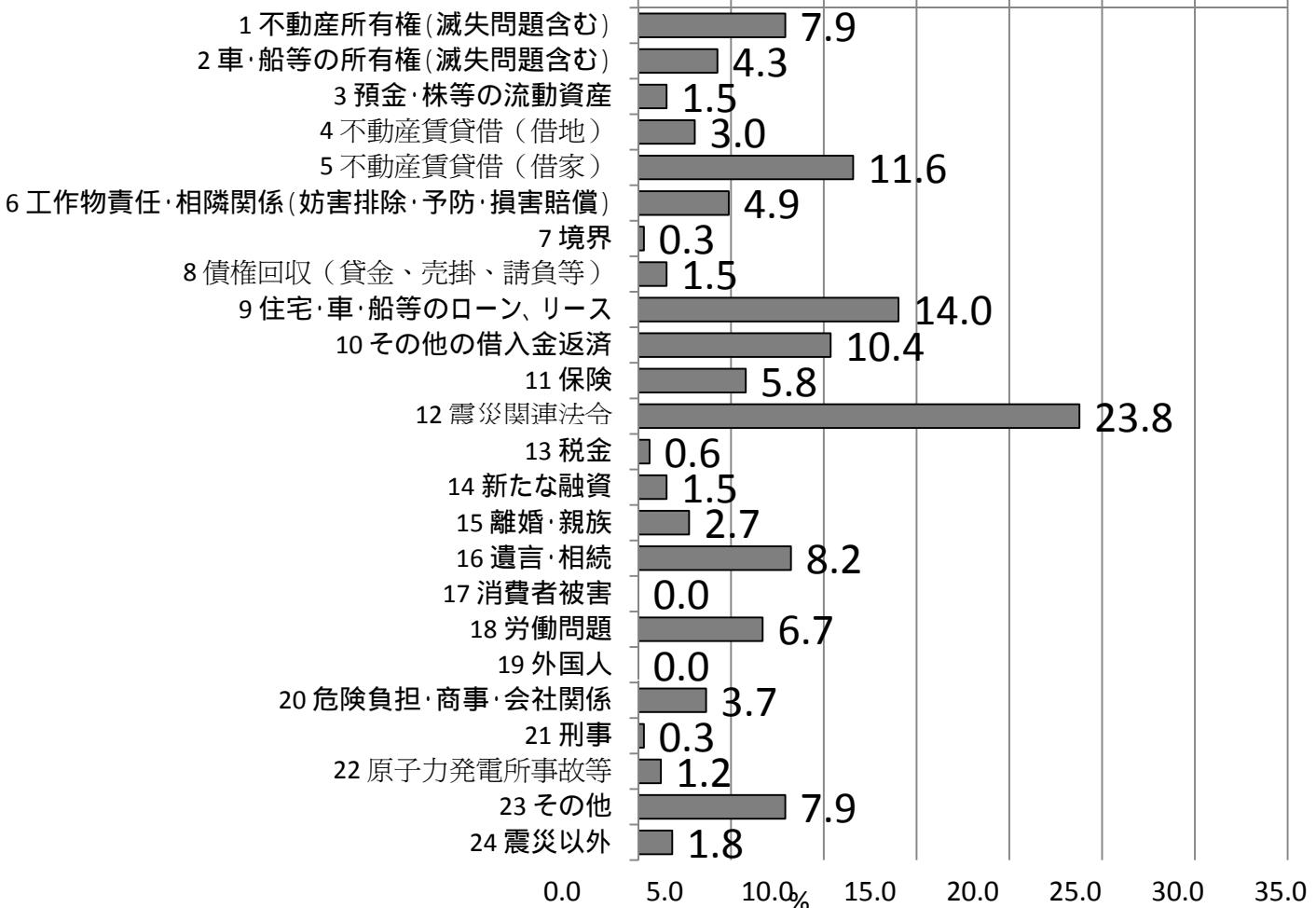
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-4)
被災当時の住所地が気仙沼市の相談事例

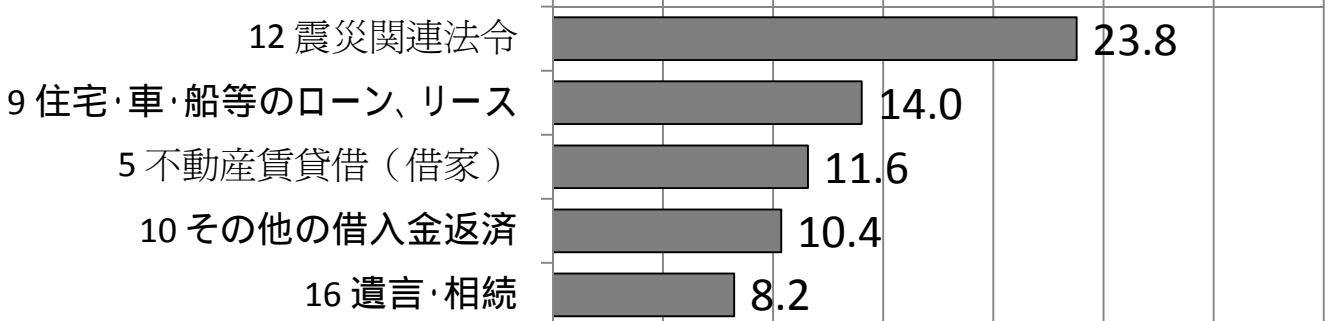
注:各相談内容の分母はそれぞれ328人である。

%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0



0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0

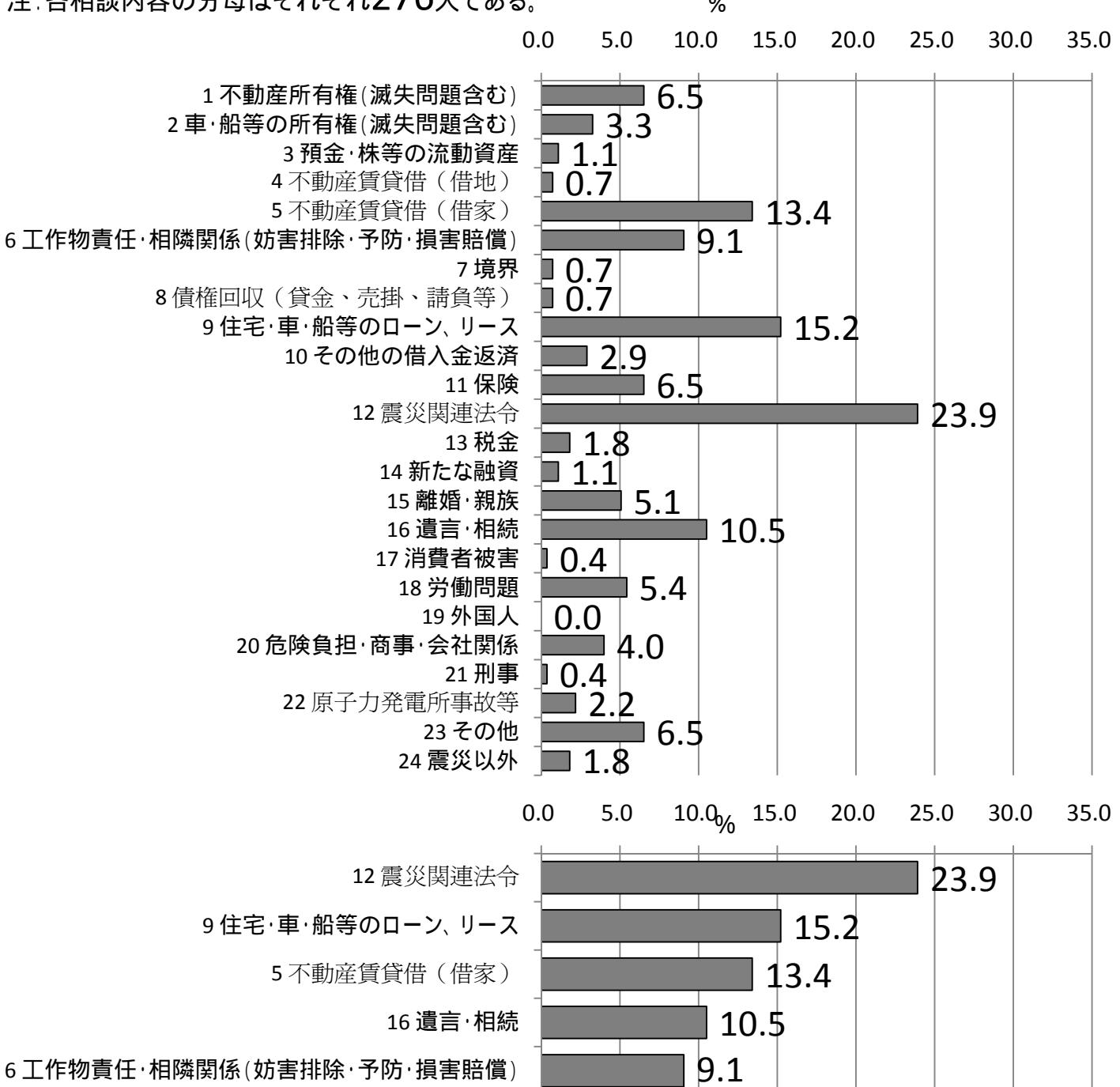


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「気仙沼市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-5)
被災当時の住所地が宮城県名取市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ276人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「名取市」である事例を母数としたもの。

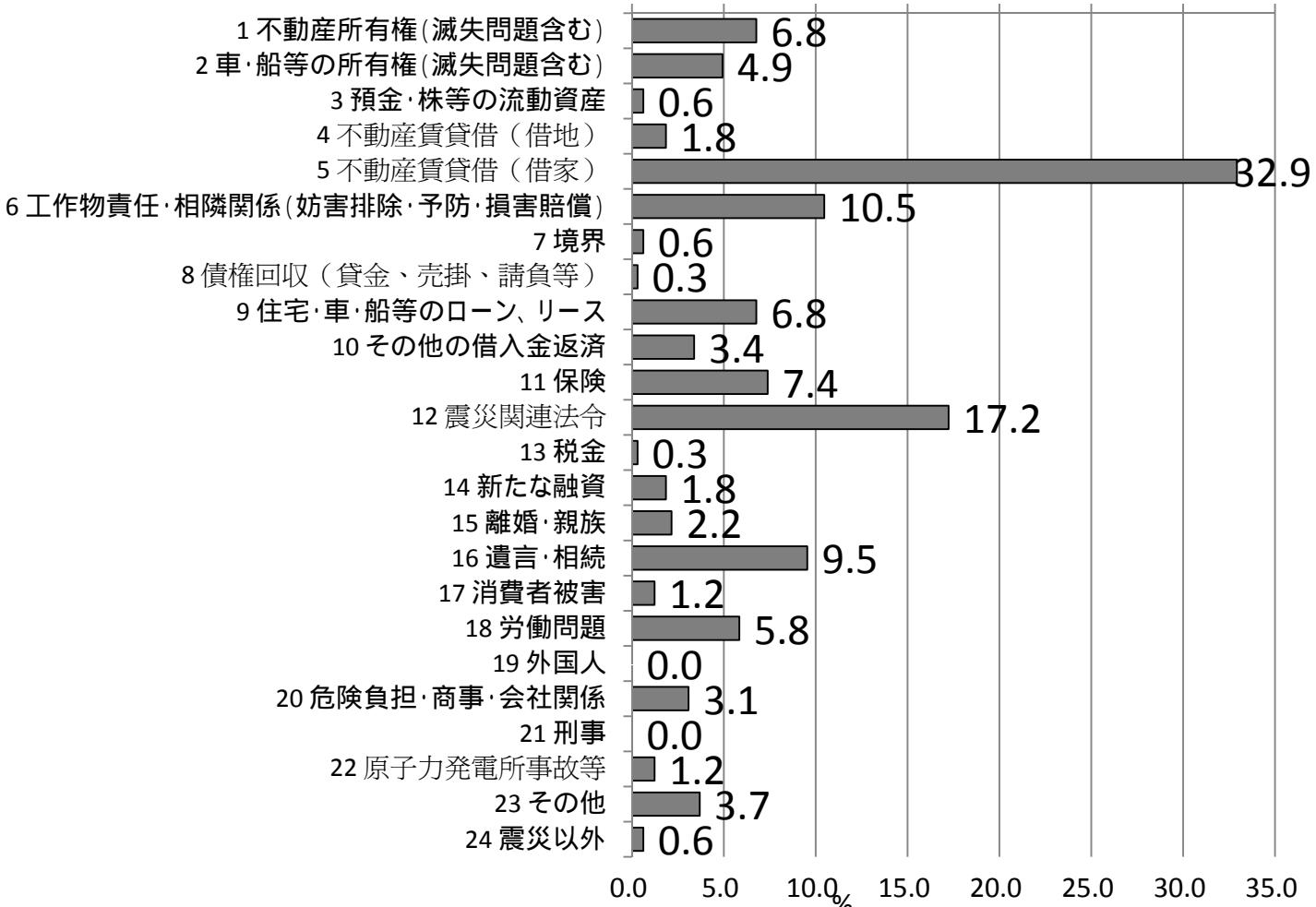
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-6)
被災当時の住所地が宮城県多賀城市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ325人である。

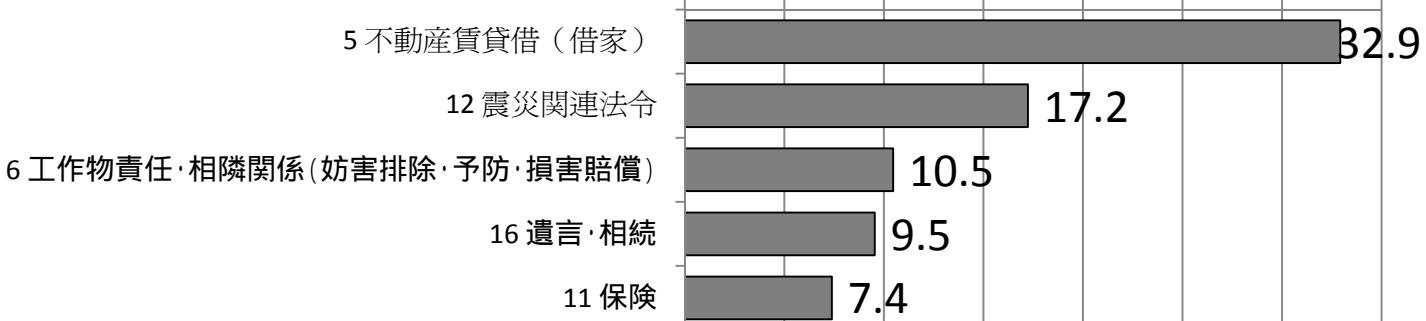
%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0



%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0

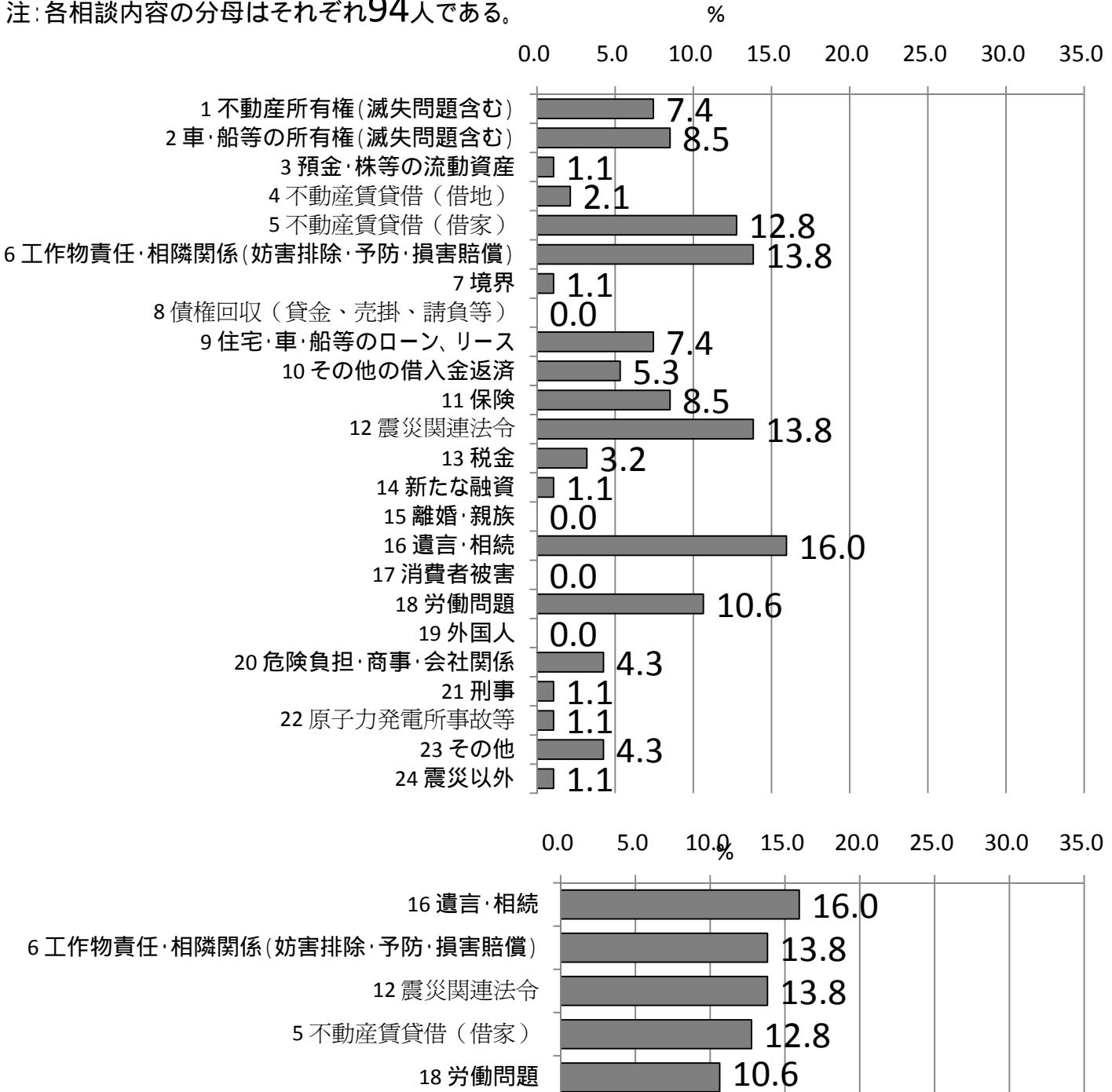


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「多賀城市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-7)
被災当時の住所地が宮城県岩沼市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ94人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「岩沼市」である事例を母数としたもの。

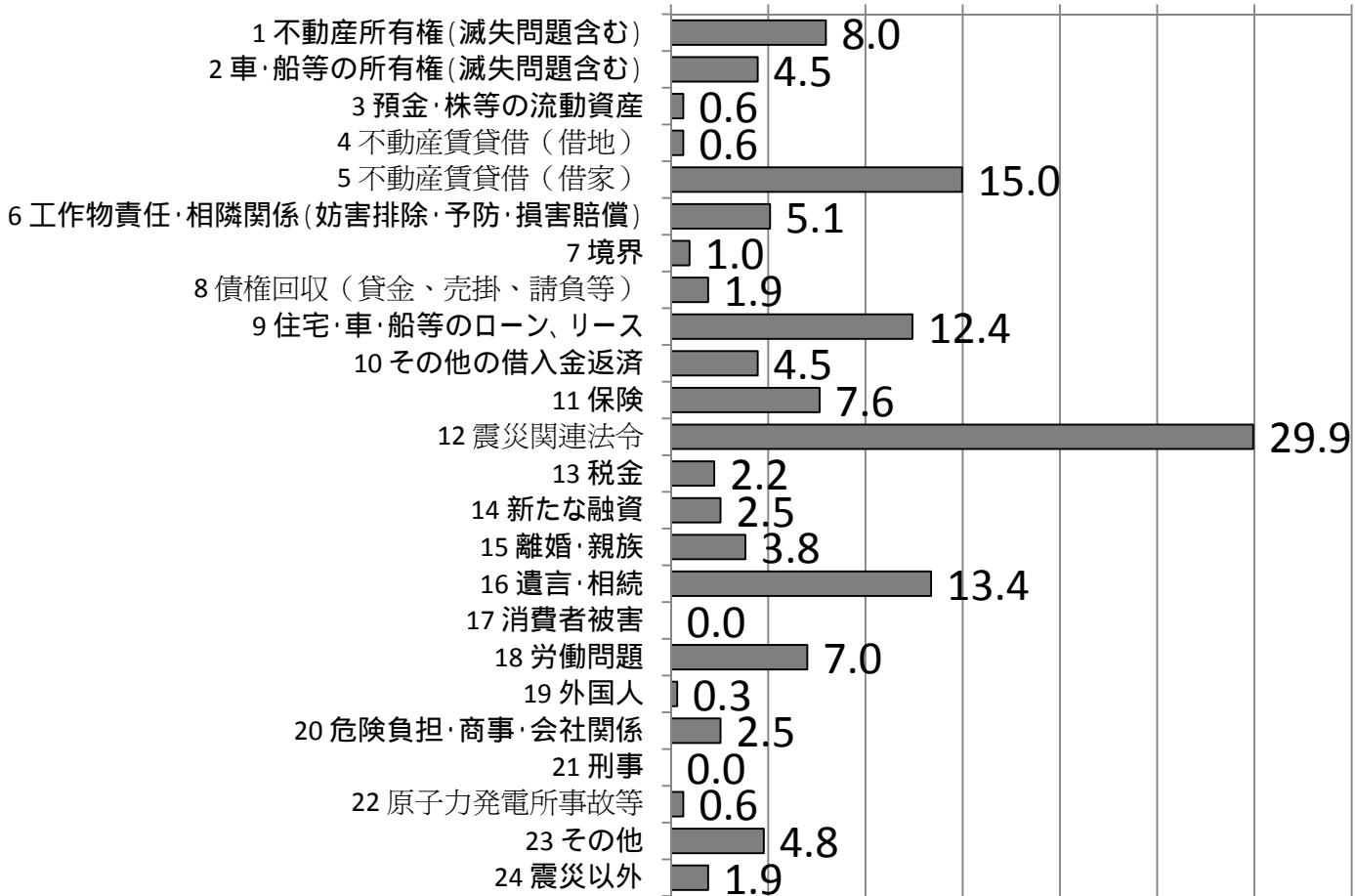
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-8)
被災当時の住所地が宮城県東松島市の相談事例

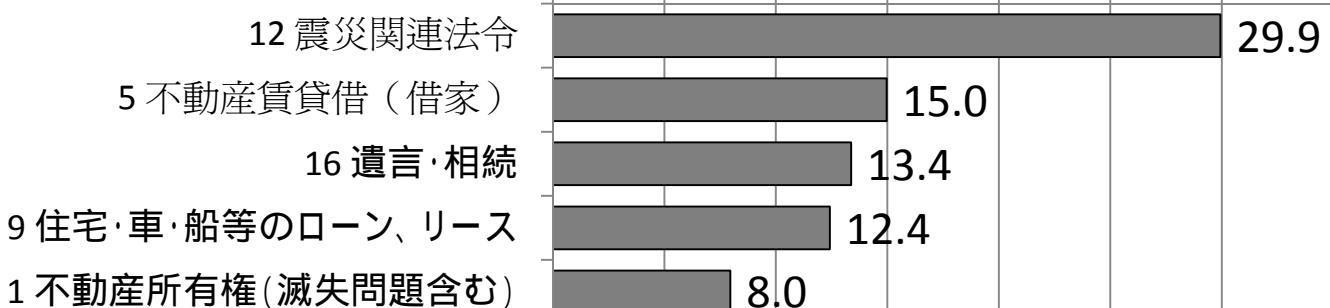
注:各相談内容の分母はそれぞれ314人である。

%

0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0



0.0 5.0 10.0 15.0 20.0 25.0 30.0 35.0

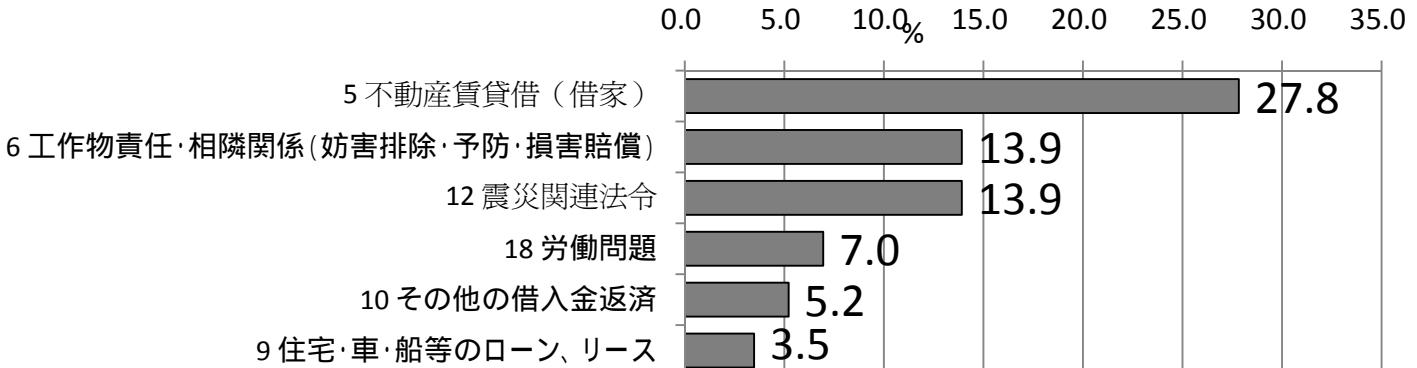
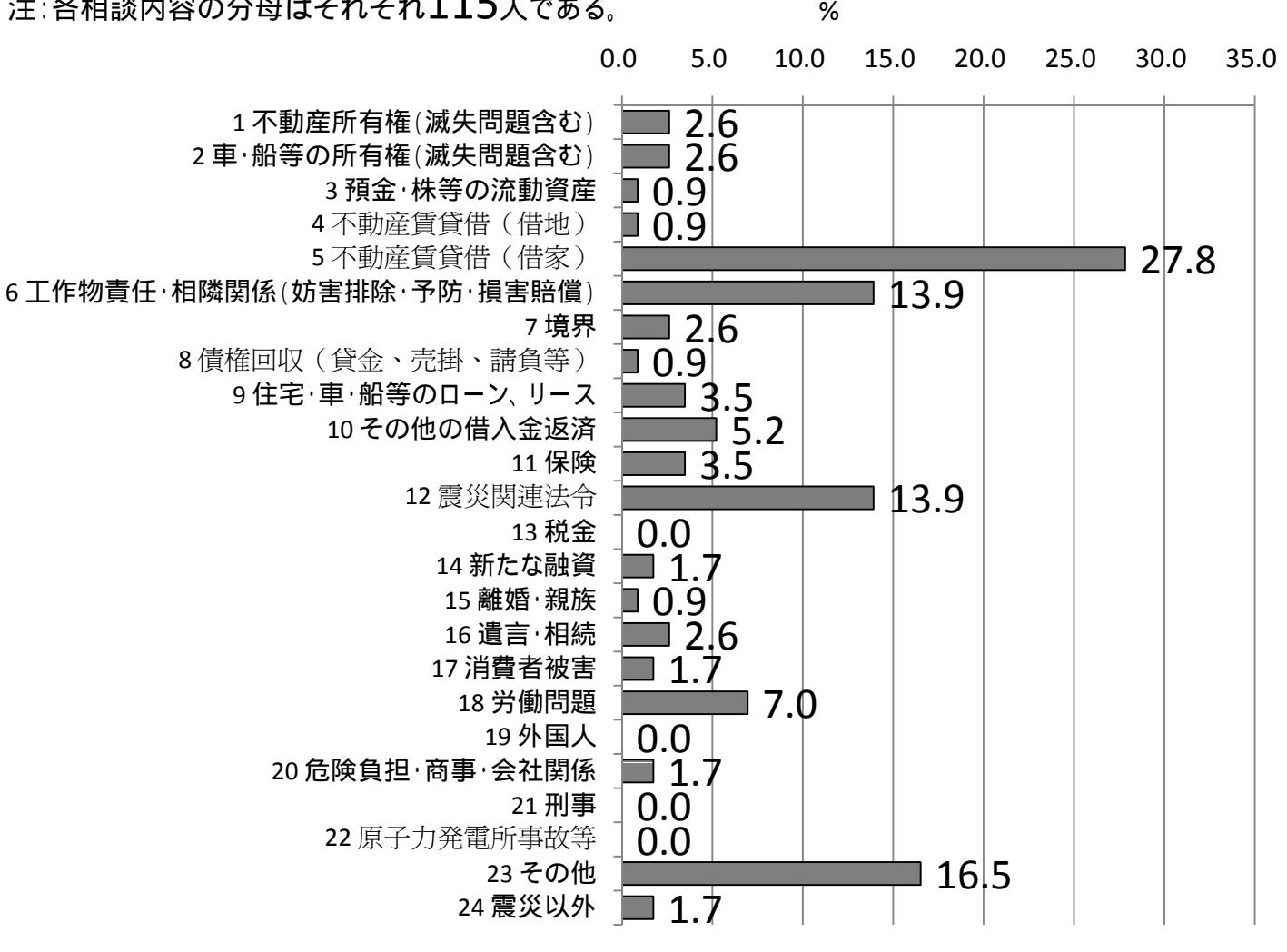


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「東松島市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-9)
被災当時の住所地が宮城県大崎市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ115人である。

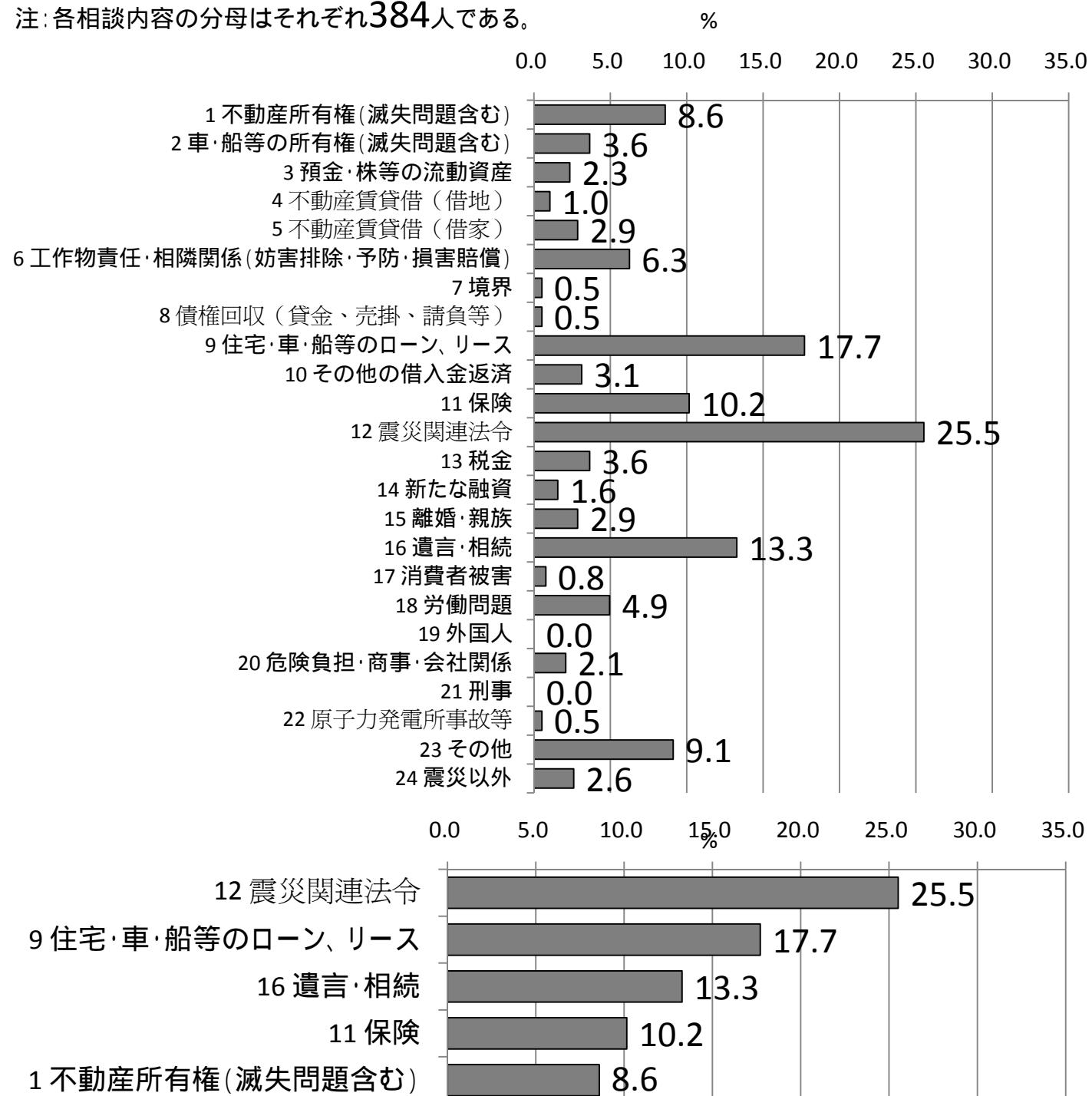


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「大崎市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-10)
被災当時の住所地が宮城県亘理郡の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ384人である。

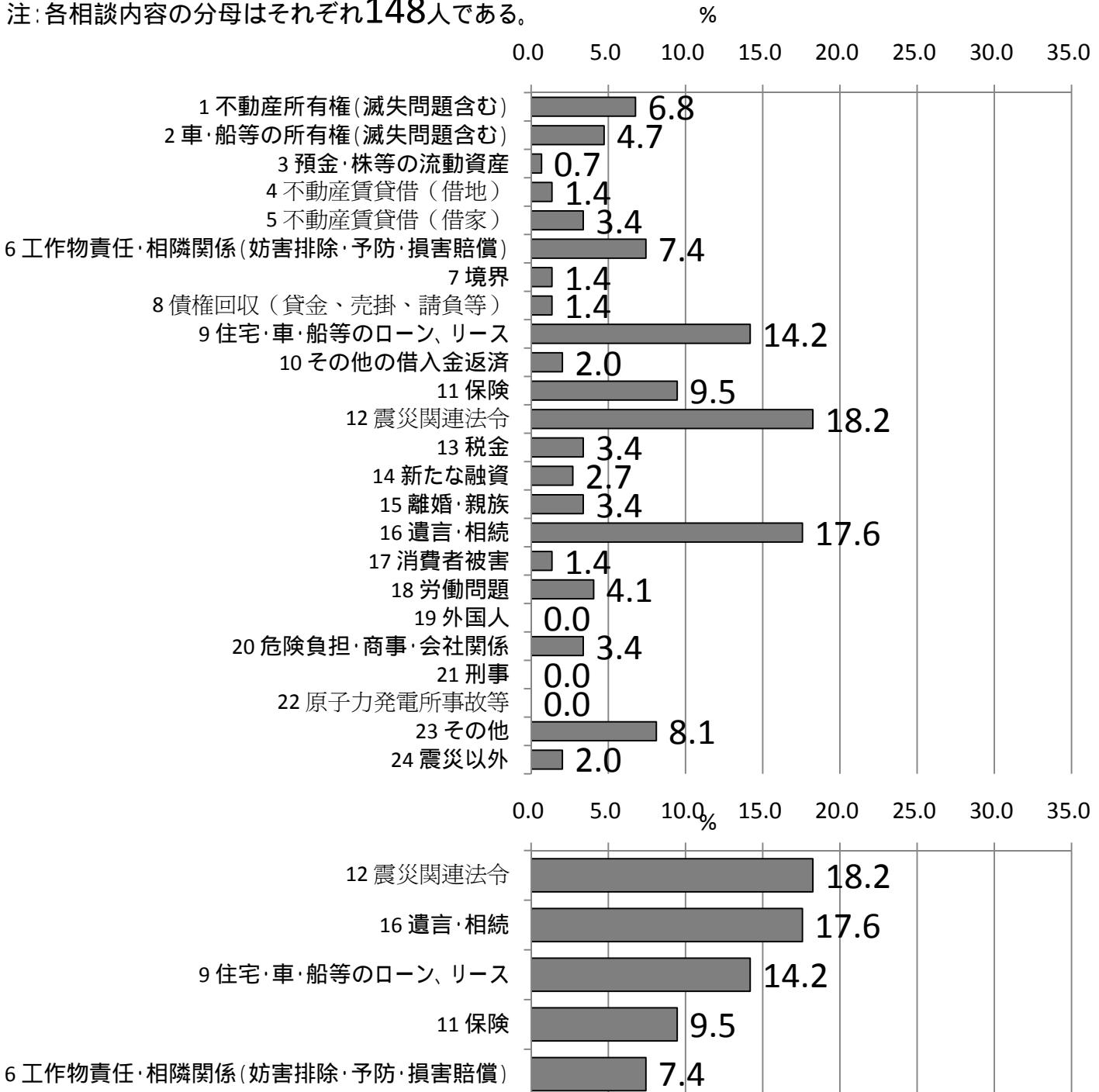


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「亘理郡」(亘理郡とまで判明している事例について、亘理町、山元町を加えたもの)である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-11)
被災当時の住所地が宮城県亘理町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ148人である。

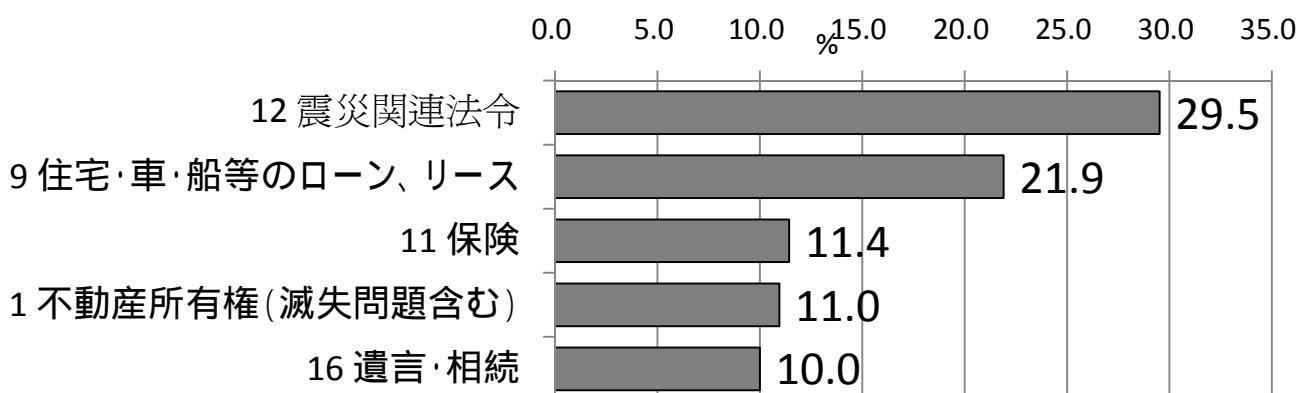
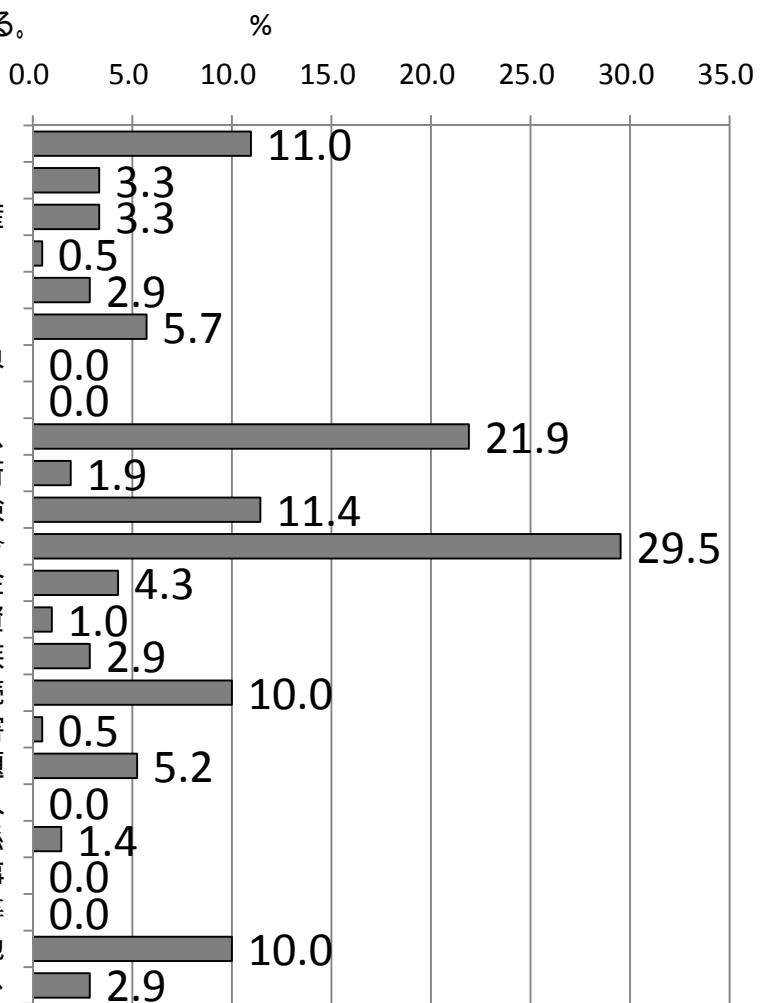


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「亘理町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-12)
被災当時の住所地が宮城県山元町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ210人である。

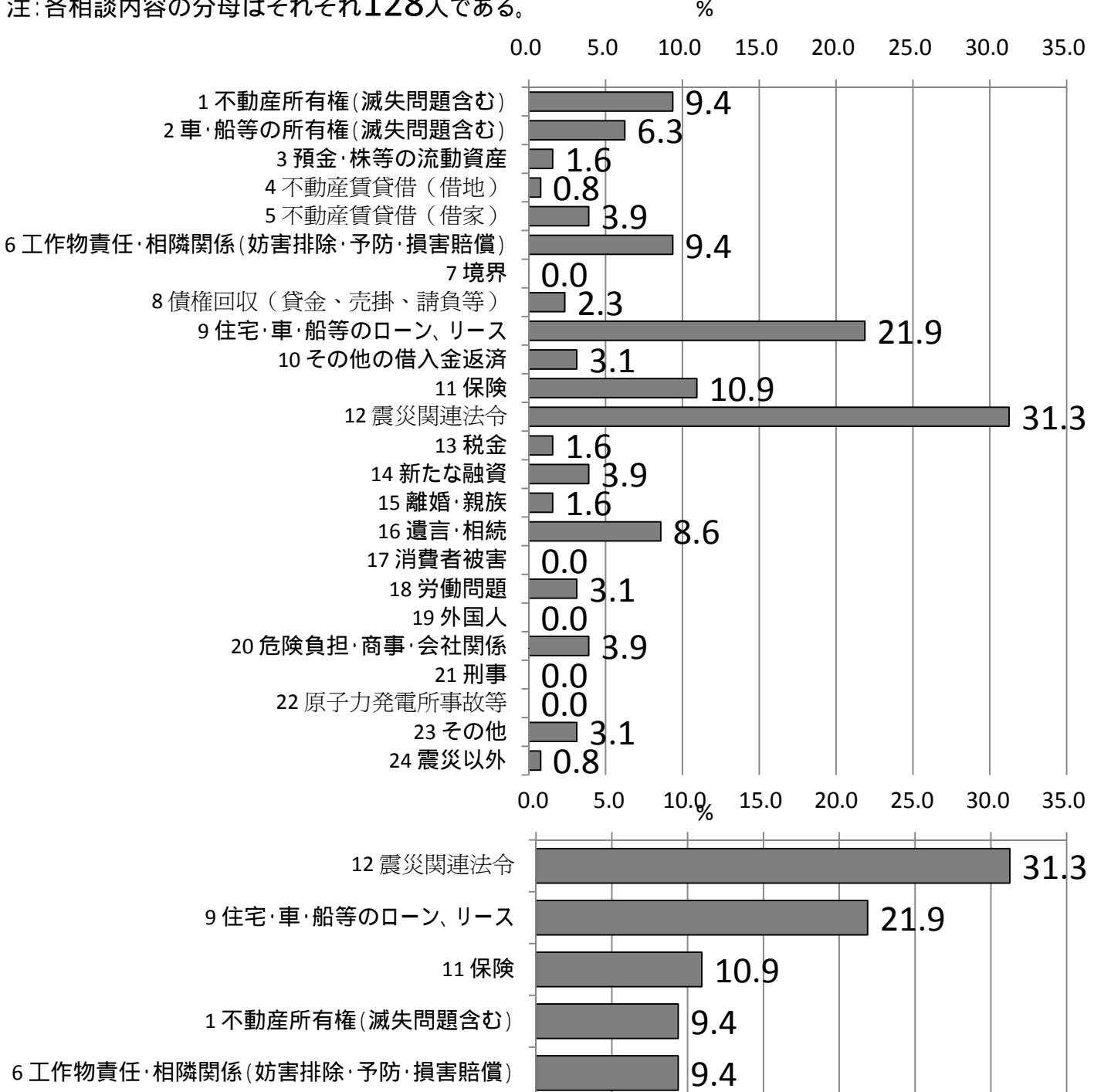


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「山元町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-13)
被災当時の住所地が宮城県七ヶ浜町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ128人である。

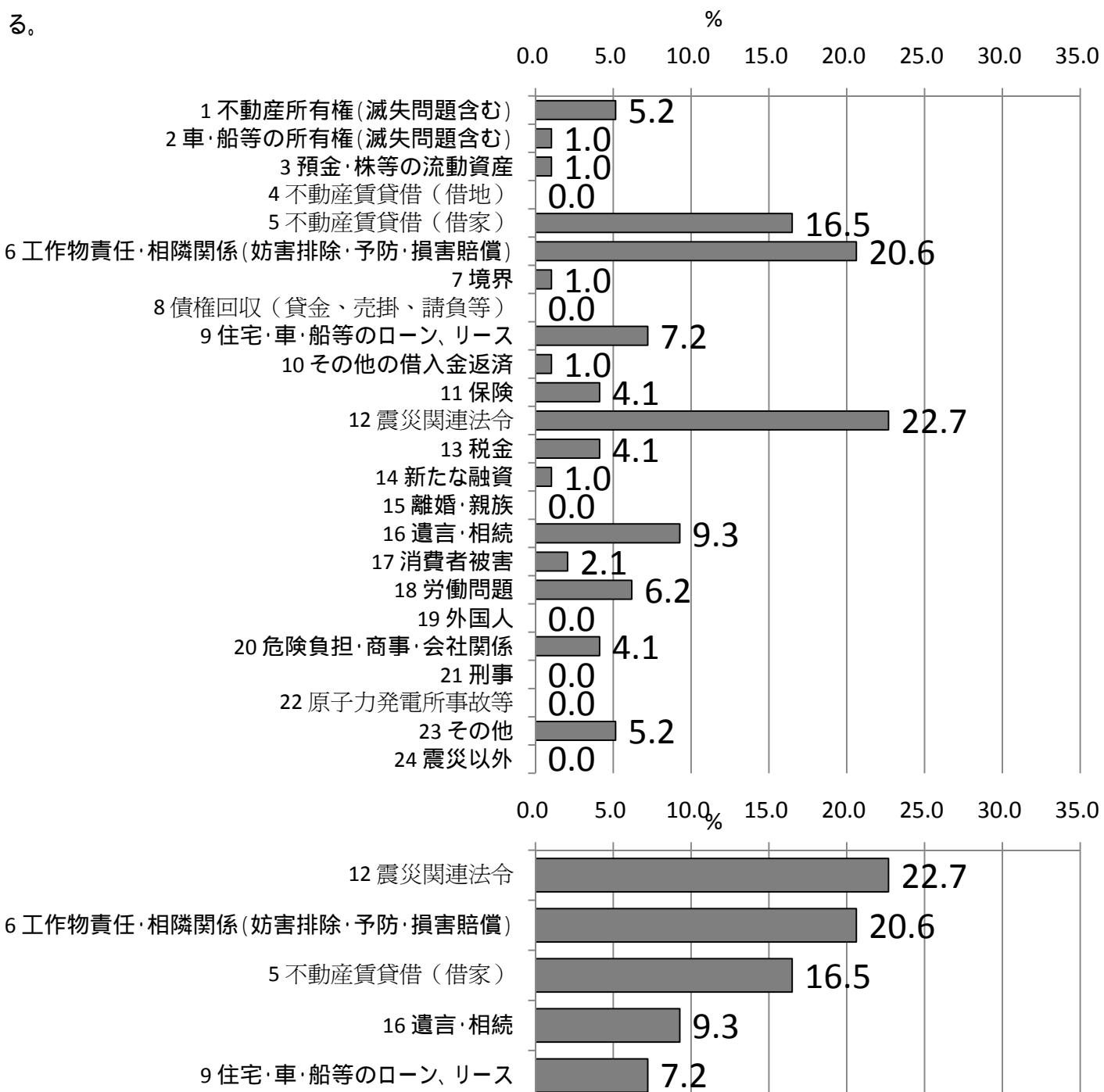


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「七ヶ浜町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-14)
被災当時の住所地が宮城県利府町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ97人である。

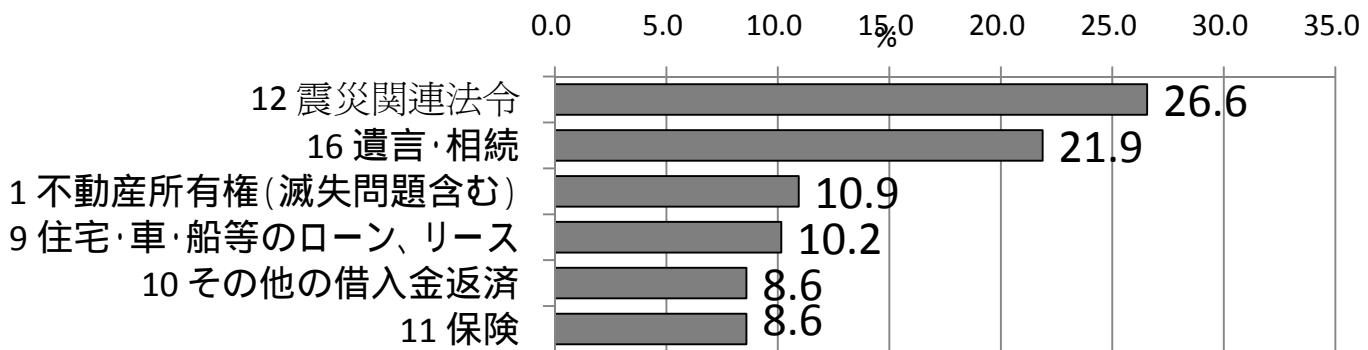
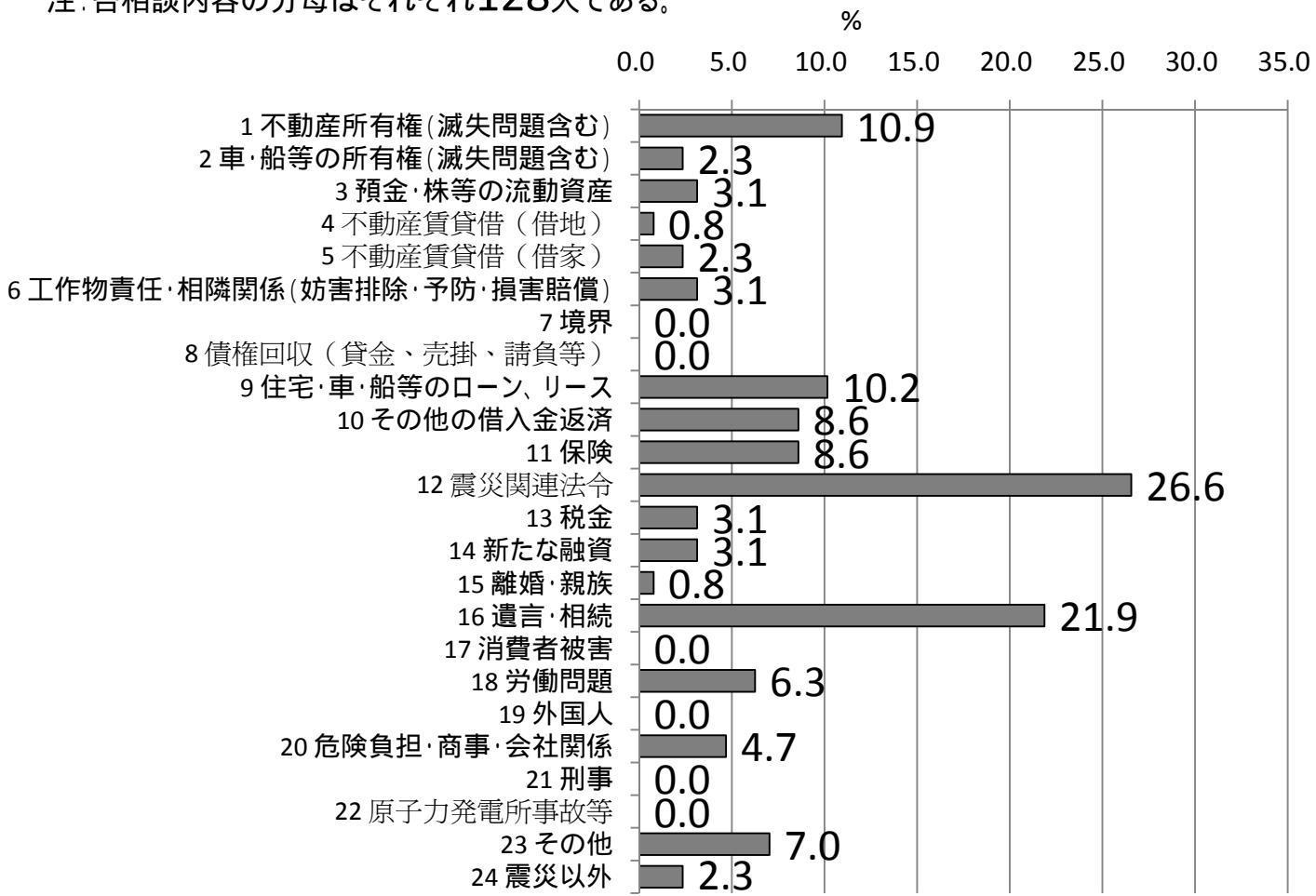


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「利府町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-15)
被災当時の住所地が宮城県女川町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ128人である。

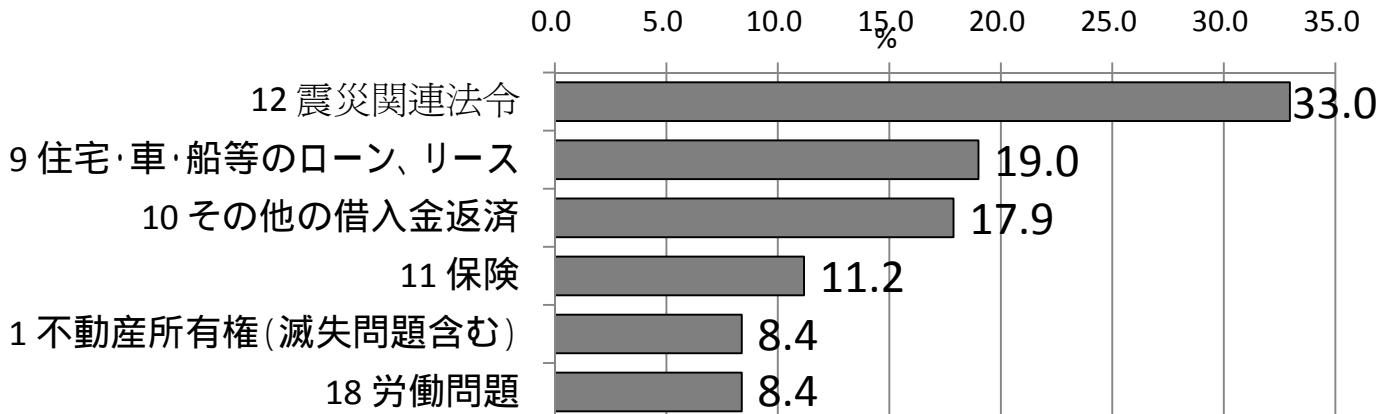
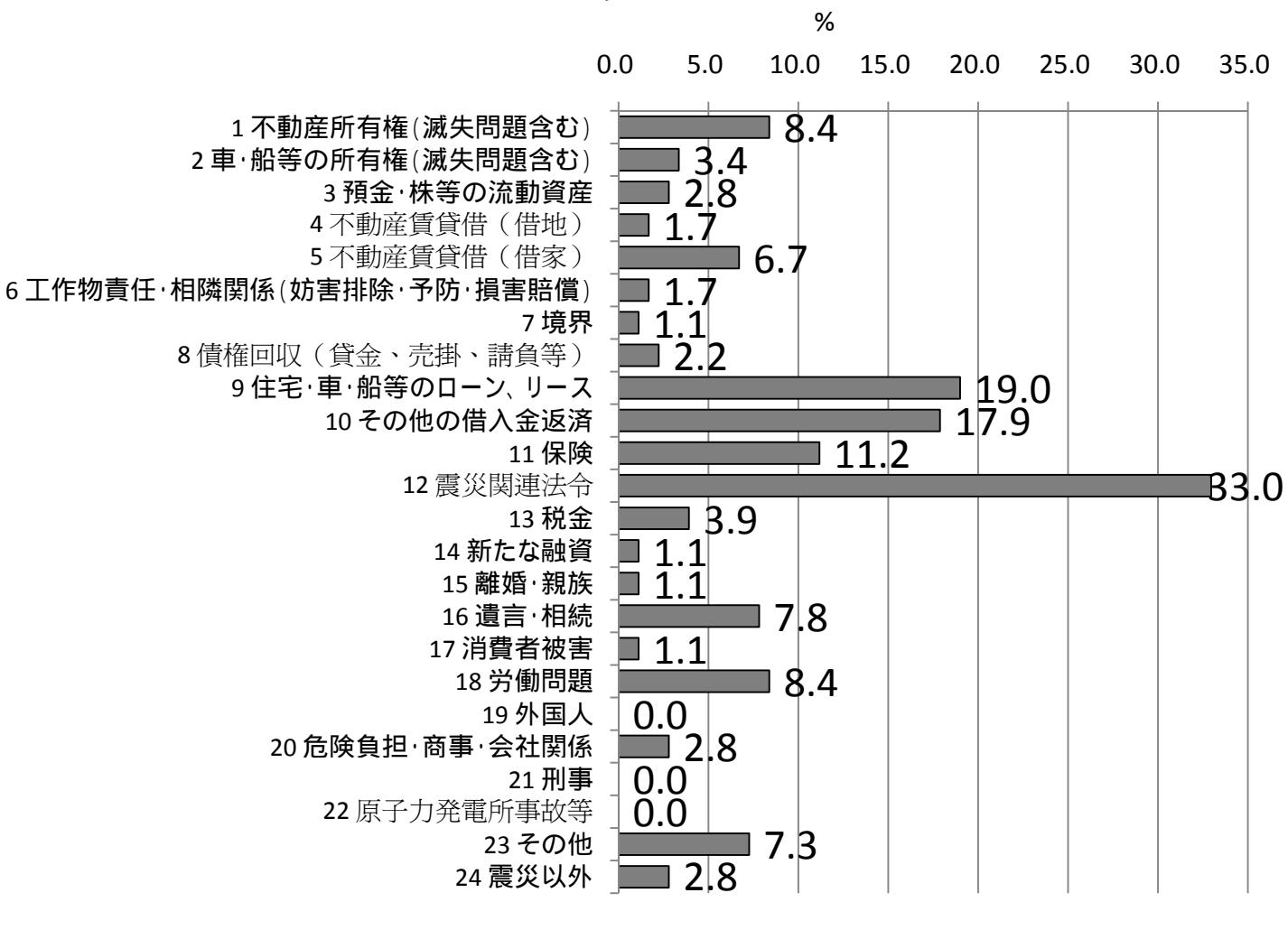


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「女川町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図3-4-16)
被災当時の住所地が宮城県南三陸町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ179人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県「南三陸町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

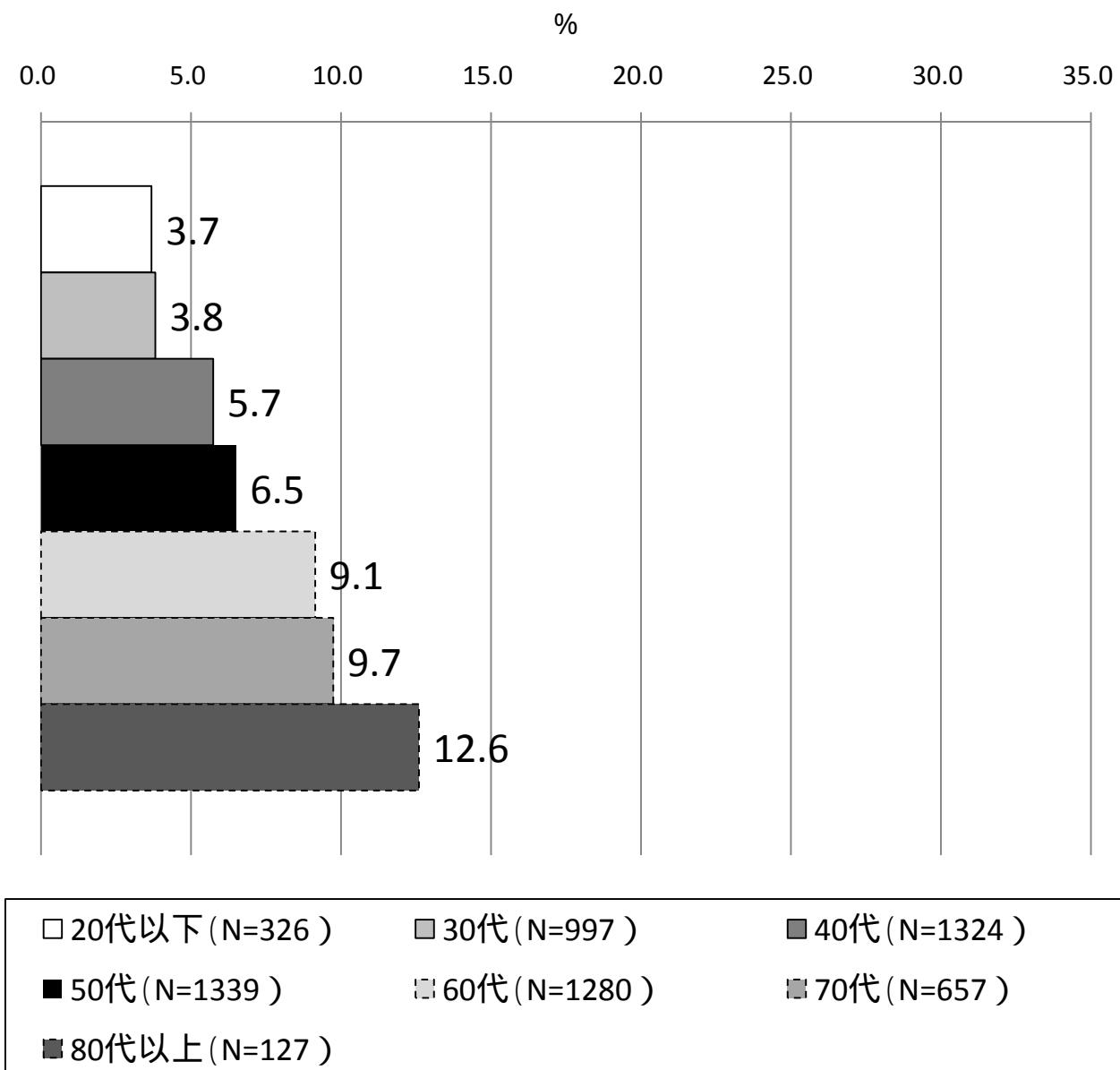
(図3-5)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(全相談類型別の年代分布表)

	20代以下 (N=326)	30代 (N=997)	40代 (N=1324)	50代 (N=1338)	60代 (N=1280)	70代 (N=657)	80代以上 (N=127)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	3.7	3.8	5.7	6.5	9.1	9.7	12.6
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	4.0	3.8	2.7	3.1	2.6	3.0	0.0
3 預金・株等の流動資産	0.6	0.4	0.6	1.3	0.8	1.7	2.4
4 不動産賃貸借(借地)	0.9	0.3	1.0	1.3	1.1	1.4	1.6
5 不動産賃貸借(借家)	32.8	24.9	19.8	17.3	19.1	18.3	20.5
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	4.0	7.5	8.8	9.8	12.4	17.7	21.3
7 境界	0.3	0.5	0.2	0.5	0.9	1.1	0.8
8 債権回収(貸金・売掛・請負等)	0.0	0.4	0.6	0.7	1.3	0.6	1.6
9 住宅・車・船等のローン、リース	8.0	10.2	11.3	11.5	9.2	5.8	4.7
10 その他の借入金返済	3.7	5.2	6.3	6.0	4.6	2.6	1.6
11 保険	3.1	6.3	6.6	6.1	7.0	5.9	9.4
12 震災関連法令	15.0	16.0	20.4	20.4	21.1	24.7	18.1
13 税金	0.3	1.2	1.7	2.1	1.8	2.1	1.6
14 新たな融資	1.5	1.5	1.7	1.4	1.0	1.5	0.0
15 離婚・親族	2.5	3.1	2.0	1.9	1.8	2.1	0.8
16 遺言・相続	10.7	9.8	11.4	13.3	9.5	7.8	7.9
17 消費者被害	0.3	0.5	1.1	0.7	0.8	0.9	0.8
18 労働問題	14.7	8.3	7.9	6.6	3.1	1.5	0.0
19 外国人	0.3	0.0	0.1	0.1	0.2	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	1.2	3.5	3.8	3.4	3.2	1.1	0.0
21 刑事	0.3	0.1	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
22 原子力発電所事故等	0.9	0.3	0.5	0.7	0.5	0.3	1.6
23 その他	4.9	7.2	6.3	5.8	6.5	6.1	3.9
24 震災以外	4.0	2.2	2.6	1.9	2.3	3.7	3.1

データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、全類型における相談者の年齢(年代)の分布を示した表である。

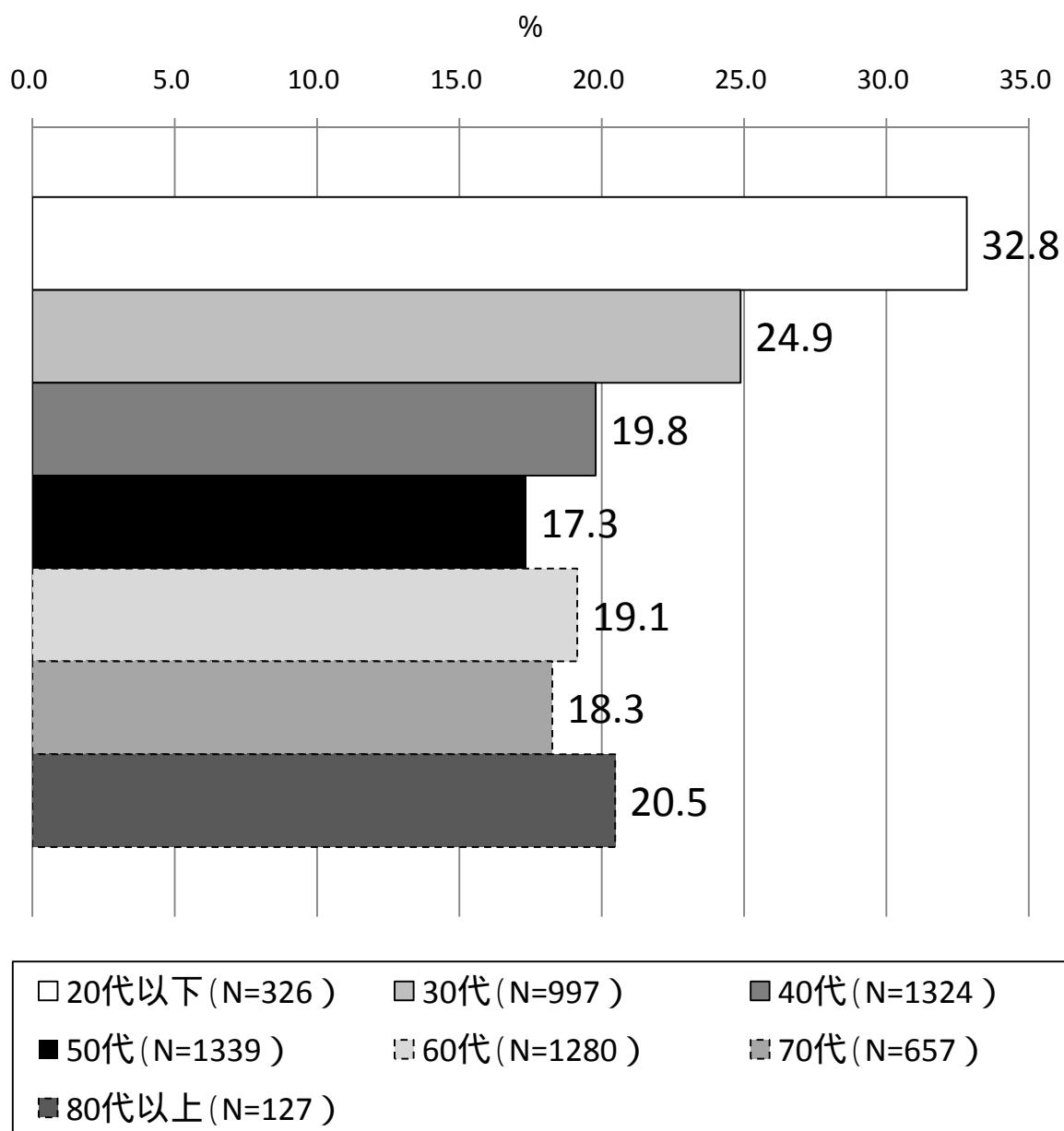
網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図3-6-1)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「1不動産所有権」相談の年代別分布表)



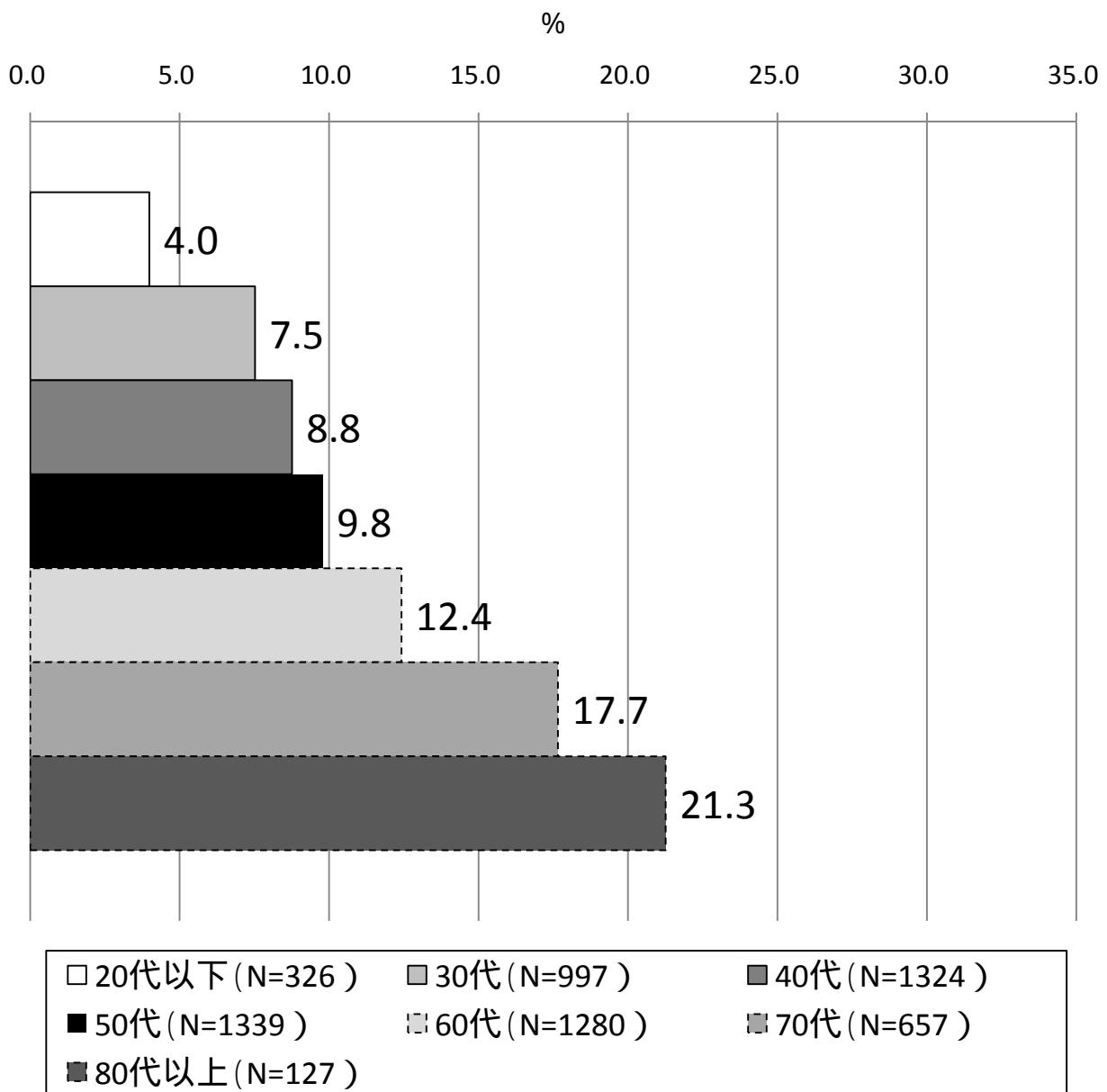
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「1不動産所有権」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-2)
 被災当時の住所地が宮城県の相談事例
 (「5不動産賃貸借(借家)」相談の年代別分布表)



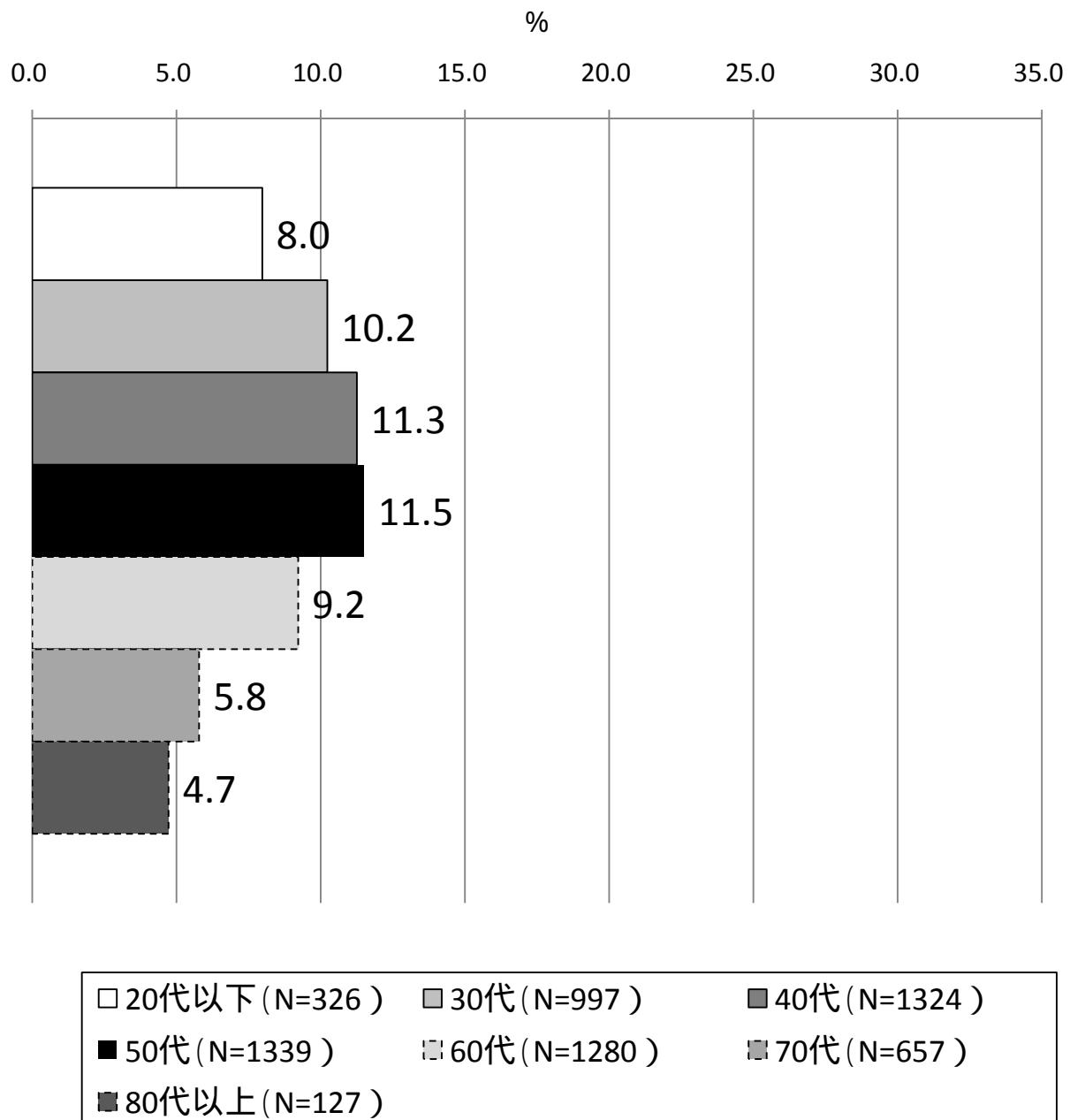
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「5不動産賃貸借(借家)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-3)
 被災当時の住所地が宮城県の相談事例
 ('6工作物責任・相隣関係'相談の年代別分布表)



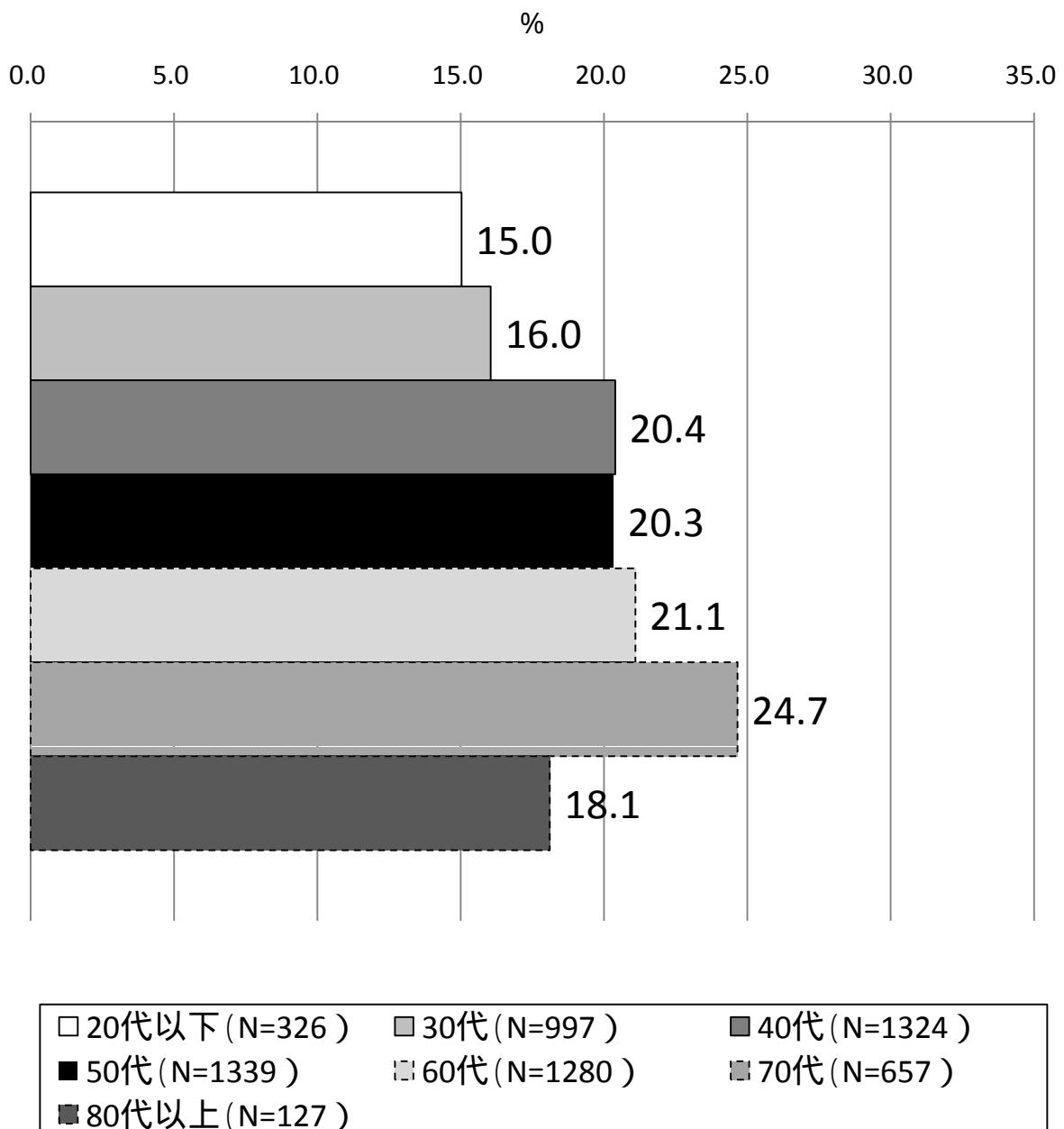
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-4)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン・リース」相談の年代別分布表)



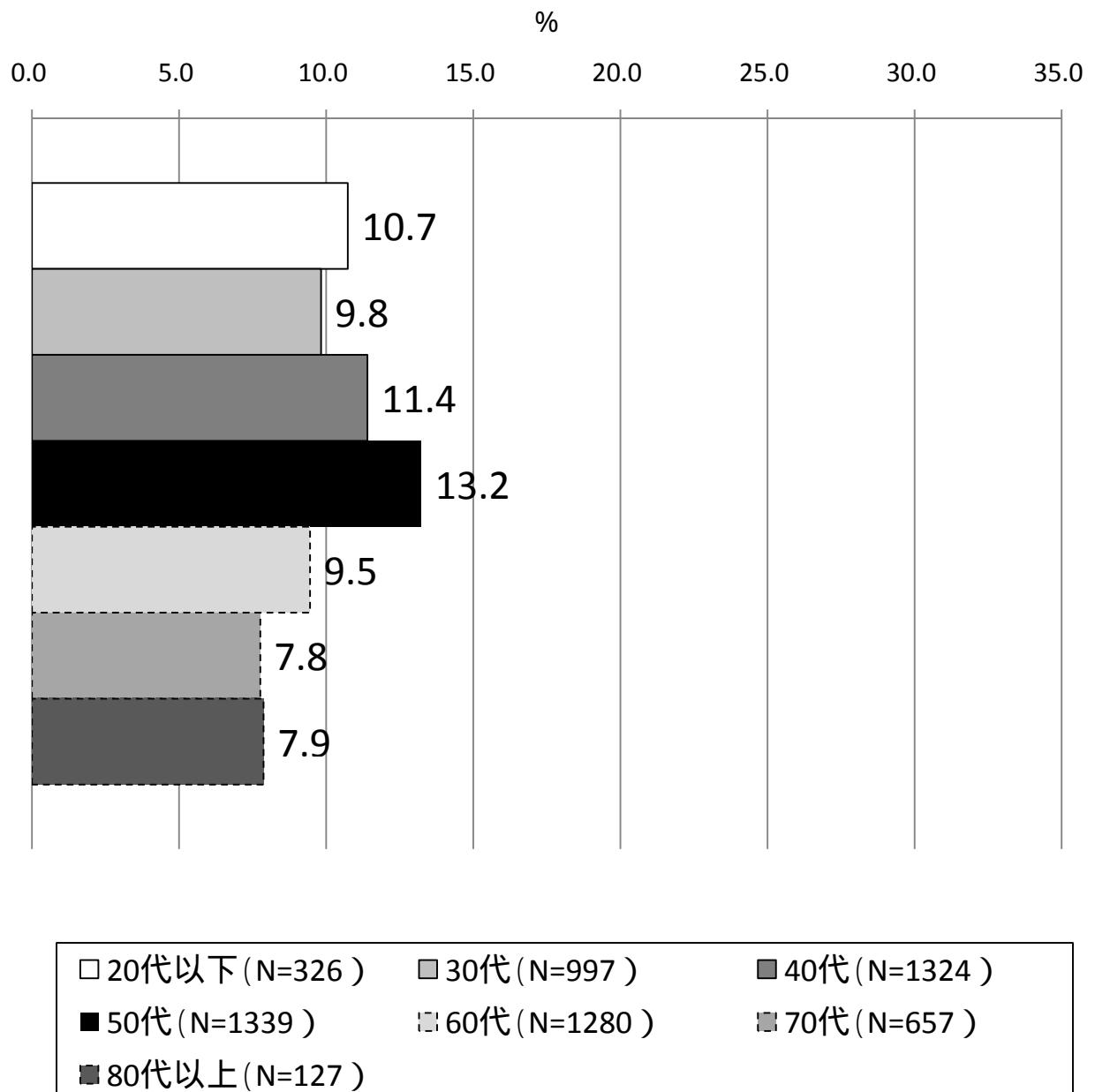
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「9住宅・車・船等のローン・リース」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-5)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の年代別分布表)



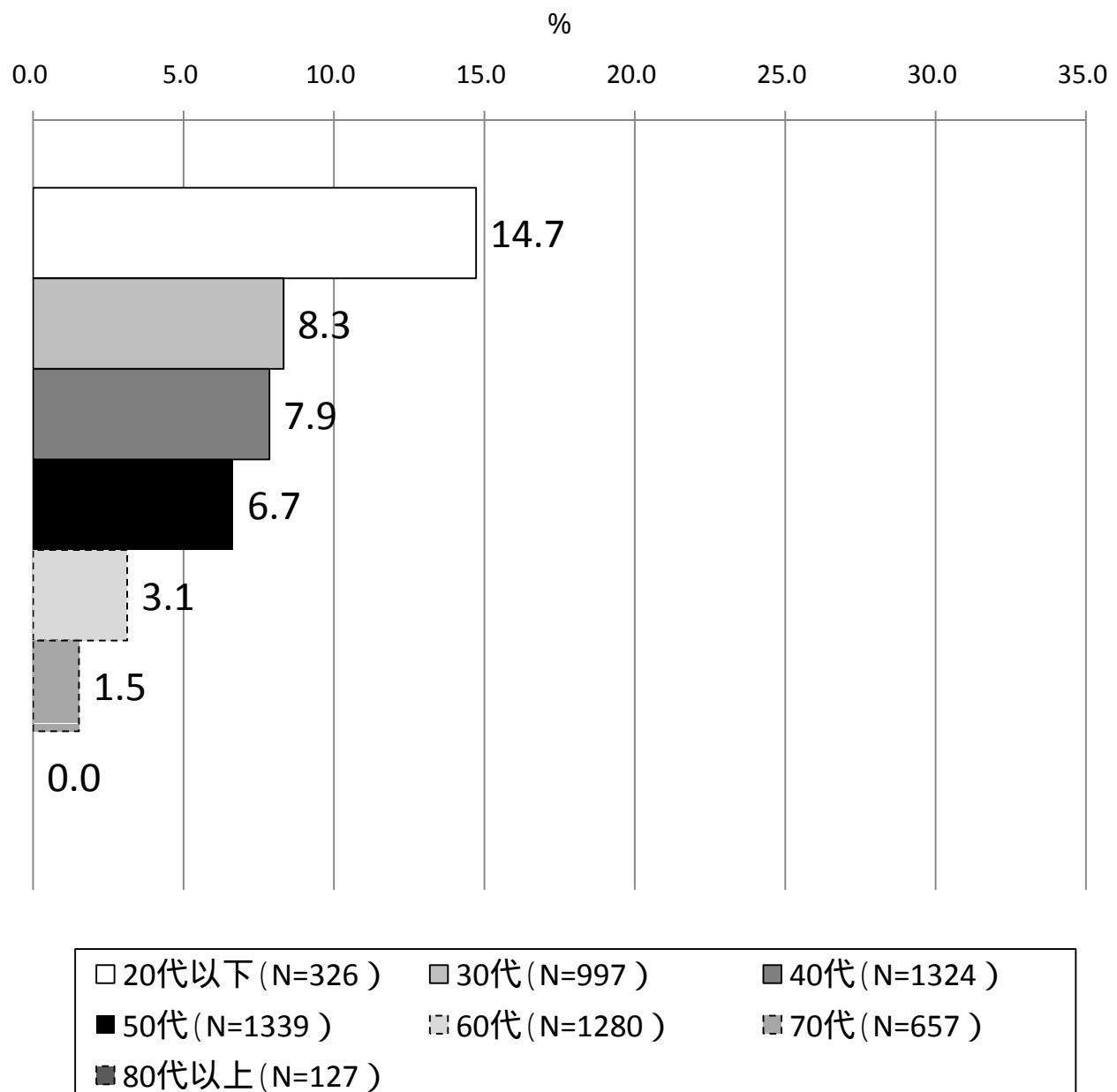
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「12震災関連法令」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-6)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の年代別分布表)



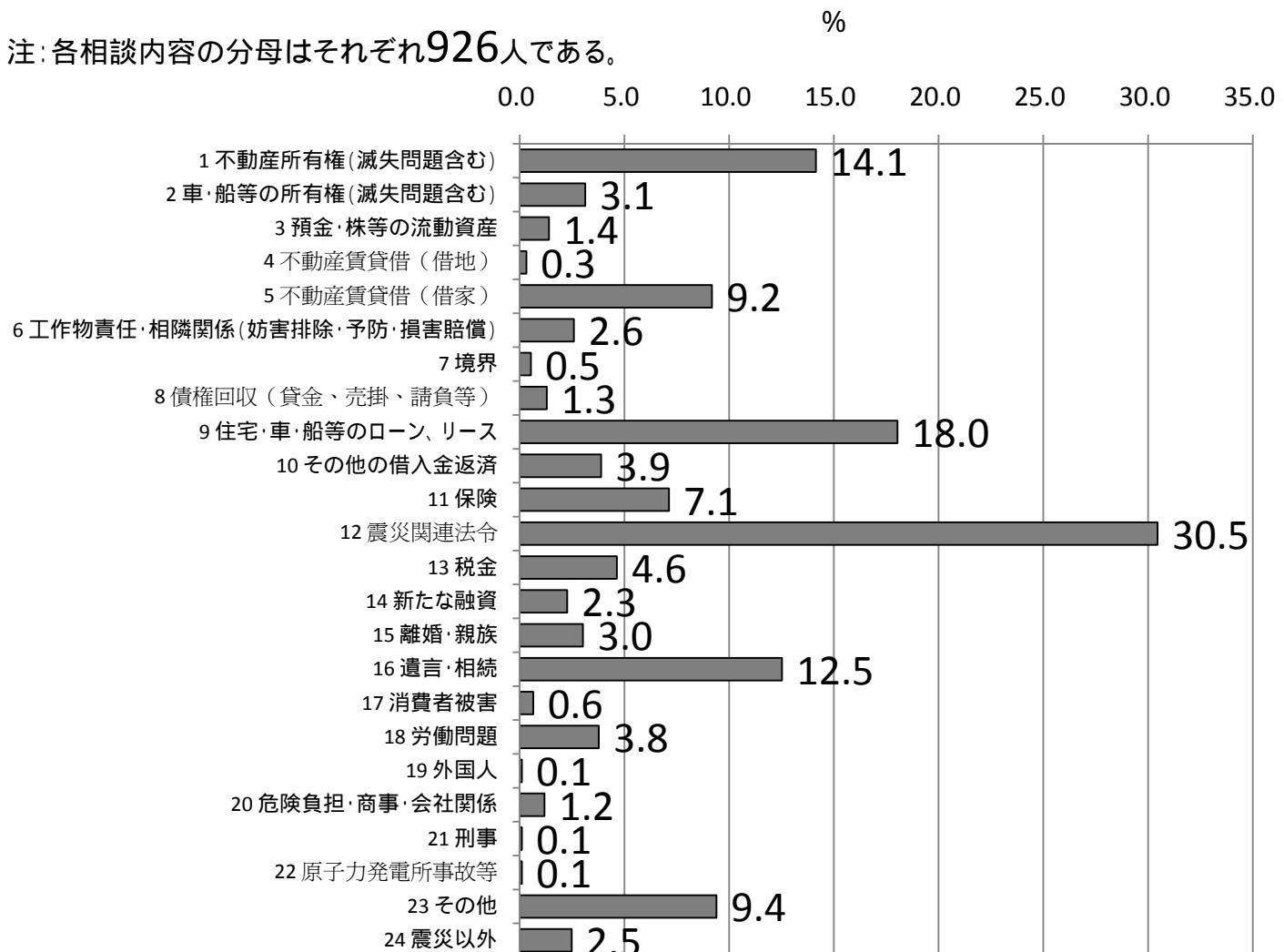
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「16遺言・相続」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-6-7)
被災当時の住所地が宮城県の相談事例
(「18労働問題」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県の事例について、「18労働問題」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図3-7-1)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施)



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県下の95か所の避難所の無料巡回面談相談の結果を示したもの。

図3-2-1と比較して明らかなように、宮城県全体の実績傾向とは全く異なっている。沿岸部において津波被害を被った方が圧倒的多数を占めていることから、被害を反映した相談が多い。

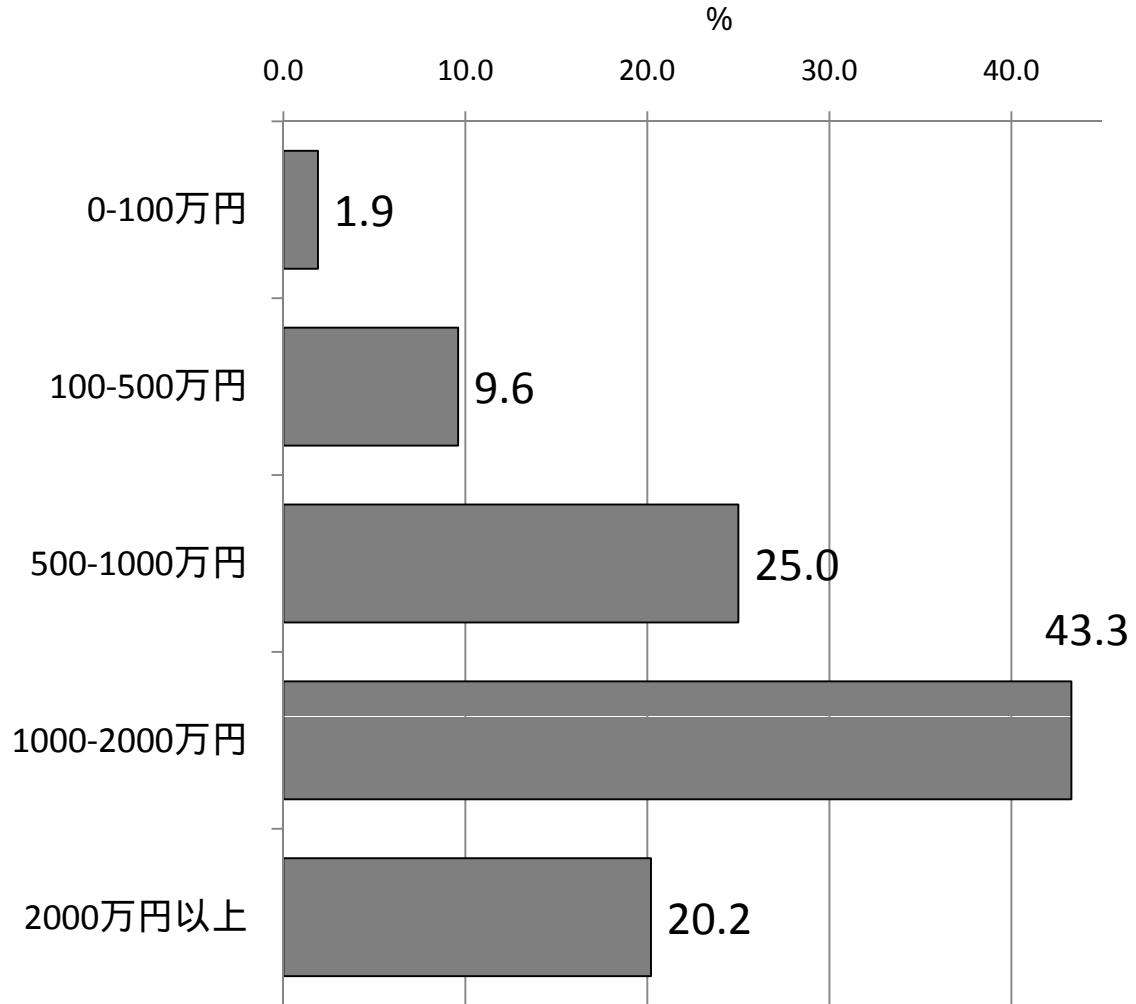
特に、「9住宅ローン」と「10その他の借入金返済」という既存の債務の問題についての相談が全体の20パーセントを超えていることは、被災者の生活状況の深刻さを示している。

また、浸水地域が多く、都市計画問題や建築制限問題、不動産の評価の問題等の相談事例(「1不動産所有権」)が高い割合を占めている。

宮城県下の避難所に集中的な法律相談を実施したことにより、震災直後の早期の段階で、宮城県全体の傾向だけを見ると見落とされる危惧のあった「9住宅ローン」や「16相続」の問題を客観的データにより浮き彫りにすることが可能となった(平成23年6月「第一次分析」を参照)。

(図3-7-2)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・住宅ローン残高調査)

注:分析対象者は、居所が避難所等自宅以外の者で、かつ住宅ローンが「有」の者(N=104)である。



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

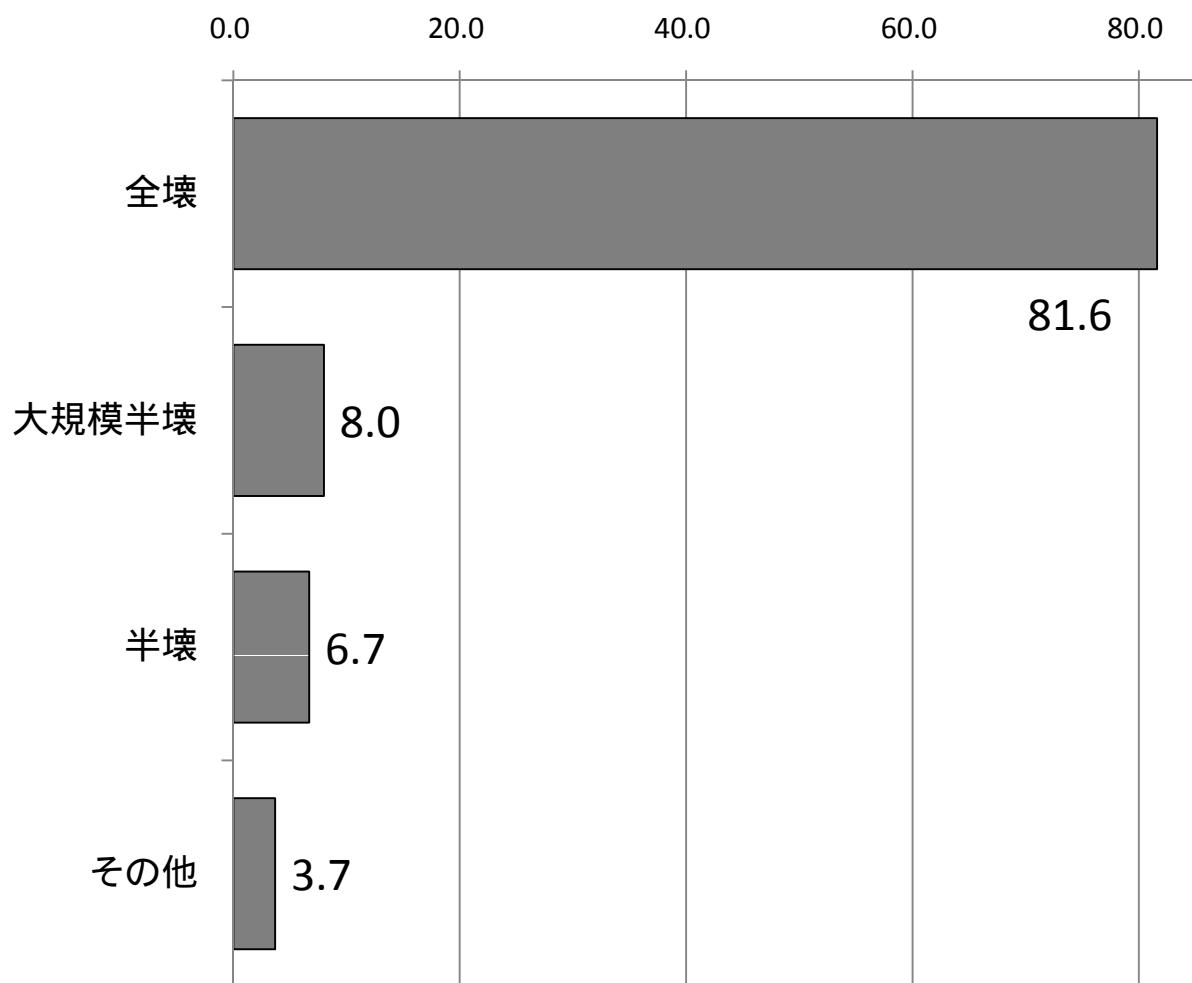
住宅ローンの残額について回答があった111件の事例において、残額の分布を示したものである。1000万円以上の借入金が残る方が6割以上を占めるという調査結果となった。

(図3-7-3)
宮城県下の避難所における相談事例
(平成23年4月29日～5月1日実施・建物現況調査)

注:分析対象者は、居所が避難所等自宅以外の者で、

かつ建物の今後の使用が「不可」の者(N=539)である。

%



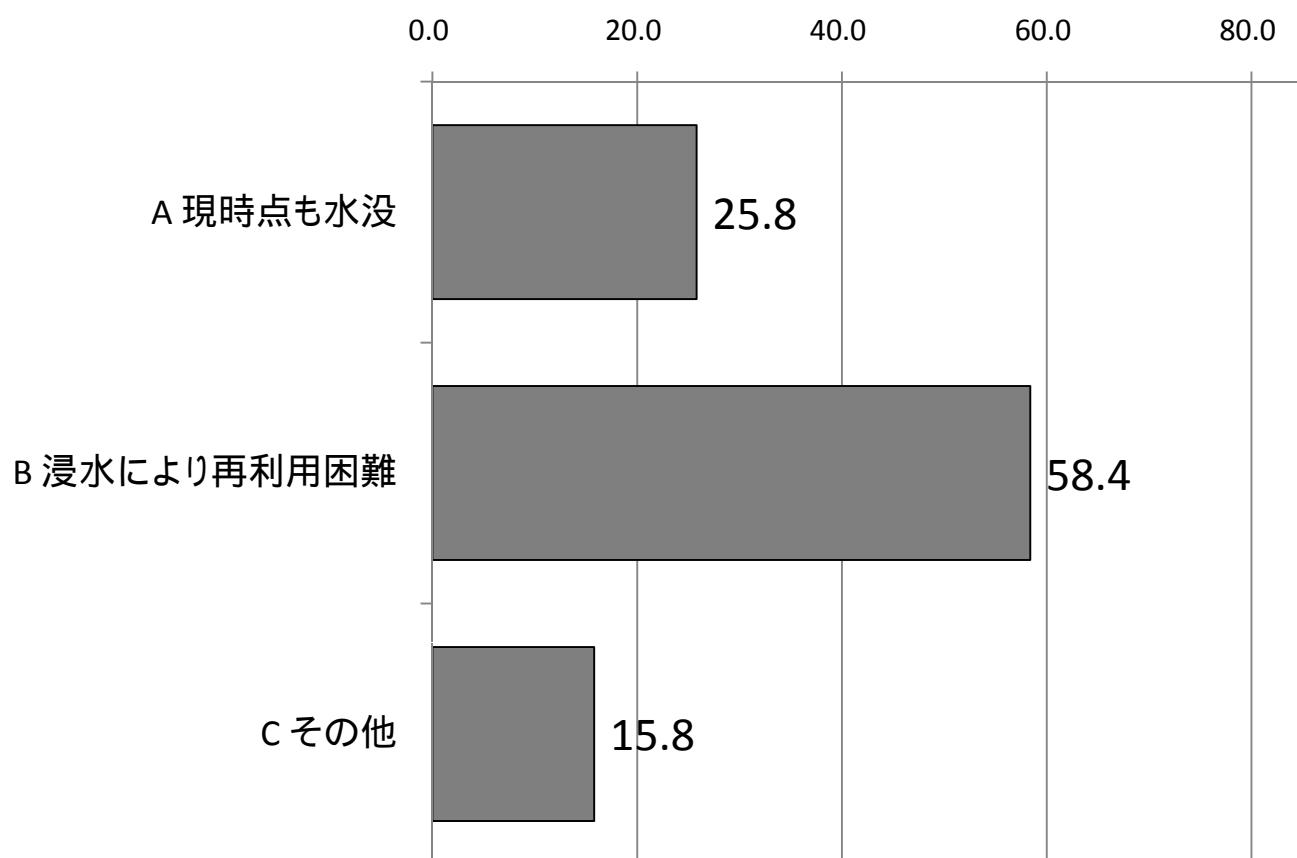
データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

自宅建物の現況について、避難所を含む自宅以外に居住している方に対し、アンケート調査を実施したものである。有効回答数は555件であり、8割以上が全壊被害ということが判明した。

(図3-7-4)
 宮城県下の避難所における相談事例
 (平成23年4月29日～5月1日実施・敷地現況調査)

注:分析対象者は、居所が避難所等自宅以外の者で、

かつ土地(宅地)の今後の使用が「不可」の者(N=221)である。



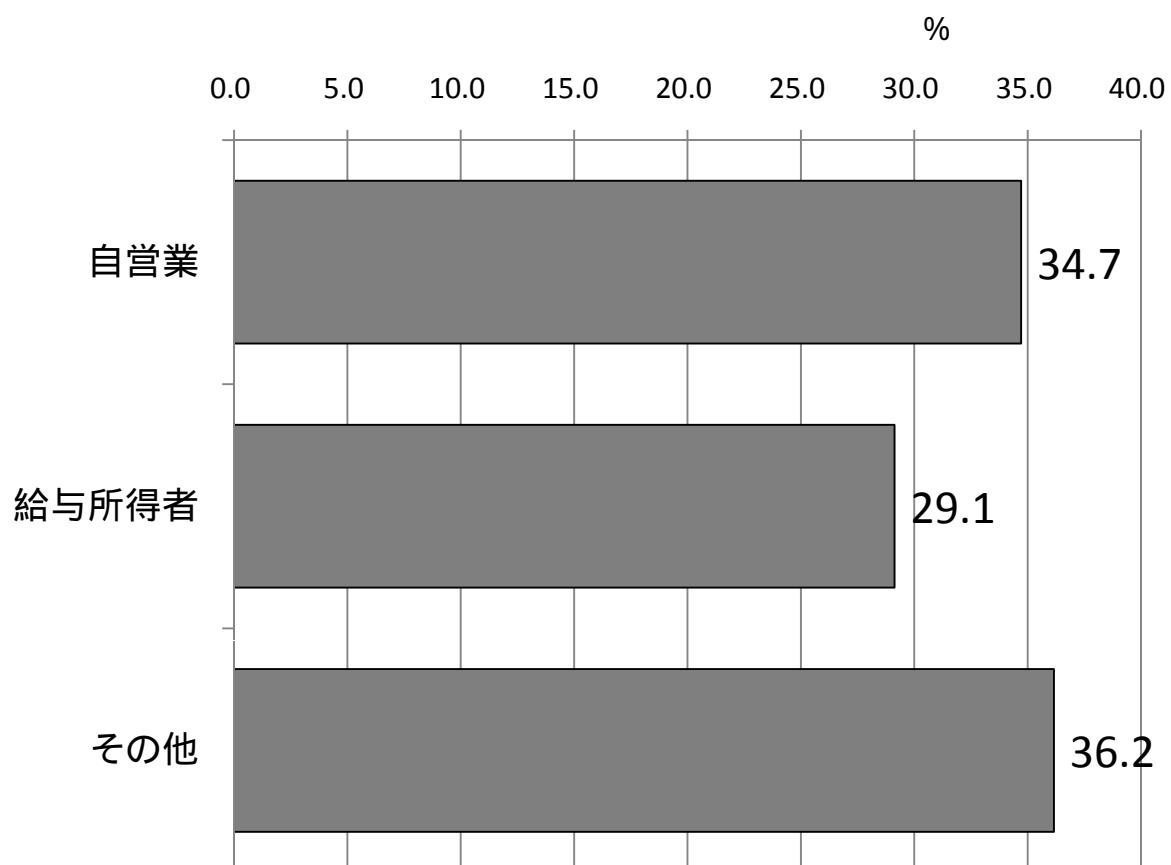
データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県かの95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

自宅の「敷地」の現況について、避難所を含む自宅以外に居住している方に対し、アンケート調査を実施したものである。有効回答数は555件であり、8割以上が全壊被害ということが判明した。

「水没」とあるが、当時まだ水が引いていない状態の土地や、満潮時等に冠水する地域などを示したものである。

(図3-7-5)
 宮城県下の避難所における相談事例
 (平成23年4月29日～5月1日実施・相談者職業)

注:分析対象者は、事業種別に有効に回答した者(N=484)である。



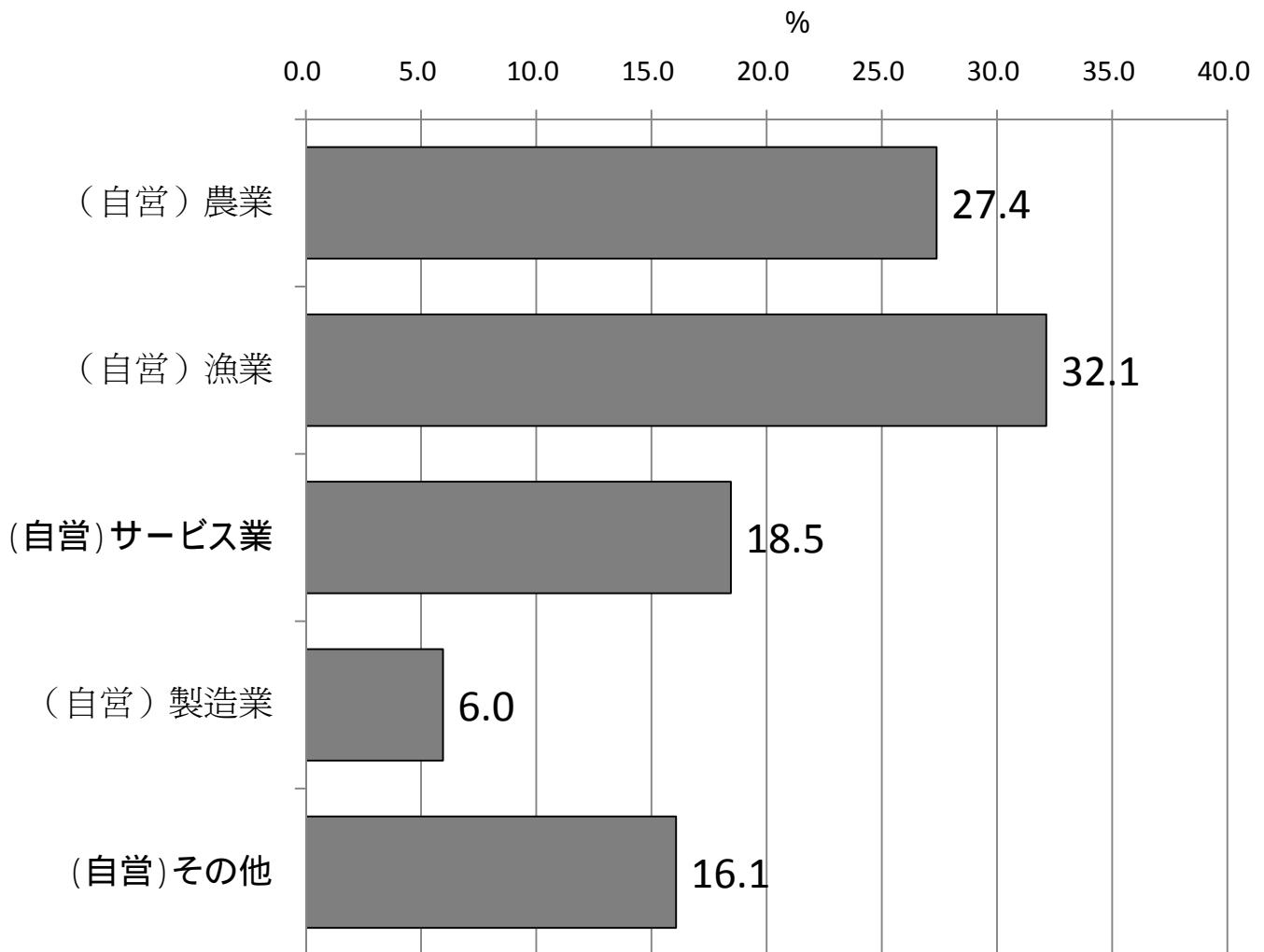
データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

職業について回答があった484件の分布を示したものである。

「自営業」と「給与所得者」では、自営業者の方が多く、事業主とその事業の再建と救済の必要性が明確になったものである。かかる分析により、中小企業者や個人事業主の支援についても独自の支援策を構築するべきであるという立法事実を明確に示すことが可能となった。

(図3-7-6)
 宮城県下の避難所における相談事例
 (平成23年4月29日～5月1日実施・事業主職種分布)

注:分析対象者は、事業種別に自営業と回答した者(N=168)である。



データベースのうち平成23年4月29日～5月1日の3日間に実施された宮城県内の95か所の無料巡回面談相談の際に実施したアンケート結果である。

自営業者の中で、さらに職業について回答のあった168件の分布を示したものである。

特に、沿岸部の津波被害にあった地域は、漁業が盛んな地域が多く、操業支援が不可欠となるが、避難所におけるアンケート結果でもそのことが明白になっている。

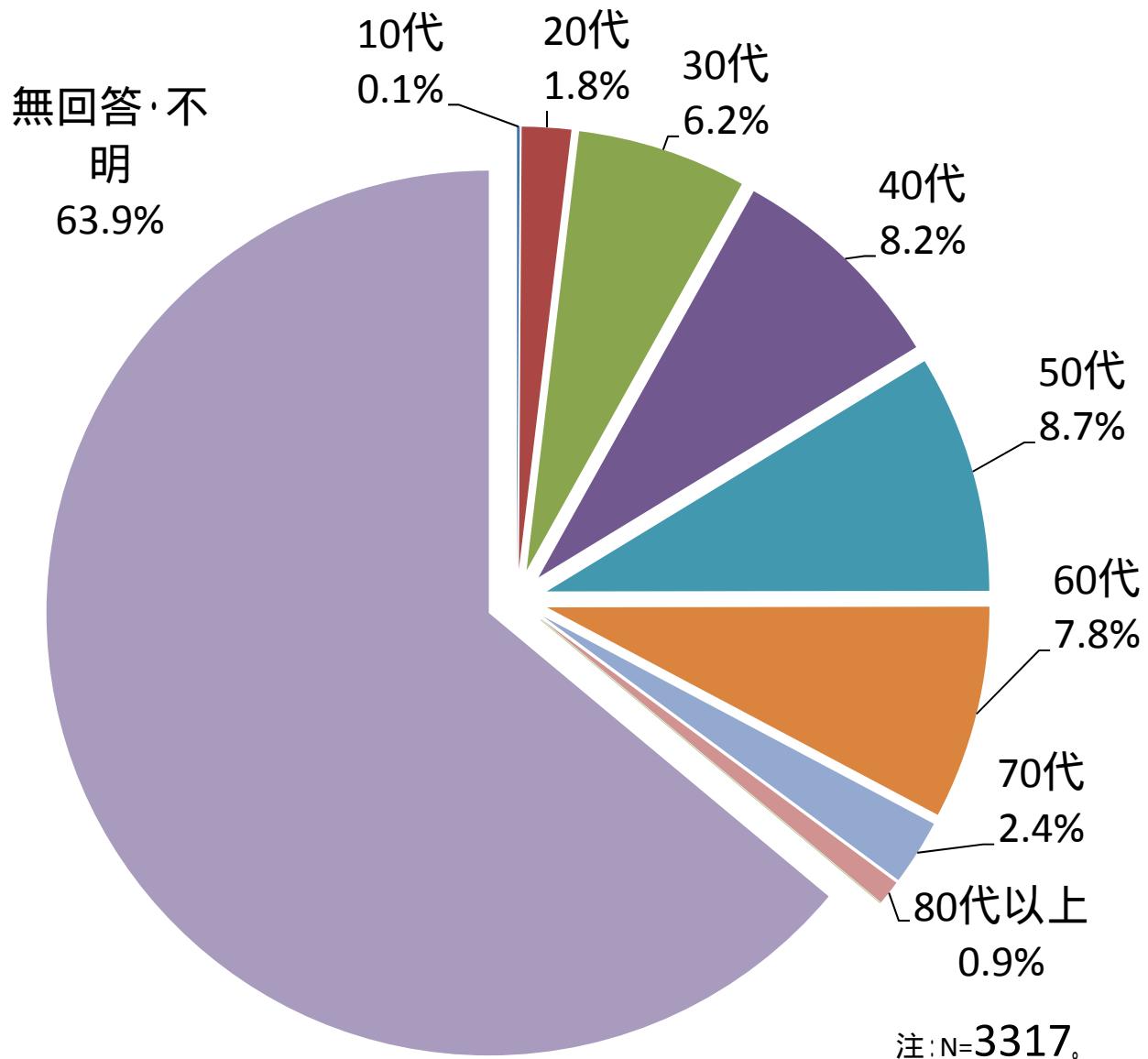
福島県

(相談者の被災当時の住所が福島県である相談事例)

(参考)福島県全図

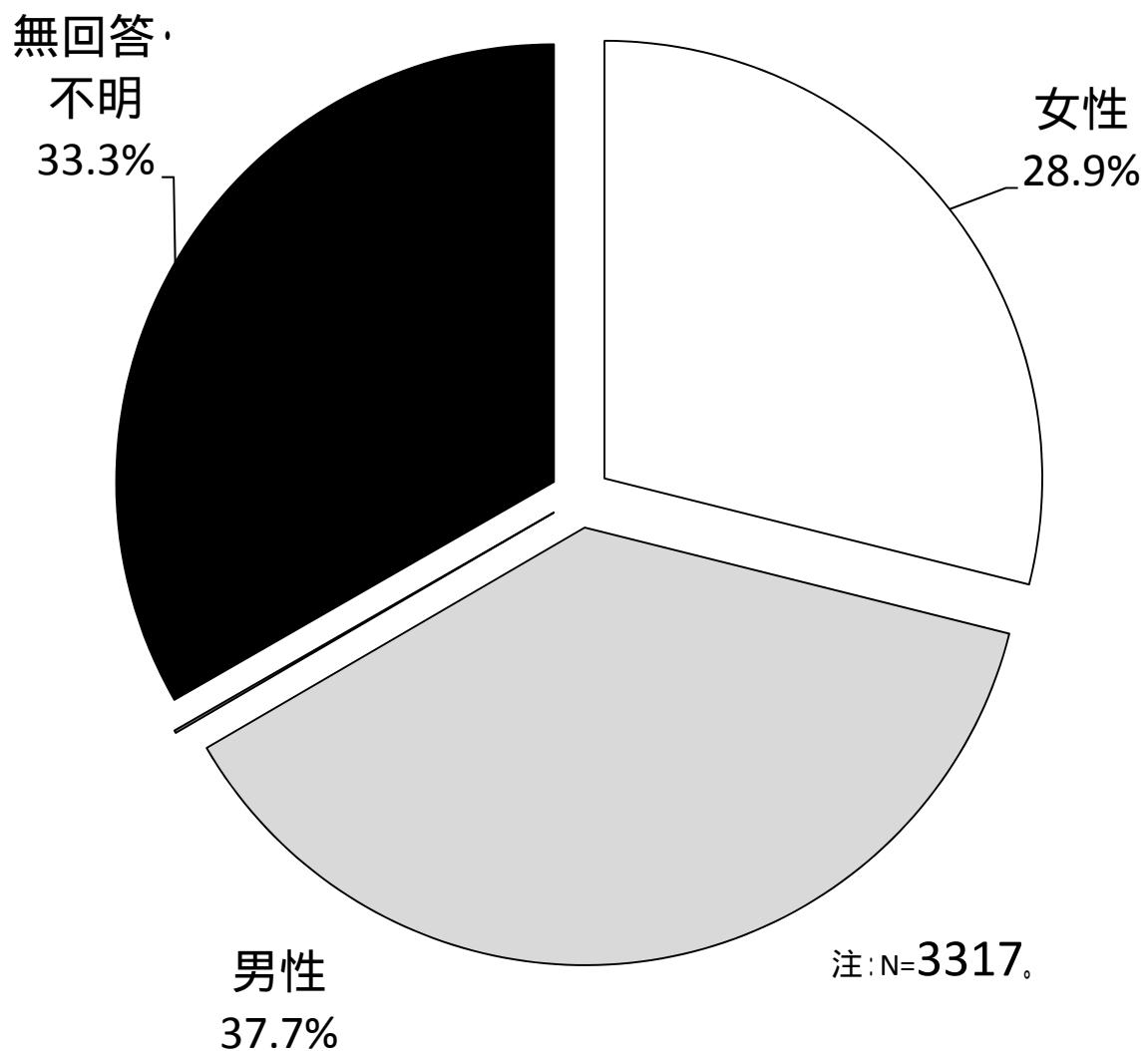


(図4-1-1)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(相談者年齢構成)



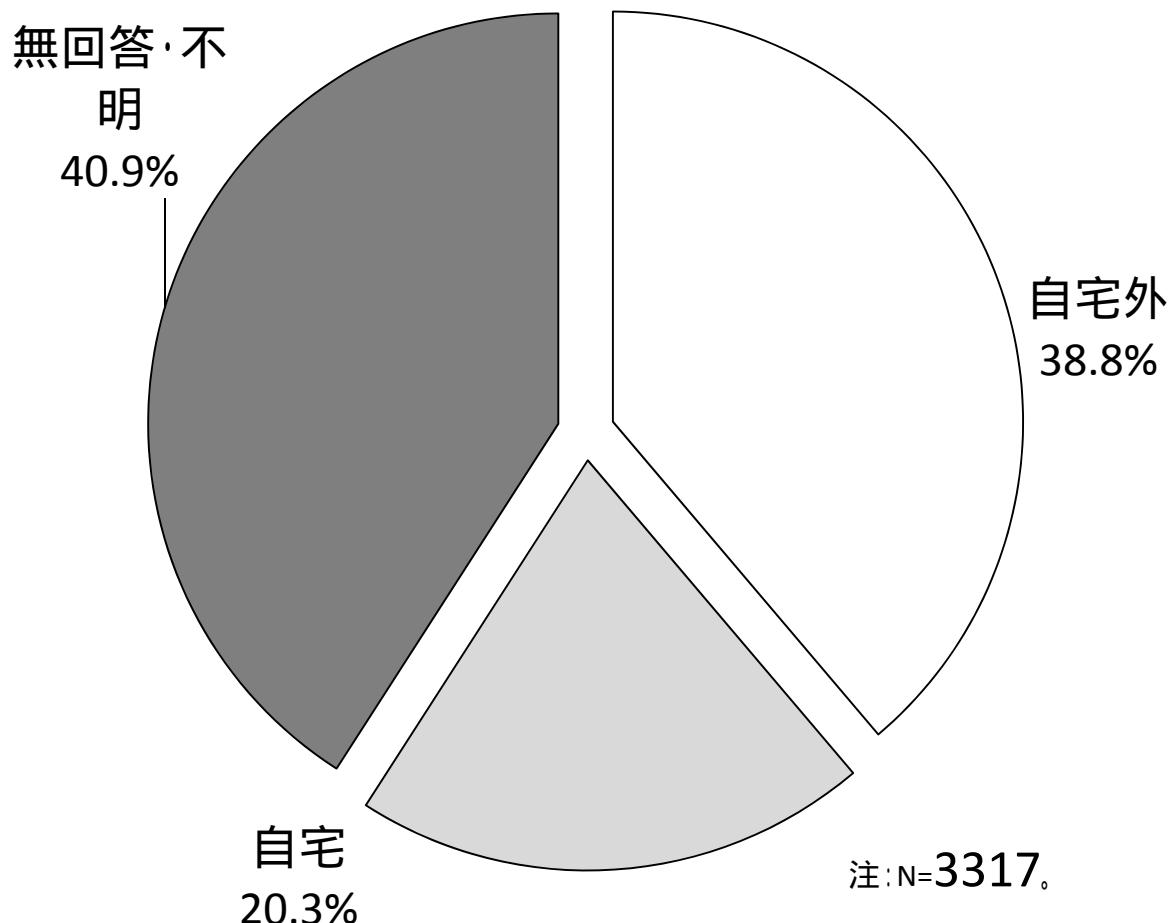
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図4-1-2)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(相談者男女比)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図4-1-3)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)



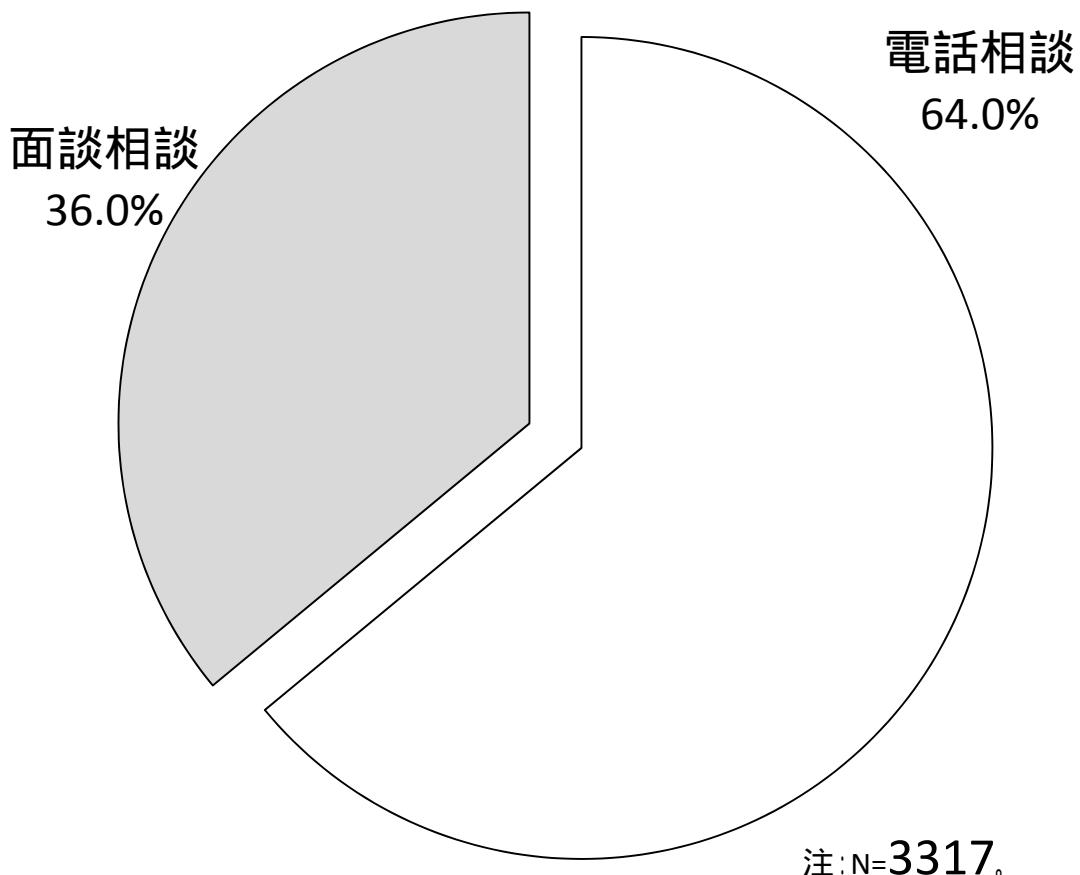
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。

相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。なお、分析時期の関係で、仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

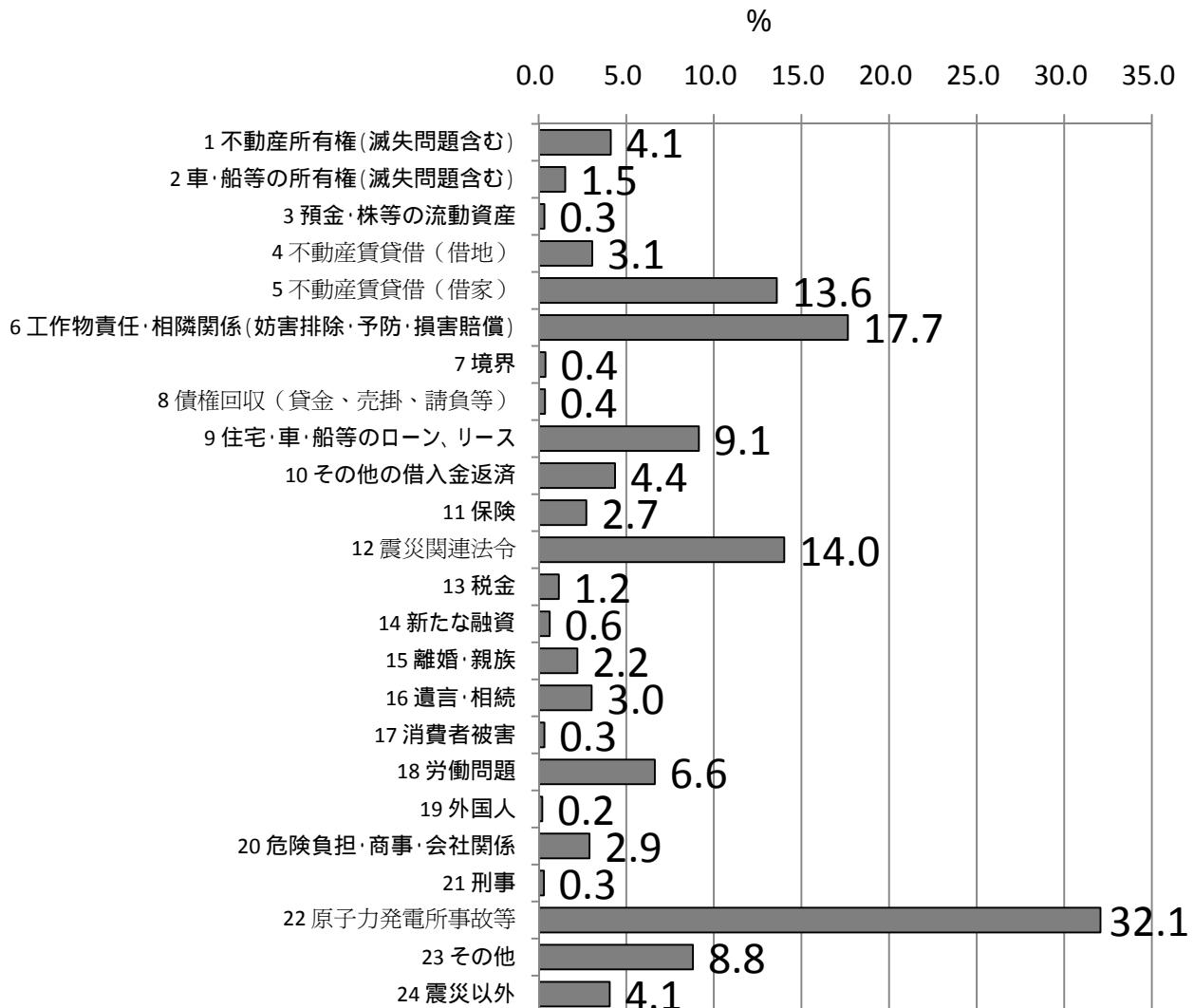
(図4-1-4)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(相談種別(電話相談 / 面談相談))



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。
電話回線数や相談担当弁護士のマンパワーなどに左右されるため、単純な比較による検証
は困難と思われる。

(図4-2-1)
全相談事例
(分析時の累計数(全類型の分布))

注:各相談内容の分母はそれぞれ3302人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例を母数としたもの。

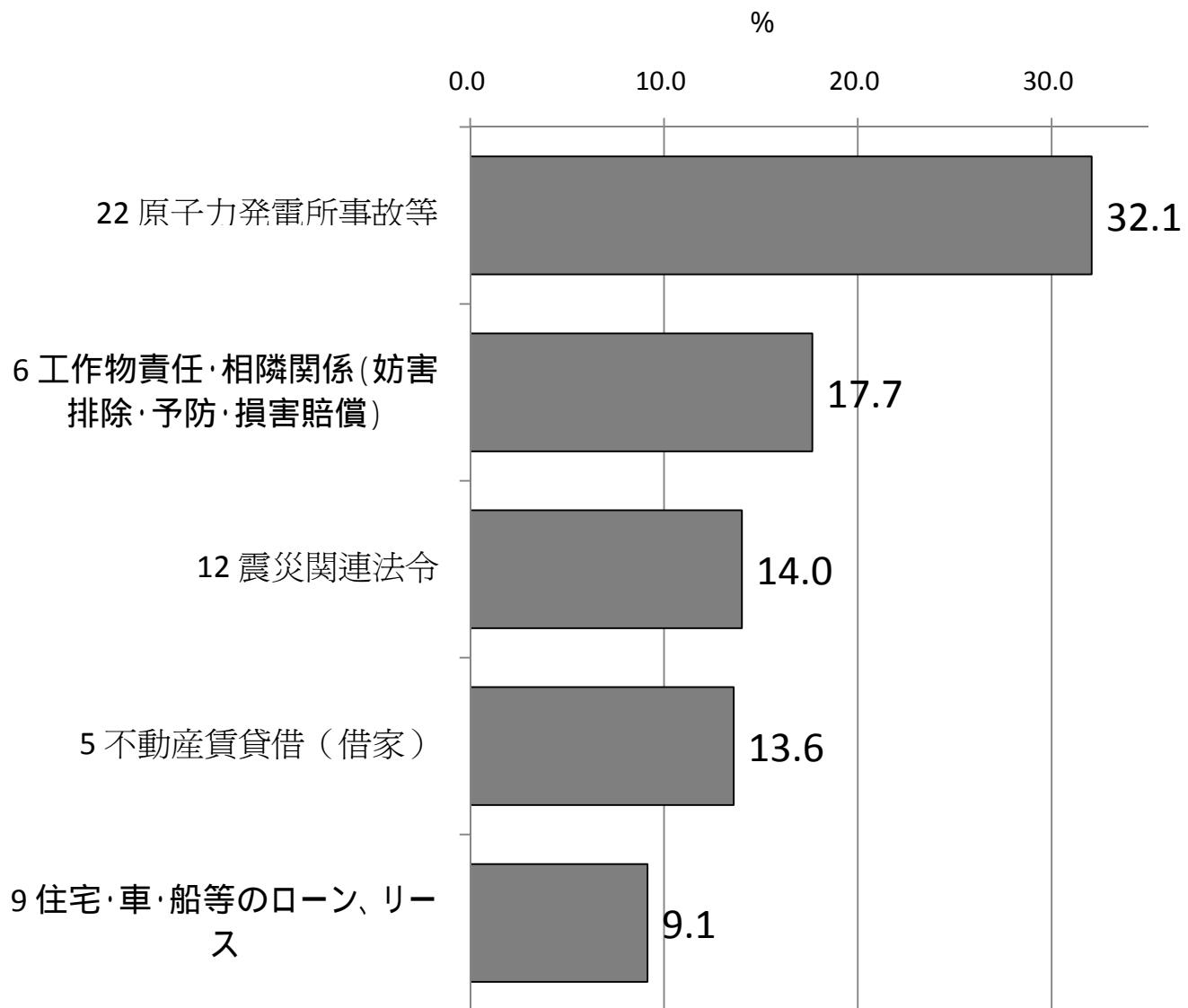
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

福島県の特徴は 主要都市を震度6以上の本震・余震が襲ったことで、建物被害が甚大であること、 沿岸部が津波により壊滅的被害を受けていること、 原子力発電所事故等により、放射能被害、自宅からの避難に伴う様々な問題が勃発していること、 避難者や自治体機能が全国(広範囲)に拡散していること、が挙げられる。

特に、原子力発電所事故等の問題については、補償問題だけでなく、居住できなくなった土地や住宅の問題、その住宅ローンや家賃の問題、事業所の問題、雇用の問題など複合的な問題となっている。

(図4-2-2)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(分析時累計数・上位5類型)

注:各相談内容の分母はそれぞれ3302人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から相談事例の上位を抽出したもの。

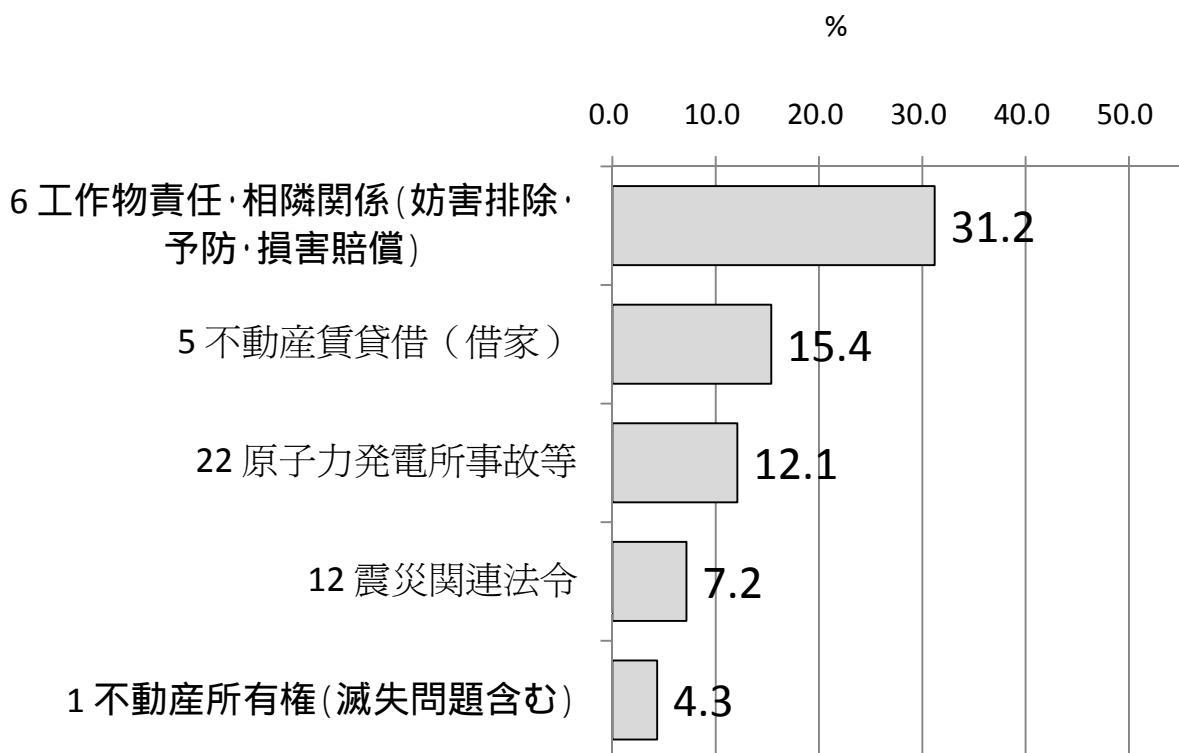
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

原子力発電所事故等の問題については、補償問題だけでなく、居住できなくなった土地や住宅の問題、その住宅ローンや家賃の問題、事業所の問題、雇用の問題など複合的な問題となっている。

いわき市や郡山市といった都市部の被災に伴う相談件数が必然的に多くなるが、その中にあって、「9住宅ローン・リース」の問題が1割と高い割合を占めていることに注目すべきである。

(図4-2-3)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ670人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

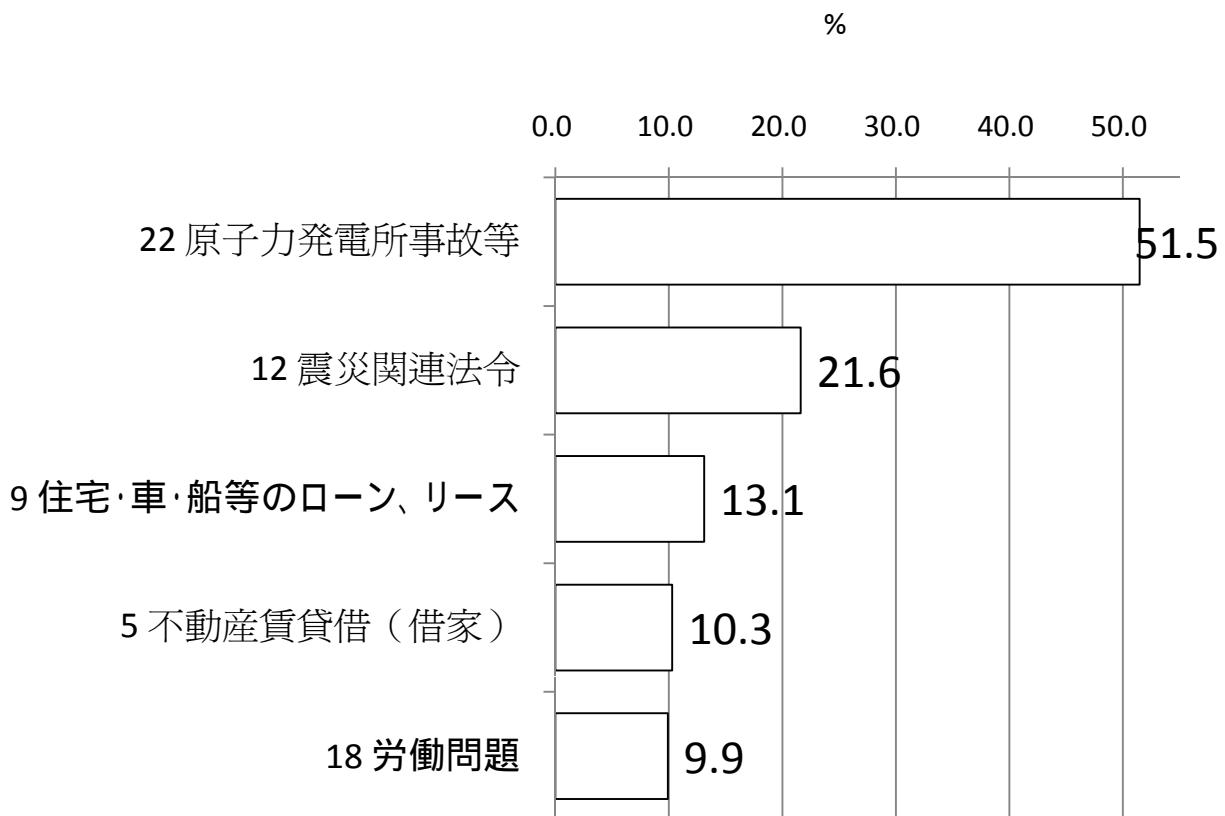
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅」の中には、震災後、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

「6工作物責任・相隣関係」、「5借家」の相談が高い割合を示している。都市部の被災が深刻であったことを示している。

(図4-2-4)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ1282人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「福島県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅以外」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

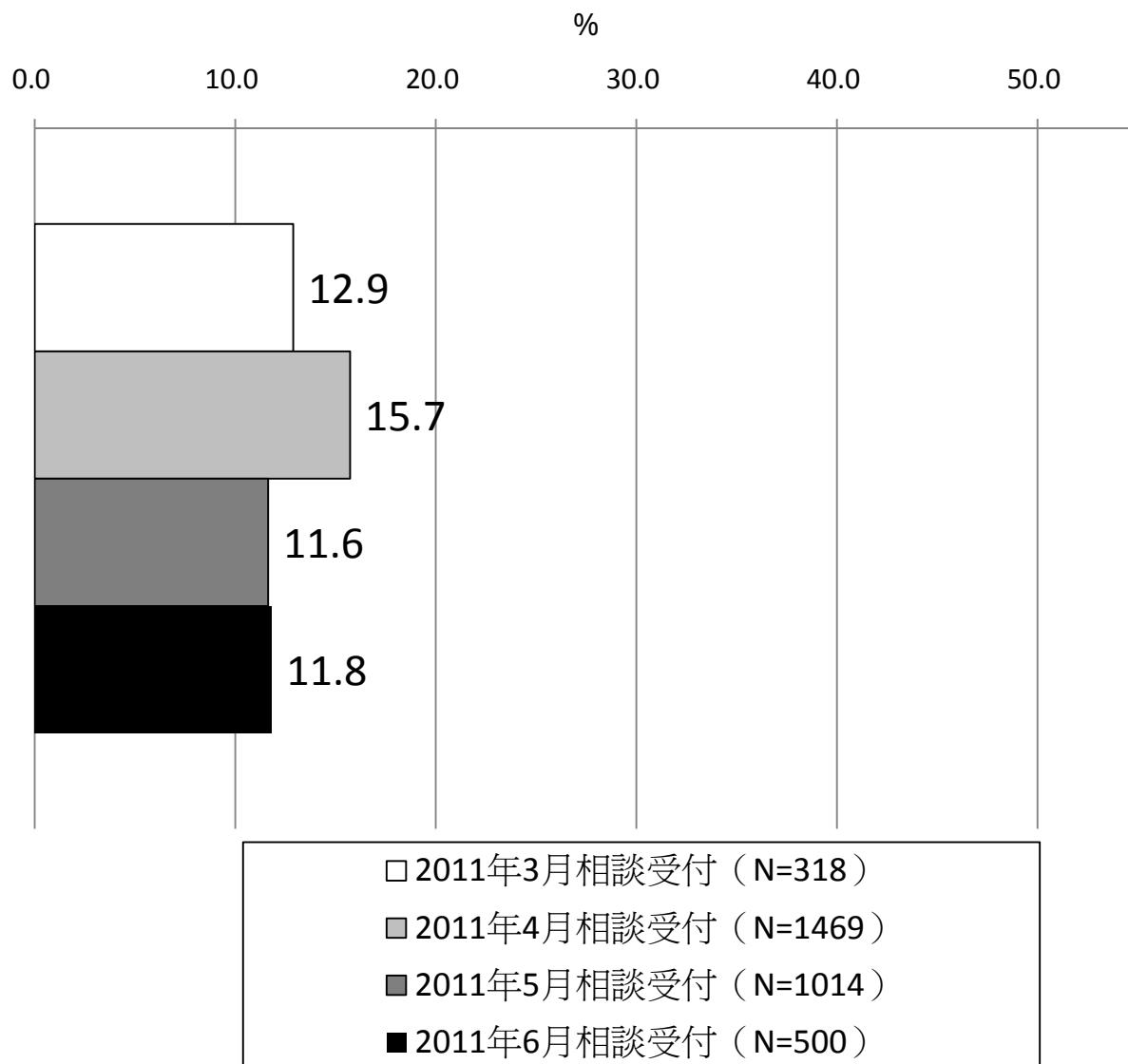
現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。なお、分析時期の関係で、第二次分析では仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

原子力発電所事故に伴って自宅から避難している方の相談が殆どを占めることから、原子力発電所事故等に関する相談が半数を占めている。また、「9住宅ローン」の割合も高い。

(図4-3-1)
 被災当時の住所地が福島県の相談事例
 (「5不動産賃貸借(借家)」相談の推移)

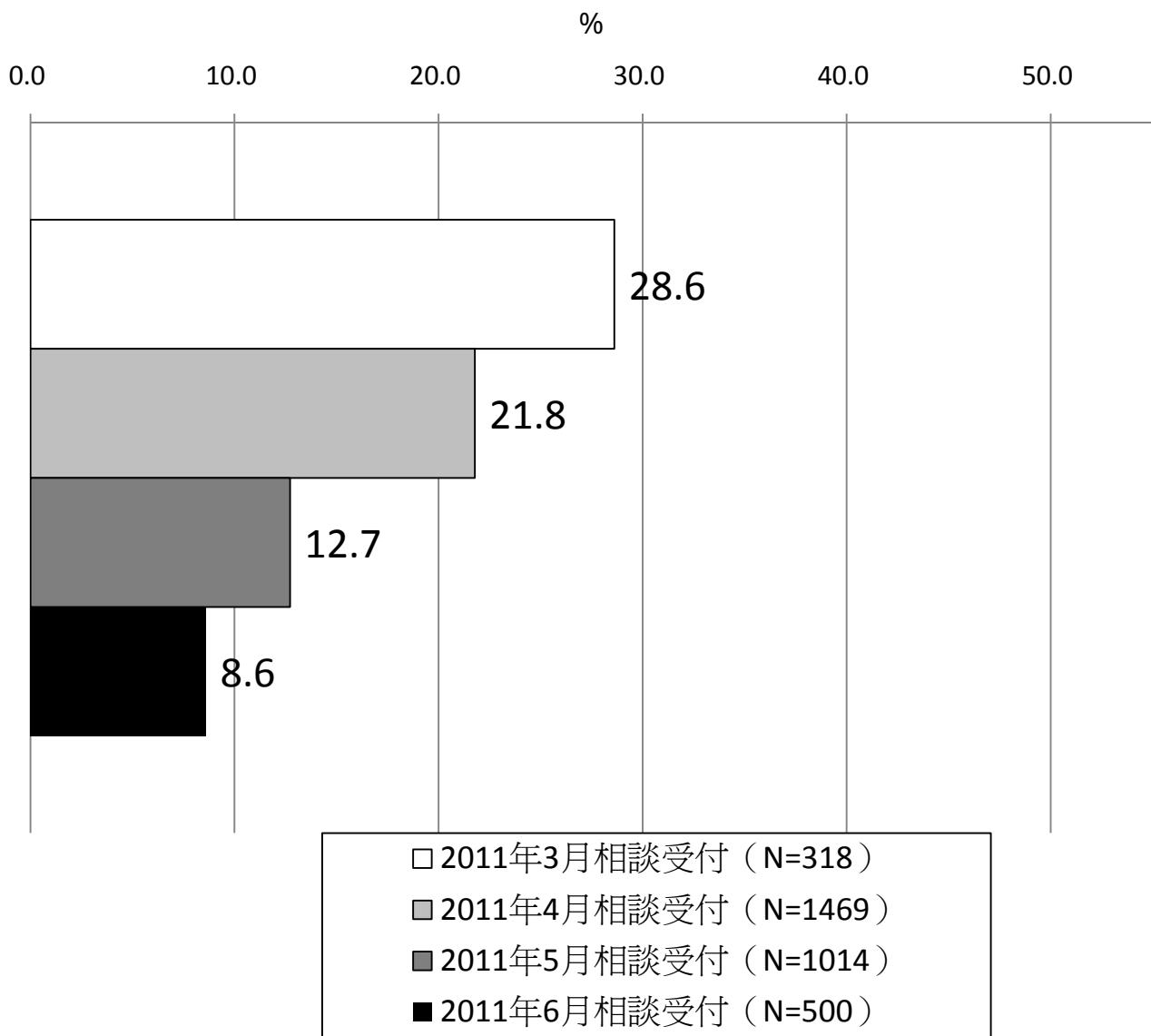


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「5不動産賃貸借(借家)」の相談割合の推移を示したもの。

「5不動産賃貸借(借家)」の相談事例とは、滅失、損壊等した建物の賃料支払義務の有無、賃貸人の修繕義務の負担問題、賃料減額問題、賃貸借契約終了の有無の問題、退去に際しての金銭的精算(立退料の是非、敷金返還)の問題等が代表的である。

依然として1割以上の高い割合を占めているが、若干の収束傾向にある。

(図4-3-2)
 被災当時の住所地が福島県の相談事例
 (「6工作物責任・相隣関係」相談の推移)

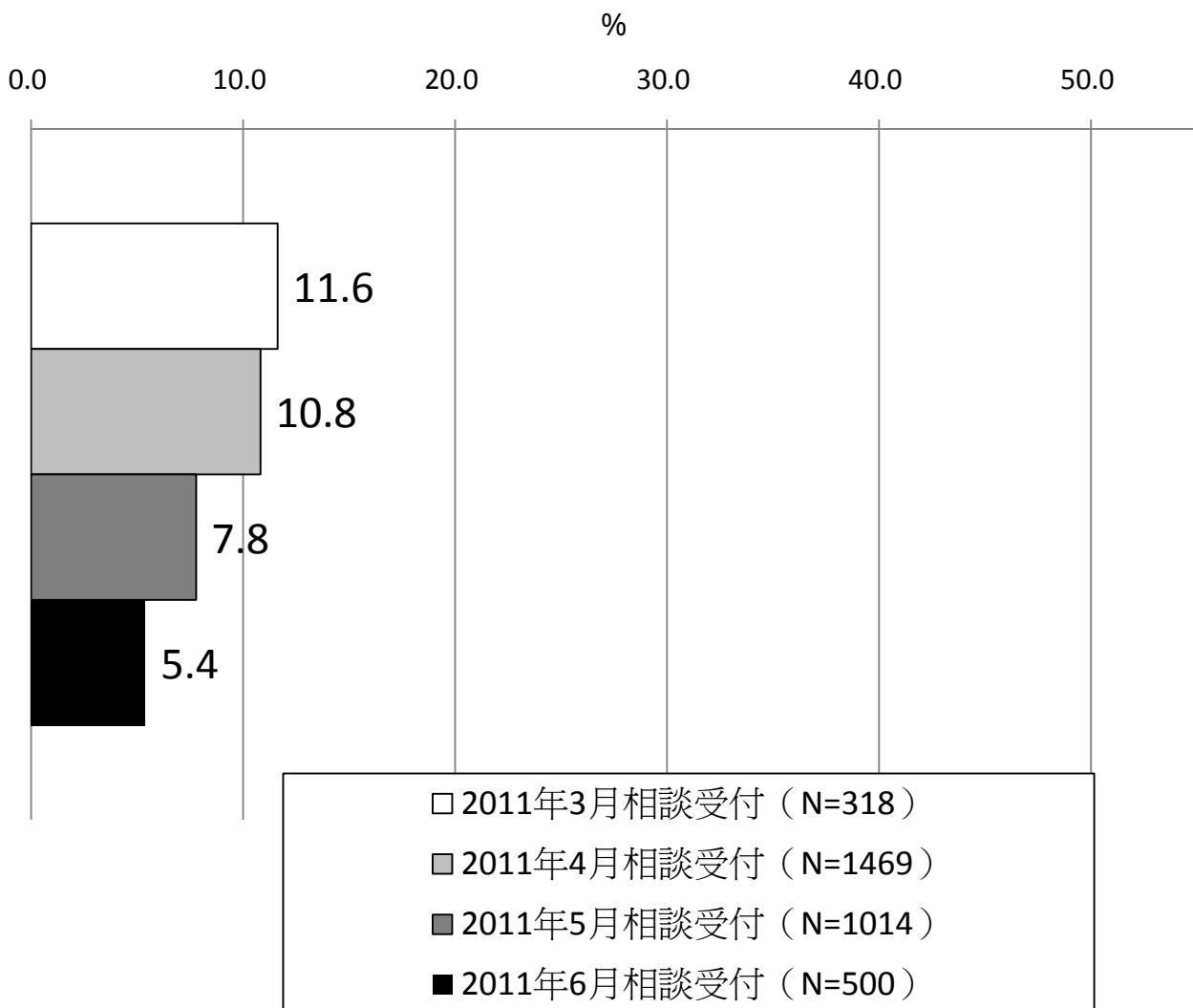


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談の相談割合の推移を示したもの。

「6工作物責任・相隣関係」の相談とは、「瓦が落ちて隣家に停車してある自動車を損壊した場合に責任を負うか」等が代表的な事例である。

初期においては、自宅に居住可能な被災者等からの電話相談が大量にあったが、法律相談による自主的紛争解決機能(紛争予防機能)の効果が顕著に現れたことで、相談件数が大幅に収束をみている。

(図4-3-3)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン、リース」相談の推移)

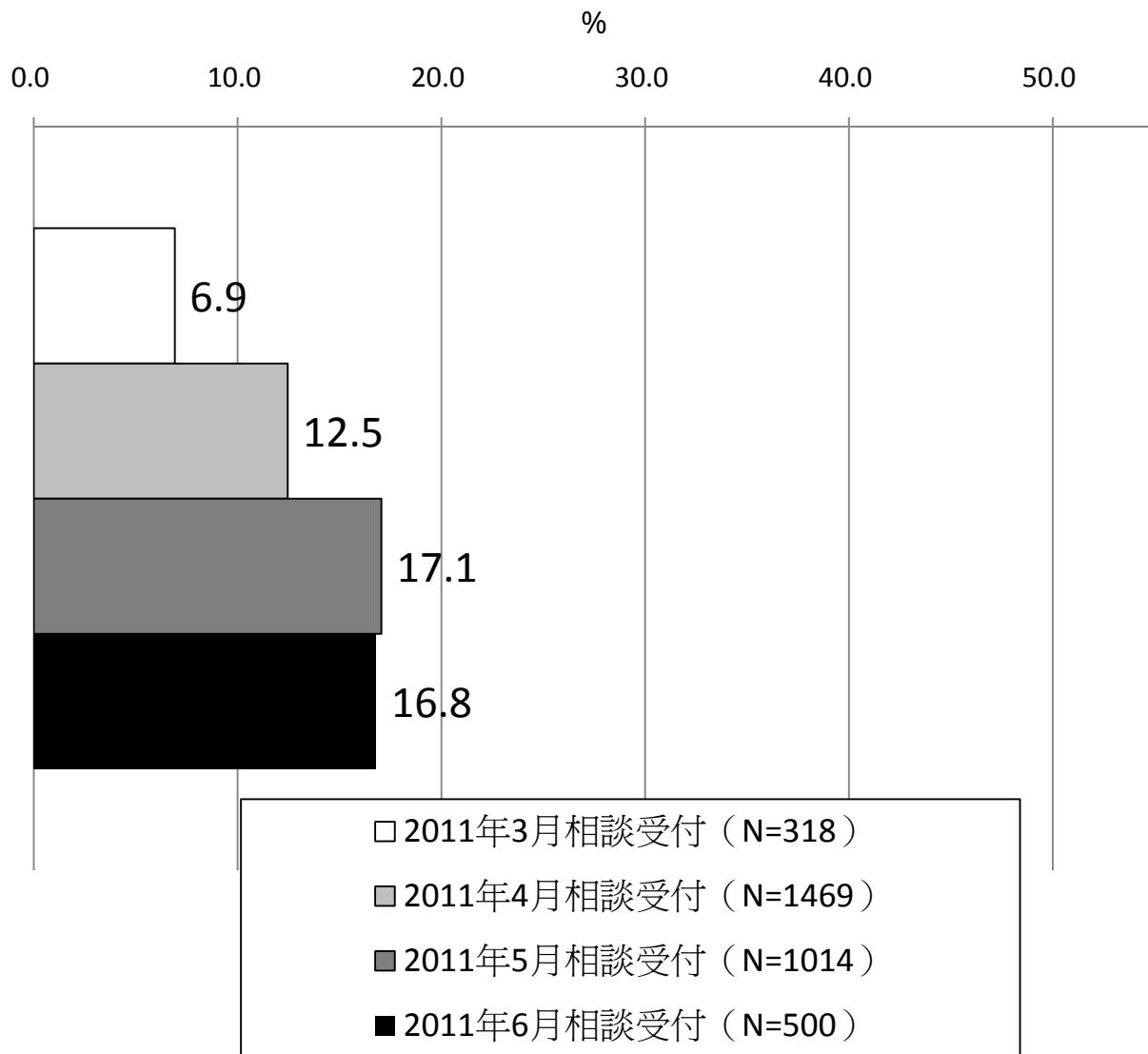


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「9住宅・車・船等のローン、リース」の相談割合の推移を示したもの。

福島県下における「9住宅ローン」の問題としては、(1)津波被害により自宅が損壊・滅失等したが住宅ローンの負担が残ってしまったケースだけではなく、(2)津波や地震による直接の被害はほとんどなかったが、原子力発電所事故により避難し、居住が見込めないにもかかわらず、住宅ローンの負担が残っているケースがある。

上記いずれの問題についても、相談当時では解決指針が明確でなかった。「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を効果的に運用することで実効的救済に繋げることが課題である。また、原子力発電所事故に関するADRの指針等の最新動向は常にフォローアップが必要である。

(図4-3-4)
**被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の推移)**



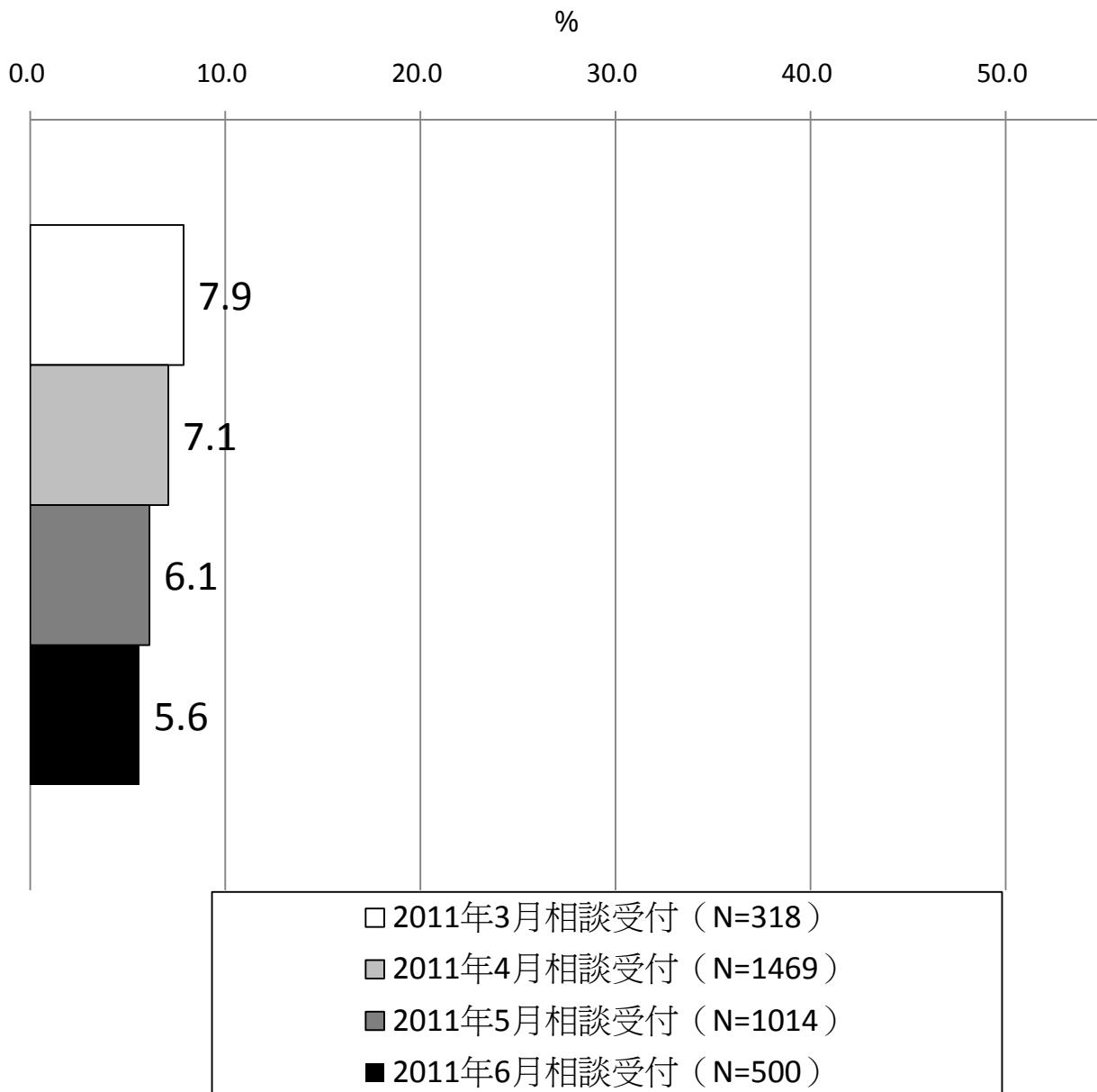
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「12震災関連法令」の相談割合の推移を示したもの。

「12震災関連法令」の相談事例とは、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、生活保護、災害救助法、仮設住宅等に関する各種法令の解釈、事実認定、運用方針、制度説明等多岐に亘る。

弁護士の法律相談機能のうち「情報整理・提供機能」が最大限発揮されていることが明白となった。

相談割合は初期はそれほど高い割合を示していなかったことが特徴である。しかし、立法や行政の動きが進捗するにつれ、むしろ政策の動向に关心が高まり、増加傾向にある。

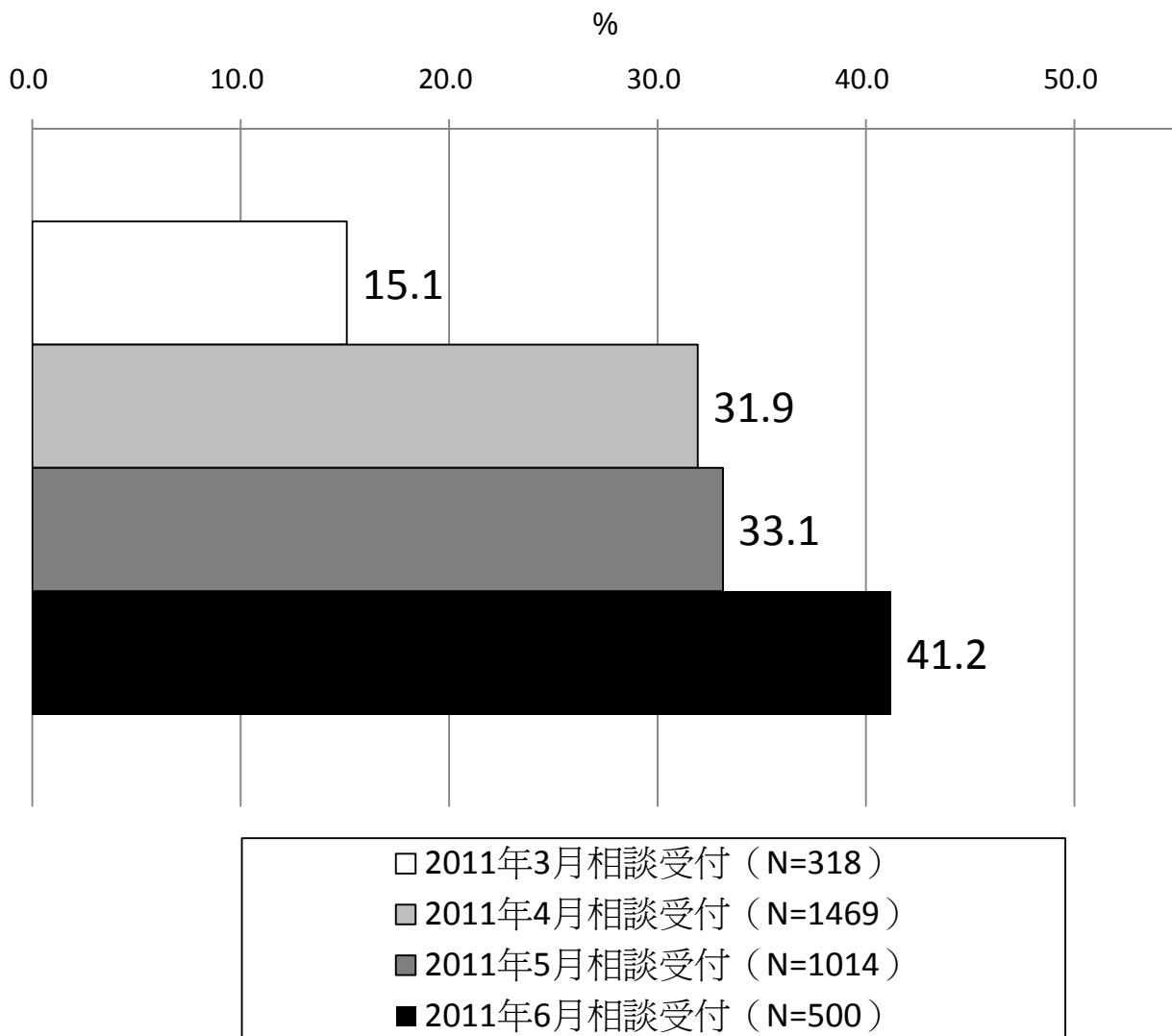
(図4-3-5)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「18労働問題」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「18労働問題」の相談割合の推移を示したもの。

「18労働問題」の相談事例とは、他県全体にくらべて高い割合を示している。

(図4-3-6)
**被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「22原子力発電所事故等」相談の推移)**



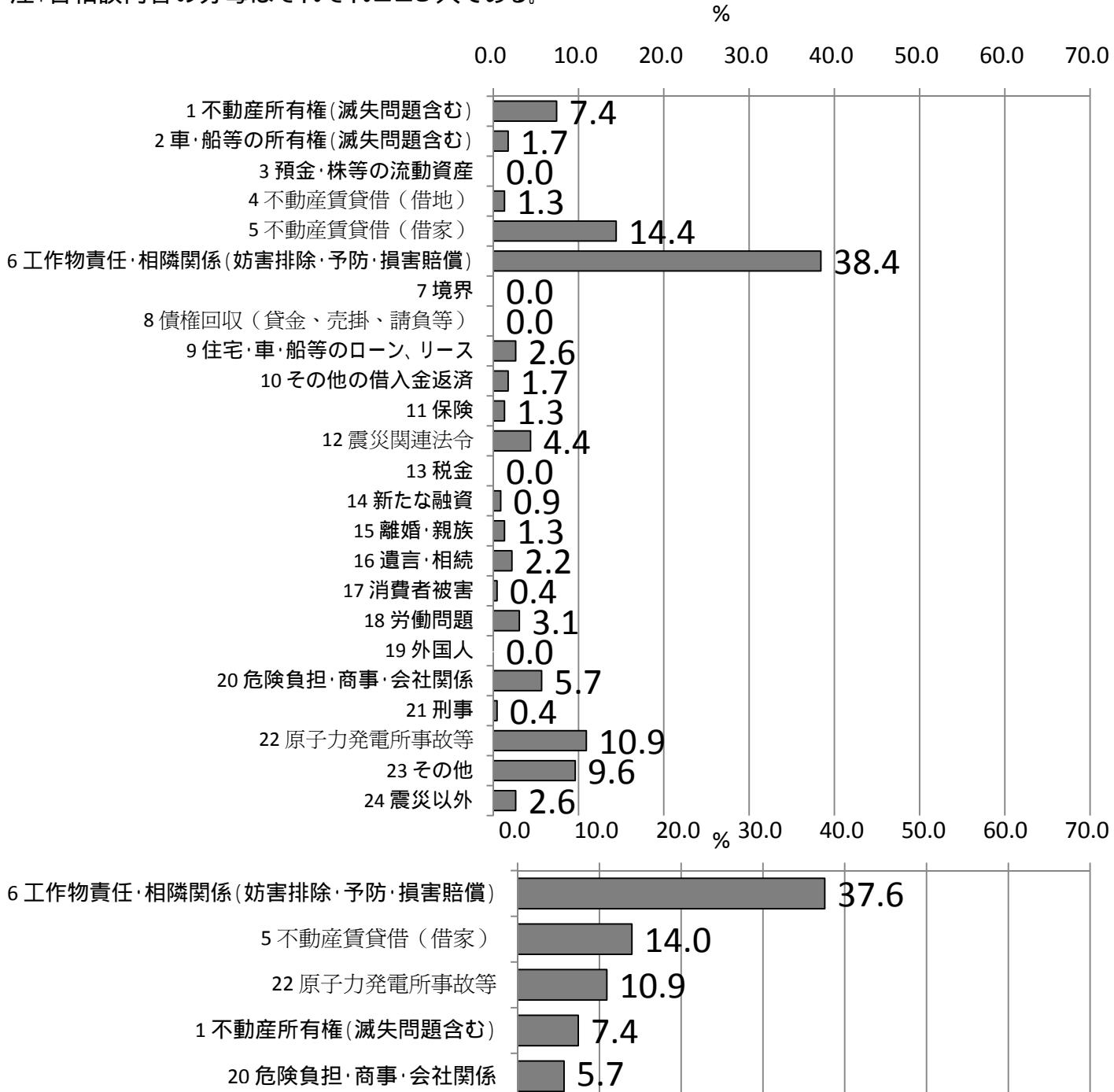
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県である事例から、全相談に占める「22原子力発電所事故等」の相談割合の推移を示したもの。

「22原子力発電所事故等」の相談は、初期の段階ではあまりに被害が大きく、相談担当者も相談者も既存の解決方針や行政の動向についての情報提供を中心に実施していた。次第に指針が策定されたり、ADRによる解決方針が決定されるなどされ、関心が増大していったものである。

未知の課題に対する丁寧な個別相談、わかりやすい説明会によるニーズの喚起、広域避難者への情報伝達など、様々な課題を克服する必要がある。

(図4-4-1)
被災当時の住所地が福島県福島市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ229人である。

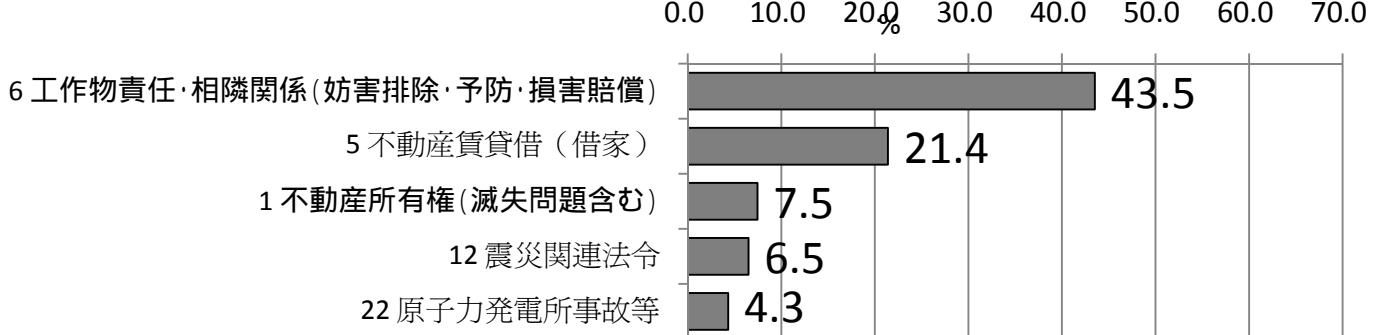
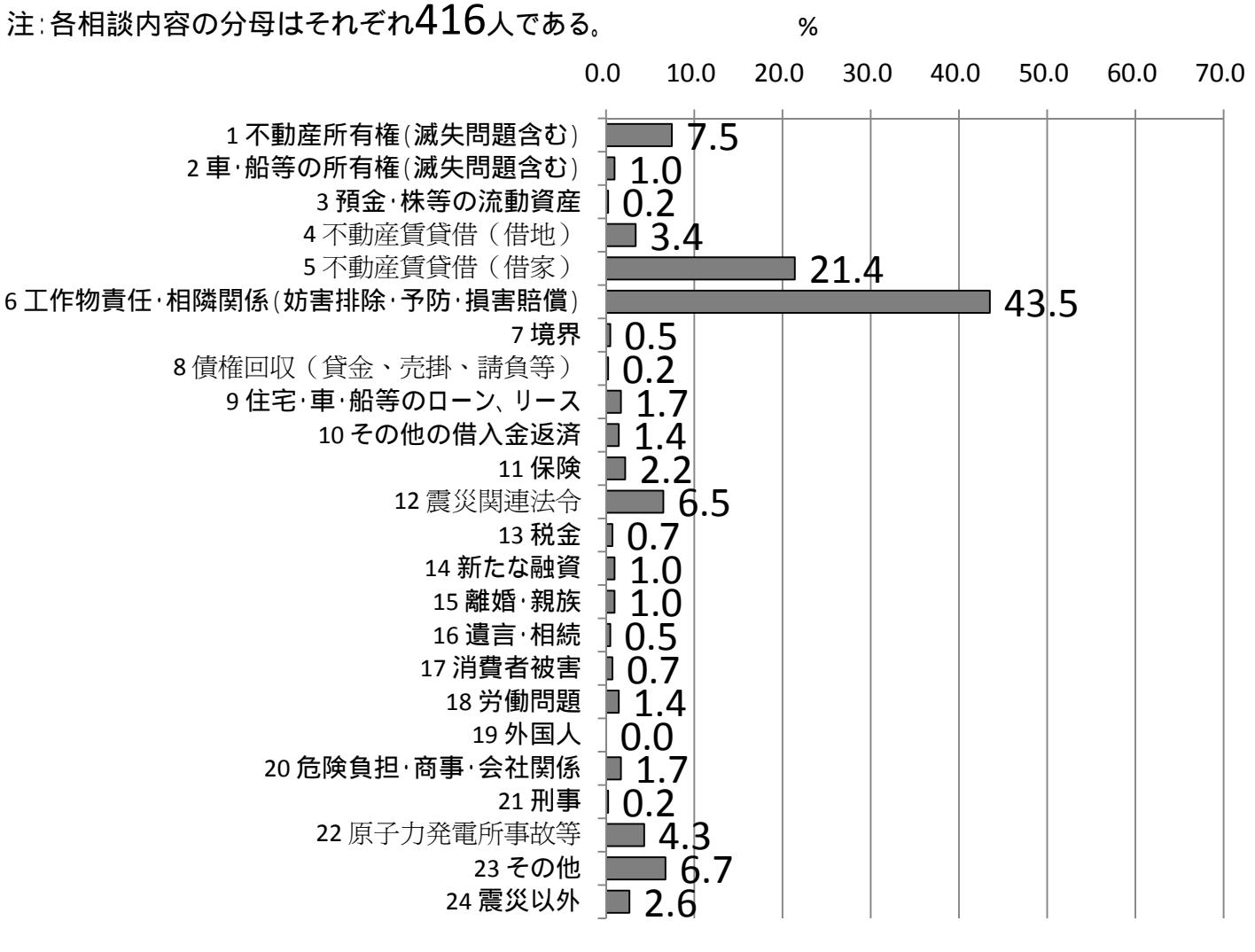


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「福島市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-2)
被災当時の住所地が福島県郡山市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ416人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「郡山市」である事例を母数としたもの。

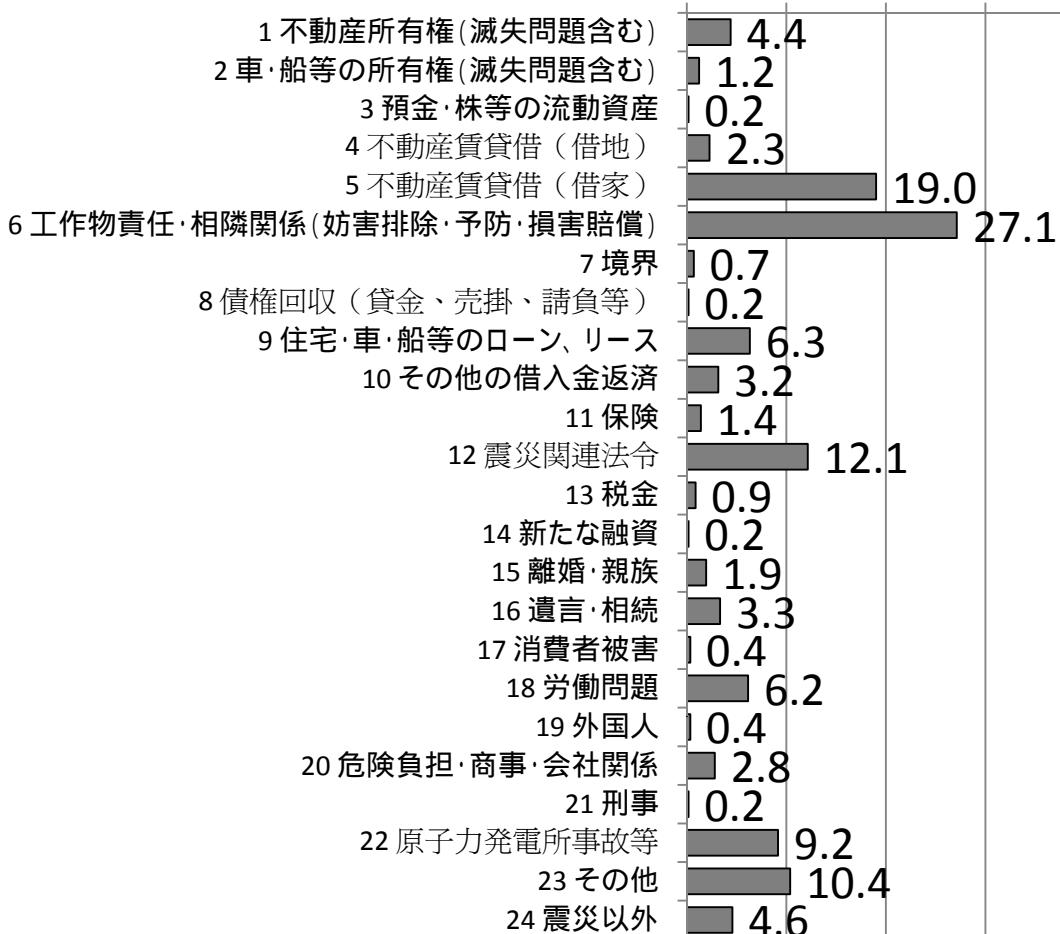
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-3)
被災当時の住所地が福島県いわき市の相談事例

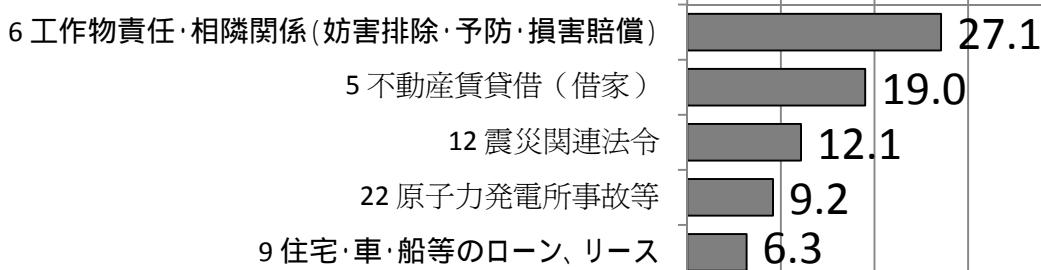
注:各相談内容の分母はそれぞれ568人である。

%

0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0



0.0 10.0 20.0 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0

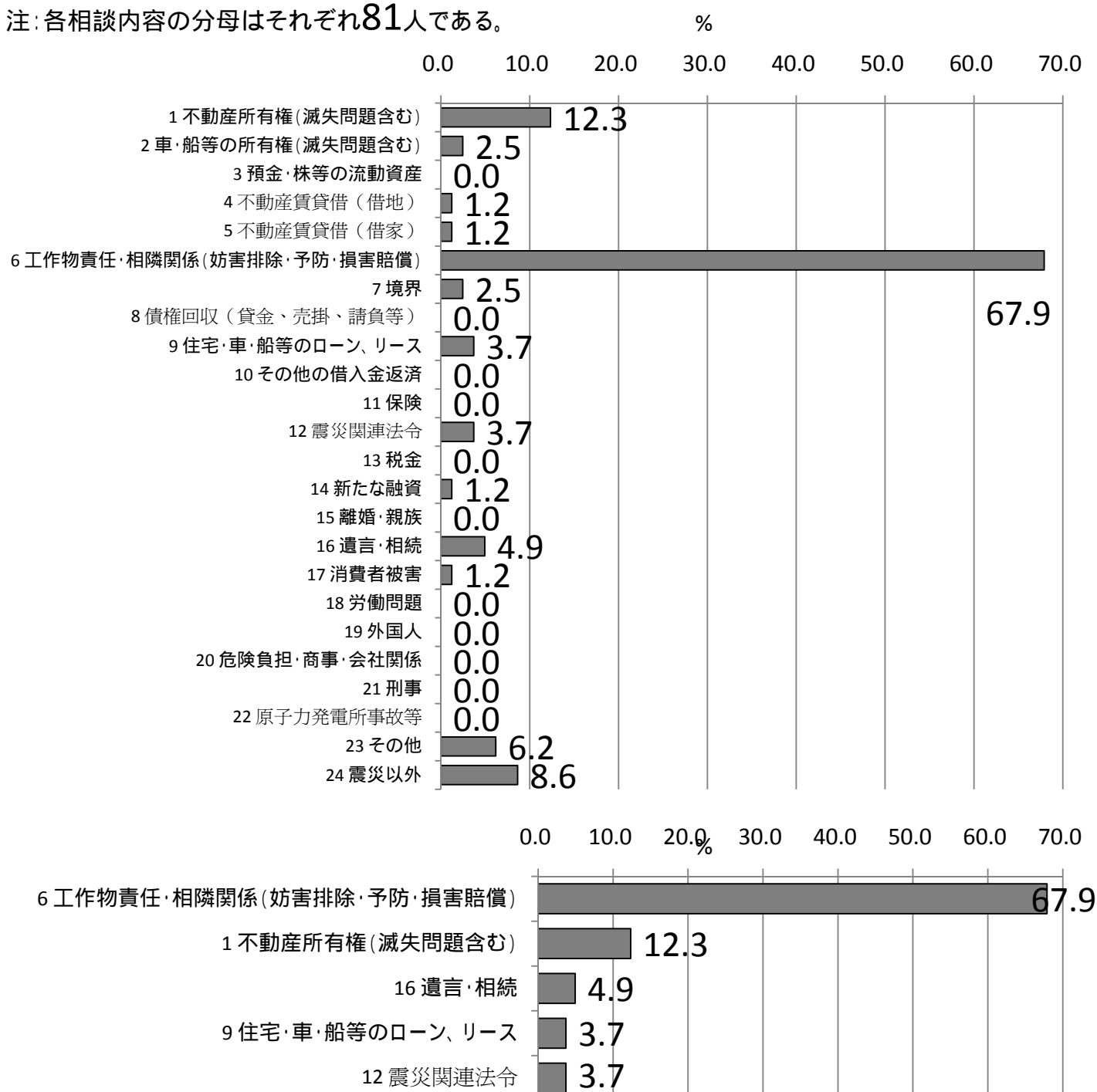


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「いわき市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-4)
被災当時の住所地が福島県須賀川市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ81人である。



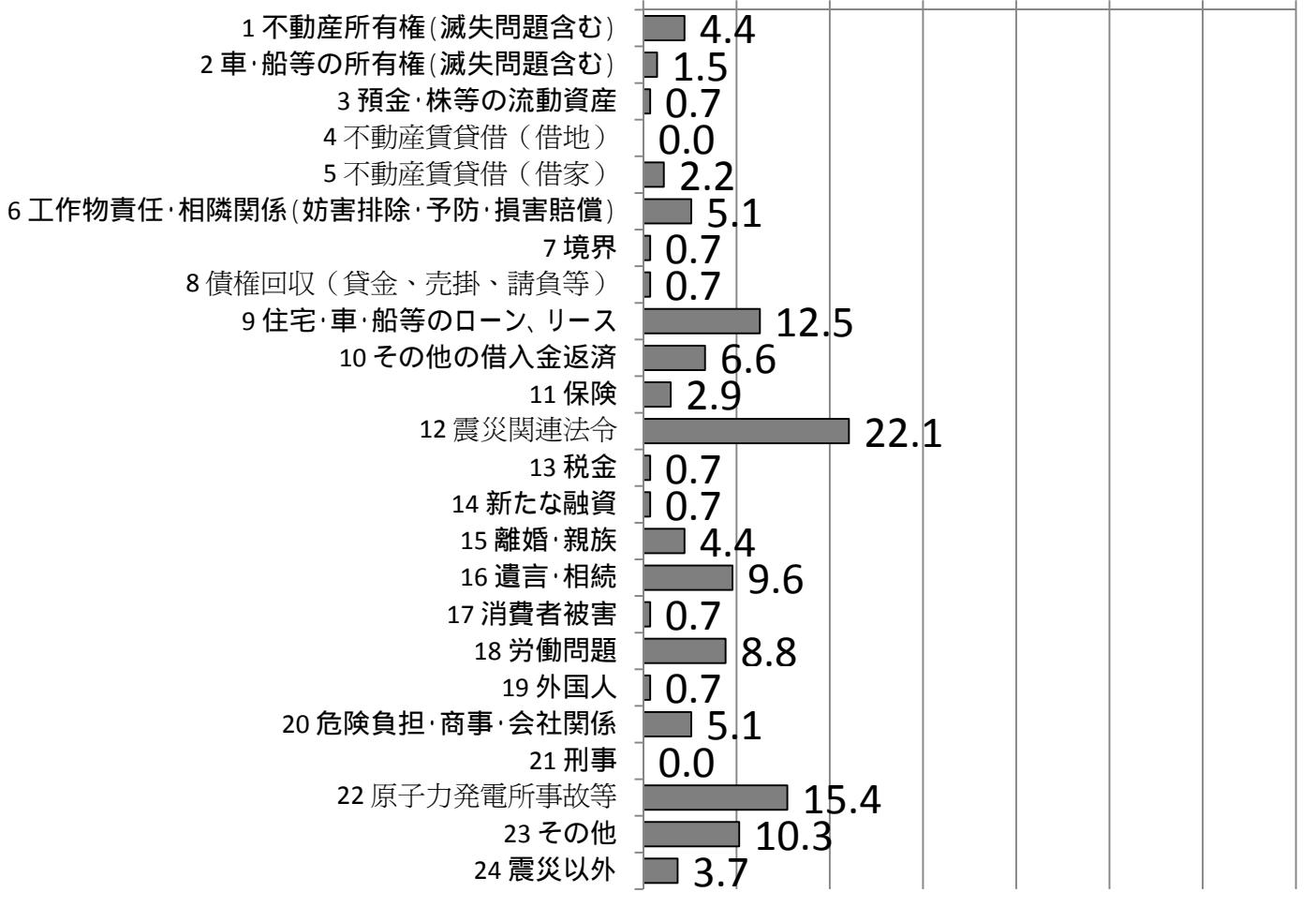
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「須賀川市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

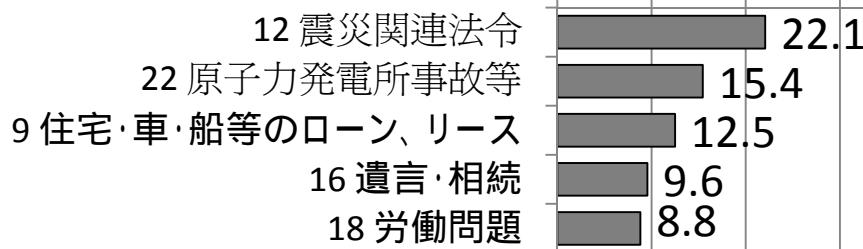
(図4-4-5)
被災当時の住所地が福島県相馬市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ136人である。

%



0.0 10.0 20.0% 30.0 40.0 50.0 60.0 70.0

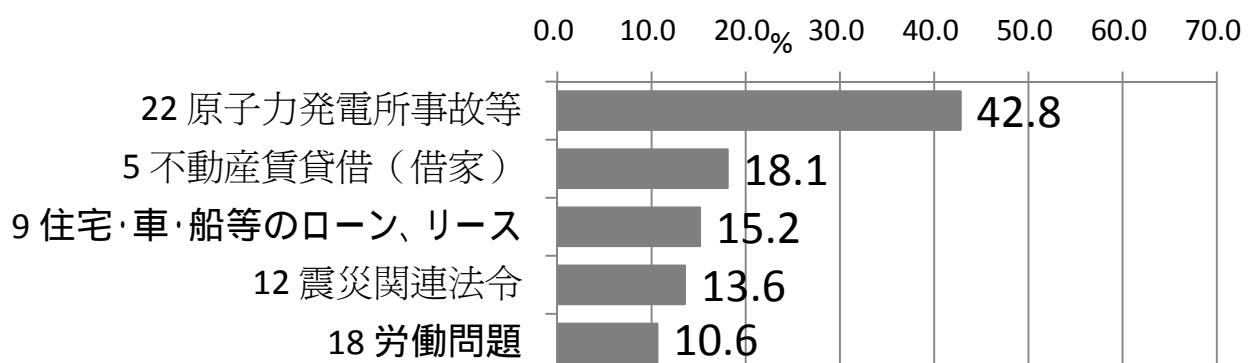
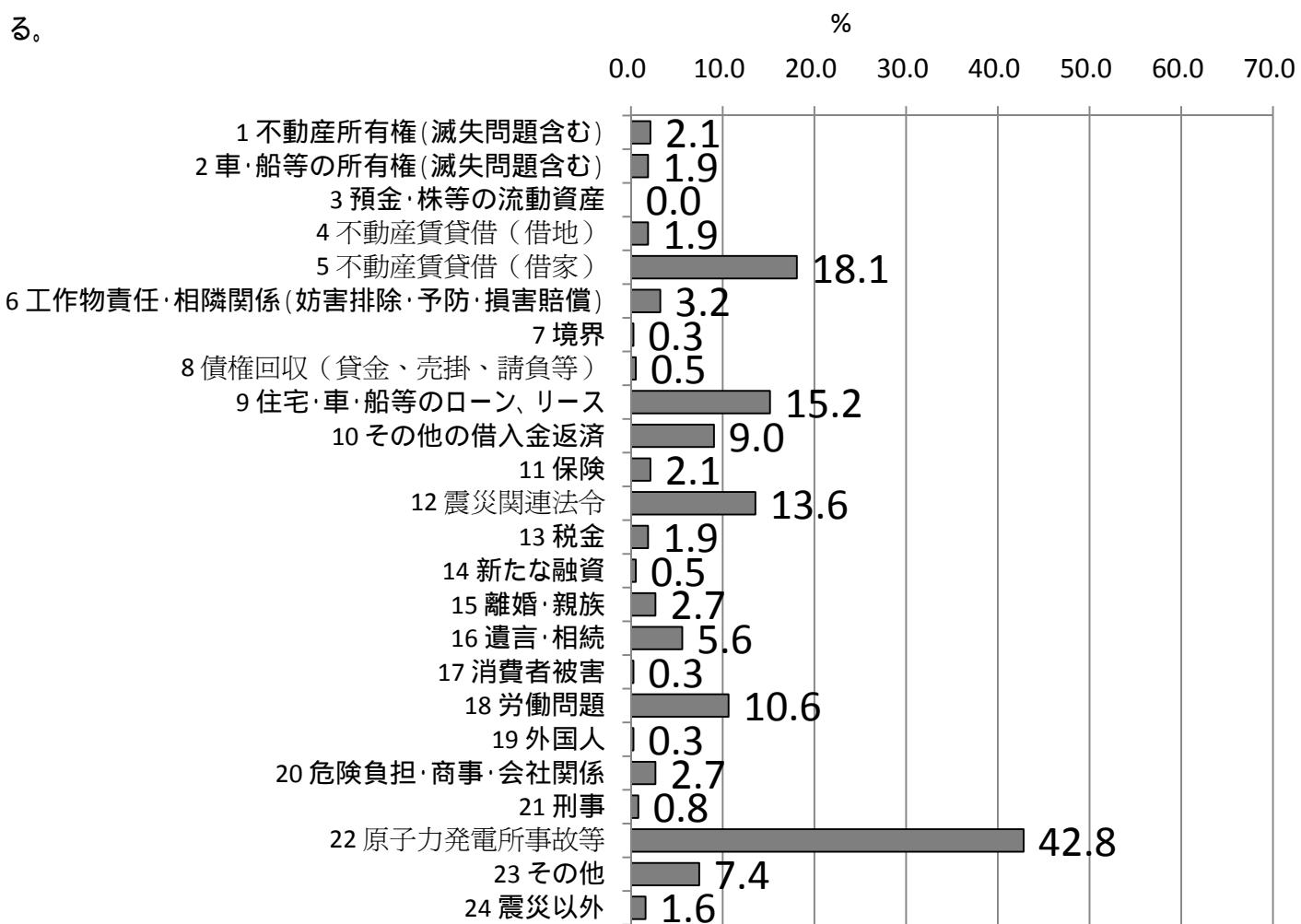


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「相馬市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-6)
被災当時の住所地が福島県南相馬市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ376人である。

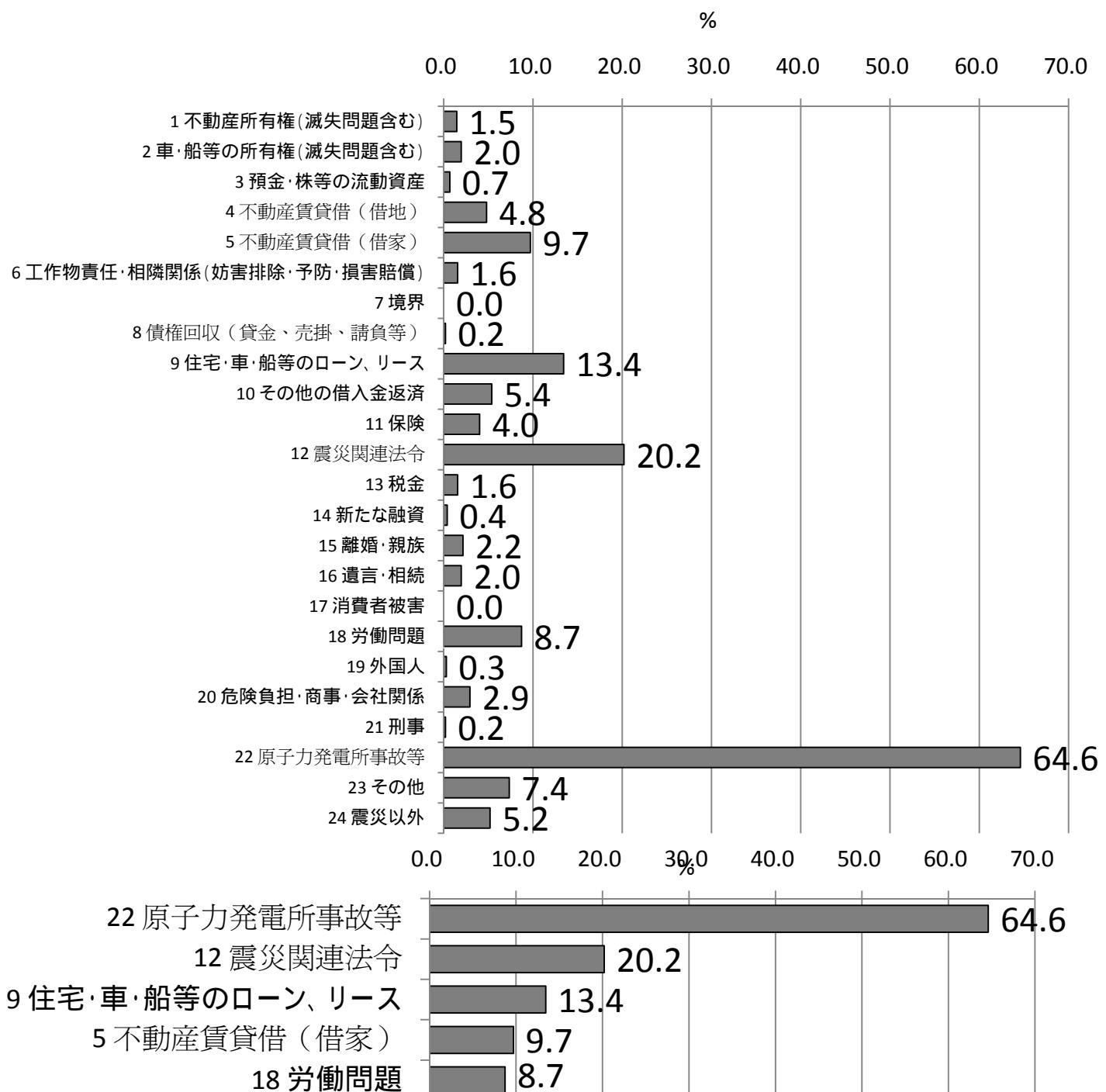


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「南相馬市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-7)
被災当時の住所地が福島県「双葉郡」の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ1020人である。

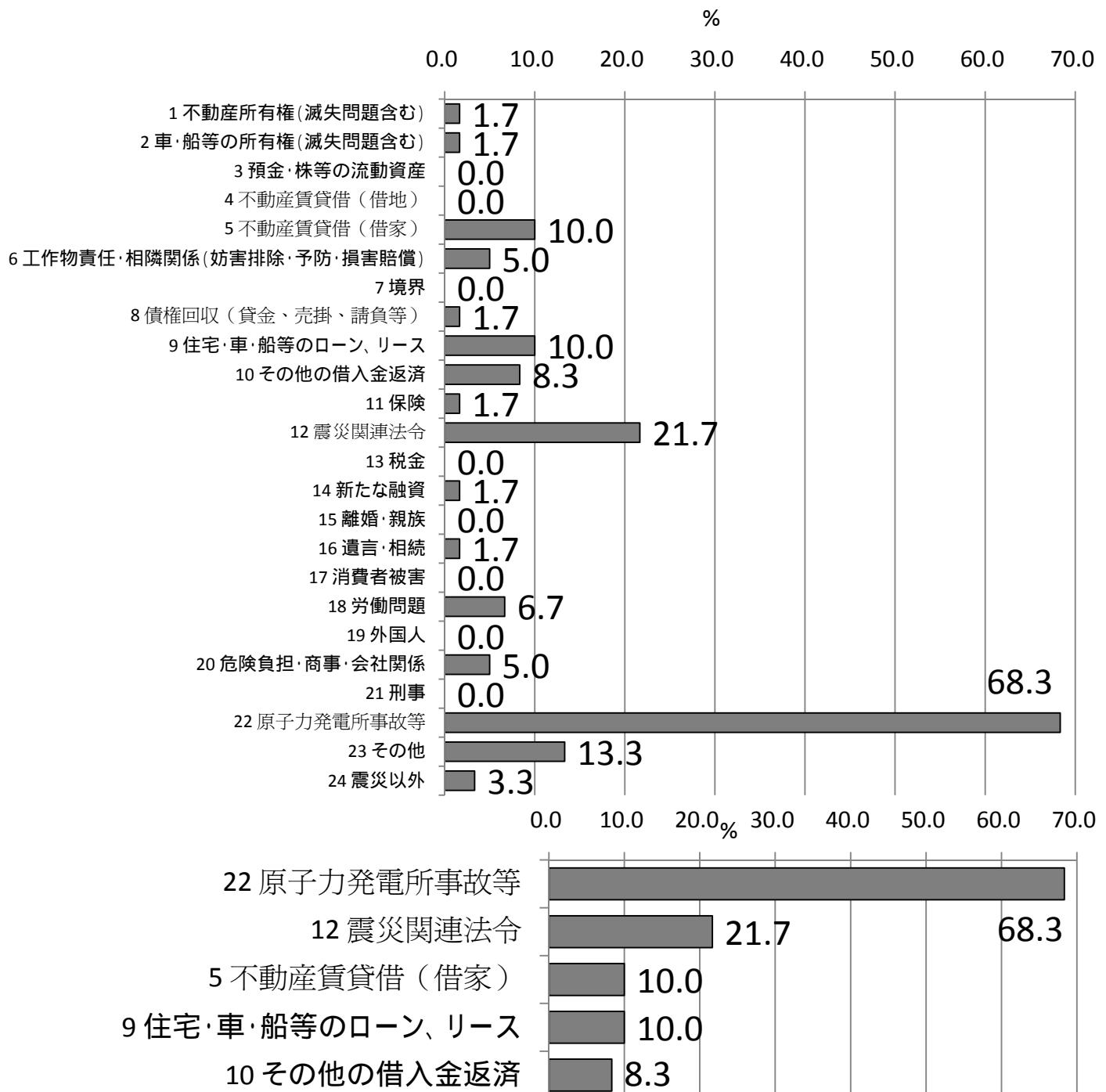


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「双葉郡」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-8)
被災当時の住所地が福島県楢葉町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ60人である。



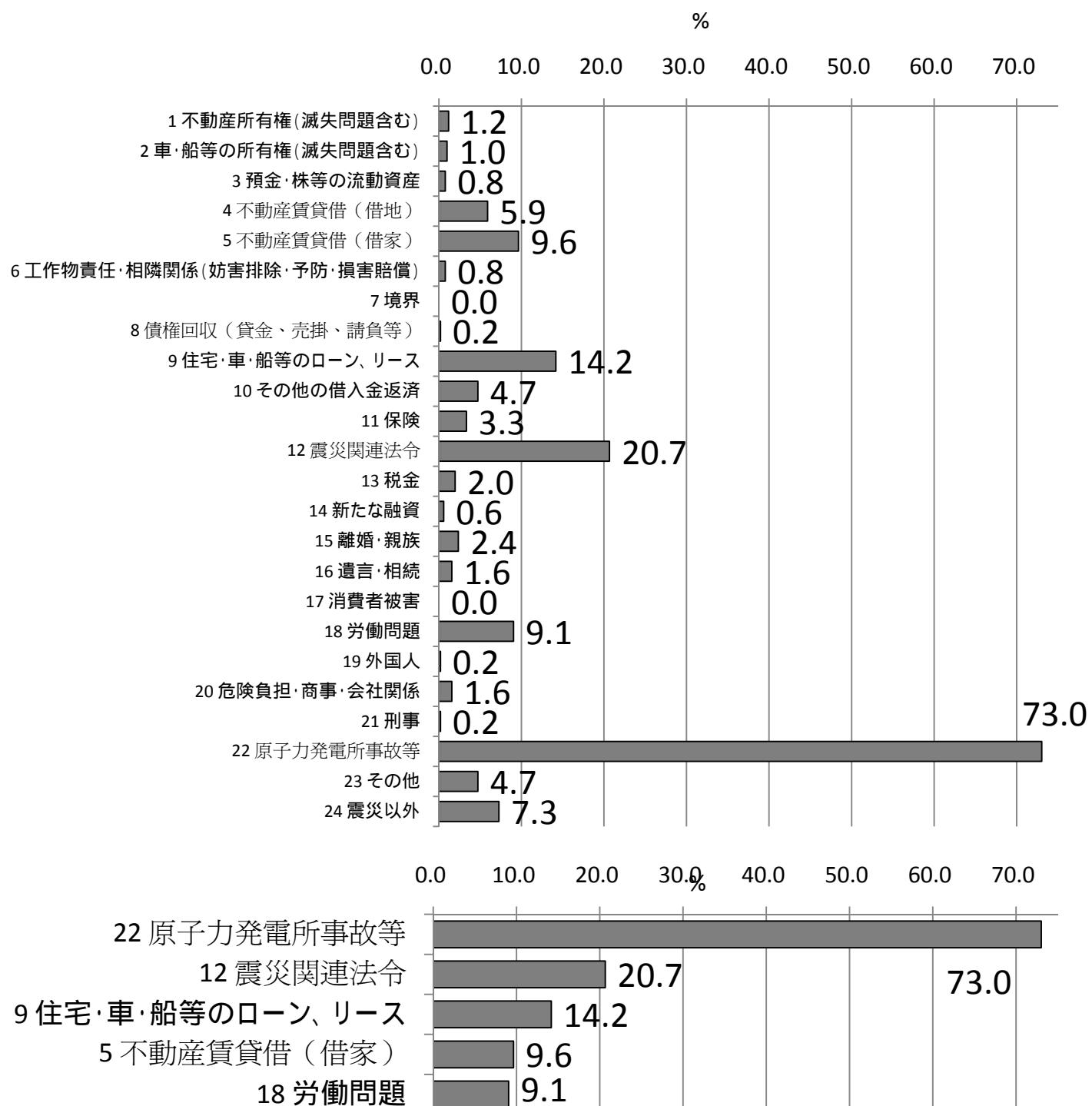
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「楢葉町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-9)

被災当時の住所地が福島県富岡町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ508人である。

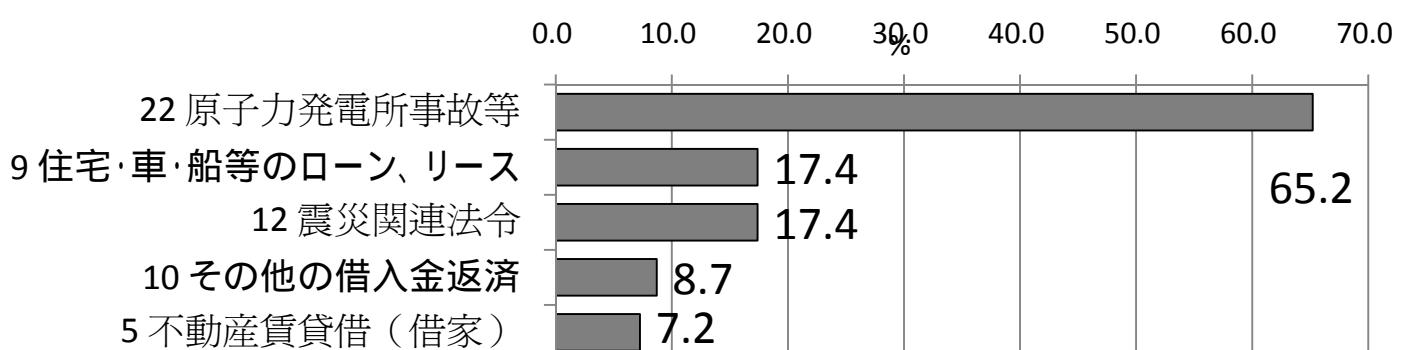
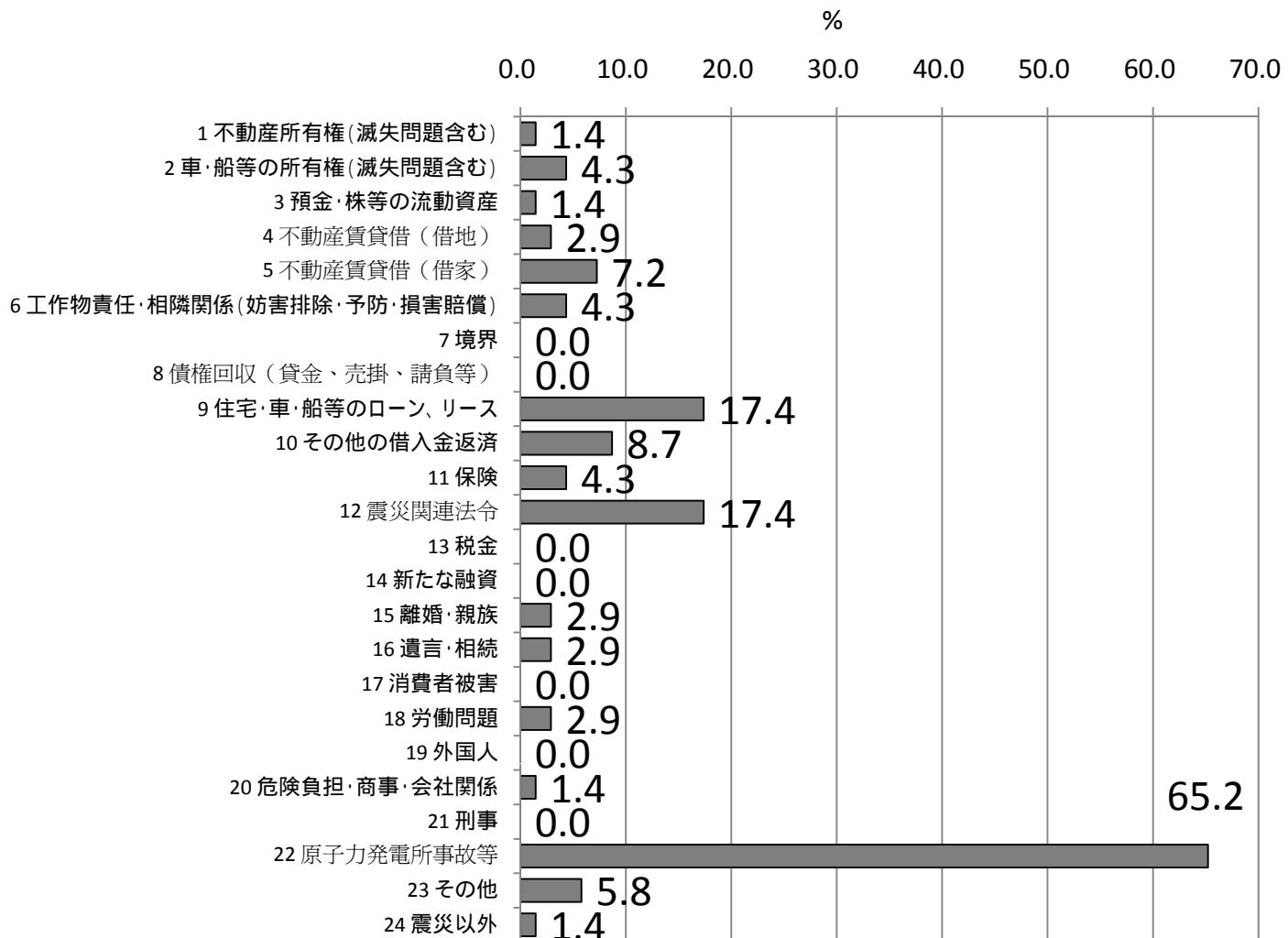


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「富岡町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-10)
被災当時の住所地が福島県大熊町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ69人である。

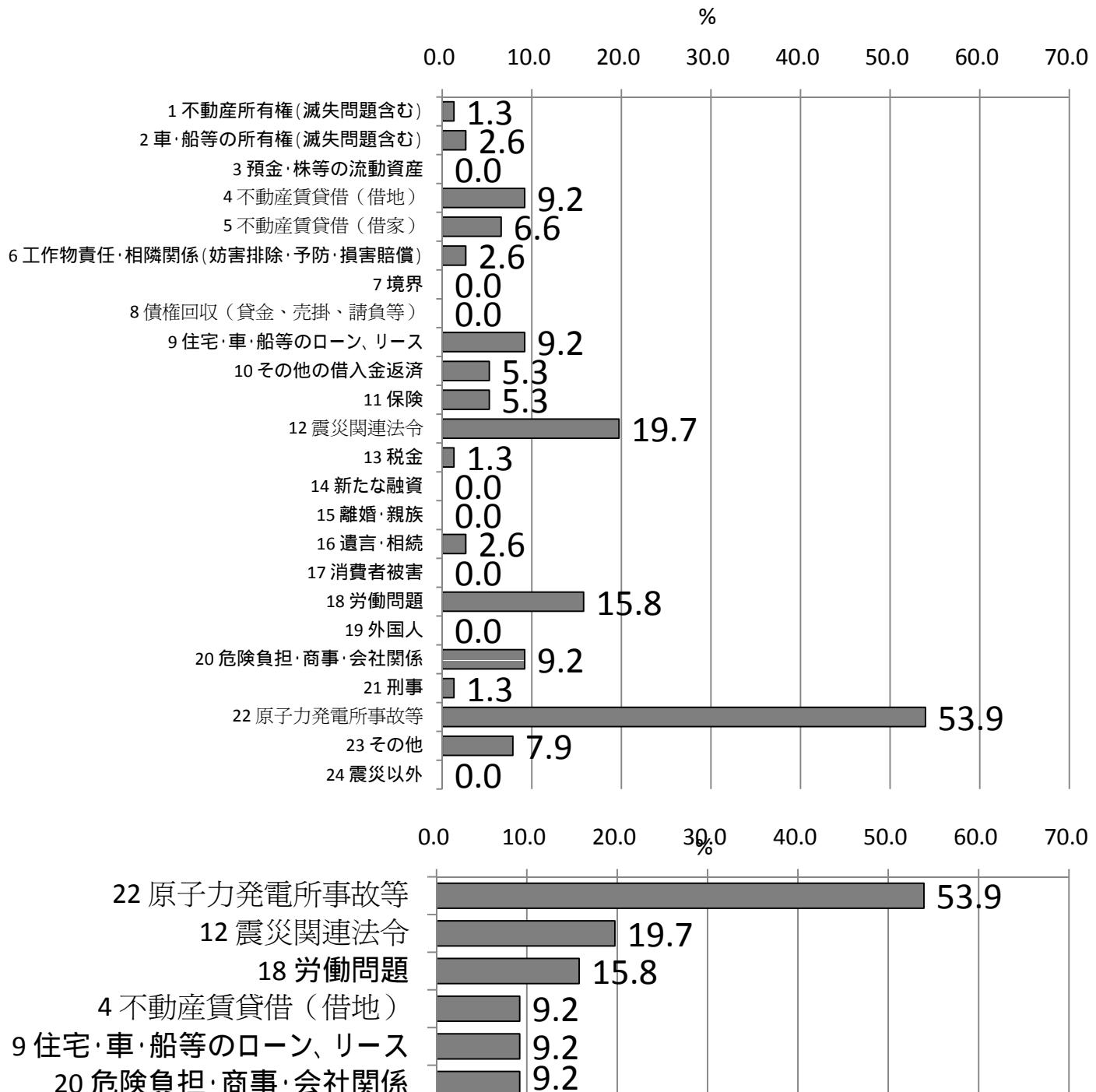


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「大熊町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-11)
被災当時の住所地が福島県双葉町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ76人である。

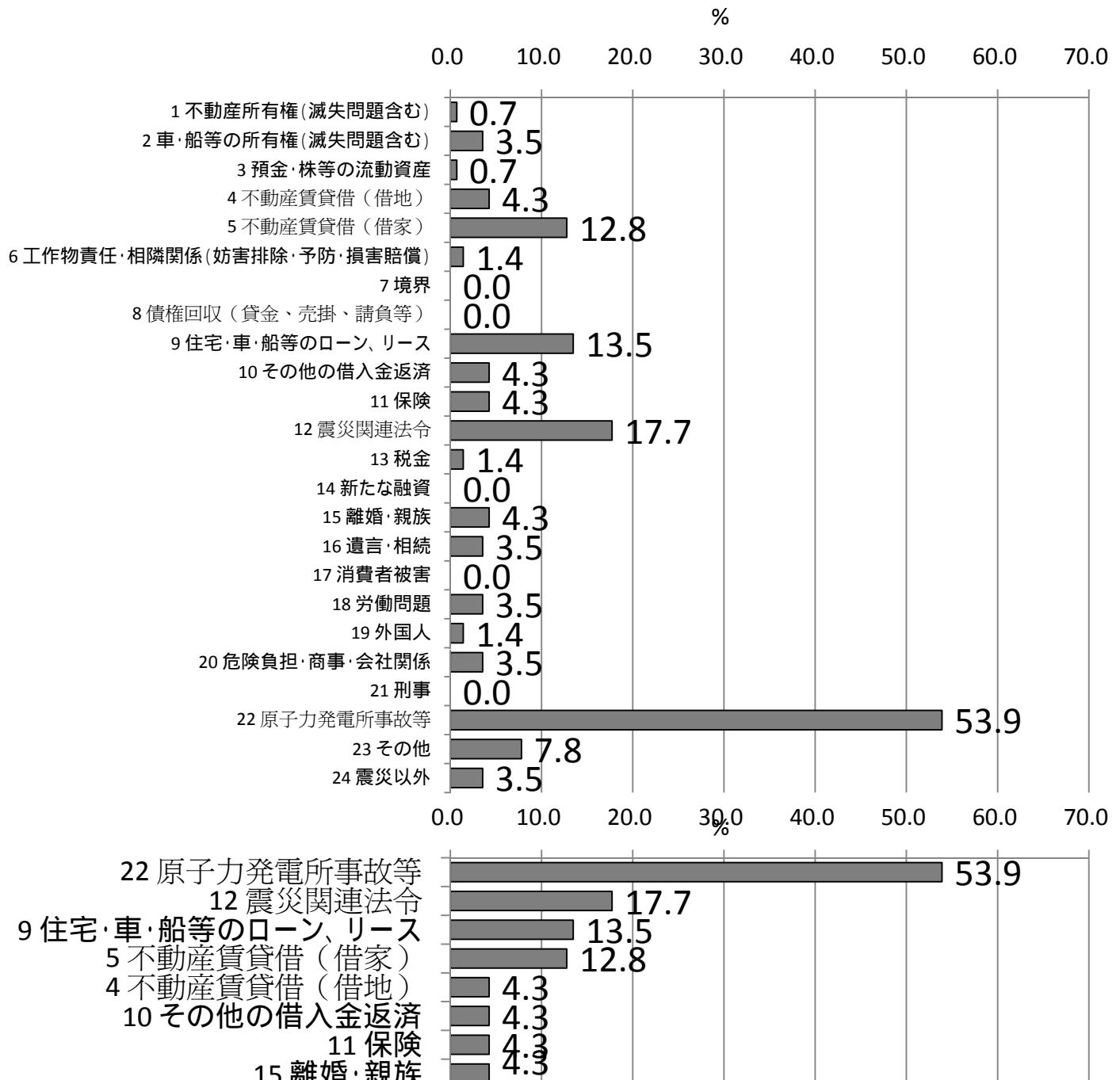


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「双葉町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図4-4-12)
被災当時の住所地が福島県浪江町の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ141人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県「浪江町」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

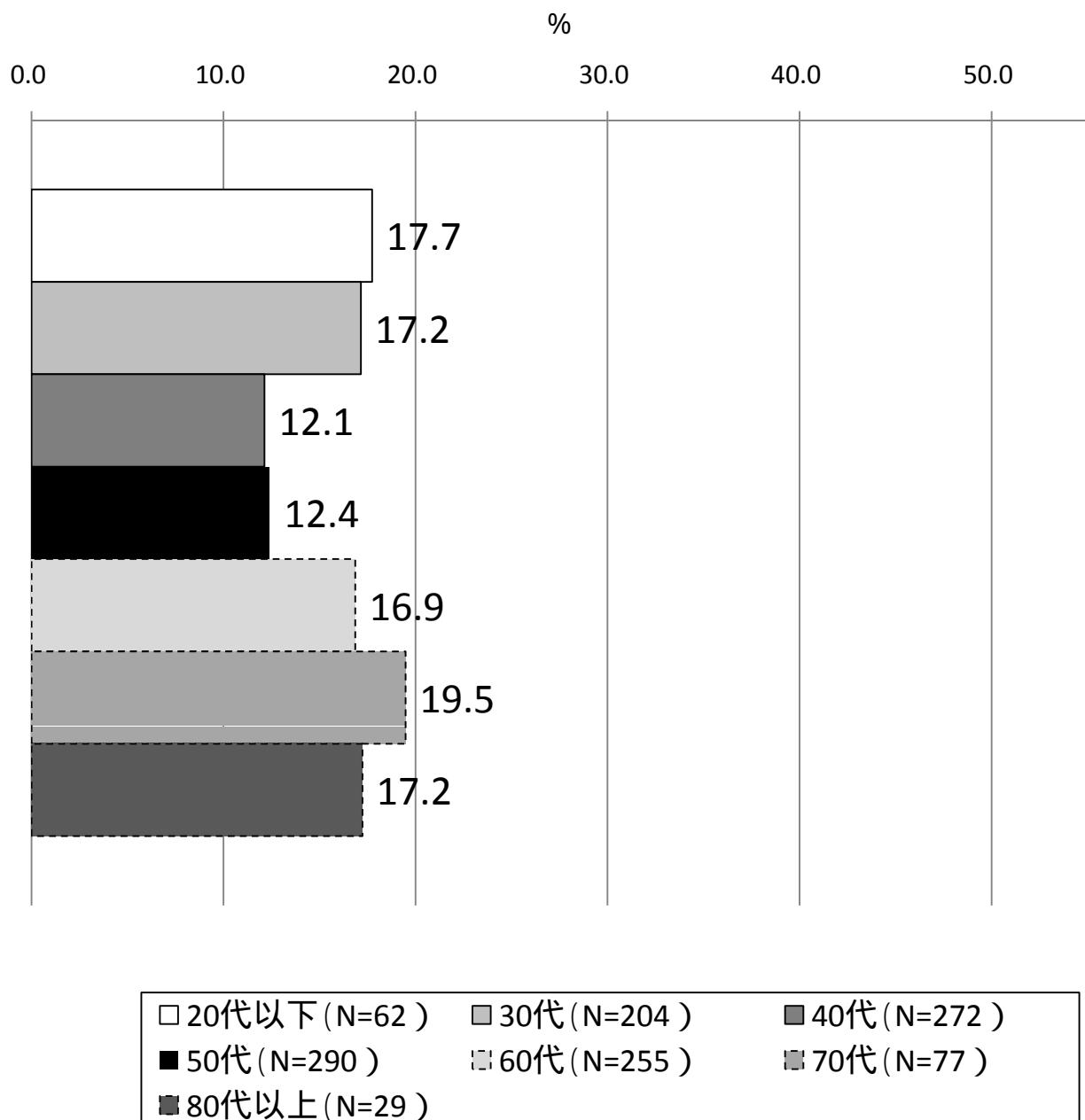
(図4-5)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(全相談類型別の年代分布表)

	20代以下 (N=62)	30代 (N=204)	40代 (N=272)	50代 (N=290)	60代 (N=255)	70代 (N=77)	80代以上 (N=29)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	4.5	3.8	3.4	3.4	2.5	2.2	2.9
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	3.0	1.4	1.0	0.9	1.1	0.0	0.0
3 預金・株等の流動資産	0.0	0.9	0.3	0.3	0.0	1.1	0.0
4 不動産賃貸借(借地)	0.0	0.9	2.0	2.8	4.7	6.5	2.9
5 不動産賃貸借(借家)	16.7	16.6	12.2	11.3	15.4	17.2	14.7
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	12.1	8.1	13.2	13.2	20.4	20.4	23.5
7 境界	0.0	0.5	0.0	0.3	1.4	0.0	0.0
8 債権回収(貸金・売掛・請負等)	0.0	0.5	1.0	0.3	1.1	1.1	0.0
9 住宅・車・船等のローン、リース	10.6	12.8	7.8	8.2	5.0	2.2	0.0
10 その他の借入金返済	3.0	3.8	10.1	6.3	4.3	2.2	2.9
11 保険	7.6	3.8	3.0	2.8	3.6	5.4	2.9
12 震災関連法令	9.1	9.0	11.5	20.1	9.3	15.1	14.7
13 税金	3.0	0.9	0.7	0.6	1.4	1.1	0.0
14 新たな融資	0.0	0.5	0.7	0.3	1.1	1.1	0.0
15 離婚・親族	7.6	6.2	2.7	2.2	1.8	3.2	8.8
16 遺言・相続	3.0	2.4	4.1	3.8	2.5	10.8	5.9
17 消費者被害	1.5	0.5	0.3	0.6	0.7	1.1	0.0
18 労働問題	6.1	12.8	7.1	7.5	6.8	1.1	0.0
19 外国人	3.0	0.5	0.3	0.0	0.7	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	3.0	2.4	2.0	3.4	2.2	0.0	0.0
21 刑事	0.0	0.9	0.3	0.3	0.0	0.0	0.0
22 原子力発電所事故等	13.6	24.2	28.4	34.8	31.5	22.6	23.5
23 その他	12.1	8.1	10.1	7.8	7.2	7.5	5.9
24 震災以外	9.1	3.3	5.1	1.3	2.2	7.5	11.8

データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、全類型における相談者の年齢(年代)の分布を示した表である。

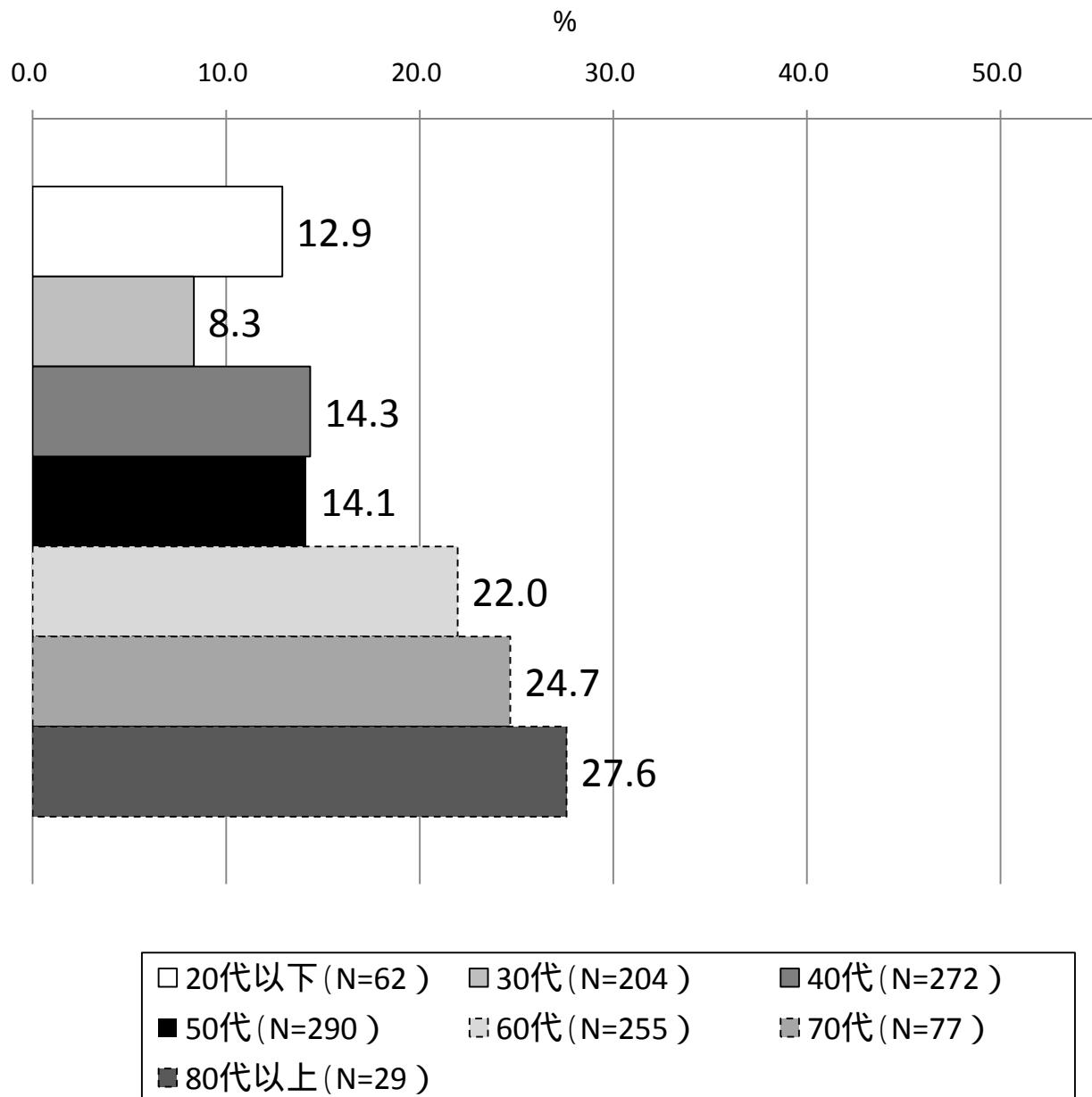
網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図4-6-1)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の年代別分布表)



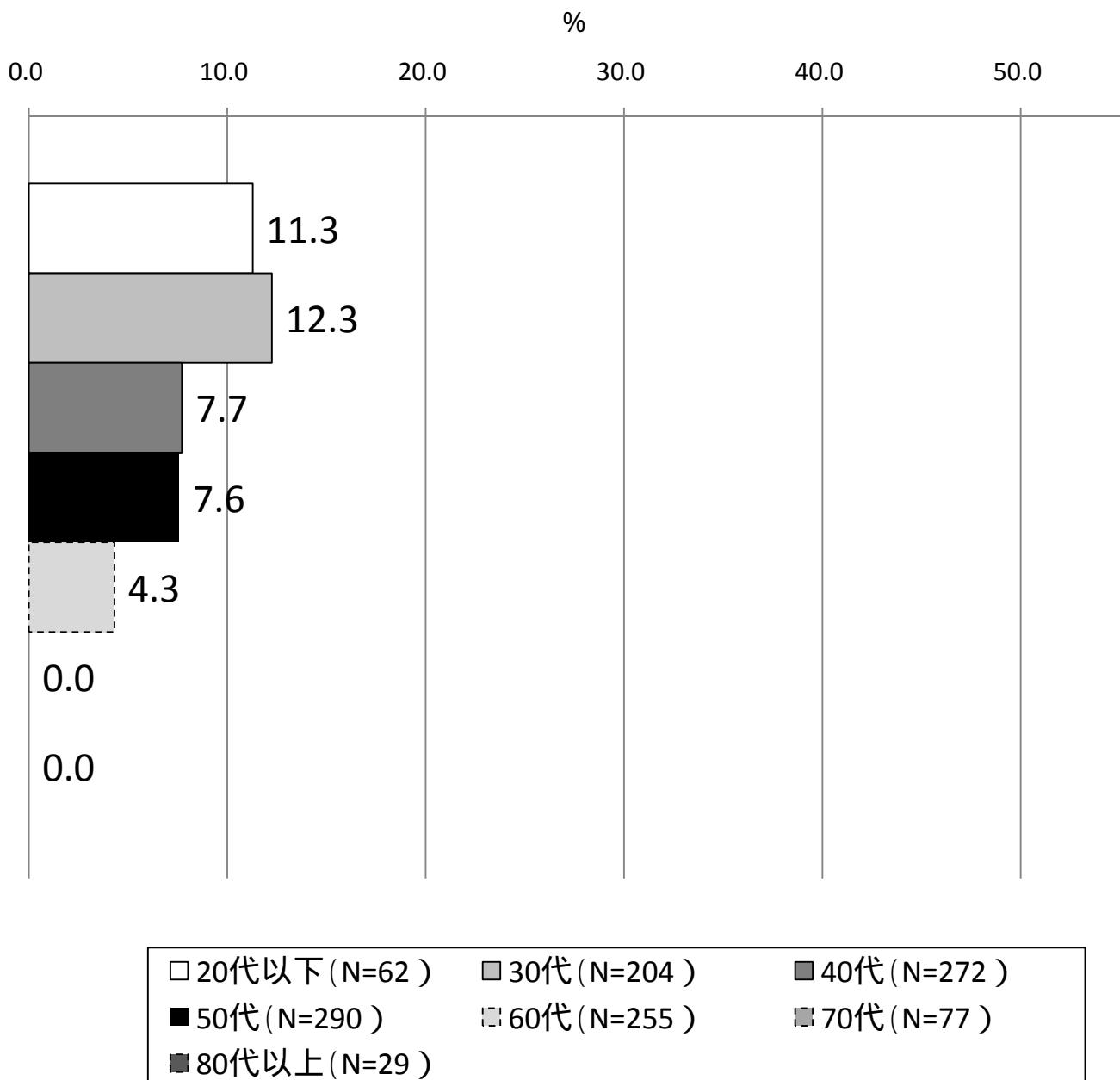
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「5不動産賃貸借」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-2)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「6工作物責任・相隣関係」相談の年代別分布表)



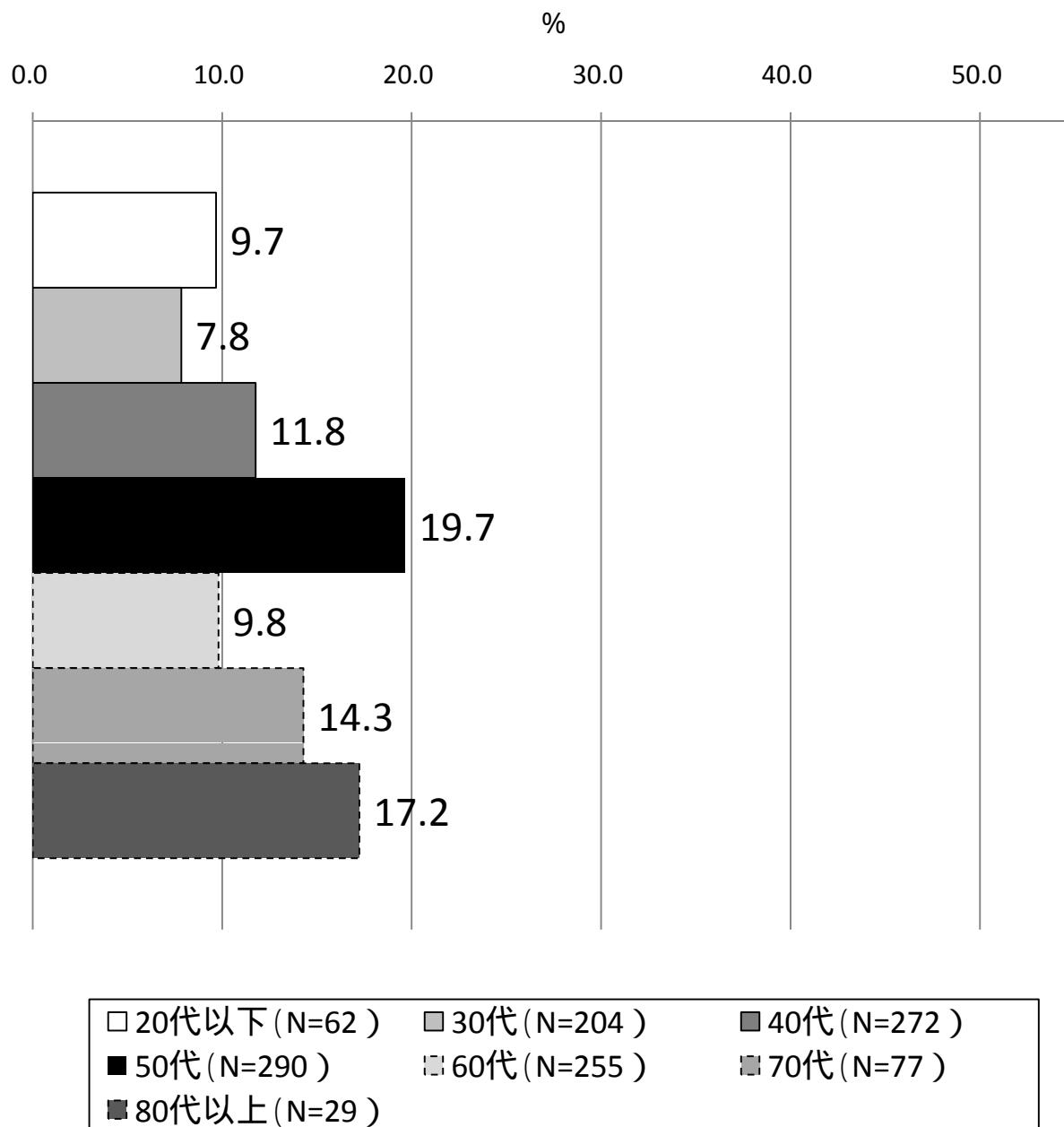
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-3)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「9住宅・車・船等のローン・リース」相談の年代別分布表)



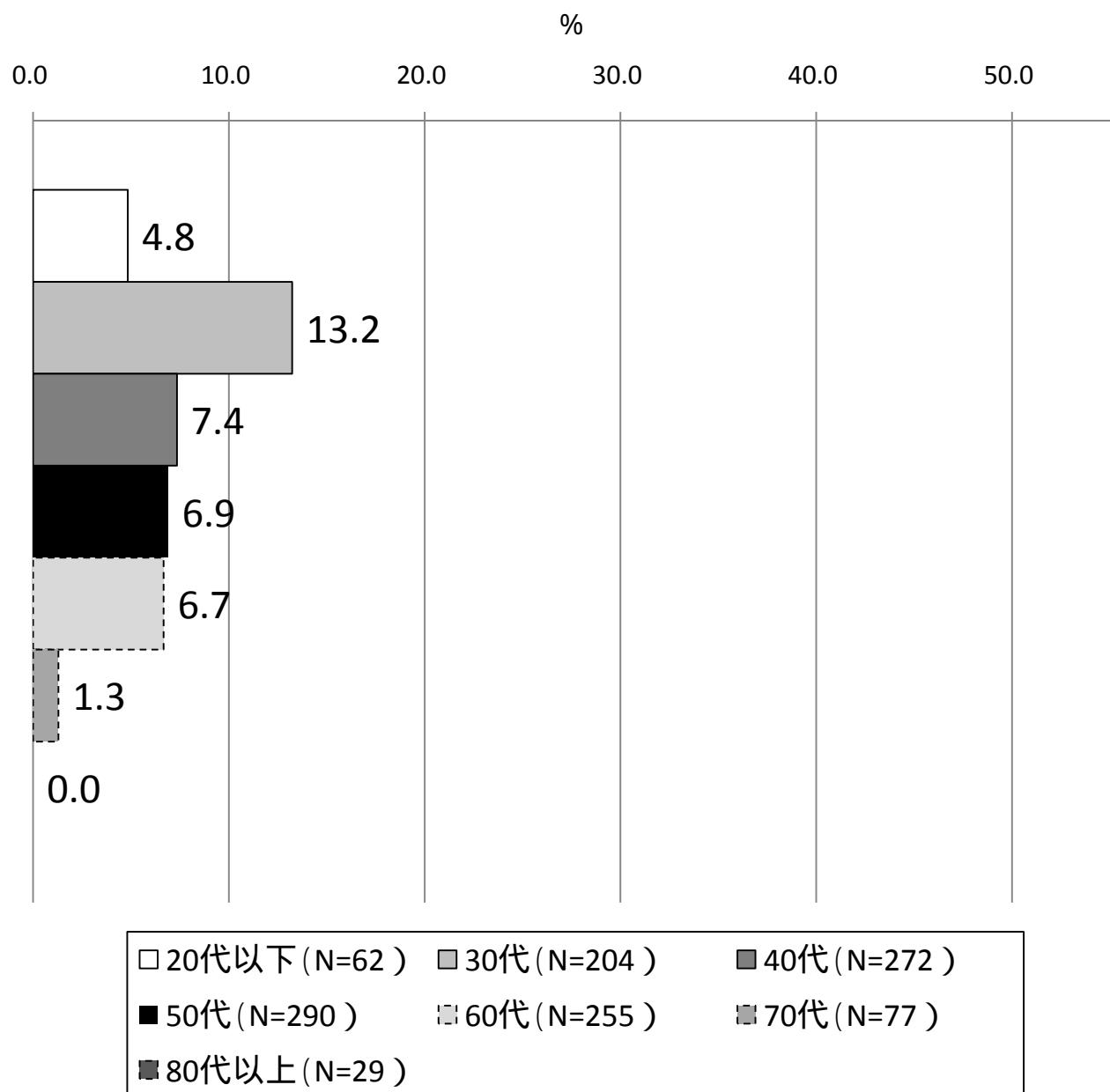
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「9住宅・車・船等のローン・リース」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-4)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の年代別分布表)



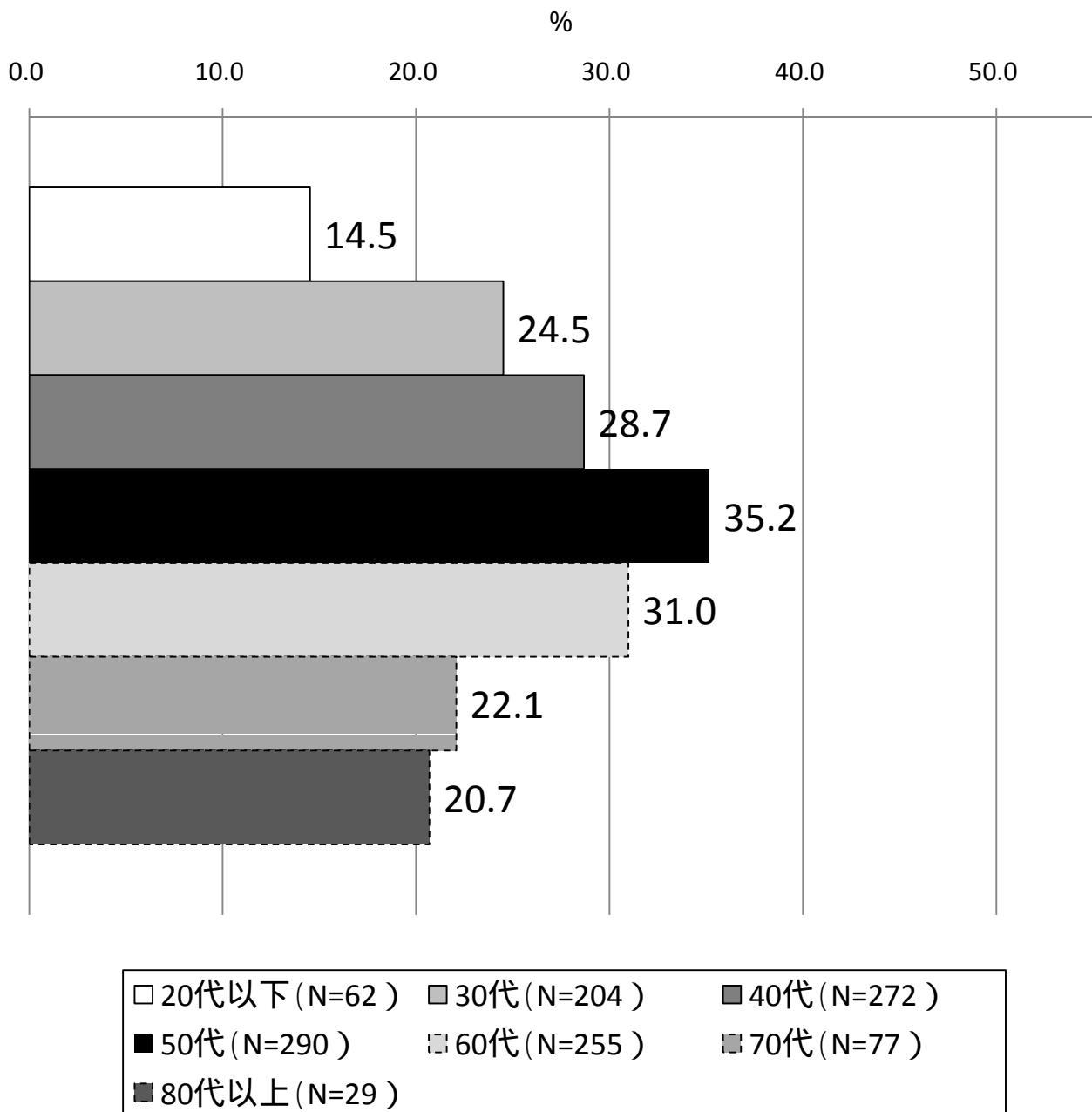
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「12震災関連法令」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-5)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「18労働問題」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「18労働問題」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図4-6-6)
被災当時の住所地が福島県の相談事例
(「22原子力発電所事故等」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が福島県の事例について、「22原子力発電所事故等」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

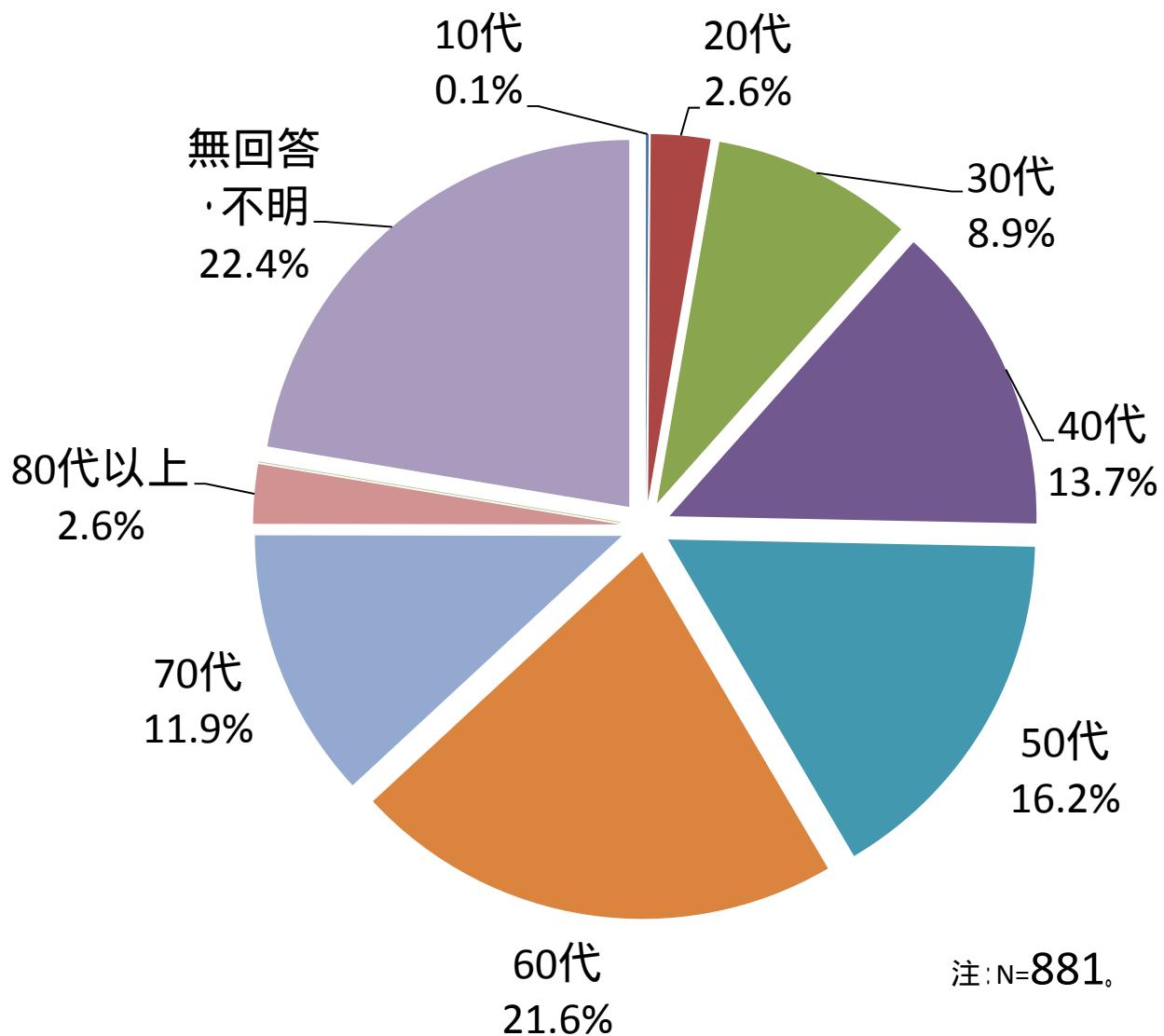
茨城県

(相談者の被災当時の住所が茨城県である相談事例)

(参考)茨城県全図

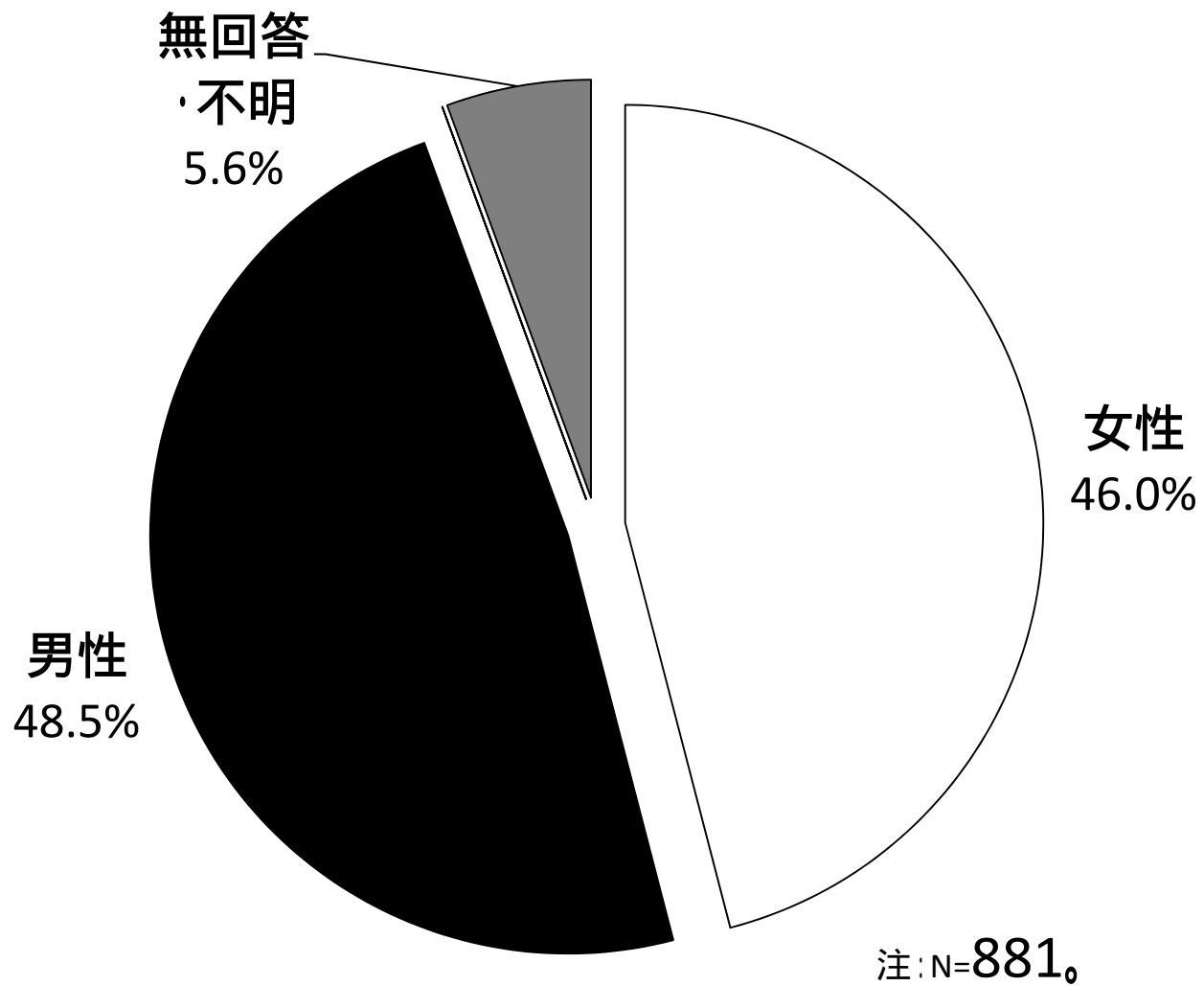


(図5-1-1)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(相談者年齢構成)



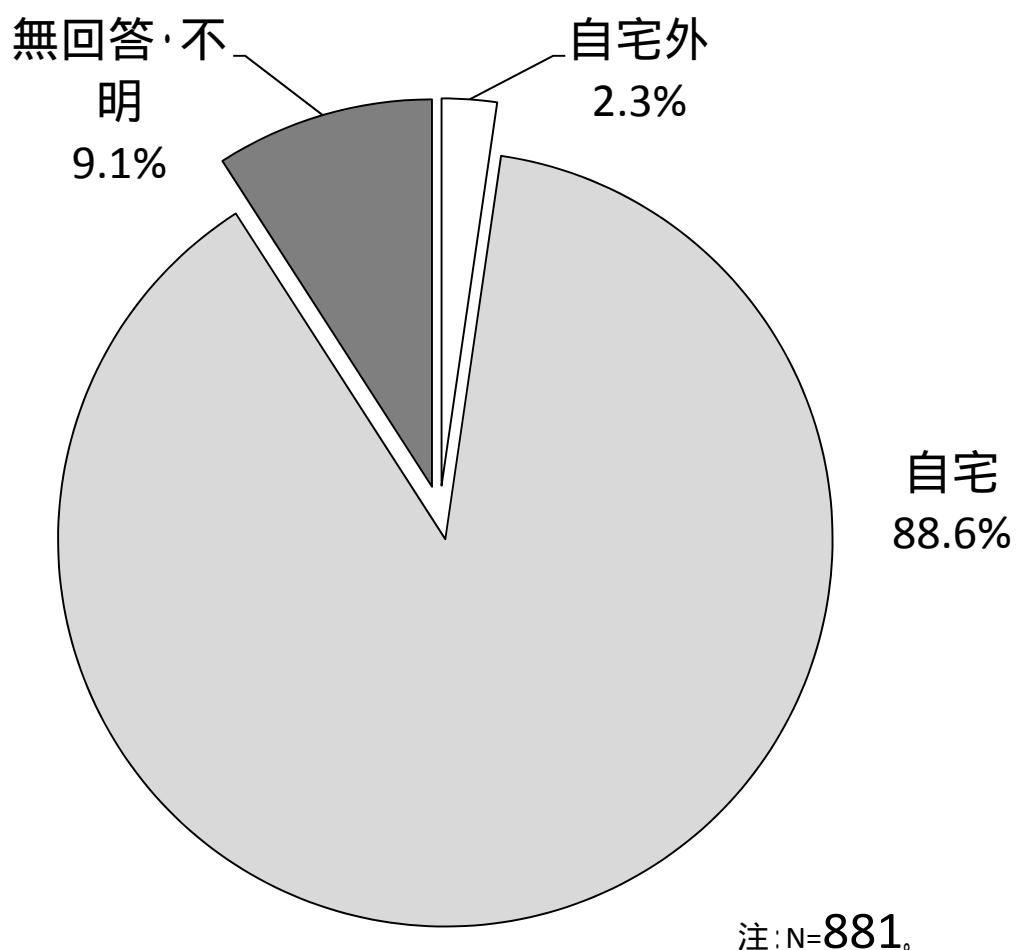
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例を母数としたもの。
相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

(図5-1-2)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(相談者男女比)



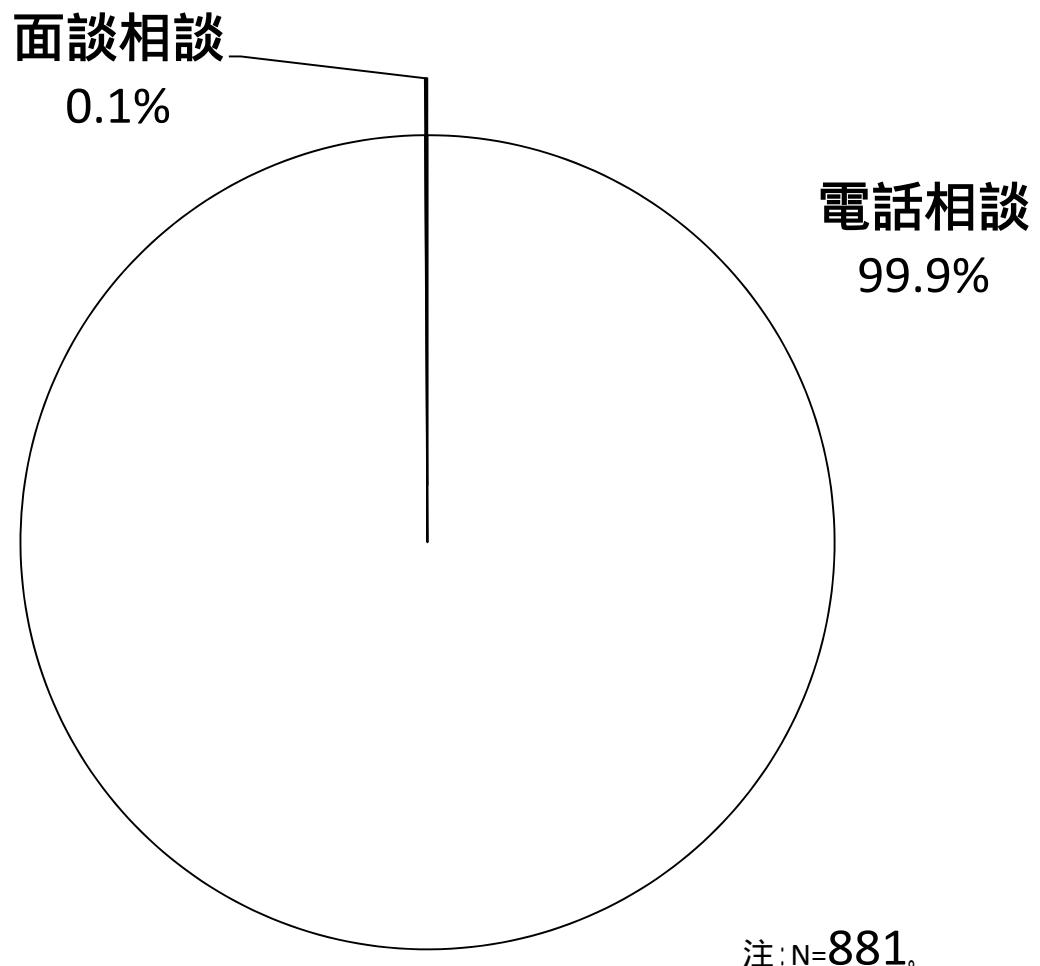
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例を母数としたもの。

(図5-1-3)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(相談者の「居所」(自宅 / 自宅以外)分布)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例を母数としたもの。
「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。
「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などである。

(図5-1-4)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(相談種別(電話相談 / 面談相談))

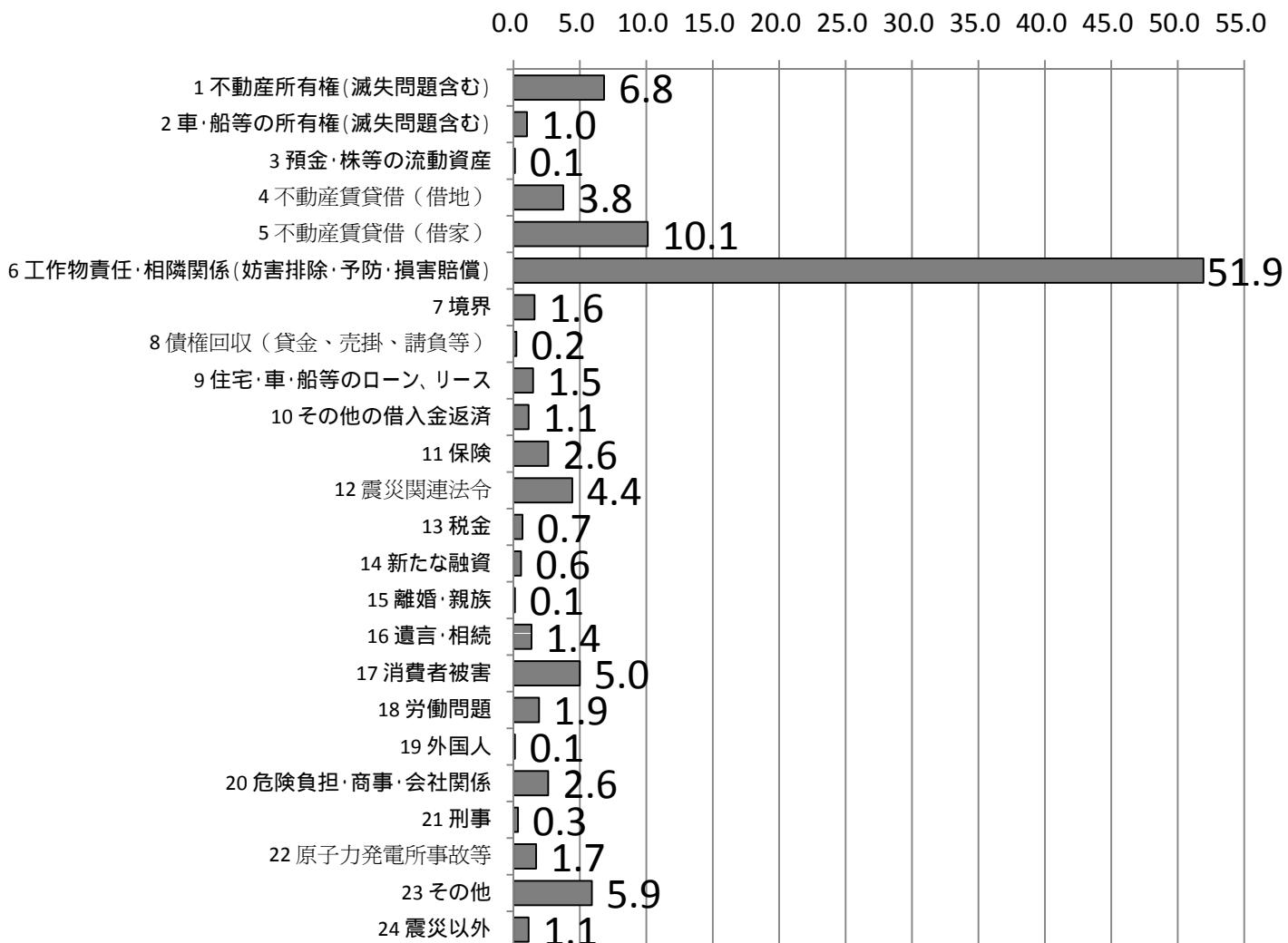


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例を母数としたもの。日弁連にて今回集約したものが茨城県下の電話相談事例であったため、ほぼ100%が電話相談となっている。

(図5-2-1)
全相談事例
(分析時の累計数(全類型の分布))

注:各相談内容の分母はそれぞれ880人である。

%

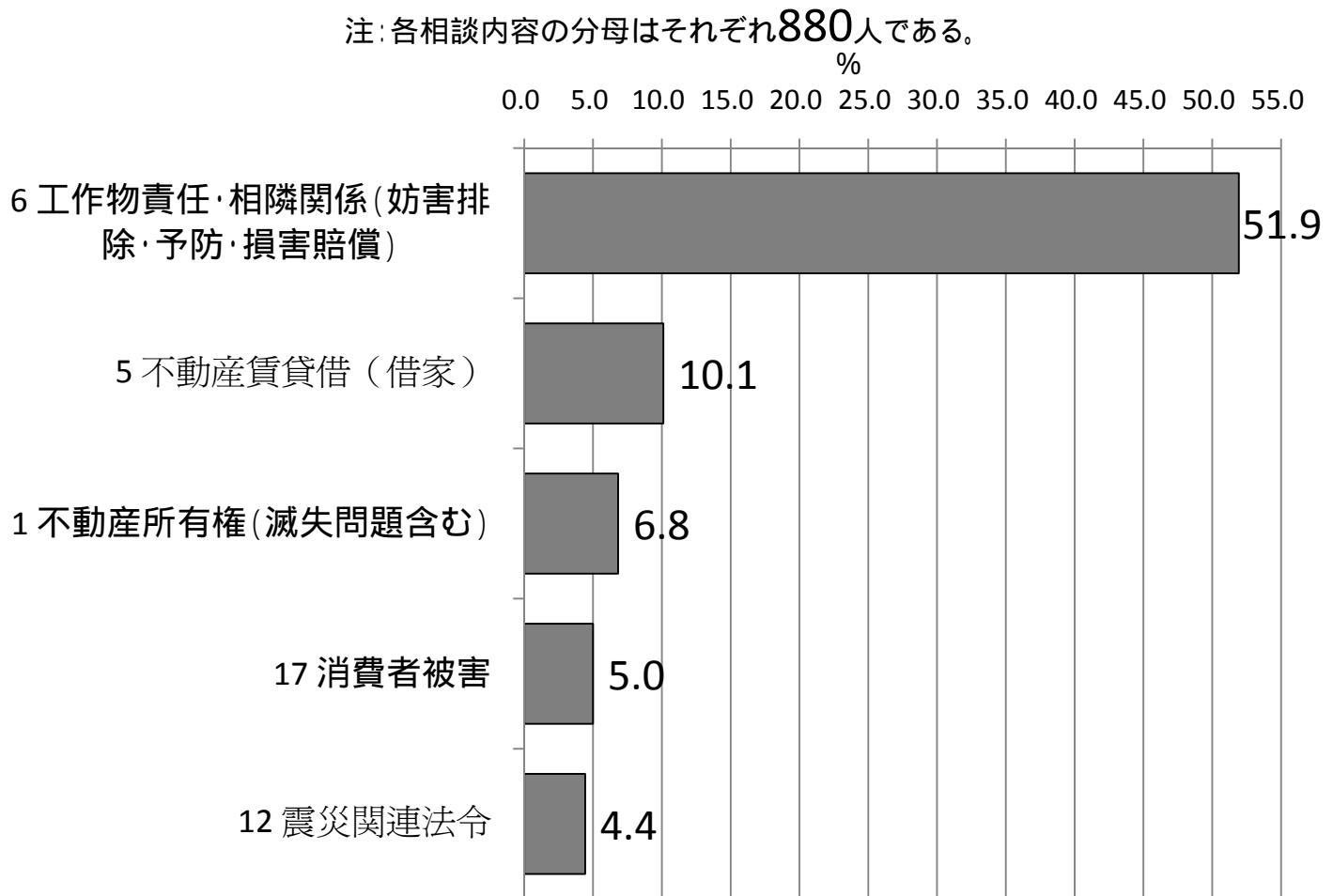


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例を母数としたもの。
相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

茨城県の被災状況の特徴としては、北部沿岸部が津波の甚大な被害を受けていること、水戸市や日立市をはじめとする大都市で地震被害が激しいこと、液状化被害が広範囲で起きていること等にある。

「6工作物責任・相隣関係」の事例が突出した割合となっている。分析対象が電話相談の結果であることも影響している。

(図5-2-2)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(分析時累計数・上位5類型)



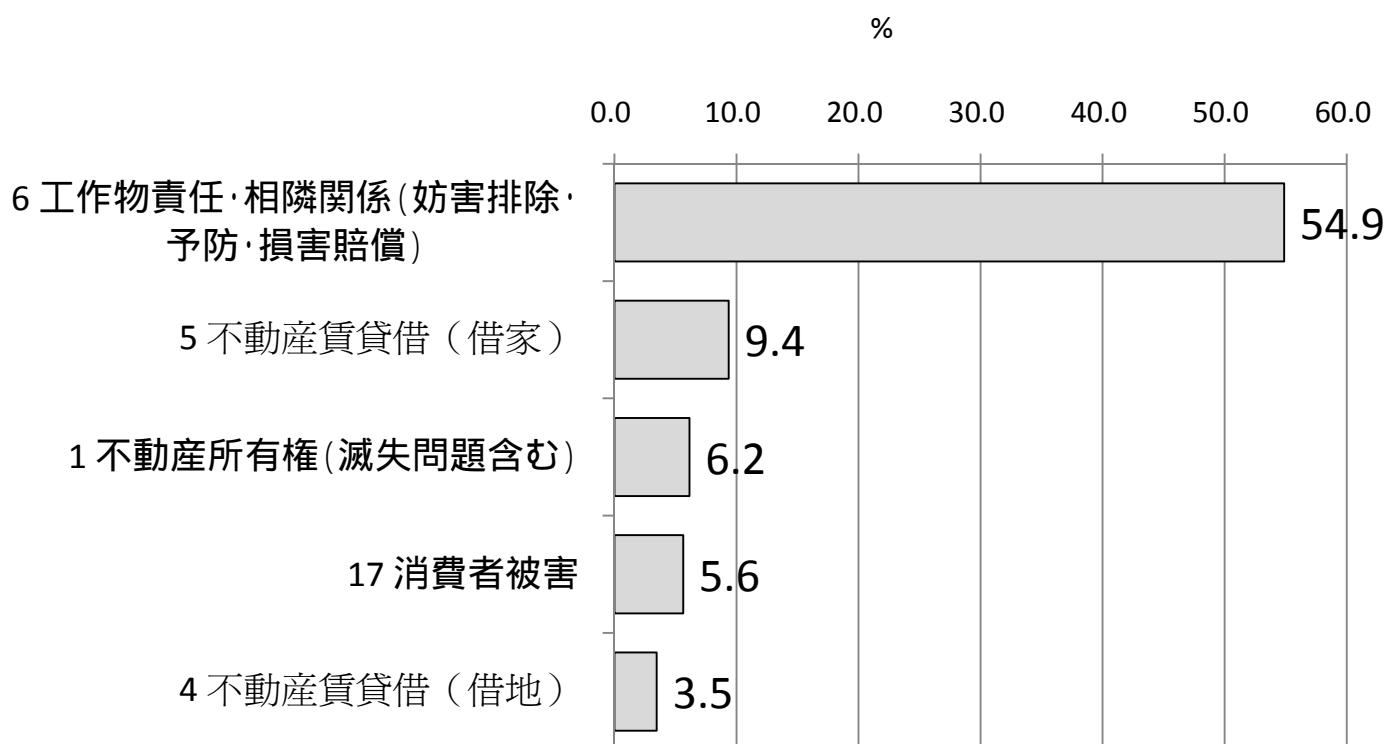
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例から相談事例の上位を抽出したもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

「震災関連法令」を除く「住宅ローン等」や「遺言・相続」が高い比重を占めていることが大きな特徴であり、茨城県沿岸部の深刻な被災状況を顕著に反映したものとなっている。

(図5-2-3)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ780人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

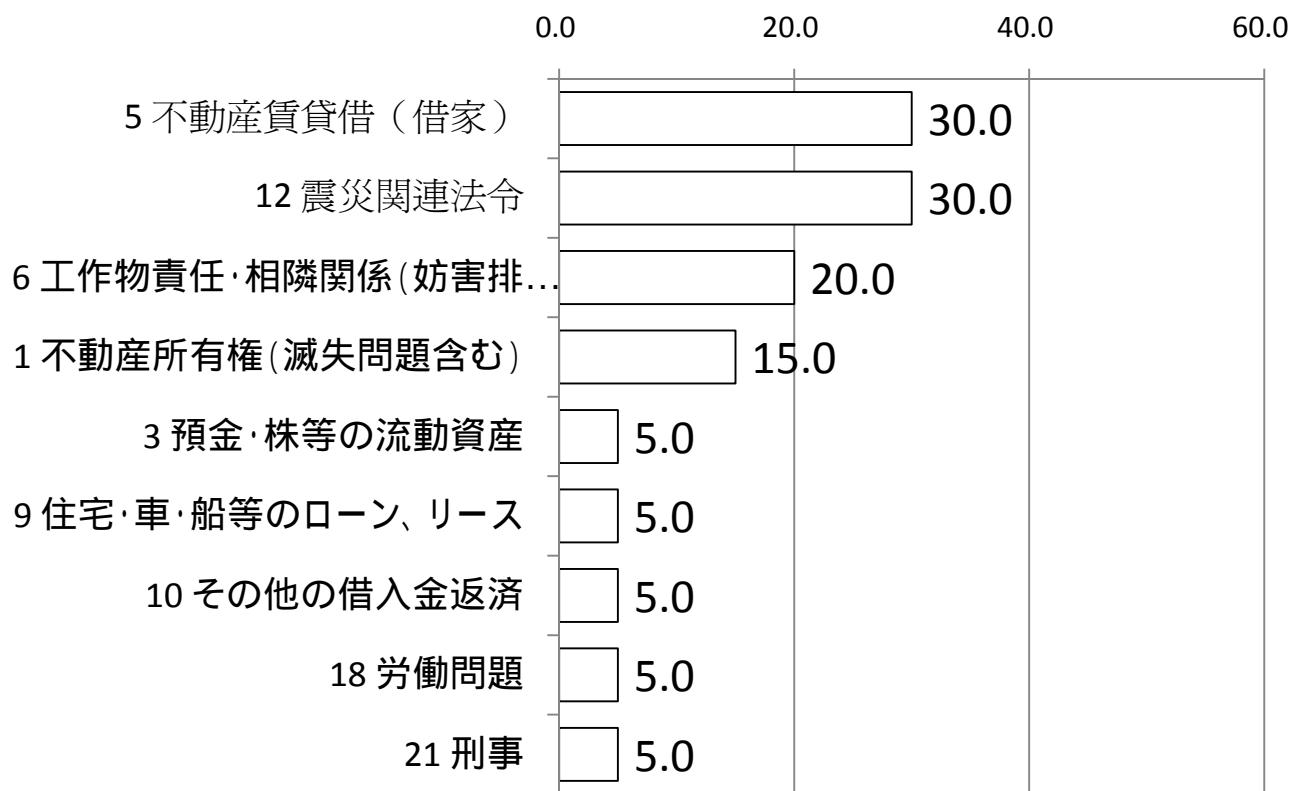
現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅」の中には、震災後、自ら引越し等により新居に移った結果「自宅」となったケースもある。

(図5-2-4)
全相談事例
(相談者の居所が「自宅以外」の相談事例(上位5類型))

注:各相談内容の分母はそれぞれ20人である。
%



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が「茨城県」である事例で、且つ相談所の居所が「自宅以外」であることが判明している事例について、割合の上位を占める相談を抽出したもの。

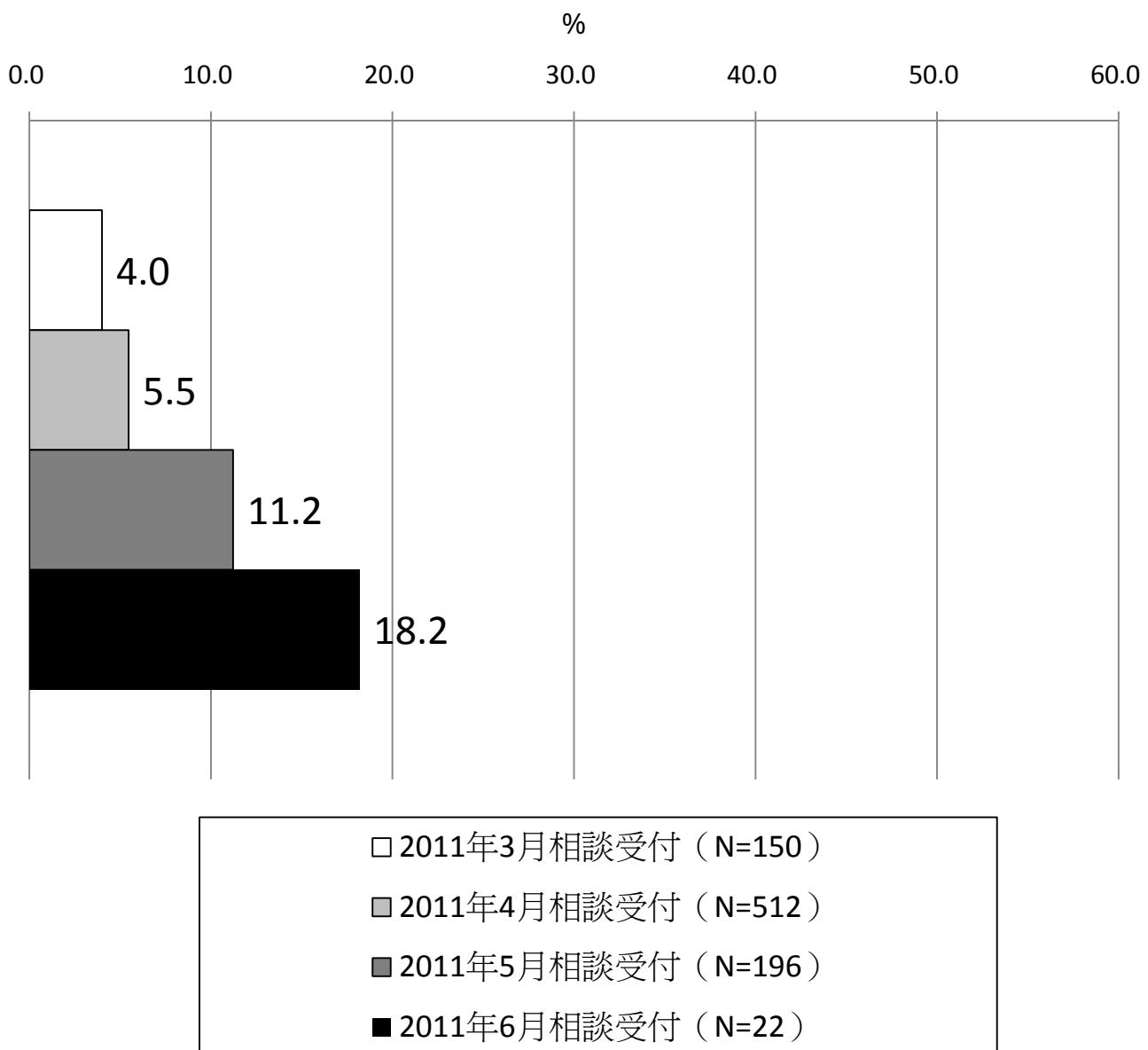
現在の居所が相談票から読み取れなかったり、無回答であったりする事例も多数存在することに留意されたい。

「居所」とは、相談当時の実際の生活の本拠である。

「自宅以外」とは、「避難所」「親類宅」「知人宅」などであり、その殆どは「避難所」である。分析時期の関係で、第二次分析では仮設住宅への居住者は殆ど含まれていない。

集約した事例は、ほぼ100パーセントが電話相談事例であるため、母数が少ないと留意されたい

(図5-3-1)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「1不動産所有権」相談の推移)

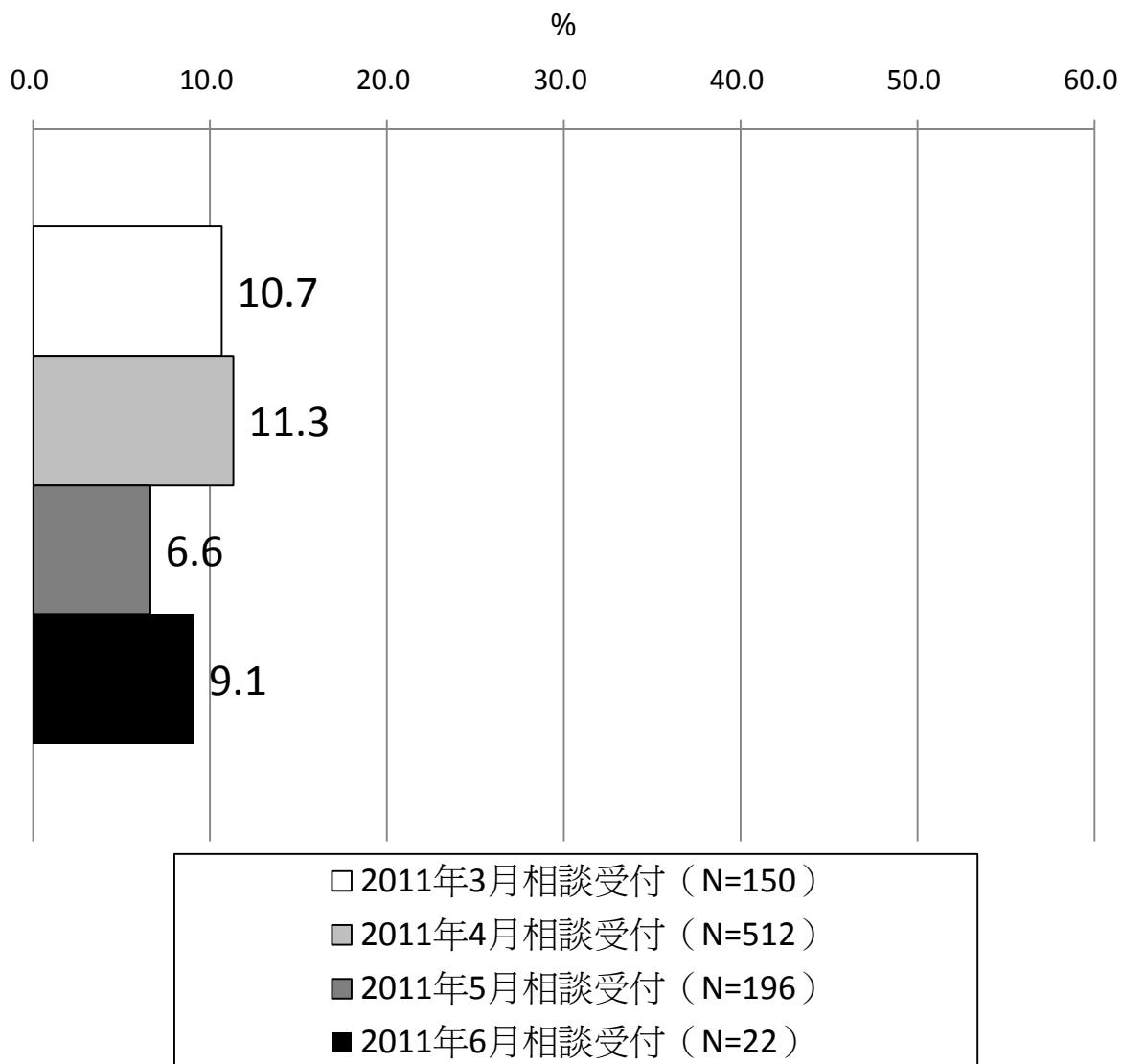


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県である事例から、全相談に占める「1不動産所有権」の相談割合の推移を示したもの。

「1不動産所有権」の内容としては、液状化地域の土地の評価、造成地区の地盤沈下問題などが代表例である。特に、広範囲で液状化被害が発生した地区において、問題が長期化していることから、相談件数の増加に影響している。

都市計画やまちづくりの問題と関係するため、行政との積極的な協働が必要になる分野である。

(図5-3-2)
 被災当時の住所地が茨城県の相談事例
 (「5不動産賃貸借(借家)」相談の推移)

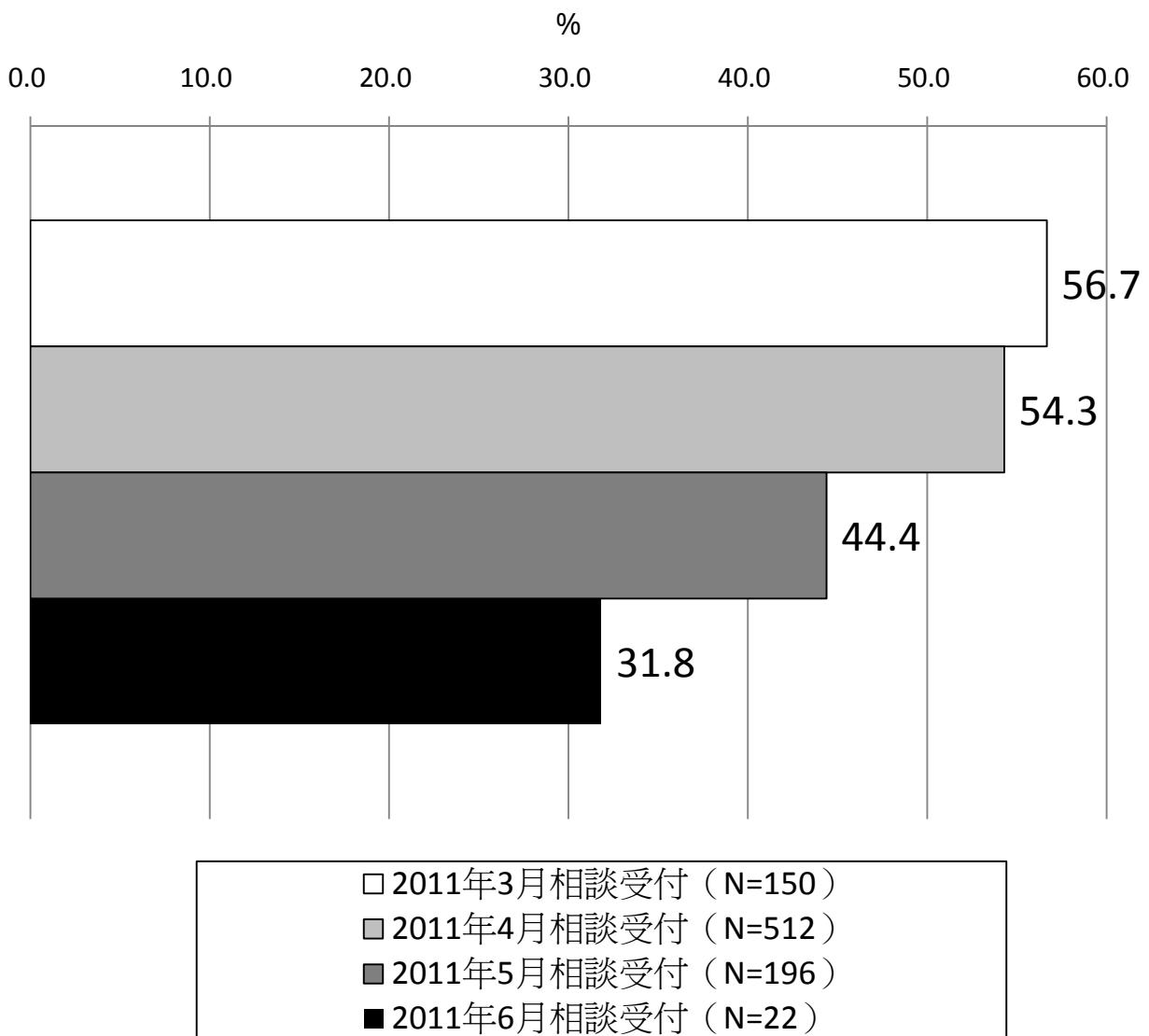


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県である事例から、全相談に占める「5不動産賃貸借(借家)」の相談割合の推移を示したもの。

「5不動産賃貸借(借家)」の相談事例とは、滅失、損壊等した建物の賃料支払義務の有無、賃貸人の修繕義務の負担問題、賃料減額問題、賃貸借契約終了の有無の問題、退去に際しての金銭的精算(立退料の是非、敷金返還)の問題等が代表的である。

都市部の被害状況を反映し、高い割合であるが、徐々に収束傾向にあるといえる。

(図5-3-3)
 被災当時の住所地が茨城県の相談事例
 (「6工作物責任・相隣関係」相談の推移)

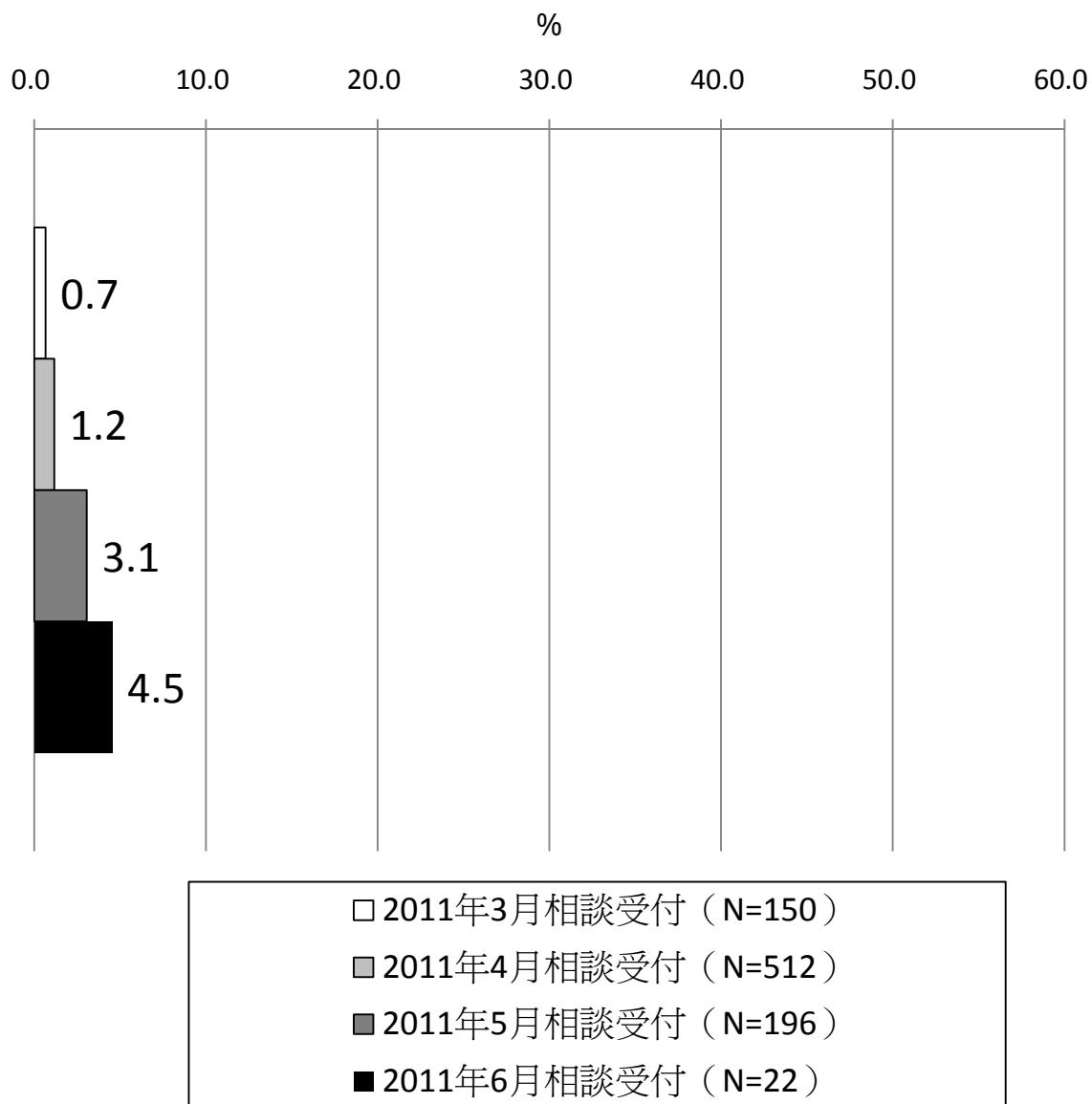


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県である事例から、全相談に占める「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談の相談割合の推移を示したもの。

「6工作物責任・相隣関係」の相談とは、「瓦が落ちて隣家に停車してある自動車を損壊した場合に責任を負うか」等が代表的な事例である。

実際に半数以上の割合を占めていたものが、法律相談による自主的紛争解決機能(紛争予防機能)の効果が顕著に現れたことで、相談件数が収束をみている。しかし、都市部の被災が甚大であったことから、高い割合を占めている。

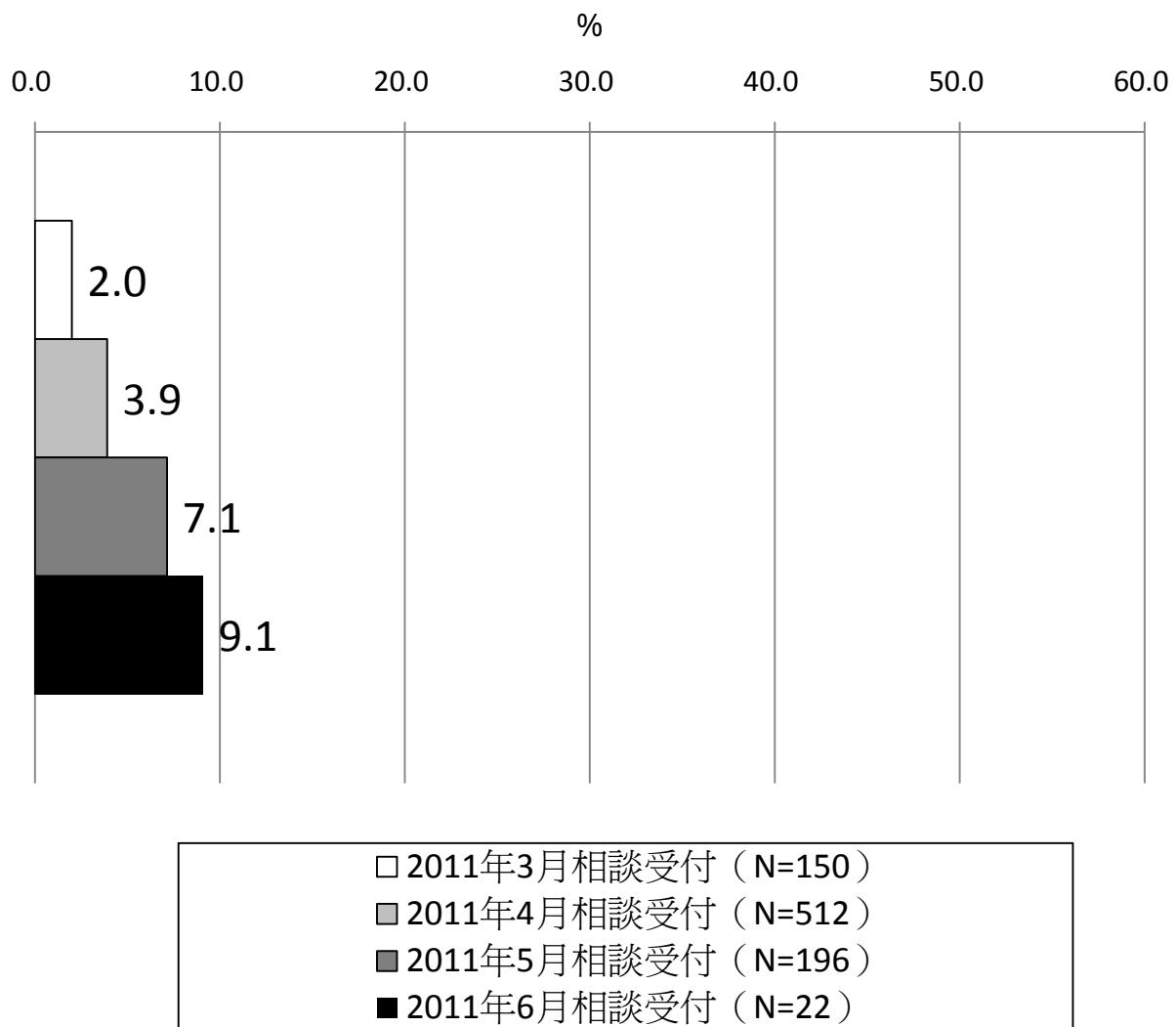
(図5-3-4)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「7境界」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県である事例から、全相談に占める「7境界」の相談割合の推移を示したもの。

「7境界」の相談事例とは、境界線にあった塀が崩落した場合の撤去義務や修繕義務の問題、それにより顕在化した境界の問題などが代表例である。境界の争いそのものよりは、「6工作物責任・相隣関係」の相談事例の発展型の問題として問われるケースが多い。

(図5-3-5)
 被災当時の住所地が茨城県の相談事例
 (「12震災関連法令」相談の推移)



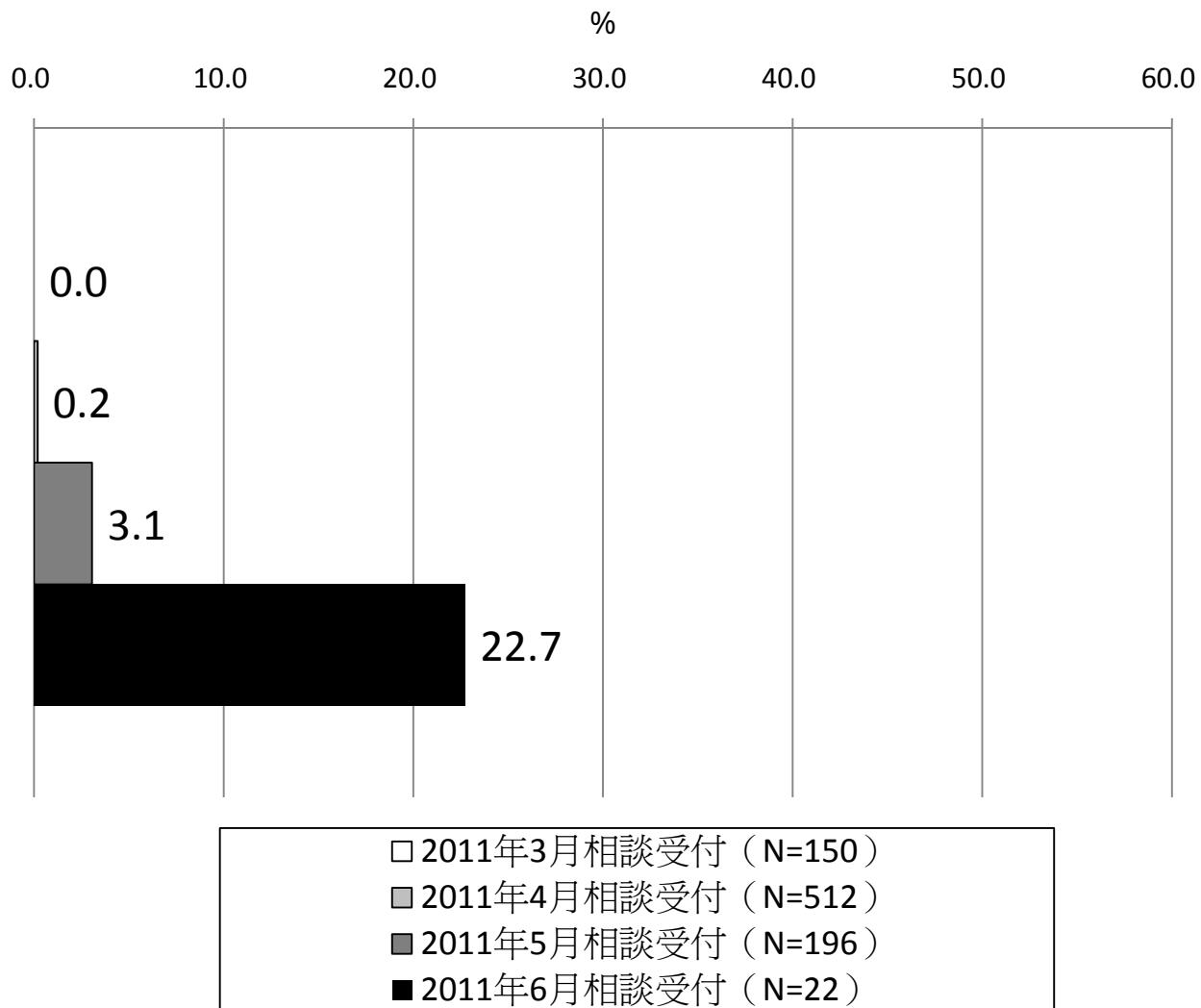
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県である事例から、全相談に占める「12震災関連法令」の相談割合の推移を示したもの。

「12震災関連法令」の相談事例とは、被災者生活再建支援制度、災害弔慰金、生活保護、災害救助法、仮設住宅等に関する各種法令の解釈、事実認定、運用方針、制度説明等多岐に亘る。

弁護士の法律相談機能のうち「情報整理・提供機能」が最大限発揮されていることが明白となった。

相談割合は初期はそれほど高い割合を示していなかったことが特徴である。しかし、立法や行政の動きが進捗するにつれ、むしろ政策の動向に关心が高まり、増加傾向にある。

(図5-3-6)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「16遺言・相続」相談の推移)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が宮城県である事例から、全相談に占める「16遺言・相続」の相談割合の推移を示したもの。

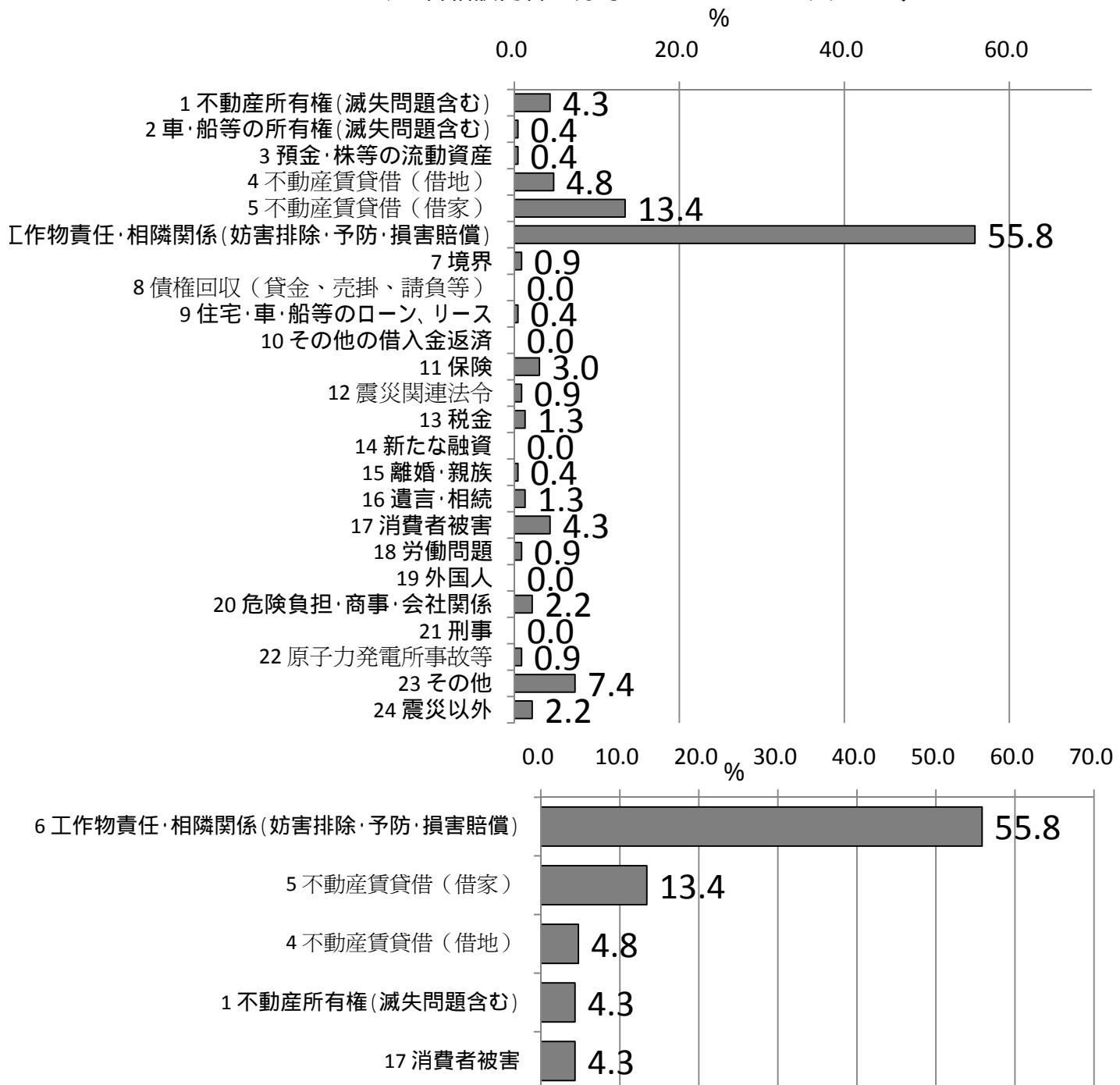
「16遺言・相続」の相談事例とは、複雑な家族関係における相続人の確定、相続財産の調査、行方不明者の問題、死亡届の問題、遺産分割交渉の問題等、ひとつひとつが相当複雑な問題となっている。

死亡届に関する行政の取扱いの通知、相続放棄に関する報道・弁護士等による啓発等により、ニーズが掘り起こされたこと、被災された方が、救助フェーズを終えて今後の生活再建等を検討し始めたこと等により、相続関連の相談割合が顕著に増加している。

6月の相談受付件数については、分析当時における集積が少ないので留意されたい。

(図5-4-1)
被災当時の住所地が茨城県水戸市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ231人である。

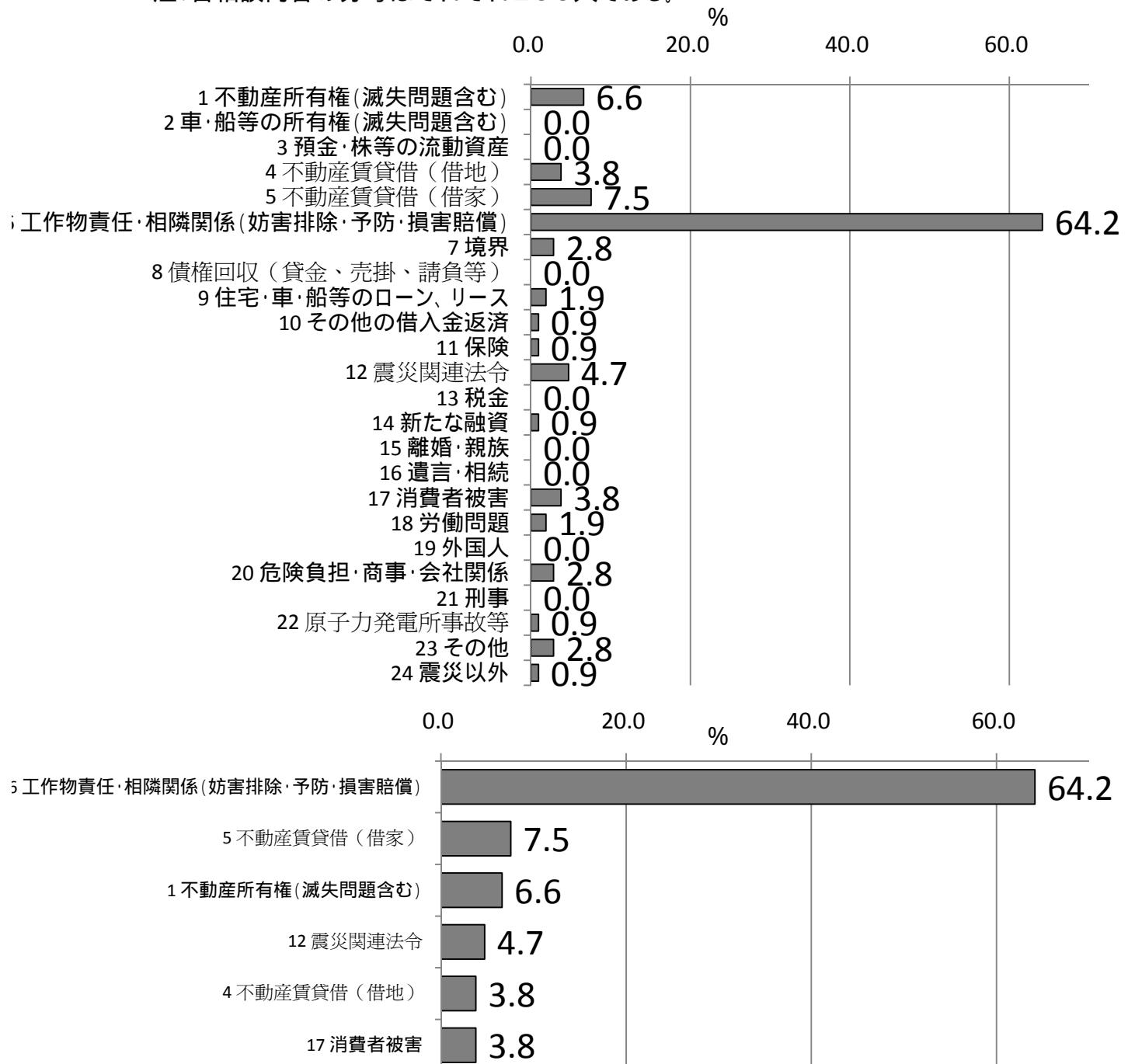


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県「水戸市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図5-4-2)
被災当時の住所地が茨城県日立市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ106人である。



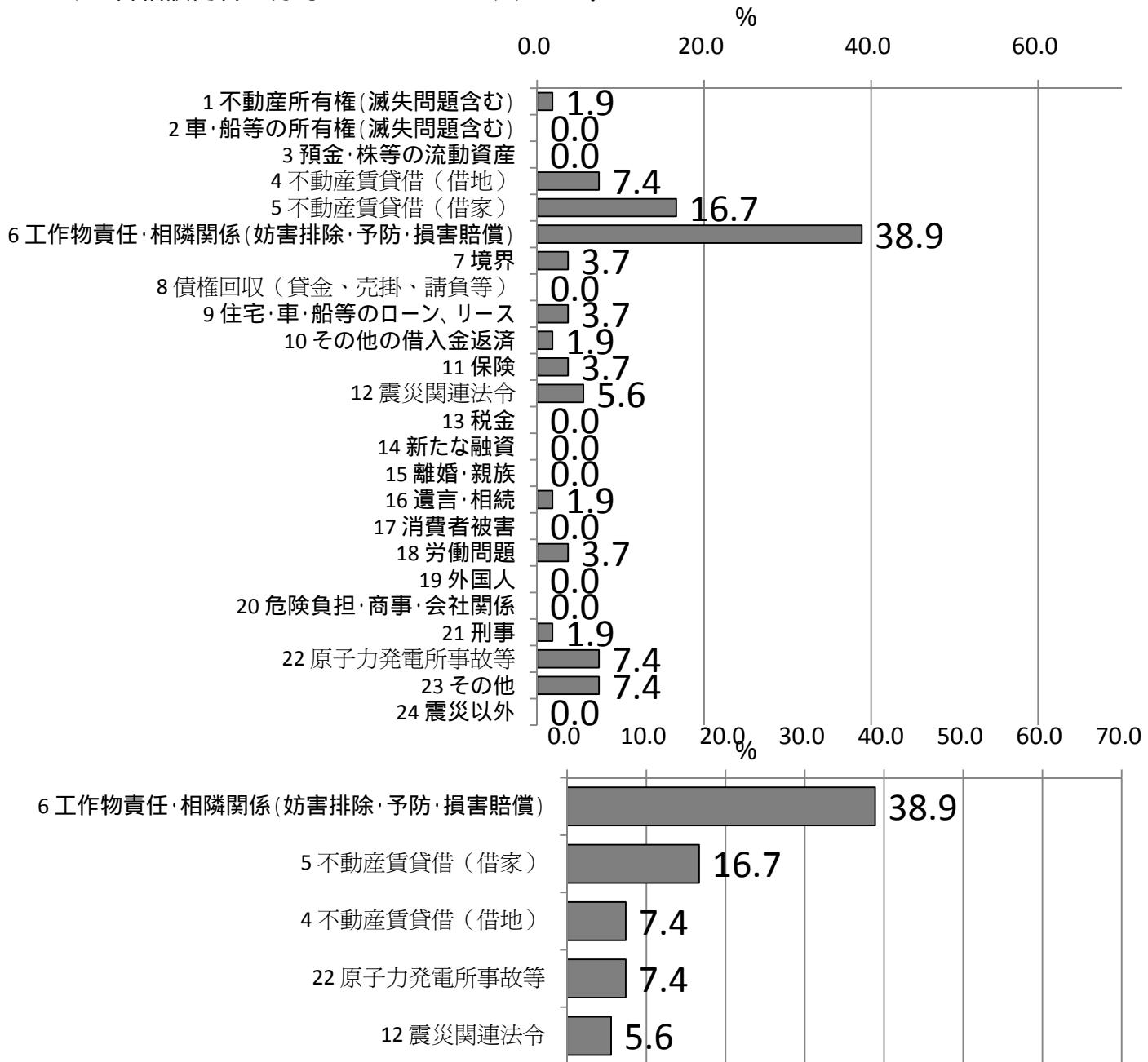
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県「日立市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図5-4-3)

被災当時の住所地が茨城県「北茨城市及び高萩市」の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ54人である。



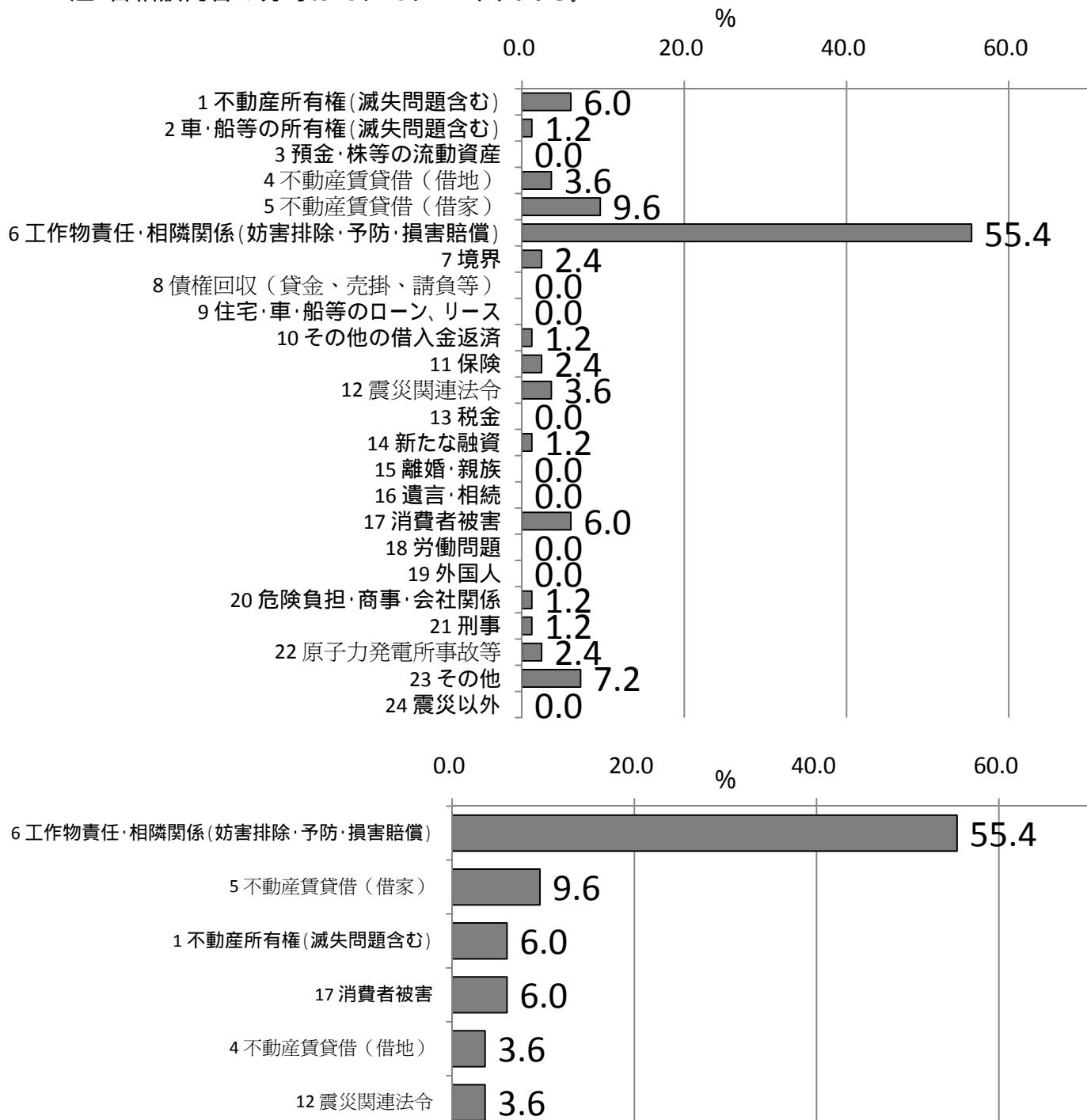
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県「北茨木市及び高萩市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

茨城県北部沿岸部は、津波により甚大な被害を受けているため、都市部の傾向とは大きく異なっている。即ち、「6工作物責任・相隣関係」の相談が、茨城県内の他の都市と比べて相当低い割合となっている。これは、相隣関係の問題に発展する以前に、津波により居住場所が滅失してしまっている事例が多いことが原因であると考えられる。

(図5-4-4)
被災当時の住所地が茨城県ひたちなか市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ83人である。

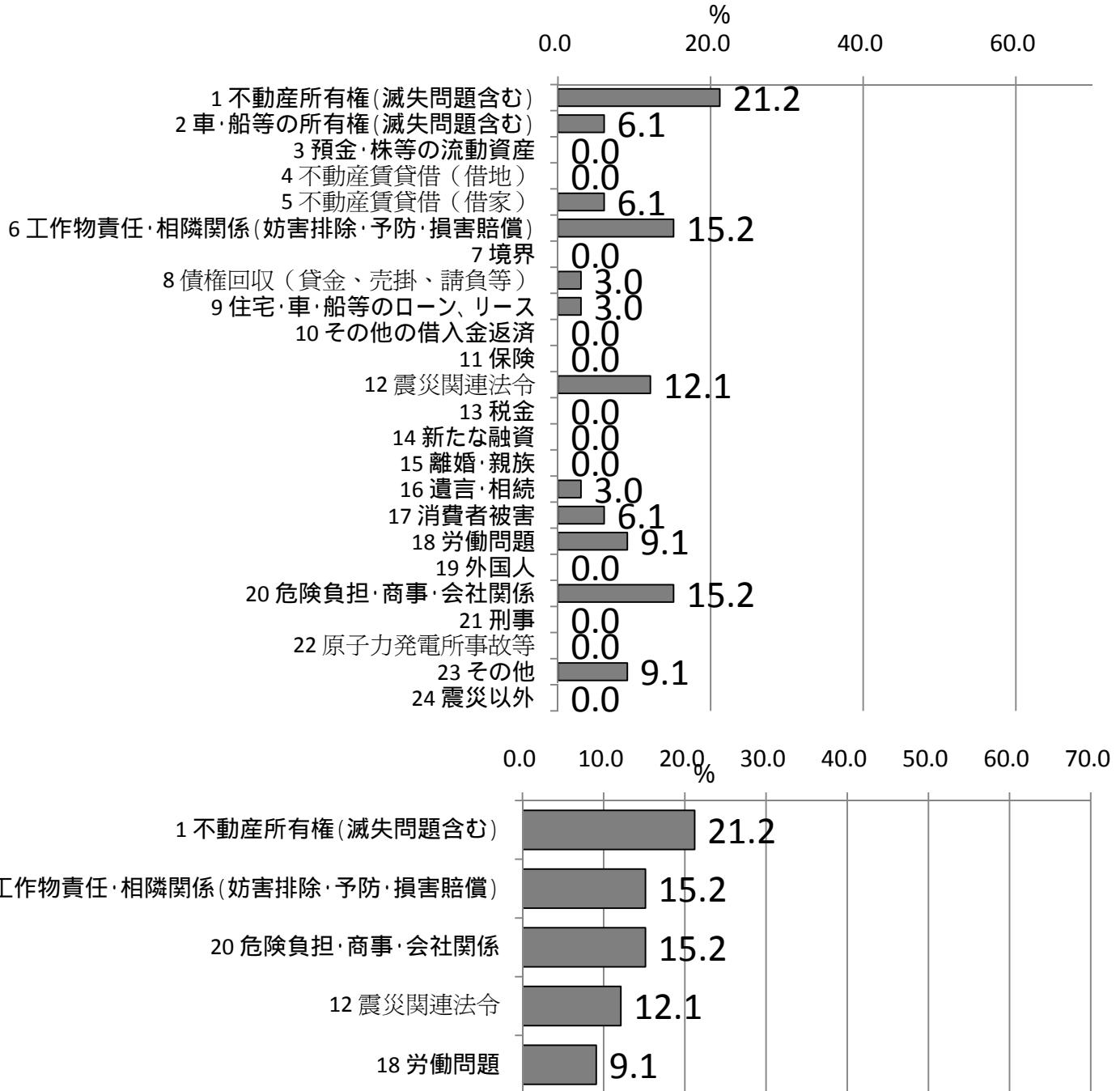


データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県「ひたちなか市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

(図5-4-5)
被災当時の住所地が茨城県神栖市の相談事例

注:各相談内容の分母はそれぞれ33人である。



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県「神栖市」である事例を母数としたもの。

相談開始時からの累計を示したものであり、必ずしも現時点における相談傾向を反映しているとは限らないことに留意。

神栖市は、世界最大規模の液状化被害を被った地域である。

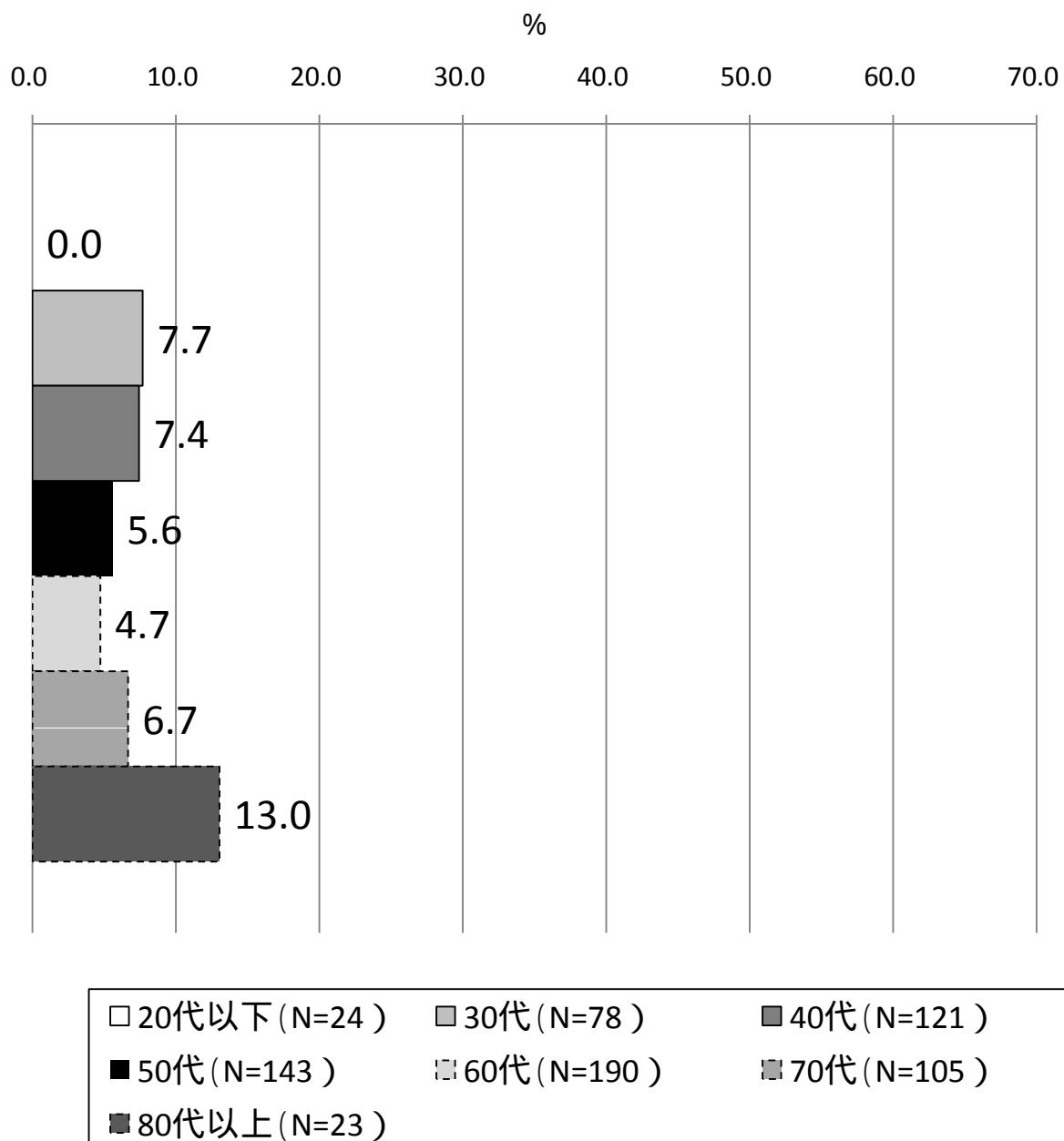
(図5-5)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(全相談類型別の年代分布表)

	20代以下 (N=24)	30代 (N=78)	40代 (N=121)	50代 (N=143)	60代 (N=190)	70代 (N=105)	80代以上 (N=23)
1 不動産所有権(滅失問題含む)	0.0	7.7	7.4	5.6	4.7	6.7	13.0
2 車・船等の所有権(滅失問題含む)	4.2	2.6	1.7	1.4	0.5	1.0	0.0
3 預金・株等の流動資産	0.0	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0
4 不動産賃貸借(借地)	0.0	2.6	2.5	2.8	3.2	5.7	0.0
5 不動産賃貸借(借家)	16.7	15.4	9.1	11.9	7.4	7.6	4.3
6 工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)	29.2	34.6	48.8	54.5	62.6	69.5	56.5
7 境界	0.0	1.3	0.8	3.5	1.1	1.0	0.0
8 債権回収(貸金・売掛・請負等)	0.0	1.3	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
9 住宅・車・船等のローン、リース	8.3	0.0	0.0	2.1	0.0	1.0	0.0
10 その他の借入金返済	0.0	0.0	3.3	2.1	0.5	0.0	0.0
11 保険	0.0	3.8	2.5	2.1	2.1	3.8	0.0
12 震災関連法令	4.2	2.6	5.8	4.9	2.6	3.8	17.4
13 税金	0.0	0.0	1.7	0.7	0.5	0.0	0.0
14 新たな融資	0.0	2.6	0.8	0.7	0.0	0.0	0.0
15 離婚・親族	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.0	0.0
16 遺言・相続	0.0	0.0	4.1	1.4	2.1	1.0	0.0
17 消費者被害	4.2	11.5	7.4	1.4	4.7	2.9	8.7
18 労働問題	0.0	0.0	0.8	5.6	2.1	0.0	0.0
19 外国人	0.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0
20 危険負担・商事・会社関係	4.2	7.7	3.3	1.4	1.6	2.9	0.0
21 刑事	0.0	1.3	0.0	0.7	0.5	0.0	0.0
22 原子力発電所事故等	16.7	0.0	1.7	2.1	0.0	0.0	0.0
23 その他	12.5	6.4	4.1	5.6	4.7	2.9	8.7
24 震災以外	0.0	2.6	0.0	0.7	1.1	0.0	0.0

データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、全類型における相談者の年齢(年代)の分布を示した表である。

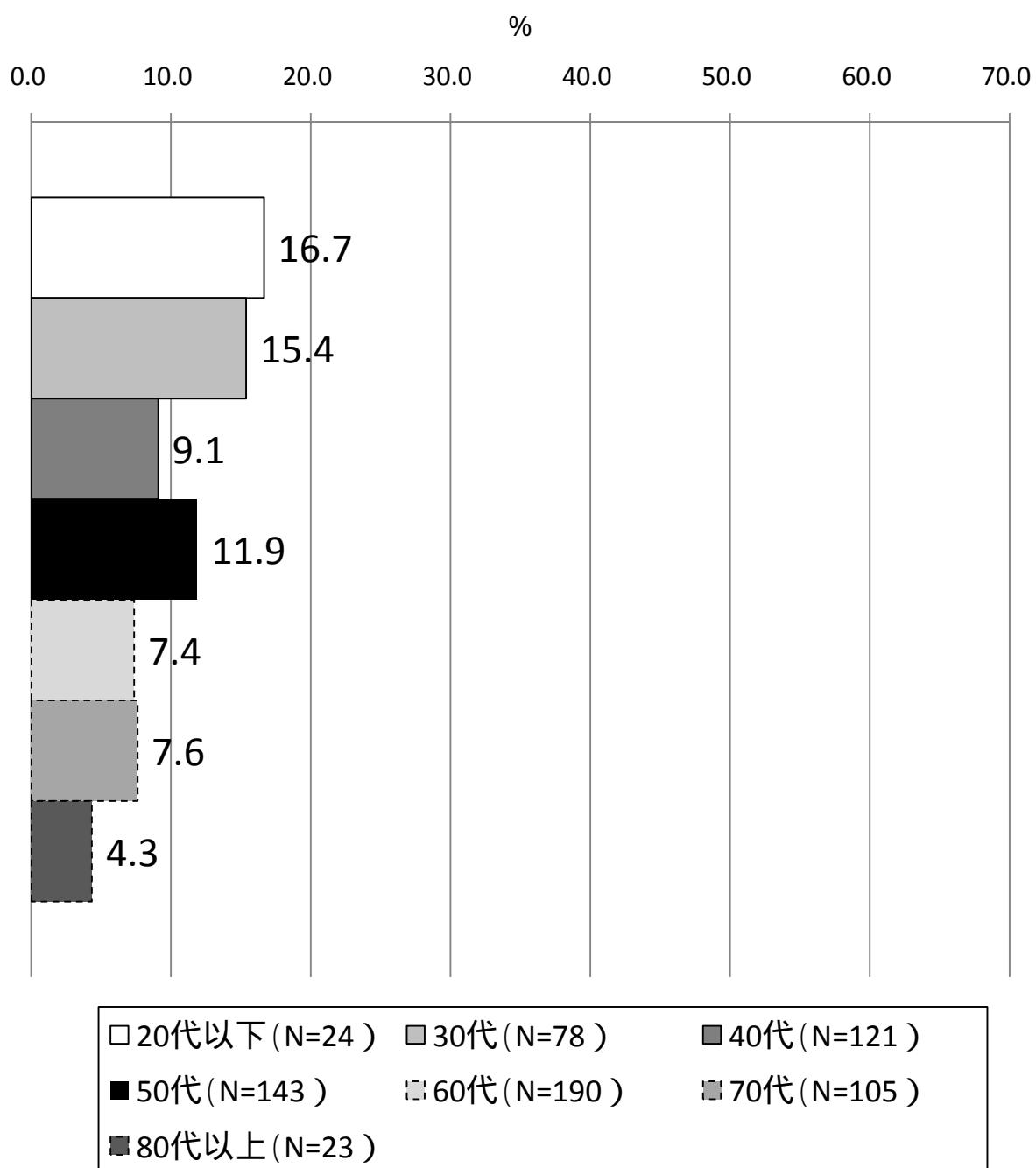
網掛けは、当該類型において最も割合の高かった年代である。

(図5-6-1)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「1不動産所有権」相談の年代別分布表)



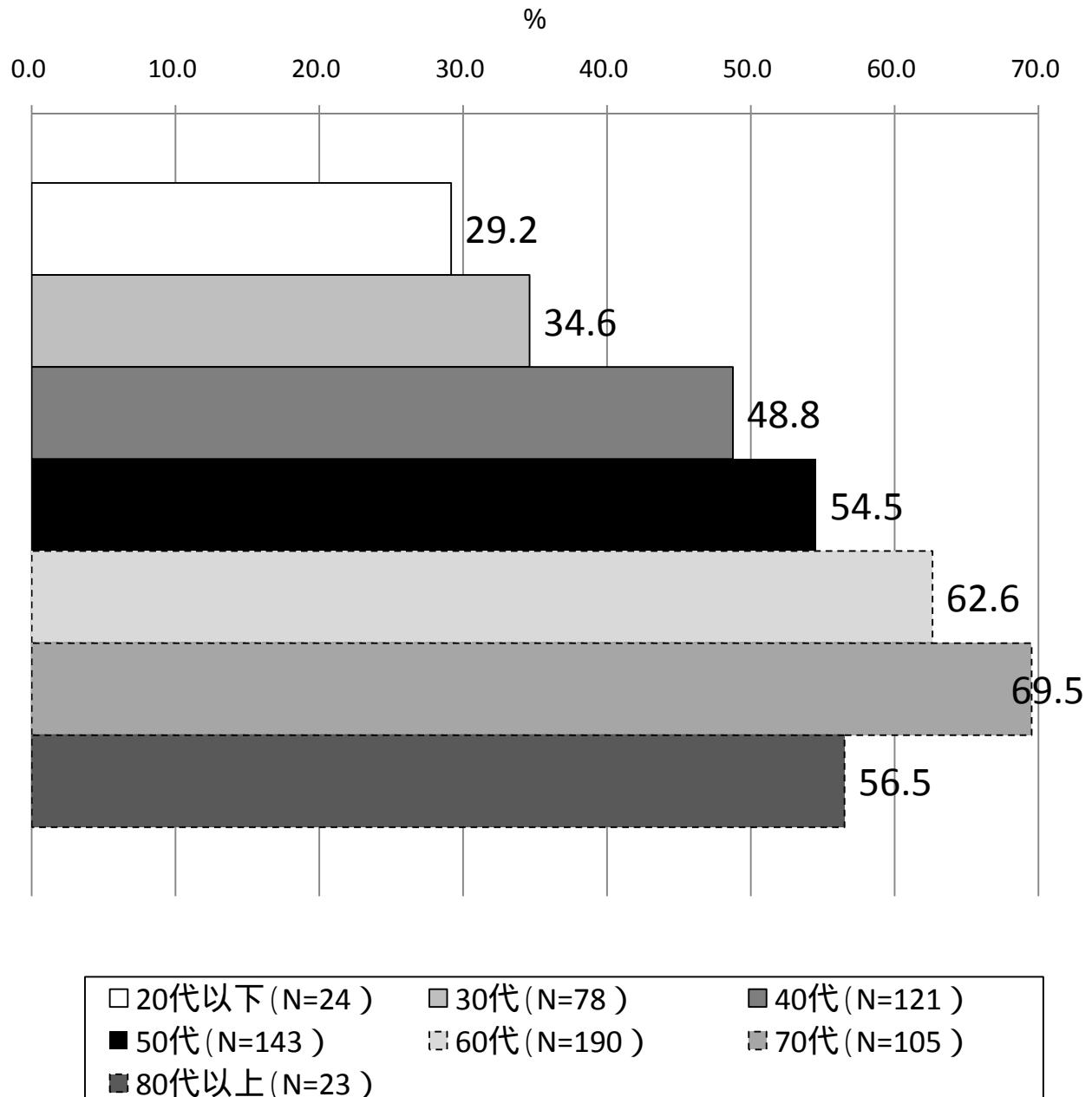
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、「1不動産所有権」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図5-6-2)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「5不動産賃貸借(借家)」相談の年代別分布表)



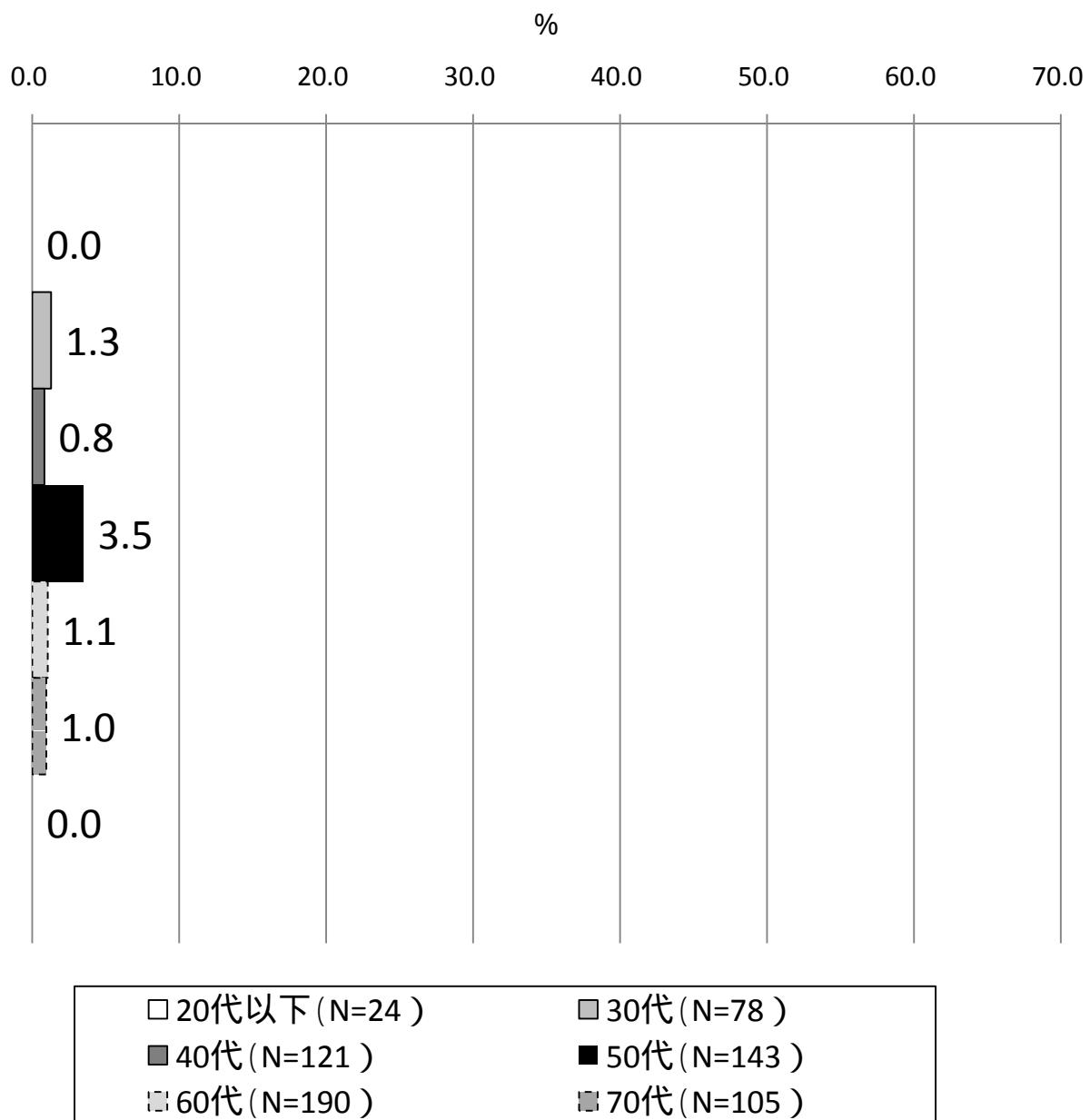
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、「5不動産賃貸借」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図5-6-3)
 被災当時の住所地が茨城県の相談事例
 (「6工作物責任・相隣関係」相談の年代別分布表)



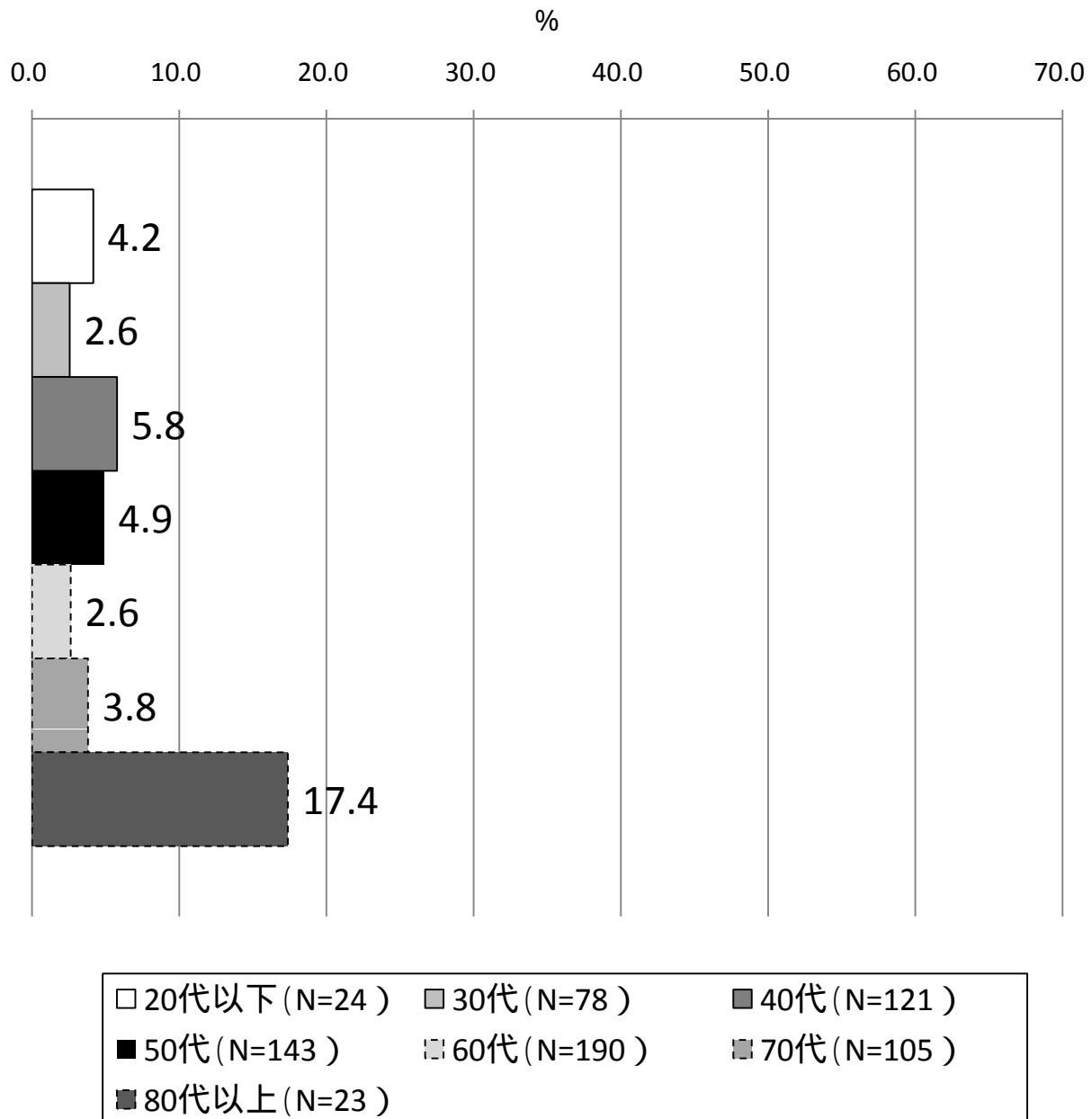
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、「6工作物責任・相隣関係(妨害排除・予防・損害賠償)」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図5-6-4)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「7境界」相談の年代別分布表)



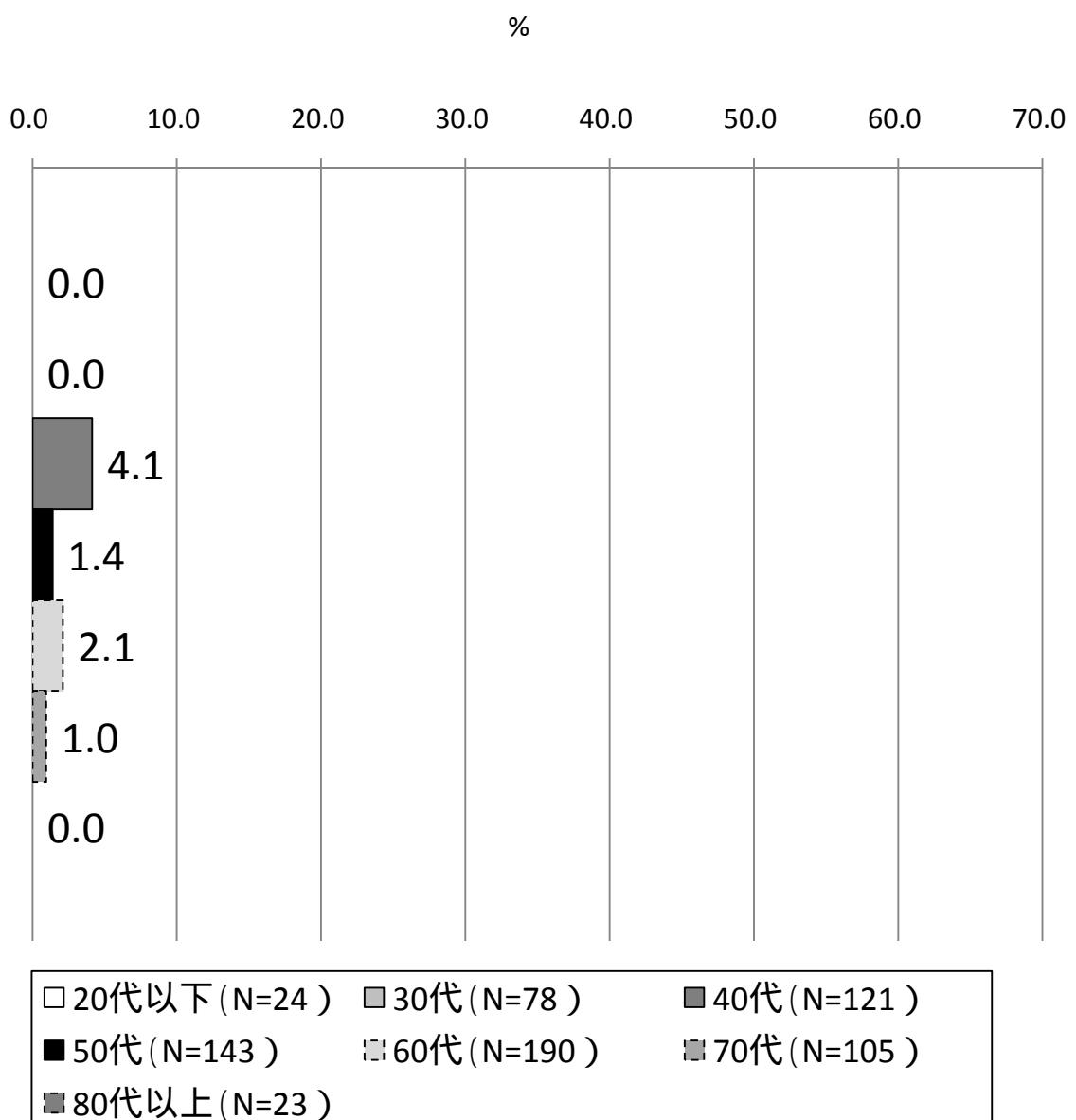
データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、「7境界」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図5-6-5)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「12震災関連法令」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、「12震災関連法令」相談における相談者の年齢分布を示したもの。

(図5-6-6)
被災当時の住所地が茨城県の相談事例
(「16相続」相談の年代別分布表)



データベースのうち相談者の被災当時の住所地が茨城県の事例について、「16相続」相談における相談者の年齢分布を示したもの。